

目 次

1. 平成17年12月9日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第38号から議第58号まで）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	10
10. 日程第6 報告1件	21
11. 散 会	22
12. 平成17年12月15日（木曜日）	25
13. 議事日程（第2号）	25
14. 開 議	29
15. 日程第1 一般質問	29
16. 大崎議員 質問	29
17. 前田議員 質問	32
18. 田島議員 質問	48
19. 高村議員 質問	63
20. 吉田議員 質問	67
21. 北本議員 質問	82
22. 松本議員 質問	93
23. 永野議員 質問	100
24. 散 会	108
25. 平成17年12月16日（金曜日）	111
26. 議事日程（第3号）	111
27. 開 議	115
28. 日程第1 一般質問	115
29. 堀本議員 質問	115
30. 青木議員 質問	131

31.	近松議員	質問	142
32.	田畑議員	質問	155
33.	宮田議員	質問	158
34.	内田議員	質問	162
35.	福嶋議員	質問	167
36.	日程第2	議案の委員会付託	174
37.	日程第3	議員提出議案上程（議員提出第6号から議員提出第8号まで）	176
38.	日程第4	質疑・討論・採決	176
39.	日程第5	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任	177
40.	日程第6	調査事項の委員会付託	177
41.	日程第7	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員正副委員長互選結果報告	178
42.	散	会	178
43.	平成17年12月26日（月曜日）		181
44.	議事日程（第4号）		181
45.	開	議	184
46.	日程第1	委員長報告	184
47.	総務委員長報告		184
48.	産業経済委員長報告		187
49.	建設委員長報告		188
50.	文教厚生委員長報告		192
51.	日程第2	質疑・討論・採決	195
52.	日程第3	委員長報告	199
53.	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告		200
54.	日程第4	質疑・討論・採決	200
55.	日程第5	委員長報告	201
56.	玉名バイパス建設促進特別委員長報告		202
57.	日程第6	質疑・討論・採決	202
58.	日程第7	玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	203
59.	日程第8	意見書案上程（意見書案第1号から意見書案第2号まで）	204
60.	日程第9	質疑・討論・採決	204
61.	閉	会	206

62. 署名欄207

第 1 号

1 2 月 9 日 (金)

平成17年第2回玉名市議会定例会議事及び会期日程表

月	日	曜	会議別	摘 要
12	9	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第38号から議第58号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告1件</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
12	10	土	休 会	
12	11	日	休 会	
12	12	月	休 会	
12	13	火	休 会	
12	14	水	休 会	
12	15	木	本会議	一般質問
12	16	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案の委員会付託</p>
12	17	土	休 会	
12	18	日	休 会	
12	19	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
12	20	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
12	21	水	休 会	
12	22	木	休 会	
12	23	金	休 会	
12	24	土	休 会	
12	25	日	休 会	
12	26	月	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成17年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成17年12月9日（金曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第38号から議第58号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告1件

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程
 - 議第38号 平成17年度玉名市一般会計予算
 - 議第39号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議第40号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計予算
 - 議第41号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算
 - 議第42号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
 - 議第43号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議第44号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
 - 議第45号 平成17年度玉名市土地取得特別会計予算
 - 議第46号 平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
 - 議第47号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
 - 議第48号 平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計予算
 - 議第49号 平成17年度玉名市水道事業会計予算
 - 議第50号 平成17年度玉名市下水道事業会計予算
 - 議第51号 玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
 - 議第52号 玉名市男女共同参画推進条例の制定について
 - 議第53号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第54号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

議第55号 有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部
変更について

議第56号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第57号 市道路線の廃止及び認定について

議第58号 市道路線の変更について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告1件

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根政明君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務部長	谷口 強 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	荒木 澄人 君
市民部長	田上 敏秋 君	福祉部長	元田 充洋 君
産業経済部長	前濱 健一 君	建設部長	島崎 正 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	望月 一晴 君
企業局長	中原 早人 君	教育委員長	坂本 清一 君
教育長	菊川 茂男 君	教育次長	杉本 末敏 君
監査委員	高村 捷秋 君		

午前10時00分 開会

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから平成17年第2回の玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番議員 宮田知美君、4番議員 北本節代さん、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、12月2日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から26日までの18日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から26日までの18日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

12月定例会市議会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、年末何かと御多忙の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

まず、初めての定例会に臨み、所信の一端を申し述べます。

行政運営に対する基本的な事柄であります。やはり、これまで1市3町が個々の行政体としてそれぞれの取り組みを進めてこれらたわいで、行政の進め方、あるいは慣習に大きな違いがあります。そのために生じる不安や戸惑いに対し、協調融和の大事にしながら、それぞれの地域の信頼感を深め、新しいふるさと玉名の礎をつくるという気概をもって行政運営に当たってまいりたいと存じます。

いくつかの行政の課題について申し上げます。700兆円を超える債務を抱える

国・地方の財政状況は深刻さを増しています。小さな政府を目指している小泉内閣が総選挙で圧勝したことで、構造改革路線はさらに加速しつつあります。

こうしたなか、市町村が国や県任せで何とかやれた時代は既に過去のものとなっています。相当の覚悟をもって、この事態に対応しなければならないと認識しています。

2002年、政府は骨太の方針で三位一体改革を明記し、以来その論議が進められています。先月末に税源移譲については最終合意し、公約の3兆円の税源は何とかひねり出されたようではありますが、その内容は生活保護費は対象にしないことになったものの、かわりに児童手当の国負担が引き下げられ、義務教育については、地方が自由に裁量できるように全額地方負担のいわゆる一般財源化を要求していたものですが、2分の1の国庫負担が3分の1国庫負担に引き下げられただけの国のひも付きのままの改革となるなど地方への分権を実現する理念とはほど遠い決着だったと言わざるを得ません。

今後、2007年度以降の2期改革に焦点が移りますが、地方の自由度が増えない中での税源移譲と引きかえに、市町村の重要な財源となっている地方交付税に大なたが振るわれる可能性が高いと思います。

また、国からの合併補助金について、玉名市の場合に3年間で4億8,000万円が交付される約束で進んできたわけではありますが、1年合併を延長した自治体は認めないという話が財務省から出ており、現在、総務省との間の調整が難航しています。

このような地方へのしわ寄せが実現化してくれば、これまで合併協議の中で積み上げてきた本市の財政計画も、大幅に見直さざるを得ないことになります。

我々は、国に対して数字合わせでは解決できない地域の事情をもっと訴えていくべきであり、自らその先頭に立つ覚悟であります。しかし同時に、穴の空いたバケツに水をくんでくれというような自治体運営は自ら戒めるべきであるとも考えます。

幸い、市町合併により玉名市における行政改革の大きなシナリオはできています。今後、市議会や市の職員、さらに市民の皆様と共通の認識のもと、後戻りすることなく改革を前に進めてまいる所存であります。

収入役の廃止を含めた効率的な行政体系や、急激な変化による戸惑いを与えないような行政シフトでそれぞれの行政課題に取り組んでまいります。

そのうえで5年半後に迫った九州新幹線開業に向けて、駅前広場建設を含めた全体のイメージづくり、あるいは、県・市協定の速やかな締結に向けて鋭意取り組む必要があります。国道208号線バイパス建設が新幹線開業に間に合うよう、5年間で開通させるという決意のもとに国交省や県との間の協議・協力を努めてまいります。それとともに中心市街化区域の道路整備等の幹線道路のネットワーク化を促進し、観光や企業誘致・定住対策を含めた活性化を図ってまいります。

次に、市民の関心が高い市役所建設の問題であります。私も就任1カ月近くになる

うとしておりますが、実感として議会の皆様もそうでございますが、合併により市の職員も人数も増えたということもあって、この市役所が狭隘に過ぎるという実感を持っております。また、行政の効率化、一体化のうえでは極めて新庁舎の問題は大切な問題であるとも感じます。できるだけ早い時期に市民フォーラム等の市民の声を反映する機会を設け、実施に向けた準備に取り掛かる必要があると感じています。

また、介護保険料の問題をどうするか、現在詰めを急いでおりますが、相当高くなる見込みであります。旧市町間の保険料の格差の調整統一に加え、制度の改正や在宅介護サービス受給者の増加により介護費用が大幅に伸びております。現在、一番安い旧天水町地区の被保険者にとっては、基準額でも相当の高止まりにならざるを得ないのかなあとも思っておりますし、議会はもとより被保険者の皆様への十分な説明責任を果たしながら、公平で持続可能な見直しを進めてまいりたいと思います。

玉名中央病院の改革も急がれます。早急に市の拠出金に頼ることなく運営ができる経営計画を策定することが必要ではないでしょうか。これまでの積立金はあるものの3年連続の赤字を計上し、昨年度は2億1,000万円もの赤字を計上しています。多くの自治体が公立病院の赤字補てんで財政が逼迫しており、そのような深刻な事態になる前に打開策を打つ必要があります。一方小児医療体制のような地域住民が大変不安を持っている事案に対しては、地域の中核病院として関係機関と早急に話し合いの場を持ち医師確保を実現して、小児医療の診療体制が整うように最大限の努力をいたす所存であります。

ただいま差し迫った一部の課題と取り組みを申し上げましたが、新市建設計画に掲げられた事業、一つ一つを改めて精査検討しながら全力で玉名市民の福祉、産業、環境、教育、文化の向上に取り組む所存でございますので、何とぞ議会の皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

早速、本定例会に提出いたしております平成17年度玉名市一般会計予算等予算関係につきましては、新市として初めての予算でございます。予算の期間につきましては、合併後の10月3日から平成18年3月31日までの6カ月間でございます。去る11月29日付けで議決いただきました暫定予算も含まれたものでございます。

本予算の基本的な考え方といたしましては、旧1市3町での議決済み予算を尊重するもので、旧各市町の最終予算額より、去る9月30日現在での歳入及び歳出額を差し引き、それに合併後に必要となった選挙費や台風14号による災害復旧等を加え調整をいたしております。平成17年度玉名市一般会計予算における主な事業といたしましては、複合施設整備事業費、電算システム統合事業費、漁港事業費、草枕交流館整備事業費、道路・街路事業費、玉陵中学校屋内運動場及び天水中学校の建設費等が主なものでございます。

諸議案の内容につきましては、各常任委員会において御説明させていただきたいと存じますが、何とぞよろしく御審議くださいまして、いずれも御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、予算案が13件、条例・規約が5件、そのほかの議決案が3件、合わせて21件の御審議をお願い申し上げますと共に1件の御報告がございます。

簡単でございますが、所信の一端を申し上げてごあいさつにさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

日程第4 議案上程（議第38号から議第58号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第38号平成17年度玉名市一般会計予算から、議第58号市道路線の変更についてまでの議案21件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） おはようございます。

ただいまから、議第38号から議第48号までの当初予算11件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第38号平成17年度玉名市一般会計予算についてでございます。お手元に配付いたしております資料を御参照いただきたいと思います。今回御提案いたしております予算は、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものでございます。資料中の平成17年度玉名市一般会計予算提案理由資料をお願いいたします。

1ページでございます。まず、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億7,955万円とするものでございます。1款市税は27億3,127万6,000円。主なものは、個人市民税で8億3,743万1,000円、法人市民税は3億1,535万4,000円。また固定資産税は12億6,512万4,000円でございます。それからたばこ税は2億2,619万9,000円であります。2款地方譲与税は、3億6,879万9,000円で、国の三位一体の改革として国庫補助負担金が一般財源化されるのに伴い、その財源補てん措置として所得譲与税が1億2,592万7,000円、自動車重量譲与税が1億8,380万1,000円でございます。3款利

子割交付金は1,231万2,000円、4款配当割交付金は1,565万7,000円、5款株式等の譲渡所得割交付金は259万3,000円であります。6款地方消費税交付金は2億8,002万3,000円であります。7款ゴルフ場利用税交付金は2,084万2,000円、8款自動車取得税交付金は6,785万2,000円。10款地方交付税は26億1,242万1,000円、11款交通安全対策特別交付金は550万4,000円あります。12款分担金及び負担金は2億6,114万4,000円を計上いたしております。主なものは、老人保護措置費負担金が3,737万8,000円。また、保育所の保育料である保育所運営費負担金が2億1,444万4,000円。13款使用料及び手数料は2億3,163万3,000円を計上いたしております。市民会館使用料が691万1,000円、墓地公苑永代使用料が1,008万円、また住宅使用料が1億1,558万4,000円。2ページに移ります。一般廃棄物処理手数料がごみ袋販売分として3,588万6,000円などが主なものでございます。14款国庫支出金については23億3,765万3,000円で、主なものは知的施設支援費負担金が1億6,105万4,000円、保育所運営費負担金が1億6,009万2,000円、被用者・非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金が7,197万6,000円、児童扶養手当負担金が7,667万9,000円、生活保護の各扶助費に対します負担金が、2億9,595万5,000円、公立学校施設整備費負担金及び補助金が1億7,967万9,000円、街路・公園事業ほかのまちづくり交付金が3億9,936万円、また、公営住宅ストック総合改善事業補助金が1,304万6,000円。それから、道路・街路事業分で地方道路整備臨時交付金が3億7,257万円などでございます。15款県支出金は18億8,140万2,000円。主なものは、保険基盤安定負担金が2億5,622万1,000円、保育所運営費負担金が8,500万3,000円、被用者・非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金が1,842万1,000円、市町村合併特別交付金が過年度分を含みまして6億490万円、重度心身障害者医療給付費補助金が6,420万円、農村総合整備事業補助金が1億2,537万5,000円。3ページでございす。大浜及び滑石両漁港修築事業の漁港事業補助金が9,750万円並びに大正開漁港改修事業費補助金が9,750万円、熊本県議会議員選挙費委託金が1,891万8,000円などでございます。16款財産収入は5,934万8,000円で、土地売却収入の5,330万9,000円が主なものでございます。17款寄附金は、費目予算で1,000円。18款繰入金は13億2,703万円で、主なものは財政調整基金繰入金が5億5,907万9,000円、市有施設整備基金繰入金が5億9,994万1,000円などでございます。20款諸収入は24億1,876万円。これは貸付金元利収入が1億7,236万6,000円、また、旧1市3町の決算剰余金の清算繰入金が18億9,108万2,000円などが主なものでございます。21款市債は、36億4,53

0万円で、主なものは複合施設整備事業債が6億8,300万円、水産基盤整備事業債が9,440万円、道路橋りょう整備事業債が繰越分を含みまして4億8,140万円、街路事業債も繰越分を含みまして1億3,600万円、まちづくり交付金事業債も繰越分を含みまして2億5,500万円。また中学校施設整備事業債が5億4,320万円。それから地方の財源不足の補てん措置として臨時財政対策債が9億9,480万円などがございます。

4ページ、次のページお願いします。歳出につきましては、1款議会費が1億936万7,000円、政務調査費交付金として180万円。2款総務費は32億4,419万1,000円で、主なものは市民会館費が事務所、会議室棟改修工事請負費のほかで2億6,209万8,000円、横島町の複合施設整備事業費の7億4,244万円、電算システム統合事業費が5億7,516万5,000円、新幹線促進事業に要する経費が3,084万4,000円、税の賦課、徴収に要する経費などで1億7,787万5,000円、また、戸籍住民基本台帳費が1億1,577万6,000円、市長選挙費ほかの選挙に関する経費などで1億558万2,000円などがございます。3款民生費は48億7,407万9,000円、主なものは国民健康保険事業特別会計繰出金が5億9,356万5,000円、重度心身障害者医療給付費が7,080万6,000円、身体障害者施設訓練等支援費が1億1,197万8,000円、知的施設訓練等支援費が1億7,725万8,000円。次のページでございます。5ページ。老人保護措置費が5,616万7,000円、老人保健事業特別会計繰出金が6億1,571万円、介護保険事業特別会計繰出金が7億5,789万2,000円、公立・私立分の保育所運営のための経費などで9億1,952万4,000円。また、児童扶養手当を含みます児童手当費が3億1,668万1,000円。それから生活保護の各扶助に要する経費が4億6,524万9,000円などがございます。4款衛生費につきましては、13億1,827万6,000円を計上し、主なものは、各種予防に要する経費が7,122万3,000円、基本検診ほかの老人保健対策費が8,141万1,000円、公立玉名中央病院事業負担金ほかの保健管理費が2億3,082万4,000円、また、ごみ減量化対策事業費ほかの塵芥処理費が2億7,700万7,000円。それからし尿処理費が5,638万7,000円などがございます。6款農林水産業費は、13億7,824万9,000円、主なものは6ページでございますけど、小規模土地基盤整備事業補助金が4,356万1,000円、県営農業農村整備事業負担金が990万円、横島排水機場アスベスト処理委託料が2,100万円、水田農業経営確立排水対策特別事業負担金が7,435万円、市土地改良事業補助金が1,791万4,000円、また農村総合整備事業費が1億6,535万2,000円、それから漁港建設費が大浜・滑石・大正開漁港修築事業費で2億1,643万6,000円などがございます。7款商工費は、2億5,641万8,000円を計

上いたしております。主なものは、商工会議所・商工会補助金が466万円、工場等設置奨励費補助金ほかの企業誘致促進費が2,128万2,000円、また草枕交流館整備事業が1億1,022万3,000円、それから観光客誘致宣伝委託料が300万円などでございます。8款土木費は、28億2,883万4,000円、主なものは、道路新設改良費が9億1,245万円、橋りょう新設改良費が2,500万円、街路事業費が立願寺南岩原線ほかで4億556万円。7ページでございます。下水道事業会計補助金が5億2,169万6,000円、また都市再生整備事業費が立願寺横町線や新玉名駅前公園・駐車場整備事業ほかで4億8,520万5,000円。それから住宅管理費が公営住宅ストック総合改善事業を含めまして1億901万9,000円などでございます。9款消防費は、4億9,304万3,000円でございます。有明広域行政事務組合消防事業負担金が3億8,624万円、また消火栓設置費を含みます消防施設費が4,040万円などが主なものでございます。10款教育費は、21億160万5,000円、主なものは語学指導外国青年招致事業費が6名配置分で1,580万1,000円、学校給食センター費が調理・配送業務委託料ほかで1億2,715万9,000円、玉陵中屋内運動場・天水中建設のための中学校建設費が10億998万5,000円、永安寺東西古墳保存整備事業ほかの文化財保護費が6,795万1,000円、公民館建設事業費が1,958万円。それから総合体育館ほか体育施設の管理・運営に要する経費が3,176万2,000円などでございます。11款災害復旧費は2,821万5,000円。12款公債費は、16億2,727万2,000円を計上いたしております。13款諸支出金は、費目予算で1,000円。14款予備費は2,000万円を計上いたしております。

次のページでございます。次に、第2条継続費についてでございます。天水中学校建設事業の総額及び年割額を定めるものでございます。次に、第3条の債務負担行為についてでございます。新幹線玉名駅、これ（仮称）でございますけど、周辺整備事業ほか5件について期間及び限度額を定めるものでございます。次に、第4条地方債は複合施設整備事業ほか23件につきまして、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。また、第5条一時借入金は借り入れの最高額を15億円と定めるものでございます。それから第6条歳出予算の流用について、給料などについて予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用できる旨を定めたものでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、議第39号平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算でございます。9ページでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億4,394万8,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものは、1款国民健康保険税が16億2,019万4,000円。

3 款国庫支出金は療養給付費等負担金及び財政調整交付金などで20億3,410万8,000円。4 款療養給付費等交付金は7億4,207万3,000円。また、6 款県支出金は高額医療費共同事業負担金及び県財政調整交付金で2億3,442万8,000円。それから、8 款繰入金は5億9,356万5,000円などを計上いたしております。歳出の主なものでございますけども、1 款総務費が事業運営のための人件費などを含め8,996万8,000円。2 款保険給付費は31億2,007万7,000円を計上いたしております。3 款老人保健拠出金は、医療費拠出金及び事務費拠出金で8億4,489万円。4 款介護納付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として2億3,317万9,000円を計上しております。6 款保健事業費は健康づくりなどの経費で3,754万円でございます。

次に、第2条一時借入金についてであります。借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用については、給料、保険給付費などの予算額に過不足が生じた場合、同一款内で予算の流用ができる旨を定めたものでございます。

次に、議第40号平成17年度玉名市老人保健事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,894万1,000円とするものでございます。歳入の主なものは、1 款支払基金交付金が医療費交付金などで29億6,118万2,000円。3 款県支出金が医療費負担金で3億3,643万1,000円。4 款繰入金は一般会計からの繰入金で6億1,571万円でございます。

次に、歳出でございますが、1 款総務費は1,448万9,000円。2 款医療諸費が51億5,386万8,000円でございます。

次に、議第41号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,273万5,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものでございます。1 款保険料は第1号被保険者保険料が4億4,782万5,000円。3 款国庫支出金は7億5,432万2,000円をお願いいたしております。7 款繰入金は7億5,789万3,000円で、内訳といたしまして介護給付費繰入金並びに職員給与費等繰入金で7億5,789万2,000円でございます。歳出の主なものは、1 款総務費は事業運営のための人件費及び介護認定審査会などで9,487万3,000円。サービス等諸費が29億4,768万9,000円。支援サービス等諸費が1億4,740万8,000円でございます。6 款諸支出金は5,474万5,000円でございます。

次に、第2条地方債でございます。介護保険事業については、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。第3条一時借入金については、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、10ページお願いします。議第42号平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,853万9,000円とするものでございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料で使用料が1,526万7,000円。5款諸収入は雑入などで57万5,000円を計上いたしております。歳出の主なものでございますが、1款大衆浴場事業費が1,430万1,000円でございます。この中には自治振興公社への運営委託料といたしまして1,349万5,000円を計上いたしております。2款公債費は、起債の元利償還金391万7,000円を計上いたしております。

次に、議第43号平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,092万4,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものでございます。2款使用料及び手数料で使用料が3,000万3,000円。3款の県支出金は農業集落排水事業補助金及び污水处理施設整備交付金が2億606万5,000円。5款繰入金は1億3,645万3,000円でございます。次に、歳出の主なものは、1款の総務費で事業運営のための人件費などで1,022万6,000円。3款維持管理費が5,743万2,000円。4款公債費は起債の元利償還金で9,260万3,000円を計上いたしております。

第2条地方債でございます。農業集落排水事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。第3条の一時借入金については、借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に11ページの議第44号平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,918万8,000円とするもので、歳入の主なものでございますが、2款使用料及び手数料で使用料が1,026万7,000円。3款国庫支出金は簡易水道事業国庫補助金が1,142万円でございます。次に歳出の主なものでございます。1款の総務費は事業運営のための経費で930万9,000円でございます。

次に第2条地方債でございます。簡易水道整備事業で起債の目的、限度額を定めるものでございます。第3条の一時借入金については、借り入れの最高額を100万円とするものでございます。

次に、議第45号平成17年度玉名市土地取得特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,002万2,000円とするものでございます。歳入の主なものは、4款諸収入は清算繰入金で5,001万6,000円でございます。歳出の主なものは、1款用地取得費は公有財産購入費で5,000万1,000円などを計上いたしております。

次に、議第46号平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計予算でございます。歳

入歳出予算の総額をそれぞれ758万4,000円とするものでございます。歳入を申し上げますと、1款財産収入は不動産売払収入は453万4,000円でございます。2款諸収入は清算繰入金で305万円を計上いたしております。次に、歳出を申し上げます。1款宅地開発費は一般管理費が758万4,000円でございます。

12ページでございます。次に、議第47号平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,779万6,000円とするものでございます。歳入の主なものは、1款分担金及び負担金で浄化槽市町村整備推進事業負担金が320万円。3款国庫支出金は、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金で1,836万円でございます。6款市債は3,120万円を計上いたしております。歳出の主なものでございますが、1款の総務費は事業運営のための経費として208万5,000円でございます。2款の事業費は浄化槽整備費で4,614万円を計上いたしております。

第2条の地方債でございます。浄化槽整備事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第48号平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,099万9,000円とするものでございます。歳入は4款諸収入で清算繰入金で1,099万9,000円を計上いたしております。歳出の主なものは、3款予備費が1,093万7,000円などを計上いたしております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 議第49号平成17年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を配布しました資料に基づき説明をいたします。事業対象区域は旧玉名市と岱明町の区域でございます。

第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万8,895戸、年間総給水量は227万4,349立方メートルと定めるところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入におきまして水道事業収益3億9,770万7,000円で、内訳としまして、営業収益であります給水収益、受託工事収益、その他の営業収益で3億3,914万1,000円、営業外収益の受取利息、雑収益、他会計補助金で5,856万4,000円などが主なものでございます。

歳出におきましては、水道事業費用4億180万5,000円で、内訳としまして、施設維持管理に要する経費、受託工事に要する経費、事業運営管理に要する総係費、固定資産の減価償却等の営業費用で2億9,890万円、企業債利息、消費税及び地方消費税等の営業外費用で1億93万2,000円などが主なものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入におきまして資本的収入1億654万2,000円で、内訳としまして、工事負担金及び国庫補助金等の資本剰余金3,254万1,000円、企業債の7,400万円が主なものでございます。

歳出におきましては、資本的支出2億6,063万3,000円で、内訳としまして、建設拡張費及び施設改良費等の建設改良費1億7,066万円と企業債償還金8,997万3,000円が主なものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,409万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,285万4,000円、当年度分損益勘定留保資金480万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額642万8,000円で補てんする予定でございます。

第5条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等でございますが、水道未普及地域解消事業で5,330万円、第四次拡張事業で2,070万円の限度額を定めるものでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費6,184万4,000円と定めるものでございます。

第8条の他会計からの補助金としまして、5,195万8,000円と定めるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額を701万7,000円と定めるものでございます。

次に、議第50号平成17年度玉名市下水道事業会計予算の提案理由の説明をします。事業対象区域は旧玉名市と岱明町の区域でございます。まず、第2条の業務の予定量につきましては、排水件数を1万550件、年間総排水量169万595立方メートルを予定し、主な建設改良事業としましては、管きょ、ポンプ場及び下水処理場整備事業で6億3,489万1,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入としまして、下水道事業収益6億5,206万9,000円で、内訳としまして下水道使用料及び地方公営企業繰出基準に基づく一般会計負担金を主とする営業収益で3億4,653万7,000円、一般会計補助金を主とする営業外収益で3億552万9,000円が主なものでございます。

支出としまして、下水道事業費用5億9,197万6,000円で、内訳としまして管きょ、下水処理場の施設維持管理に要する経費、下水道事業の管理運営に要する総係費及び固定資産の減価償却費を主とする営業費用で3億9,593万8,000円、企業債利息、一時借入金利息を主とする営業外費用で1億9,160万円が主なものでござい

ます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入としまして20億2,963万円で、内訳としまして、建設改良事業に伴う企業債4億4,750万円、国庫補助金及び一般会計補助金5億912万7,000円、他会計借入金10億7,300円が主なものでございます。

資本的支出としましては17億2,610万6,000円、建設改良費が6億3,489万1,000円で、内訳としまして、工事請負費及び浄化センターの改築に伴う委託料などの5億5,368万1,000円が主なものでございます。借入償還金につきましては、企業債償還金3億1,716万6,000円、他会計借入償還金7億7,404万9,000円でございます。

第4条の特例的収入、第5条の債務負担行為、第6条の一時借入金の限度額につきましては、説明を省略します。

第7条企業債につきましては、公共下水道事業について、起債の限度額を4億4,750万円と定めるものでございます。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費5,774万4,000円、交際費13万円と定めるところでございます。

次に第9条他会計からの補助金についてでございますが、一般会計補助金としまして5億2,169万6,000円とするものでございます。

以上、平成17年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御支援をいただき、原案どおりの御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役（高本信治君） おはようございます。続きまして、議第51号から議第58号までの条例案件等の議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてでございますが、これは平成15年9月に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理人、指定管理者制度が導入されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

この指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用するという住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的としたものでございます。条例の内容といたしましては、地方自治法第244条の2第4項で条例において定めることとされています指定管理者の指定の手續、その他必要な事項について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。また玉名市行政手続条例の不利益処分については、指定管理者にかわり市の機関が行なうよう、並びに玉名市情報公開条例及び玉名市個人情報保護条例については、その趣旨にのっとり、指定管理者も本市の施策に準じた措置を行なうよう所要の改正を行なうものでございます。

議第52号につきましては、7ページから12ページでございますが、玉名市男女共同参画推進条例の制定についてでございます。これは男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため条例の整備を図るものでございます。ここで合併前の男女共同参画社会の形成の推進状況を御説明申し上げますと、旧玉名市におきましては既に平成16年4月1日から条例を施行し、男女共同参画審議会規則、庁内の推進組織として男女共同参画社会行政推進委員会が設置されておりました。旧天水町及び旧岱明町では男女共同参画社会推進懇話会要綱が定められ、推進が図られておりました。合併のための男女共同参画担当者会議におきまして、新市において漸次施行することとし、旧玉名市の条例を基本とすることを了承されております。内容といたしまして、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、能力を発揮する機会が確保されること、社会における制度または慣行についてできる限り中立であるよう配慮されること、家族を構成する中での男女の相互の協力等を基本理念に掲げているところでございます。男女共同参画社会を実現するために職場、家庭、地域及び学校において実現すべき姿をお示し、併せて市民及び事業者が連携協力して進める必要があることからそれぞれに努力義務を課しております。また、男女共同参画社会の形成を阻害する人権侵害に対し、市民または事業所からの相談の申し入れがあった場合の被害者の救済策として、国及び県と連携を図ることなど必要な措置を講ずるよう明記しております。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

続きまして、議第53号、13ページから16ページになりますが、玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、本年3月31日付で専決処分をし、その後の議会で御承認いただいたものですが、市町合併により平成18年1月1日施行となる事項につきましては、国の準則に基づいて改めて条例の改正を行なうものでございます。改正の主な内容といたしましては、個人市民税の非課税措置について、年齢65歳以上の者のうち合計取得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を段階的に廃止するものでございます。なお、この改正は平成18年度以後の年度分の個人市民税について適用するものでございます。

次に、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正でございますが、特定口座で管理されていた上場株式につき、発行会社の清算結了

等による無価値化損失が生じた場合には、株式等の譲渡損失とみなす特例を創設するものでございます。なお、この改正は平成17年4月以後の株式等の譲渡損失について適用するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第54号。17ページから18ページでございますが、有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてでございます。これは一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法の第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。内容といたしまして、平成18年4月1日に供用開始予定の5カ町清掃施設内にリサイクルプラザを設置し、(旧岱明町の区域に限る)玉名市、菊水町、三加和町、南関町及び長洲町に係る事務を共同処理するものでございます。また、障害者自立支援法の制定に伴い、同組合において、介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務を共同処理するものでございます。さらに事務所の位置の表示を変更するものでございます。附則といたしまして、この規約は知事の許可のあった日から施行するものでございます。

議第55号。19ページ、20ページでございますが、有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは一部事務組合を組織します地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。内容といたしまして、平成18年3月1日和水町の合併に伴い、同組合を構成しております2市5町の数、菊水町及び三加和町を除き、和水町を加えた2市4町に変更するものでございます。また、組合の議会の議員の定数を19人から17人に変更し、和水町から選出される議員の数を2人に変更するものでございます。附則といたしまして、この規約は平成18年3月1日から施行するものでございます。

続きまして、21ページ、22ページ。議第56号土地改良事業の計画の概要を定めることについてでございますが、これは土地改良法第96条の2第2項の規定により、市が土地改良事業計画を実施する場合には、その概要について議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。計画の内容でございますが、平成18年度から旧天水地域内の農道、農業用排水施設等の整備及び農村地域の環境整備を行ない、農業生産の効率化と地域社会の快適性の向上を図るものでございます。

続きまして、議第57号でございます。市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を経る必要があるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、都市計画道路立願寺横町線改築に伴います4路線で、また認定する路線は、同都市計画道路改築に伴います既設4路線、新規1路線の計9路線でございます。廃止する路線でございますが、高津原富尾線「玉名市岩崎字高津原352番1地先」から「玉名市富尾字牟田215番地先」まで、それから高津原橋立願寺線「玉名市岩崎字高津原352番1地先」から「玉名市立願寺字惣萩572番21地先」まで、岩崎大衆浴場線「玉名市岩崎字堂ノ下490番2地先」から「玉名市岩崎字高津原391番3地先」まで、岩崎高津原橋線「玉名市岩崎字堂ノ下467番3地先」から「玉名市岩崎字高津原445番2地先」まででございます。

認定する路線でございますが、高津原富尾線「玉名市岩崎字高津原354番1地先」から「玉名市富尾字牟田215番地先」まで、高津原橋立願寺線「玉名市岩崎字高津原380番6地先」から「玉名市立願寺字惣萩572番21地先」まで、岩崎大衆浴場線「玉名市岩崎字堂ノ下490番2地先」から「玉名市岩崎字高津原380番5地先」まで、それから岩崎高津原橋線「玉名市岩崎字堂ノ下467番3地先」から「玉名市岩崎字高津原354番1地先」まで、立願寺横町線「玉名市岩崎字池田536番1地先」から「玉名市岩崎字高津原352番1地先」まで、以上4路線の廃止及び5路線の認定をお願いするものでございます。

続きまして、議第58号市道路線の変更についてでございますが、これは道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の承認を経る必要がございますので、提出するものでございます。

今回変更いたします路線は、九州新幹線建設事業に伴い、1路線でございます。変更する路線でございますが、大坊迫間線「玉名市玉名字坂本1826番1地先」から「玉名市両迫間字宮前21番2地先」まででございます。以上1路線の変更をお願いするものでございます。

以上で、条例案件等の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第6 報告1件

○議長（松田憲明君） 次に、報告第1号専決処分の報告について、専決第19号について報告があります。

総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 議案書の一番最後29ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号専決処分の報告について、専決処分第19号でございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして、平成17年8月26日午後1時25分ごろ、県道玉名大橋桃田線交差点において、市職員が運転する公用車が、直進中の宮本一俵氏が運転する原動機付自転車に接触し、前部のライト及びハンドルを破損させ、並びに右手、右足のすり傷及び打撲を負わせたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は85%に当たる36万9,869円を宮本一俵氏へ支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、当市が加入しております三井住友海上火災保険株式会社の自動車共済より全額給付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で、報告の説明を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日から14日までは休会とし、15日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、12日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時09分 散会

第 2 号

1 2 月 1 5 日 (木)

平成17年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成17年12月15日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 15番 大崎議員
- 2 6番 前田議員
- 3 24番 田島議員
- 4 14番 高村議員
- 5 23番 吉田議員
- 6 4番 北本議員
- 7 16番 松本議員
- 8 19番 永野議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 15番 大崎議員
 - 1 明辰川改修について
 - 2 認可外保育施設への補助金助成等について
- 2 6番 前田議員
 - 1 憲法について
 - 2 新幹線トンネル工事に伴う濁水被害対策について
 - 3 広域的な道路計画と住民の安全対策
 - 4 夜間小児医療救急センター開設に向けての市長の決意を問う
 - 5 乳幼児医療費の現物給付についての市長の見解
 - 6 国保税統一に向けて税負担が上がるのか、下がるのか
 - 7 介護保険料の設定と負担軽減について
- 3 24番 田島議員
 - 1 市長の市政運営について
 - 2 指定管理者制度について
 - 3 介護保険法の改正について
 - 4 障害者自立支援法について

- 4 14番 高村議員
 - 1 新幹線玉名トンネル漏水に伴う恒久対策について
 - 2 建築物、ビル等の施工検査について
- 5 23番 吉田議員
 - 1 市長の抱負と決意（市政を担当するにあたり）
 - 2 教育問題
 - (1) 教育基本法改正について
 - (2) 父母（保護者）負担の軽減、テレビ会議システム・学校間交流授業について
 - (3) 開かれた学校と学校管理について
 - (4) 習熟度別クラス編成とTT教育（授業）について
 - 3 安全で安心して暮らせる社会
 - (1) 通学路対策について
 - (2) アスベスト対策について
 - 4 立願寺南岩原線について
- 6 4番 北本議員
 - 1 児童福祉の問題
 - (1) 保育園の入園状況
 - (2) 保育園、幼稚園に行っていない子どもたちの子育て支援
 - (3) 障害を持つ入園児について
 - 2 教育問題
 - (1) 学校整備のユニバーサルデザインについて
 - (2) 学校図書司書の活用について
 - (3) 安全な通学路の問題で防犯灯について
 - 3 やさしい街づくりの問題
 - (1) 福祉循環バスの提案
- 7 16番 松本議員
 - 1 市長の施政方針について
 - (1) 玉東町との合併協議の見通しについて
 - (2) 新庁舎建設構想について
 - (3) 新玉名駅（仮称）前整備事業とアクセス道路について
 - 2 AED（自動体外式除細動器）の設置について
 - 3 電子黒板の研究、導入について

8 19番 永野議員

新幹線建設についての今後の取り組み

- (1) 新幹線事業がもたらす影の部分について
- (2) 迫間地域からあがっている側道の要望について
- (3) 大坊トンネルから新玉名駅（仮称）間の新幹線工事の説明会について

2 新玉名市における家庭教育憲章の取り組みと教育長の教育方針について

出席議員（30名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋譲治君 | 10番 | 竹下幸治君 |
| 11番 | 青木壽君 | 12番 | 森川和博君 |
| 13番 | 内田靖信君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 大崎勇君 | 16番 | 松本重美君 |
| 17番 | 江田計司君 | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君 | 20番 | 林野彰君 |
| 21番 | 高木重之君 | 22番 | 本山重信君 |
| 23番 | 吉田喜徳君 | 24番 | 田島八起君 |
| 25番 | 田畑久吉君 | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本泉君 | 28番 | 松田憲明君 |
| 29番 | 杉村勝吉君 | 30番 | 中川潤一君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 高根政明君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書記 | 和田耕一君 |
| 書記 | 松尾和俊君 | | |

説明のため出席した者

市 長	島 津 勇 典 君	助 役	高 本 信 治 君
総 務 部 長	谷 口 強 君	企 画 財 政 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 地 域 自 治 区 事 務 所 長	荒 木 澄 人 君
市 民 部 長	田 上 敏 秋 君	福 祉 部 長	元 田 充 洋 君
産 業 経 済 部 長	前 濱 健 一 君	建 設 部 長	島 崎 正 君
地 域 自 治 区 調 整 総 室 長	井 上 了 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 地 域 自 治 区 事 務 所 長	前 田 繁 廣 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 地 域 自 治 区 事 務 所 長	田 上 均 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 地 域 自 治 区 事 務 所 長	望 月 一 晴 君
企 業 局 長	中 原 早 人 君	教 育 委 員 長	坂 本 清 一 君
教 育 長	菊 川 茂 男 君	教 育 次 長	杉 本 末 敏 君
監 査 委 員	高 村 捷 秋 君		

午前10時01分 開議

○議長（松田憲明君） おはようございます。新生玉名市船出して最初の一般質問でございます。質問者には力まずに質問していただければ、幸いかと思います。私も不慣れで、不手際もあるかと思えますけれども、どうかひとつ寛大な気持ちで御了承いただければありがたいと思っております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

15番議員 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様も寒い中本当に傍聴御苦労さまでございます。合併後初の定例会において、1番目で登壇できますことを光栄に思います。

それでは通告通り明辰川改修について質問いたします。旧玉名市と旧横島町の境界にある明辰川は玉名市豊水401ヘクタール、下町63ヘクタール、汐見90ヘクタール、烏帽子18ヘクタールと横島町栗ノ尾47ヘクタールの計610ヘクタールの流域を抱える延長6.5キロメートルの農業用排水路です。しかし明辰川の上流、中流域は川幅が狭く、川底も高いので断面不足により、栗ノ尾地区、神崎地区では毎年のように湛水被害に襲われ、また干拓地内では老朽化による漏水等もあり、営農に支障をきたしている状況にあります。

よって、旧横島町では地元住民から改修の強い要望があり、町議会においても10年来論じられてきました。しかしながら1市1町にかかる相当量の事業であるため、各市町間の財政問題や事業の緊急度、重要度等の認識の相違により事業着工の調整がなかなかできないまま、現在に至っております。水路の改修工事は下流の方から着工するのが原則であり、横島港の湛水防除樋門から約500メートルは海岸保全工事で対処できるという確約を、九州農政局玉名横島海岸保全事業所所長からいただいております。県から承諾が出ればいつでも着工できるそうですので、県に強く働きかけて即急に改修工事の計画を立てていただきたいと思います。いつ頃に着工可能になるのか、経済部長並びに市長の考えをお聞かせ願います。

2番目に子育て支援少子化対策の一環として質問いたします。認可外保育施設の補助金助成等について、現在玉名市にある認可外保育施設は玉名市の「チャイルドルーム

たんぼぼ」、岱明町の「星の子学園」、横島町の「みやまえ幼稚園」の3カ所あります。これらの施設は児童福祉法第24条に基づく、補完的役割を果たし、地域にも十分貢献していただいておりますが、助成金がなく、施設長及び職員の献身的な努力で成り立っている状況です。認可外保育施設では、認可園でも最近実施している早朝、夕方の延長保育をそれ以前より実施しており、幼稚園、保育園に入園させたいが年齢、月齢が達しておらず入園できないといった園児の受け入れなど、就業中あるいは職場復帰をしなければならない保護者に対するさまざまな問題への手助けをしていただいております。

しかし、世間では認可外保育施設イコール質が悪い、低級と思われることも多く、また助成金がないため園や保護者の経済的負担が大きくなり、経営が難しくなっているということです。国は以前、認可外保育施設が営利を目的としているとして、消費税の負担を検討しましたが、その後認可園と同様な条件が揃えば消費税を負担しなくてもよいとし、これは認可外保育施設の役割や存在を国が認めたからではないかと思えます。県内外でも認可外保育施設への助成を拡大している自治体が増えており、玉名市でも合併を機にそれらの施設への助成金を出してもらいたいと思えます。例えば園児及び職員への健康診断費、職員研修費、措置費に見合う助成金、遊具に対する助成金、一家庭につき2名通園の場合、第2子の保育料の半額等を保護者へ助成など検討してみてもどうかと思えます。認可園の保護者と同様に認可外の保護者も自治体に納税しておりますので、平等を期すためにも認可外保育施設への助成金を交付し、公正な保育・教育ができるようお願いしたいと思います。担当部長並びに市長のお考えをお聞かせ願います。

1回目終わります。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） おはようございます。大崎議員の明辰川改修につきまして、お答えをいたします。

明辰川の改修につきましては、平成10年7月、横島町長より玉名市長に御要望がありました。要望の内容といたしましては、旧横島町と旧玉名市の境界を流れます明辰川は未だ整備が遅れ、排水能力の不足によりその流域である旧干拓地は大雨ごとに湛水し、たびたび農業生産に多大の被害をもたらすということでございました。その後平成11年度に単県事業により明辰川の排水解析基礎調査を実施いたしました。しかし、その後旧玉名市の末広地区排水対策特別事業により流域内の末広ブロックの排水を菊池川へ排水する計画があり、全体の排水系統の検討が必要となりました。これを踏まえ、平成15年度に単県事業での調査計画を玉名市長と横島町長の連名にて要望をいたしております。

翌年、平成16年度には玉名地域振興局農地整備課が明辰川地区農業農村整備調査

計画を策定をいたしております。調査内容といたしましては、将来計画、排水系統の区分付、用排水路の現状等の把握でありました。これらのデータを取りまとめ、平成16年度の10月以降は明辰川流域地域整備に伴う意見交換会が旧横島町で実施をされ、平成17年度には明辰川流域営農検討会が設置され、県の担当者を交え現在、事業採択に向け、調整を図っております。

これからの作業予定ですが、平成18年度には明辰川の末端部分である旧横島町及び旧玉名市の干拓地区全域の排水路水系調査及び地元意見聴取等を県事業で実施することとなっております。この調査の結果を参考に早期着工に努力をするとともに、地元との調整、改修工事に最適の工法の検討等を実施をしたいと考えております。また、明辰川の事業につきましては、今後とも関係機関と協議を十分に重ねながら推進活動を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） おはようございます。大崎議員の御質問にお答えいたします。

現在、玉名市にあります認可外保育施設は、玉名市の「たんぼぼ」、岱明町の「星の子学園」、横島町の「みやまえ幼稚園」の3カ所ありますが、12月1日現在の各施設の保育士数及び園児数につきましては、たんぼぼは保育士2名・園児4名、星の子学園は保育士5名・園児40名、みやまえ幼稚園は保育士4名・園児43名という状況でございます。御質問の各施設への補助金助成状況であります。児童分の健康診断に係わる嘱託医手当の補助につきましては、合併前の玉名郡内8町のうち南関町と横島町が既に実施しておりました。これにつきましては、新市においても継続して実施していきたいと考えております。この健康診断の補助は児童の処遇の向上を図る観点から、国の補助基準により入所児童がおおむね6名以上いる施設が対象となります。今後施設に係わる職員研修費・措置費・遊具に対する助成金、第二子の保育料の半額を保護者へ助成することにつきまして、認可保育所、認可外保育所も含めまして、国及び県の動向をみながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。私も大体議員席の方が慣れておりまして、ここに立って答弁をするのは初めてでございます。議員各位、どうぞお手柔らかによろしくお願いいたします。

今、大崎議員から質問がありました明辰川の改修問題でございますが、県議会にお

りました頃から強い関心を持っておりました。行政境ということで、ある部分着手等々が遅れた裏にはあるのかなあと感じておりますが、合併によりまして大浜、横島地区の行政境はなくなったわけであります。そういう意味では非常に事業のとらえ方、進め方もやりやすくなってきたかなと受け止めております。子どもの頃に大浜地区選出の議員さん方も御経験があると思いますが、五枚戸というのがあって、まだ今からみると非常に水量も多うございました。夏場になると私たちの非常に楽しみな遊び場でもありました。今よりも何か随分川幅もあったような印象でございます。ぜひひとつ、農業用の排水路という位置づけではございますけれども、両町の境にある川としてのイメージが非常に強く、子ども心に残っております。ぜひ両地域の住民の皆様のお気持ちも集めて、この改修事業が進むことを私自身も願っておりますし、1日も早く大浜、横島地区の調整を進めて、その上で県への強い働きかけを行なってまいりたいと存じます。

認可外保育所への対応でございますが、この種の問題を考えますときにこの問題に限らず、合併によって新たに我々が意識しなきゃならない問題があるなあと感じておりますのは、これまでこの認可外保育所に対する対応が町村によって違う部分があります。今、福祉部長の答弁にもございましたが、横島町等が一部対応をしてきた部分もあるわけですし、この経緯は大事にしなきゃならないと思いますが、同時にやっぱり合併をして一つの行政体になったわけですから、岱明町分も含めてどう対応すべきか、部内できちっと検討をしてまいりたいと、そういうふうに出ております。

○議長（松田憲明君） 15番議員 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） ただいま明辰川の改修工事については、18年度県事業費で調査を開始するというところでございますが、調査をしたらですね、すぐ即急に工事が着工できるような進め方をさせていただきたいと思っております。

それから認可外保育園の助成金につきましては、今検討するというところでございますが、また来年の4月からはまた入園が始まるわけでございますので、なるべく早い時期に助成ができますように検討していただきたいと思っております。

私の一般質問は終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、大崎勇君の質問を終わりました。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。新玉名市におきましてこのようにここからまた質問できるということをお大変光栄に感じております。市長初め執行部の皆さんには市民の声として受け止めていただいて、前向きな回答をどうぞよろしくお願い申し上げます。通告に沿って質問いたします。

まず、市長が日本国憲法をどう見るかについてお尋ねいたします。日本国憲法では前文におきまして国民主権や恒久平和、基本的人権などがうたわれていまして、そしてその最後には日本国民は国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う、このようになっております。私は日本国憲法は国の主権者である一人ひとりの国民が国家権力を暴走させないための最高の法規であると認識しております。そして、我々議員にも関係する条文として、99条には天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、養護する義務を負うと定めてあります。今日憲法改定の動きが顕著になりまして、国会でも改憲派が多数を占めたと言われています。そして先頃自民党が発表しました新憲法草案には戦力の不保持を謳った憲法9条の2項を削除して、自衛軍の保持が明記されました。人口7万3,000人を抱える新玉名市の島津市長は日本国憲法をどのように受け止めておられるのか、また9条改憲についての市長の御見解をお尋ねします。

次に、新幹線トンネル工事に伴う湧水被害の対策について質問します。玉名トンネルの貫通式が先日行なわれ、いよいよ新幹線開通に向けて工事も急ピッチでなされているものだと思います。市長は玉名トンネル貫通式のあいさつの中で、トンネル工事に関して地元住民関係者の皆さんの御苦労や痛みについて話をされました。トンネル工事があってから井戸の水位が下がったところ、河川の水も全く枯れてしまいさまざまな生活用水としての利用ができなくなり、不便を感じているところ、稲刈り前のくろ掘りも必要なく、深田だったところも今は草履履きで入れるということでもあります。以前は50メートルも掘れば水が出てきたのに、200メートル掘っても満足する水が出ないということで、これから先、人が住めなくなり、過疎地になるのではという心配も広がっています。去る9月の議会では三ッ川校区及び石貫校区湧水対策に関する陳情が採択されていますが、この採択を受けて、執行部ではどのような対策をとられるかどうかお尋ねします。

次に3点目、広域的な道路計画と住民の安全対策について質問します。六田地区と岱明を結ぶ道路が開通して、六田や松木での交通量が増えています。また玉東瀬川線も荒尾から新玉名橋を渡って開通し、梅林で交差するところでは交通事故が増えております。広域的な道路計画で車の渋滞が少なくなり、利便性が向上して経済活動にもメリットが出ることは何よりであります。住民の安全対策もきちんと視野に入れてこそ、進めるべきだと思います。道路建設と安全対策は担当が異なる縦割りの中で、事故が起きてからの安全対策では何のための道路新設かと言わざるを得ません。道路開通と同時に信号機の設置もきちんとなされ、安全確保が十分にされた上での道路計画を望むものであります。

質問の1点目としまして、玉名バイパス開通に伴い208号線東側、いわゆる玉東

方面への渋滞解消はなされるかどうか、今以上に渋滞がひどくなるのではという心配がありますが、この点いかがでしょうか。2つ目に、昨今児童が事件に巻き込まれるという悲しい出来事が続いておりますが、通学路における防犯灯の設置についてはどのようなになっているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 前田議員から現憲法に対する市長の認識についてということで、お尋ねがございました。お尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

憲法が国家の基をなす基礎法であるという認識は持っておりますし、この私どもの憲法が戦後の混乱期から復興期に至る日本の60年の歴史の中で大きな役割を果たしてきたすばらしい憲法であったと認識をいたしております。ただ、戦後60年たった今日、日本の世界における位置、役割も大きく変化をしてきたと思います。国民意識もそれに伴って変化を見せていると思います。ごく最近のマスコミの世論調査等々をみましても、国民の憲法に対する改憲に対する意識は6割を超して7割近い方々が改憲の必要性を認めているというふうに出ておることを受け止めております。

今、とりわけ9条についてでございますが、イラクにおいて私どもの自衛隊が国際貢献をいたしておりますが、その貢献活動の中で他国の軍隊に守られながら活動をせざるを得ないという現実を、国際社会の方々も、また同時に日本国民も不思議に受け止めている部分が多いと思います。この時点を踏まえて憲法のありようについて、あるいはもっと率直に憲法改正について国民的議論が深まっていくことは私は極めて当然のことであるし、さらに国民的議論が深まる中で憲法のありようについてお互いが議論していく場面が増えていく、いいことだと思っております。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 前田議員の新幹線トンネル工事に伴う濁水被害対策の9月議会での陳情採択を受けて、執行部としての考え方についての質問についてお答えいたします。

九州新幹線玉名トンネル工事に伴って石貫3区・4区、また三ッ川の西原区、福山区、石尾区において濁水被害が発生をいたしております。石貫3区では同地区を流れる馬場川に隣接する浅井戸3件の生活用水と農業用水に、また石貫4区では沢水を利用されてきたミカン園4件と農業用水に影響が出ております。また三ッ川におきましては西原区で沢水及び井戸水8件、ミカン園13件、養鶏場1件。福山区につきましては福山川に隣接した浅井戸が減水し、生活用水に12件の被害が発生しております。さらに石

尾区では石尾川に隣接した浅井戸7件に被害が発生をいたしております。これらの生活用水、農業用水の被害が発生した地区におきましては、事業主体である鉄道運輸機構によって掘られた対策井戸等で迅速な応急対策が施されております。今しばらくは、応急対策で継続されながら、工事が早く始められた石貫方面から徐々に恒久対策に向けての地元との意見交換や現地確認等が始められ、最終的には地域住民の方の意向を参考に、その地域に適した恒久対策用の施設整備が築造されることとなります。この施設の維持管理費とし、おおむね30年間に相当する補償金を運輸機構が支払うこととなります。先例では、地元がこの補償金を基金とし、運用益で施設の維持管理を行なってきましたが、近年の低金利の状況下では補償費用の運用益には期待ができず、将来にわたる維持管理が困難になっているとのございます。そのようなことで平成15年6月に国は維持管理の費用負担の対象となる年数限度を15年から30年に引き上げましたが、これでも補償は永久的なものとは言えない状況であります。市といたしましては、県内の他自治体とも連携しながら、将来にわたって安心できるような補償基準のさらなる改善を国に働きかけてまいる必要があると考えております。また、先般の9月議会での陳情採択を真摯に受け止め、地域住民の方々の意向に沿えるよう課題として取り組んでまいりたいと考えております。また市といたしましても、被害を被った一員として鉄道運輸機構に対し、交渉活動を行なつてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をお願いをいたします。

次に、広域的な道路計画についてお答えいたします。前田議員の広域的な道路計画と住民の安全対策の中で、国道208号線東側玉東町の渋滞対策についての御質問でございますけれども、玉名バイパスは当初玉名市周辺地域の交通混雑解消と交通安全確保を目的に昭和49年に事業化された全長8.5キロメートルの道路であり、現在では九州新幹線新玉名駅（仮称）周辺の重要なアクセス道路として位置づけられております。これまでに平成6年度に玉名市立願寺から県道玉名八女線までの1キロメートル、また平成14年度には県道玉名八女線から県道玉名山鹿線までの1.3キロメートルが暫定2車線で供用開始されております。現状としましては（仮称）新玉名大橋のすべての橋脚工事が完了し、残りの桁の取り付け工事が来年の夏頃まで行なわれると伺っております。なお、国土交通省九州地方整備局が平成15年において策定された5年で見える道づくり「ちやくちやくプロジェクト」の中で選定された寺田、榎原、河崎までの2キロメートル区間につきましては、平成19年度供用目標に向け順調に工事が進められております。また西側（立願寺から岱明町開田）の区間4.2キロメートルにつきましても、平成15年末、測量と地質調査が行なわれ、今年度、実施設計が完了の予定となっております。バイパスの整備促進に際しましては、今後も国及び県関係機関そして地元関係者と十分協議を図っていく一方で、新幹線の開業に合わせた全線供用開始を目指し

て、国土交通省に対してもさらなる予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

また議員お尋ねの国道208号線玉東町の交通渋滞対策につきましては、渋滞のネックとなっております木葉交差点改良を含む木葉地区歩道整備事業として、右折レーンを確保される計画でございます。平成16年度より国土交通省によって着手されております。本年度において用地調査の完了とともに、現在用地交渉が進められ、平成18年度も引き続き用地交渉が進められる予定と伺っております。今後は用地交渉の状況によりますが、平成18年度より工事着工を予定されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） おはようございます。前田議員の通学路の街灯設置についての御質問にお答えをいたします。通学路の街灯につきましては、旧市町において設置形態に違いがありまして、現在のところそれぞれの計画に基づき設置を進めております。

旧玉名市におきましては、防犯灯の設置補助という形で対応をしております。特に通学路については平成15年度に各小・中学校単位で学校・PTA・地元行政区等と協議の上、通学路の防犯灯設置要望を提出していただいております。それを受けて通常の防犯灯とは別枠で通学路の防犯灯整備を図るため、平成16年度から5年間を目安に予算化を随時行ない設置を進めてきたところでございます。旧町におきましても通学路を含む防犯灯の設置をそれぞれ計画に基づき進めております。今後新市としては防犯灯の設置形態の調整を図り、設置を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず憲法についてであります。政治家島津勇典の憲法観に私とやかく言うつもりはありませんが、島津玉名市長としてはあくまで日本国憲法に沿った地方自治、玉名市政を推進すべきではないかと思うわけです。マスコミの世論調査のこともお話が出ましたが、改憲賛成派の中でも約7割の人が憲法9条を守れというふうな回答を出しております。私は生まれてこの年に達するまで、家族や親戚、知人の誰一人として戦争で命を落とすことなく暮らしてこれることができました。こういう平和な世の中を子や孫の代まで、いやそれ以上にずっと続けてほしいと願っております。改憲の企てについては大反対であります。日本国憲法が本当に花開く政治こそ、国民の切なる願いではないでしょうか。

新幹線トンネル工事に伴う湧水対策について再質問します。湧水被害の原因は公共工事に伴うものであります。トンネル工事がなければ今のような深刻な被害や先々までの心配も起こらないわけでありまして、公共工事に起因するものであるからこそ行政側でしっかり、将来までの責任を考えることが大事ではないかと思うわけですが、そういった行政側の責任の一つの取り方として、トンネル工事に関係する芦北町では鉄道建設運輸機構との間で地域住民の意向を踏まえた契約がなされております。市長は新幹線開業に向けてのアクセス道路となる玉名バイパス全線開通にも今後力を入れていかれるようですが、トンネル工事湧水被害についてはどういう位置づけで取り組まれていくのか。

質問の1点目として保障金が出たら全面解決ということではなくて、この課題について地域住民と一緒に市が問題解決に責任を持って取り組むという姿勢があるのかどうか、市長のお考えをお聞かせください。

2点目としまして、九州新幹線湧水被害対策連絡協議会、このような協議会が設置されようとしていました。しかし、まだ日の目を見ておりません。この点について執行部のお考えをお聞かせください。

3点目、通学路における防犯灯の設置につきまして、新市建設計画では安全なまちづくりとして、交通安全対策の強化や防犯対策の強化が言われております。防犯灯の設置につきましては、年度ごとに計画的になされているようでありますが、果たして要望に応えられる予算になっているのでありましょうか。大学のある文教都市玉名の名に恥じないように通学路については計画的に防犯灯を設置して、冬場でも子どもたちが心配なく帰宅できる環境を整備すべきであると考えられるわけですが、年間予算の増加を要求しますが、この点について執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 前田議員の再質問の湧水問題についてお答えいたします。湧水問題につきましては、地域の方々の生活に直結した死活問題でもありますので、真摯に受け止めて住民の方々の意向に沿えるよう努力してまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、湧水対策連絡協議会についてお答えいたします。玉名トンネルに起因する湧水被害が石貫3区、石貫4区、三ッ川の西原地区、福山地区、石尾地区で発生をいたしておりますが、これまでに一部の地区において地元の区長さんを代表とした湧水対策委員会を組織し、先進地の視察研修など自主的な活動をされるとともに、市並びに鉄道運輸機構に対して応急対策の要望をなされております。また同様の組織ができ上がっていない地区でも、地元区長さんを中心とし個別に同様の要望をなされております。このような中、本市では平成16年4月に石貫地区、三ッ川地区の区長さんを初め地域の方々

や市議会の九州新幹線建設促進特別委員会の委員の皆様と溺水被害が発生している先進地の応急対策や恒久対策について視察研修を行ない、知見を高めるなど対応してまいりました。その後、溺水被害対策に対する協議が応急対策から今後恒久対策へと移行するに当たり、これらの問題を話し合うため地元各地区の御要望を受け、平成17年度から玉名市九州新幹線溺水被害対策連絡協議会の組織立てを考えたところであります。

この協議会のメンバーといたしましては、玉名市助役を会長とし、市議会の九州新幹線建設促進特別委員会の委員長、同委員会が推進する議員、溺水が生じた各地区の代表者の方々、市の関係課長といたしたところであります。またその目的としては溺水問題に関する情報の収集や意見交換を行ない、溺水問題の対策に関することや関係機関などへの要望・陳情を行なうことに主眼を置いたものであります。しかし、先般6月議会の特別委員会の際御説明いたしたところ、協議会の設置要綱の不備や事務局と地元との調整の不手際により、組織化を図ることができませんでした。市といたしましては、今後これらの点を十分再検討を行なうとともに議員の皆さんに御相談をしながら、協議会の組織化へ向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 溺水対策については、部長の方から具体的な事柄についてはお答えしたと存じておりますが、新幹線は国の事業であるし、工事の進捗は整備機構の役割であります。しかし、同時に市が住民の方々が一番身近なところの行政として責任が大きくあることも自覚をいたしております。地域の方々とよく協議をしながら、その先頭に立って整備公団と今後の対応について協議していくということが役割であろうし、同時に将来にわたって市として責任ある対応をしていく、これも市政としての役割であろうと認識をしております。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 前田議員の通学路の街灯設置についての再質問にお答えをいたします。

昨今では小・中学生が非常に事故に合わされているというような状況で、学校、家庭、地域社会においても協力しながら事故を未然に防ぐということで、どこでもどの自治体でも取り組みをされております。通学路の街灯設置についても非常に住民からの要望も高うございます。先ほど御答弁申し上げましたように旧玉名市では年次計画でやっておりますけれども、新市になりまして防犯灯の設置形態の調整を図りながら進めてまいりますけれども、防犯灯設置の取り扱いについては設置者や管理者等の状況が1市

3町の間でかなり違いがございます。今後十分に検討調整を図ってまいりますけれども、予算等につきましては、今から調整を図ってから進めてまいりたいと、通学路の防犯等につきましても旧市町の取り組みを踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松田憲明君） 前田議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。前田議員の一般質問を続けます。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 次の質問に移ります。4番目、夜間小児救急医療センターの開設に向けて市長の決意をお尋ねします。この件につきまして、市長は議会開会あいさつの中で医師確保に向けて最大限の努力をされると言われました。荒尾玉名地域中心に位置する玉名で小児医療に24時間体制で対応できるセンターが開設されれば、子育て真っ最中の若いお父さんお母さんたちにとりましても、大変心強いものとなります。若いお父さんお母さんたちと話す中で、住みたいところとして保育所が近い、病院が近いなどの答えが返ってきます。子育てに対する施策の充実が住みたいところの要望となっているわけであります。夜間小児医療救急センターの開設は、今や子育て世代にとりましては待ったなしの課題となっております。センター開設に向けて市長のお考えをお聞かせください。

次に、乳幼児医療費の現物給付について質問します。乳幼児医療費の助成につきましては、旧玉名市では今年の4月から入学前まで対象年齢が拡大されました。毎年毎年1歳ずつ拡大され、合併の年にそれまで先行していた岱明、天水、横島町同様に拡充されたものであります。医療費の助成の方法として償還払いと現物給付という2つの方法があります。玉名市では償還払い方式になっているために、市役所の窓口まで手続に向かなければならないなどの不便さがあります。1年に1回まとめて手続も可能のようではありますが、結局払い戻しの手続をしない保護者もいるそうです。せっかくの子育て支援策が申請主義になっていますので、その権利を放棄する人もいるわけです。また中には手持ちのお金が少なくて病院での支払いが心配になり結局連れて行かなかった、そういう話もお聞きしました。これは乳幼児の病気の早期治療を促進するという条例の趣旨が生かされていないわけです。手持ちのお金を心配することなく、早期治療で大事に

至らないことがこの制度の最大の眼目ではないでしょうか。そのためにも償還払いではなくて、病院での窓口払いがない現物給付に改善すべきだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、国民健康保険税の統一に向けて質問します。合併説明会の中で合併の基本的な方向として住民のサービスは高く、住民の負担は軽くということが説明をされました。当初の合併パンフレットの中にもはっきりと書かれています。合併したら税金の負担やあるいは使用料負担が、下水や上水道などの使用料負担が増加することなどは誰も思っていないわけです。国民健康保険税につきましては、平成18年度から統一を図り賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式とする。ただし急激な負担増となる場合は、平成19年度まで現行のとおり不均一課税とすることになっております。国民健康保険税の負担が大きくなることは直接生活にもそのしわ寄せがきます。最近の税制改革の中で来年から所得税の定率減税が半分になり、住民税にもその影響が及んできます。また年金控除の縮小や高齢者控除の廃止などで、収入は増えないのに税金は増加するという全く腹立たしい政治になるわけであります。収入が増えないのに所得税や税金が増えることは国民健康保険税や介護保険料、市営住宅の住宅使用料などにも影響が広がり、ますます生活を切り詰めざるを得ない状況を作り出します。新玉名市の国民健康保険税の統一に向けて、税負担はどうなっていくのか市民の大きな関心の一つであります。玉名、岱明、天水、横島の税金はそれぞれ違っておりますが、高いところにまたは中間点に、あるいは低いところに設定されるのかどうか、その見通しをお尋ねします。

2点目に国民健康保険税の軽減につきまして、合併協議の中で合意がなされております。具体的には4月から実施と聞いておりますが、そのための条例等の整備状況はどうなっているのでしょうか。

3点目、税金申告の際の障害者控除についてであります。所得税の障害者控除と特別障害者控除は納税者本人か配偶者か扶養親族が障害者の場合に適用されます。1970年に出された厚生省社会局通知では障害者の範囲が広がり、精神または身体に障害がある年齢65歳以上の者で、所得税法施行令に定める精神薄弱者や身体障害者に準ずる者とされました。同様に障害を持つ特別障害者は精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、傷害の程度が所得税法施行令に定める重度の精神薄弱者や1級・2級の身体障害者に準ずる者となっております。つまり身体障害者手帳などを持っていなくても、65歳以上で障害者に準ずる人と判断されれば控除の対象になるもので、その認定は市町村長が認定書を交付することで、行なわれるものであります。この件につきまして平成14年の3月議会でも私が質問をしました。その後の取り組みはどのようになっているか、お尋ねします。

次に、介護保険料の設定と負担軽減について質問します。介護保険料は平成18年

度が見直しとなりまして、市長の議会開会あいさつでも相当高くなるということをおっしゃいました。現在は、基準額を比較しますと玉名が4,180円、岱明が3,860円、横島町が3,600円、天水町は2,800円になっています。介護保険料は月々1万5,000円以上の年金をもらっておられる方からは、その年金から天引きをされ、国民年金だけの高齢者の家計には大きな影響があります。住民税の非課税者にも保険料の納付義務があり、所得税や住民税、国民健康保険税と比べても、所得の少ない人ほどその負担割合が高くなるという逆進性が強く、所得の少ない人には大変重い負担であります。1市3町合併した中で一番高い玉名と一番安い天水とでは基準額で1,380円の開きがあり、市長が相当高くなると言われても、今でも高いと思われる方が多いのではないかと思います。新玉名市における介護保険料の設定は基準額でどのくらいになるのか、お尋ねします。また、負担軽減について減免規定はどうなっているのか、併せてお尋ねします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 小児医療の充実についての前田議員の御質問にお答えをいたします。

先日、傷害を持たれる親と子のサークル「あおぞらクラブ」の代表の方々が1万3,000余名の署名を添えて、小児医療体制の充実を求めるという陳情がございました。もとより市民の方々の中で、この小児医療の充実非常に大きな不安を持っておられる、あるいはその充実非常に大きな期待を寄せておられるということ承知をいたしております。一方小児科医を取り巻く、あるいは小児医療を取り巻く現状の厳しさということについても、いささか承知をしておるつもりでございます。

先日、中央病院の小児担当医師の先生との懇談をする機会がありましたし、医師会の代表の方とも懇談する機会がございました。機会を見つけて熊本大学の医局の方々ともお話を聞かせていただく機会ができればいいなと思っております。1日も早くそういう方々との懇談を重ねる中で、小児医療の体制の充実がどういう姿であったら玉名地域でいいのか、考え方を整理して、そして病院議会あるいは市議会の皆様方の御協力もいただきながら精一杯の努力を重ねてまいりたいと、そういうふうに思っております。

あとの問題については、担当部長からお答えをいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 前田議員の御質問にお答えいたします。市長の見解という

ことですが、制度の内容などについての答弁になりますので、私の方からお答えいたしたいと思います。

乳幼児医療費制度は、乳幼児の健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ることと保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、就学前の乳幼児に保険診療の自己負担額を全額助成しているところでございます。現在玉名市では医療機関で受診後、自己負担額を支払った後、市の窓口で申請書を提出していただく償還払いの制度を実施いたしておりますが、子育てをされている方が申請手続きをされる場合、乳幼児と一緒に行動され、書類を書いたり、書類ができるのを待つのは大変であることは十分承知しているところでございます。合併してすぐのときには申請書を市の窓口に取りに来ていただいておりますが、これを少しでも解消する方法として11月から申請者の軽減を図るため玉名郡市の医療機関の協力によって、医療機関の窓口で申請書を設置するようになっています。

さて、乳幼児医療の現物給付についてでございますが、申請者の利便性の観点から改善すべき点は理解できますが、一つには申請者に市の助成額と健康保険組合が支払う付加給付金や高額療養費を二重に払うことを防ぐこと。またもう一つは、これは国の見解によるものでございますが、国民健康保険による頻回受診や重複受診を助長し、医療費の上昇につながる恐れがあるとして、現物給付を行なっている市町村に対し、国民保険事業の療養給付金と補助金を減額措置をとっておるところがあるようでございます。しかし、県内自治体では現物給付だけの助成制度はございません。償還払いとの併用で実施しているいくつかの自治体がございますが、今後助成制度申請者の負担などを考慮し、子育て家庭の支援に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） おはようございます。前田議員の御質問にお答えいたします。まず、国民健康保険税統一に向けて税負担が上がるのか、下がるのかについて御答弁をさせていただきます。

ただいま議員の方から御発言ありましたとおり、国民健康保険事業の取り扱いについては、平成16年12月21日、玉名地域1市3町合併協議会において承認をされております。その中で税率及び賦課方式につきましては、合併直前の医療費の動向や関係法令の改正状況などを考慮しまして、平成18年度から統一を図り、3方式を採用することとなっております。ただし急激な負担増となる場合は平成19年度までは現行のとおり不均一課税を行なうこととなります。3町合併後新体制のもとで協議を重ねながら

税率の算定を行なっているところでございます。議員も御承知のとおり医療制度改革大綱が政府・与党の医療改革協議会で確定をしております。

その内容といたしまして、平成18年度から現役並みの高齢者所得者の方で70歳以上の医療費負担を2割から3割に引き上げられます。同じく平成18年度から診療報酬の引き下げが行なわれます。また平成20年度からは75歳以上の高齢者の方を対象に新たな高齢者医療制度の創設が行なわれます。同じく平成20年度から一般的な高齢者所得者の方で70歳から74歳までの高齢者の方の一部負担が1割から2割に引き上げられます。以上が主な内容でございます。これらの諸要件を加味しながら慎重に保険給付費の伸び等を見積もり、できる限り市民の方々の負担増加につながらないように税率改正をするように検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をお願いを申し上げます。

次に、減免についてでございますけれども、国民健康保険税減免につきましては、現在減免基準に関する規定を設けて、従来の1市3町それぞれ減免基準を適用しております。内容といたしましては、納税義務者が災害により死亡または障害者となった者。2番目といたしまして、災害により生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者。3点目といたしまして、納税義務者、これにはその世帯内の被保険者も含むわけでございますけれども、の所有する住宅または家財に対し災害により災害を受けたとき。4番目といたしまして、冷害等により農作物に被害を受けたとき。5番目といたしまして、世帯主が死亡により新たに世帯主となった納税義務者が障害者等となった場合。これが1市3町における減免基準となっております。減免につきましても、新市において統一することが合併協議会で承認をされておりますので、今後、国民健康保険運営協議会などで協議をいたしまして、3月の議会において御提案を申し上げる予定でおりますので、どうかよろしくをお願いを申し上げます。

続きまして、障害者控除承認証発行についてでございますけれども、ただいま議員の方からもありましたとおり、昭和48年2月厚生省社会局長・同児童家庭局長通知によりますと「相続税法上の障害者控除の取り扱いについて」により一般障害者及び特別障害者の範囲が定められ、障害者については福祉事務所長が承認をし「障害者控除対象者認定書」を交付し、障害者として取り扱われるようになっております。障害者の認定については介護保険法においては、障害や機能の状況を直接判断するというものではなく、介護保険の目的において、どの程度の介護サービスが必要であるのかどうか、そういう判定をして介護度を決定するわけでございます。また一方身体障害者福祉法の障害認定につきましては、身障手帳のための認定は永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合い等を直接判断するというので、この判定の見分け方が障害者手帳の交付と介護保険の認定との違いがあるわけでございます。議員御質問の

「障害者控除対象者認定書」の交付については、ただ単に介護度による証明書の交付をするのではなく、国が示している嘱託医、民生委員等の協力をもとに、また医師の診断書等をもとに本人の申告に基づいて適切に判断をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。また介護度1から3の方についての認定については、その認定の基準が異なっていることや、介護度の変更等があるという可能性が大きいですので、今後十分検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、介護保険料の設定と負担軽減についてお答えいたします。介護保険制度が平成12年4月からスタートいたしまして今年で6年となります。議員も御承知のとおり介護保険料は3年ごとに見直しをされ、平成18年4月から新しい保険料となります。現在保険料の見直しのため介護保険の利用者や給付費の状況などを分析しながら、推計作業を行なっているところでございます。最終的に介護保険料の設定ができるのは介護保険運営協議会で審議をいただき、平成18年3月においてお示しができるものと思います。介護保険料の基準額については、過去3年間の介護給付費の推移を見ますと毎年伸び続けており、本年度末にはその給付費が約52億円と見込んでおります。その中で特に在宅の利用者の伸びが大きく、毎年10%以上も伸びており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。また給付費の財源の中で65歳以上の方の保険料で負担すべき割合が、今まで18%から平成18年度以降は19%に引き上げられることになっております。このため保険料の値上げについては、避けて通れない状況にあるというふうに思っております。

続きまして、軽減策についてお答えをいたします。「保険料の減免は公平負担という立場から国の指導に基づきまして、保険料の全額免除を行なわない。」「一律減免は行なわない。」「保険料減免分に対する一般財源の繰入れは行なわない。」というこの3原則があるため、玉名市の軽減策も国の基準に基づいているものでございます。内容は、玉名市介護保険条例の第8条及び第9条、また玉名市介護保険条例施行規則31条でお示しをいたしておりますけれども、次のとおりとなっております。1番目といたしまして、第1号被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者が震災、風水害、火災、その他これに類する災害により住宅、家財またはその他の財産について著しく損害を受けたとき。2番目といたしまして、主たる生計維持者が死亡または心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院等でその者の収入が著しく減少したとき。3番目で、主たる生計維持者の収入が事業において著しく損失、失業等により著しく減少したとき。4番目で主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。その他特に市長が必要と認めたとき。というふうになっております。玉名市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱に基づき、減免措置を講じていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず最初の夜間小児医療救急センター開設に向けてについてあります。相手が医師といういわゆる人材でありますので、市当局だけの思惑ではこれはすんなりいかないところもあると思います。市長の決意も今お伺いしたわけですが、いつまでに開設するという目標がなければ、これまたずるずると先送りになるんじゃないかなあと、こういうふう思うわけです。ぜひですね、市長がよかったですらまあ来年あたりとか再来年とか、そういう目標をお持ちであったらお答えいただきたいと思っております。

次に、乳幼児医療費についてであります。11月から市役所の窓口まで手続に向向かなくても、病院の窓口で申請ができるように改善されたということですが、これは一歩前進したということで大変歓迎すべきことだと私は評価いたします。しかしながら乳幼児医療費の助成につきまして、質問を準備するに当たり熊本県下の状況をちょっと調べて見ました。59の自治体すべてでこういった助成が取り組まれております。現物給付につきましても27の自治体で取り組んでおります。内容は市内あるいは町内のみの病院や入院以外とか、いわゆる付加給付のない保険とか、さまざまな条件の中で償還払いと現物給付を併用して、市民のあるいは住民の利便性を図る取り組みがなされております。国民健康保険、組合健康保険あるいは共済保険など、これはこういったほかの自治体、またこの玉名でもこういう保険の種類は同じでありますので、他の自治体で実施していることが玉名でもできるはずであります。いわゆる併用を含めた現物給付の実施につきまして、今後最大限の努力を要望しておきます。

再質問の2点目としまして、地方分権と言いながら併用を含めたような自治体独自で精一杯努力をして、市民の要望に応えるような施策につきまして、国が補助金絡みでいろいろとペナルティーなどと称して横槍を入れることにつきまして、地方自治を預かるトップとしての島津市長は国のこういうあり方をどう思われますか。当然と思われませんか、全くけしからんと思われませんか。こういったやり方について市長のお考えをお聞かせください。

国民健康保険税についてであります。国保税の設定は、おっしゃいました医療費の動向や医療制度が変わる問題など複雑であります。しかしながら合併して現行より税金が上がるということは、これは避けなければならないと思います。むしろ持ち寄った1市3町で、旧1市3町から持ち寄った合計およそ7億円の基金を活用して税金を下げることは、合併してよかったですと市民から歓迎されることだと思います。国民健康保険税の統一に向けて急激な負担増と言われておりますが、この急激、これを数値で表現すれば現

行の何パーセント増を急激と考えておられるのかどうか、基準となるものがありましたらお尋ねいたします。

「障害者控除認定証」の発行についてであります。私が縷々申しました所得税法施行令や地方税法施行令また確定申告の手引きなどにも、障害者控除の対象として障害者手帳などを取得していなくても市町村長の認定で控除の対象となることが明確であります。法的な根拠もはっきりしている中で、市民から「障害者控除の認定証」の発行を求められた場合、執行部はどういった対応をなされるのか、お尋ねいたします。

介護保険料につきましては、介護保険がスタートしたときに政府はその目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる制度へ、サービスが選択できる制度へ、などと盛んに宣伝しました。ところが利用料の1割負担と併せてサービスを利用すればするほど介護保険料引き上げに跳ね返ってくるというのでは、当初の宣伝に逆行するものと言わざるを得ません。そして10月からはデイサービスや介護施設を利用されている方については、居住費や食費の新たな負担増も強いられております。来年の4月介護保険料の改定に当たり、多くの市町村では約2割の値上げが言われています。増税や年金給付水準の削減などが相次いでいる今日の中で、多くの高齢者の負担は限界でありまして、保険料値上げを抑えることは第3期の事業計画をつくるに当たって重大な課題だと思えます。

そもそも介護保険料が高くなる最大の理由は、介護保険制度が開始したときに、それまでは介護にかかる費用のうち50%を負担していた国が25%まで負担割合を減らしたことにあります。ですからさまざまな介護保険の矛盾を解決するためには、国の負担割合を計画的に50%まで元に戻すことがこの制度を維持する上でも重要であると考えます。国の負担は5%元に戻せば約3,000億円の財源が確保され、1号保険料が負担する、いわゆる65歳以上の方が負担する保険料がその割合を5%引き下げて、4月からの1号保険料の値上げを中止することができるわけです。日本共産党は当面この国庫負担割合を緊急に5%元に戻して、30%にするよう国に要求しております。玉名市におきまして値上げが避けて通れないということではありますが、保険料値上げを抑える努力として第3期事業計画作りに当たり、どのような対策がとられているかお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたします。まず小児医療に係わる救急センター、いつ頃までということは言えないのかと、こういうお尋ねでございますが、この小児医療の充実を図る必要性ということについては先ほどもお答えいたしましたように十分認識しておりますし、そういう方向に向かって努力をしていきたいと思っております。ただ

集中医療センターという方式になるか、あるいはその現行の中央病院の小児医療の充実という形になるか、あるいは地元開業医の方々との連携による体制の充実になるかと、今しばらく検討を重ねさせていただきたい、そういうことで有余をいただきたいと思っております。

乳児医療制度の現物給付に対する国の姿勢をどう思うかと、こういうお尋ねでございますが、私個人は国が現物給付を行なった場合にペナルティ的に健康保険をとらえるというふうには認識をいたしておりません。もしそういう国の姿勢であるとするならば、それは行政政治のあり方としておかしいということをはっきり申し上げなければならんと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。まず最初に国保税の件でございますけれども、急激な変動があった場合の不均一課税の問題でございますけれども、その基準はあるのかどうかというようなことでございますけれども、明確な基準というのはありません。ないというふうに思っておりますが、議員も御承知のとおり現在玉名市におきましては、基金が約7億500万円程度ございます。この基金の用途につきましては、医療費の急激な高騰等々を考えながらこの基金の取り崩しをやるわけでございますけれども、こういういわゆる各地域間で、旧1市3町間で医療費等々の急激なバランスの調整がつかないというときに、それぞれ各旧自治体において負担の不均一課税を行なうものでございまして、その時々状況において判断をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、身体障害者における障害者控除対象者認定証の交付についてでございますけれども、この件につきましては、先ほども御答弁をいたしましたとおり、申請者において国が示す基準に基づきまして申請がなされたときに、医師または保健士、そしてまた地域の民生委員、そのまた診断書等に基づいて適正に判断をしながら、適正と思われれば当然交付すべきであり、その交付に基づいて税についても控除があるというふうに認識をいたしております。

続きまして、介護保険料の値上げに対する対策でございますけれども、軽減のためにどういう対策をとっているのかという、考えているのかという御質問ですけれども、これにつきましても議員御承知のとおり、このたびの介護保険法の改正は今までの給付サービスが主体だったものが、これからは予防給付というのが大きく今回の改正の内容となっております。市といたしましても当然これから予防給付に力を入れながら、介護保険料の負担増が、被保険者の方々に大きくならないように努力をしていきたいという

ふうと考えております。

○議長（松田憲明君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 合併した中での初めての議会ではありますが、合併もそれぞれ旧1市3町で政治のあり方が、中身が違う中で何しろ合併しようということで、合併が進んでまいりました。合併後にさまざまな違いを統一していくという先送りにもされた課題がいっぱいあります。国保税の問題もそうであります。あるいは先ほどの防犯灯の問題もそうであります。

玉名市長にここで要望しますのは、7万3,000人の玉名市民が、合併して本当によかったと言える市政運営を推進されますことを切に希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、前田正治君の質問を終わりました。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 午前中あとわずかな時間がありますので、質問だけになろうかと思いますが、社民党の田島八起です。よろしくお願いします。

新玉名市の発足とともに新しい市長、新しい議員が選出されて初めての定例会を迎えて、この質問席に立てることに大きな喜びを感じるとともに、その責任の重さも自覚をしているところです。また激戦を勝ち抜かれた島津市長におかれましては、当選おめでとうございます。当選後の新しいまちづくりに向かう4年間というのは、新玉名市の基礎作りとなる重要な時期となりますので、市民の声を十分に吸収しながら、これまで培われてきた県政における貴重な経験を市政の発展に生かしてほしいと願うところであります。

ところで私は今議会ですくは4項目について通告をしています。したがって、その内容について御質問をいたします。

まずは、市長の市政運営についてであります。市長は今議会のあいさつの中で施政方針について5点にわたって述べられました。その要点を私なりにまとめてみますと、政府の厳しい地方財政対策への対応、新庁舎の建設について、改正される介護保険への対応、厳しい財政状況にある自治体病院と小児科を含む医療の充実、新幹線玉名駅と国道208号線バイパスの促進等ではなかったかと思えます。いずれも新市の施策として重要な問題ばかりであり、その一つ一つを示されて、その一つ一つについては今後具体的に組み込まれていこうと思うところですが、その中の施策との関連する問題も含めて、私なりにこれからの市政運営に重要と思う点について、5点にわたってお尋ねいたします。

①は新市における信頼と一体感の構築についてであります。合併による新しいまちづくりのためには4つのことが重要と考えています。これら住民サービスの低下を招かない、住民の声が市政に反映される、バランスの取れた新市建設を進める、そして今も前田議員からも質問がありました税・使用料等の統一について、旧市町住民に不公平感を持たせないということであります。前の3点は、合併前にも合意を見ており、これからの市政運営で十分に配慮していけば可能と思いますが、税・使用料等の統一については、方向性は示されていますが具体的な検討はこれからです。国保税、介護保険料、上下水道の使用料など、それぞれ計画の基礎、料金設定や導入の受益者負担の取り扱いの違いなどもあり、それを統一するわけですから、一つ一つ処理していくとどうしても負担の増減の違いが出てきます。したがって税や使用料等の統一については、総合的に検討して一つ一つの提案をしなければ、不公平感が残るのではと危惧するところです。この統一についての御所見をお伺いします。

②は今後の1市4町の合併についてであります。通告では1市8町の合併についてということで通告としておりましたけれども、1市3町の合併に続き来年3月には2町合併で和水町が誕生の予定であり、正確にはそれに玉東町、南関町、長洲町を含むと1市4町となりますので、そのように変えてお尋ねします。新市が発足したばかりに、もう次の合併かと、いささか先走りしすぎるとの思いがないではありませんが、私は平成13年度からの国の地方財政対策の動きを見てきたところですが、3年ごとの対策が示されるごとに地方財政へのしわ寄せが大きくなってきました。そういう中で三位一体改革の当初示された改革の基本方向からすると、平成17年度、18年度は少し緩和されたと受け止めていたところでございますが、先の衆議院選挙で自民党が圧勝したことにより小泉総理は、三位一体改革はきちっと仕上げたいとして、小泉改革のシンボルともいえる竹中平蔵氏を総務大臣に起用したことは、三位一体改革の最終年度となる来年度はまた厳しくなるのではないかと思うところです。また平成19年度から始まるであろうその後の3年計画を想像するとき、合併の動きも現状にとどまらずさらに進むだろうというふうに私は考えるところです。その点についての市長の御見解をお伺いします。

③は新庁舎の建設についてであります。新庁舎の建設については、合併協議の中では準備から建設まで約5年、5年程度かかるということで、大体8年後ぐらいをめどにというふうに伺っていました。市長の所信表明の中では狭くもあり、できるだけ早くとの意向であったと受け止めたところです。私は先ほど1市4町の新たな合併についての考えをお尋ねしましたが、私自身はあと2、3年もすると合併への新たな動きが出てくるのではと思っています。したがって新庁舎建設もしばらくは周囲の状況を見極めて進めたらよいのではと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

④は一区一輝運動についてであります。住民主体のまちづくり運動として独自の予

算措置を講じて進められてきたこの運動は、小学校区を単位として、それぞれにまちづくり委員会が構成され、その委員会を中心に校区ごとの特徴ある運動に取り組まれてきました。私は玉名町小校区のまちづくり委員会の会合や行事に時々参加する程度でしたが、しかしこの運動の特徴を考えてみると、まずは大胆な予算措置がとられたこと、それに呼応する形でまちづくり委員会が結成され、そして委員会を中心に地域を見つめ直す中から地域ごとのテーマが設定され、実践されてきたこと、またその中で子どもたちに地域の伝統芸能を継承する取り組みが数多く生まれてきたことなどがあると思います。市長は就任早々の大変御多忙な時期に町小校区が主催する第3回はぜ祭りに参加いただき、まちづくり委員会の取り組みを評価される旨のあいさつをいただきました。大変嬉しく思ったところですが、したがって各校区ごとに根づいてきている一区一輝運動をある程度の予算措置も含めて継続してほしい。また合併による岱明、横島、天水の各地域にも広げてほしいと思うところですが、その御所見をお伺いします。

⑤は工事予定価格の事前公表と市政だよりへの結果の公表についてであります。公共汚職の主な要因としては、工事予定価格を事前にいかにして察知するか、このことについて汚職が大きな比重を占めていたと思います。近年は工事予定価格の事前公表をする自治体も増えているようですが、本市においても前市長時代に入札時の指名業者に予定価格を通知するという形で公表されてきました。そして落札の結果は広報たまなに掲載されてきました。そのような取り組みの結果と思いますが、平成16年度の玉名市の落札率は89.47%となっており、これを県レベルの落札率と比較すると全国で5番目に低い落札率となっています。したがって工事予定価格の事前公表と結果についての広報たまなへの掲載は続けられたがよいと思うところですが、市長の御所見をお伺いします。

あと一ついきます。次は、指定管理者制度についてお尋ねします。これは地方自治法の改正により本年9月までに市が有する施設を直営にするか指定管理者を指定するか、そのどちらかを選択しなければならなくなりました。この問題については、旧玉名市議会の中でも過去に青木議員と私が取り上げてきたところですが、選択の期限を間近に控え、今議会には指定管理者の指定に関する条例が提案されていることも関連して、4点についてお尋ねします。

①は指定管理者の指定の対象となる施設についてです。現有する市の施設の中で指定の対象となる施設はどんなものがあるのか、すべての施設をお示しください。

②は指定対象となる施設のうち、指定管理者を指定する施設についてはどのようなものを考えられておるか、お示しください。

③は指定管理者を指定する場合、事業者への周知や募集についてはどのような方法で取り組まれるか、その御所見についてお伺いします。

④は条例第6条に規定する施設についてであります。条例の第6条では市長は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、第3条の公募を行わないことについて合理的な理由があるときは公募によらず、本市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者候補として選定することができると規定されています。この条文の中における公募によらない施設とは、また法人や公共団体、公的団体とはどんな団体を示すのか、お示しをいただきたいと思えます。

以上の答弁を聞いて、次に進みたいと思えます。

○議長（松田憲明君） 田島議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。田島議員の一般質問を続けます。

市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 午前中に引き続きまして、午後も御苦勞でございますが、よろしく願いいたします。田島議員の質問にお答えいたします。

まず、私の市政運営についてのお尋ねでございますが、新市の信頼と一体感の構築に向けて、不公平が生じないように諸々の事柄を早急に統一した方がいいという御提案だったと受け止めます。1市3町の合併協議会においてあらゆる業務でありますとか住民サービスについて鋭意協議がされ、調整が図られてきたと受け止めておりますが、重要な事柄については新市が発足後に判断し、決断するというふうに取りまとめていただいている部分も非常に多うございます。

本来なら合併と同時に統一されることが理想的であるということも言えるわけですが、受益者数でありますとか事業内容、負担の有無などそれぞれの自治体において運営されてきたことから、やっぱり差異が見られます。基本的には合併をしたわけですから、一度に揃えていく、同一料金にいろんなものをしていく、これが大事なことだと認識はしておりますが、事柄によりましてはそれを急ぐあまりにかえって公平感を削いできて、市民の不安や不満を増幅することにもなりかねない、そういう問題もあるかと思えます。こういう問題については一兩年段階的に調整をしていく事柄もあるというふうにご理解をいただきたいと思えます。そういう心配りの中で、一日も早く同じ市民としての一体感が生まれてまいりますように努力を続けてまいりたいと存じます。

続いて、1市8町の合併についてお尋ねがございました。今、私どもは1市3町で

新しい市のスタートを切ったところでございます。まずはこの1市3町がそれぞれのこれまでの行政の枠組みを超えて、信頼感に基づいた一体感を深めていって、新市としての基礎作りをきちっとすることだと認識をしております。過去に振り返ってみますと玉名市、玉名の1市8町、あるいは荒尾を含めた有明地域は、行政の境を超えていろんな人的な交流、かかわりも極めて深く、お互いに一体的に事柄に取り組んできた問題もたくさんあります。もし合併協議の中でわだかまりがあったとすれば、1日も早くこういうものを解消しながら、仲よく今後の玉名地域の将来像について議論し合えるような空気を作っていくことも私どもの責任であろうと思っております。スタートしたばかりでございますし、和水町あたりはやがて合併も控えておられます。合併協議に生の形で今発言をしたり、取り組むということはいかがかなと、そういうふうに思っております。

新庁舎の建設問題でございますが、合併協議においては新庁舎建設については、交通の事情及び他の官公署との関係など、市民の利便性並びに新市の財政状況等を考慮しながら早期に新庁舎の候補地を選定し、建設するものとするということで承認がっております。選挙に臨みまして、新しい協定、新市協定あるいは合併特例債によることもあって、だから新庁舎ありきという考え方には立たないというふうな発言を私はしてまいりました。ただ、この市庁舎に入らせていただきまして1カ月になります。実感として狭いなあというのも正直な感想であるし、議員の皆様方もそうだと思いますが、職員の皆様方も狭い中で、業務の遂行に大変な御苦勞があっているふうにも受け止めております。新市計画では、平成24年度までに完成が位置づけられているようですが、それはそれとしながらも市民の皆さんの関心の深い事柄でもありますから、よく市民の声を聴しながらいずれ早い時期にその方向性を決定していく、これも新しい市政の責任だと受け止めております。

一区一輝運動についてでございますが、玉名市政のこれまでの5年間の間に特出すべき事柄であったと受け止めておりますし、市民の間にも定着も見えますし、それから地域の一体感も含めて、この間積み上げられてきた地域づくりの実績もあると承知をしております。ただ、今年度で一応の区切りになることも事実でございますし、新たに3町が加わってきたという事実もございますから、ここで一遍13校区の事業の取り組みについて精査しながら、あるいは新しい3町の部分についての地域づくりをどうかみ合わせていくか、判断をして事業の継続といたしますか、まちづくり地域づくりについてはさらに同じような皆さんとの認識の中で取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

公共工事の事前公表についてもお尋ねがございました。事前公表制は行政の一つの時代の流れだと受け止めております。県政等は早くからそういう対応をしておりますし、県下の市でもおおむね事前公表制がとられていると思っております。ただ玉名市

の場合に入札率が88%や89%になったことは事前公表制によるものだという認識は持っておりません。あと具体的な事柄につきましては、部長の方から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 田島議員の工事請負価格の事前公表と市政だよりへの掲載に関する質問についてお答えをいたします。

予定価格の事前公表につきましては、旧玉名市においては平成13年度当初から、また合併後は玉名市建設工事及び業務委託に係る予定価格の公表に関する要綱第2条の規定に基づき行なっております。公表の方法といたしましては、指名競争入札通知書に記載して通知をいたしております。また市政だよりにつきましては入札後に入札日、それから工事場所、工事名、予定価格、工期、落札業者名、落札金額、落札率、入札参加業者名を記載し、公表をいたしております。公表につきましては、今後とも行なってまいります。入札における透明性、競争性がなお一層向上するよう研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてお答えをいたします。議員御承知のとおり公の施設の管理につきましては、平成15年6月の地方自治法の一部改正によりまして、従来の管理委託制度が廃止され、施設の管理権限を指定管理者に委任することで使用許可なども行なうことのできる指定管理者制度が新たに創設されております。御質問の指定管理者制度の対象施設につきましては、公営住宅それから都市公園、河川、社会福祉施設など個別の法律で管理主体が限定されている施設であっても、国の通知等により対象範囲が拡大されているところもありまして、学校、庁舎を除くほとんどの施設が対象になるものと考えております。

次に、本市における指定管理者制度の対象となる施設でございますが、現在、市道などを除く249施設を対象に制度導入の適否を含め、施設の概要について調査をしているところでございます。この249施設の中には、玉名市民会館、岱明ふれあい健康センター、ふるさとセンターY・BOX、草枕温泉てんすいなど改正前の地方自治法を根拠とした管理委託を行なっている施設がございますので、これらにつきましては、地方自治法の経過措置の期限である平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入することを基本として検討を進めているところでございます。

次に、指定管理者の募集方法でございますが、指定管理者制度を導入する施設につきましては、施設の設置目的や性格に合わせ指定管理者に行なわせようとする管理の基準、それから業務の具体的内容、参加資格、指定する期間、選定の方法や選定の基準などを内容とする募集方針を策定いたしまして、当該施設の設置条例の一部改正をいたし

ます。その後、この募集方針に基づいて、広告それから広報紙やホームページへの掲載など広く周知できる方法により、一月程度の期間をかけた公募を予定をいたしております。

次に、玉名市の施設の指定管理者の指定等の手続に関する条例第6条に規定する施設についてでございますが、同条には公募によらない指定管理者候補者の選定等ということ、公募を基本とする指定管理者候補者の選定について、例外を設けております。なお、条例第6条の規定は市が出資している法人、公共団体か公共的団体が管理する施設でありまして、合理的な理由があるときのほか、不測の事態に対し市民サービスの停滞を防ぐことが必要であることから、公募した結果応募がなかった、それから応募はあったが選定の結果、指定管理者候補者として適当な団体等がない、指定管理者候補者として指定することが不可能または不適当な事態が生じたとき、及び指定管理者の指定を取り消したときには、公募によらず、指定管理候補者を選定できるとするものがございます。なお、公募しない施設等についてお尋ねでしたが、これからこういった施設は決めていきたいというふうに思っております。なお、ちなみに本市が出資している法人でございますけれども、これは例えば玉名市の自治振興公社それから公共団体と申しますのは、例えば土地改良区それから公共的団体とは農業協同組合あるいは漁業協同組合、そういったものを指します。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。まず市長の市政運営についての中で、新市における信頼と一体感の構築に向けての件です、少なからず表現が難しいという思いも自分自身でもしたところもありまして、誤解が少しあったような思いがいたします。もちろん合併協議会の中でこのことについては十分論議をされてきて、一定の方針が出されて、そして合併後すぐ統一できないものについてはある程度時間をおいてやっていこうと、そういう中身であります。

しかしこれは具体的に言えばですね、介護保険料が来年18年度見直しになるわけですけれども、先ほどの前田議員の御質問にもありましたように、玉名市が4,180円、それから一番安い天水町が2,800円ということが指摘されて、かなりの差があると。ただこれを今度新たな料金設定で、全国的には介護保険法の改正と併せて国が試算をしておる平均でいくと、全国的に1,000円ちょっと上回る程度の引き上げという案が示されております。旧玉名市でいくと大体全国平均を上回る引き上げが前回はなりました。だから介護保険料だけを見るとですね、来年18年度どこで設定するかということを考えてもですね、やっぱり負担が大きいところと、市や市町村でそれぞれ負

担が大きいところ少ないところというのがどうしてもやっぱり出てくるという思いがするわけです。だからそれを一つ一つですね、そのようにして取り上げると、そういう不公平感というのがやっぱり残りはしないかという危惧をするわけです。

しかし、だから全体的にこういうのは検討してと言ったのは、例えば国保でいくと、今、玉名が一番料金が低いと、だから料金が低い、それに合わせられればいいわけですけれども、なかなかそれも現実としてはいかんだろうという思いがしますので、だからそういう点からすると総合的に、この例えば介護保険では、どこが負担が大きくなる、国保はどこが負担が大きくなる。例えば下水道の問題にしてもですね、そういうやつをお互いに総合的に判断をして一つ一つを取り上げるんじゃなくて、総合的に判断して、やっぱり提案をしていくというふうなことを考えていかないといけないのじゃないかというのが、私の質問の趣旨でありましたので、そういう面です、本当にそれぞれを考えるとときには総合的に考えて提案をしていかないと、ややもするとそういう論議になっていきはしないかという心配をしたわけです。そういう意味で私は質問をしたところでもありますので、そこら辺についてできましたら改めて御答弁をいただけたらというふうに思います。

それから1市4町、大体としては1市8町というふうに言っておりましたので、1市8町とわかりやすくすると、1市8町の合併に向けてということで、今は当然1市3町が合併したばかりですから、この合併を当面いかにスムーズに、本当に一体感のあるまちづくりをしていくかというのはもう当然のことです。ただ私はやっぱり指導者の先見性として将来の1市8町に向けて、私は質問の中でも言いましたように、いろんな地方財政のこれからの状況を見るとそう遠くないうちに、そういう方向に向かざるを得ないのではないかという思いがしてですね。したがって、そういう思いからこの1市8町の合併に市長としてどう思っておられるかということをお尋ねしたところですが、それが次の新庁舎の建設の問題と絡めてですね、私は2、3年ぐらいは新庁舎についてもそういう2、3年のうちにまた新たな合併の動きが出てくるんじゃないかという思いがいたしますので、そこら辺の市長の御見解をお伺いしたところでもあります。

それから一区一輝運動については、大体今年度で終わって来年度からまた新たにいいところは精査をし直して、大体そういう趣旨に沿った方向で考えていきたいという御答弁ではなかったかというふうに思いますので、これは1市3町を含めてですね、改めて検討をするということでありましたので、ぜひそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

それから工事予定価格の事前公表と結果の玉名市広報への掲載については、これはこれまでどおり進めていくということでもありますので、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。

それから指定管理者制度の問題について、答弁の中ではまだあんまり具体的に進んでいないような印象を受けたわけです。もうこれは平成15年6月に地方自治法が改正をされて、そして平成18年度の9月までに公共施設については、市が保有する施設については直営にするか指定管理者に指定するか、どちらかにしなければならないというふうになっておりましたので、かなり、そしてもう来年度の予算との関係もある中身を含みますから、当然もう少し進んでおるかなあという思いがしたところですけども、ちょっと今の答弁からすると、来年度どういう施設を指定管理者に指定するのか、公募によらなくてもよい施設についてもこれから方針を決めるという御答弁だったかと思えます。私は来年度から指定管理者を指定する施設があるとするならばですね、そういう施設のこれまでの費用と指定した場合の費用というのは、増えるということはずないだろうというふうには思いますが、経費が増えるのか軽減されるのか、そこら辺のどうなるかということについても一応答弁をお願いしたいと思います。先ほどの答弁からするとちょっとそこまで計算されておるかなあという思いもしますが、そこら辺についてですね、再質問をいたしまして、答弁をいただきまして、あと次に進みたいと思います。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 田島議員の再質問にお答えをいたします。指定管理者制度につきましては、官から民へと行財政運営の構造改革それから規制緩和を背景といたしまして、民間のノウハウそれから知恵を施設の管理運営に活用するという事で、なお一層質の高い住民サービスの提供が可能になるわけでございます。それが地域のさらなる振興や活性化につながることを期待し、創設をされたものと期待をしているところでございます。本市といたしましても多様化する住民ニーズに応え、今まで以上に高いサービスを提供すると同時に、限りある税財源の有効活用を指定管理者制度に期待しているところでございます。

先ほどお答えをいたしましたとおり、平成18年9月1日を目標に現在管理委託を行なっている施設を中心に指定管理者制度に移行するよう準備を進めているところでございます。具体的な導入施設の確定や管理委託料の積算というのは先ほど議員の方で御心配されましたけれども、今後の作業となります。新制度導入によりまして、そのとき経費削減額は段階的にいたしたいと思っておりますので、現在のところ算出ができないということで御理解を賜りたいと思っております。なお来年の9月までには指定管理者制度は導入できるように今全力で作業を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 答弁が順序逆になったかもしれませんが、お許しをいただきます。その一体感の話でございますが、私の表現が適切でなかったのかもしれませんが、田島議員さんの認識と私の認識に決して大きな違いがあるとは受け止めておりません。早急に統一をしなければならぬ事案もあれば、急ぎすぎればかえっていろんな問題を惹起する事柄もあるだろうと受け止めておりますので、その辺も踏まえながら一日も早い一体感が生まれるような手順施策を整えていかなければならない、そういうふうに認識をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 指定管理者制度についてはですね、もう少しやっぱりスピードを上げるべきかなあという思いもいたしております。また今、市長の答弁にもありましたが、思いというのはそう違わんだろうというふうに思っております。ただ私は本当に介護保険料とかああいう税、手数料の問題というのは一つ一つがすぐ個人個人で判断できる、負担が太うなった、うちは少ないというふうな判断がすぐできるからですね、やっぱりそういう意味でのおいぎや負担の太うなったなあって、しかしこっちの方では軽くなったと、そこら辺をきちっとやっぱし示しながらですね、総合的に進めてほしいということで、そういう思いで、これは選挙の中でも大分訴えてきたところでありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次は、介護保険の改正に移ります。介護保険については平成12年4月に発足をし、制度の充実を図るとして、3年ごとに見直すことになっており、平成15年度に続いて来年が見直しになっていきます。この見直しについては旧玉名市の6月議会で取り上げてきたところですが、まだ改正案が国会で成立したばかりということもあり、十分な答弁も聞けなかった部分もありますので、4つの点についてお尋ねをいたします。

①は地域包括支援センターについてであります。地域包括支援センターは来年度より新しく取り入れられる制度であります。その中心的な役割としては、これまた新しく取り入れられる要支援、要介護1の、いわゆる軽度者の方々へのサービス提供における介護予防ケアプランの作成が主なものと思われませんが、この地域包括支援センターの役割、構成、運営、また現在ある在宅支援センターとの関係はどうなるのか、この御所見についてお伺いします。②は介護予防事業についてであります。この事業は先ほども触れましたように、要支援や介護1の軽度の方が介護度が進まないよう介護予防のケアプランを導入することだろうと思えます。この場合介護予防のケアプランの中身というのが、なかなか見えてきません。特に家事援助を受けている人の介護予防のためのケアプランというのはどういうものがあるのか、具体的に示していただきたいと思えます。③

は地域支援事業についてであります。この事業は介護予防とも関連して新しく取り組まれる事業と思われませんが、その事業の内容はどんなものかお示してください。④は介護保険料の引き上げについてであります。利用者の個人負担の増加については、本年10月1日より施設入所者の食事費が原則として全額個人負担となり、新しく住居費として1万円の負担が新設され、デイケア通所者も原則的に食事は全額個人負担となりました。そして保険料については来年4月より全国平均で見ると1,000円程度の引き上げが見込まれています。本市では合併が実現し、来年度は保険料の統一も図られることになっており、したがって慎重な検討が進められていくと思います。先ほども前田議員の質問で大体答えは答弁は変わらないかと思いますが、どの程度の設定になるのか、その見込みについてお示してください。

次は、障害者自立支援法についてであります。この障害者自立支援法についても旧玉名市の6月議会で取り上げたところですが、まだ国会で審議中ということもあり、明らかにならなかった点があります。したがって、4つの点についてお尋ねします。①は法制定の遅れと実施時期についてであります。障害者自立支援法については8月5日の衆議院解散で一度廃案になったところですが、9月の選挙後の特別国会に再び法案が提案され、10月30日に成立したと伺っています。当初の法案では、介護保険法の改正と同じく、施設入所の食費や居住費などの一部負担は10月1日から、法施行は来年1月1日からとなっていました。法成立の遅れでこの実施日がどう変わったのか、まずお尋ねします。②は障害認定審査会の設置と給付内容や給付計画についてであります。障害を持つ人については、それぞれに障害等級が決まっており、そのような中で改めて障害認定審査が必要なのかどうか、いささか理解に苦しむところですが、認定審査会の設置と役割について、またそれぞれの段階における給付内容と、給付計画、つまりケアプランはどのように作られるのか、その内要についてお伺いします。③は地域生活支援事業についてであります。この事業はどのような内容か、その内容についてお示してください。④は障害者自立支援法と介護保険法についてであります。この2つの制度はもともとは市町村を主体とする介護保険と国の措置事業として進められてきた障害者福祉を、国の財政難を理由とする国の措置事業から支援費制度へ、そして3年もたたないのに、今度は市町村や障害のある人に一層の負担をかける自立支援法へ移行し、しかも制度、仕組みも個人負担のあり方についても介護保険と同じにする内容となっており、制度は介護保険法と障害者自立支援法を将来1つにする狙いがあるように思えてなりません。この2つの制度が一本化されると介護保険の負担が今でも大きい中で、さらに大きくなるのではないかといささか危惧するところです。国の責任で行なう障害者福祉は、福祉として介護保険は介護保険として、本来はあるべき姿ではないかと思いたすけれども、そのような危惧に対して執行部としてどのような見解をお持ちかお伺いいた

します。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田島議員の介護保険法の改正についてお答えいたします。

まず地域包括支援センターの運営についてでございますけれども、合併協議会の中で地域包括支援センターの運営については市の直営がいいのか、委託がいいのか、検討してまいったところでございますけれども、地域包括支援センターに必要な専門職種・人員体制について現在の市の職員体制では、平成18年4月からの設立は困難であるため、委託の方向で検討をしております。地域包括支援センターの設置箇所は、国はおおむね人口2万から3万人、または高齢者6,000人に1カ所が目安ということでお示しがなされております。玉名市の人口は約7万3,000人で、高齢者の人口が約1万8,000人というようなことで、3カ所の設置ということで検討しているところでございます。

次に包括支援センターの役割についてでございます。この役割は1番目に介護予防をマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援。3番目に被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業。4番目に支援困難ケースの対応など、ケアマネジャーへの支援の4つの事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるものでございます。委託に当たっては地域包括支援センター機能を中立・公正・効率的に遂行する観点から用件を定めていく考えでございます。また地域包括支援センターの構成についてでございますが、1カ所あたり処遇困難事例を担当する社会福祉等、予防プランのケアマネジメントを担当する保健師または経験のある看護師等、ケアマネジャーの指導を担当する主任ケアマネジャーを各1名ずつ設置することとされております。これらの3専門職種の確保が可能で、地域の相談事業、業務、実態把握のノウハウを持っている在宅介護支援センターなど3カ所への委託が適当であると考えており、今後、設立準備委員会を設立して選定をしていく予定でございます。また、現在の在宅介護支援センターについてでございますけれども、相談業務や困難事例の対応など地域包括支援センターと重複した部分も多く、平成18年度で在宅介護支援センターへの委託業務は終了し、機能は地域包括支援センターに形を変えて受け継がれるものでございます。また、現在玉名市に7つの在宅介護支援センターがございますけれども、委託を受けなかった在宅介護支援センターにつきましては、従来どおり居宅介護支援事業所として従来の業務に当たっていただくというふうになると思います。

2点目の介護予防事業についてでございますけれども、制度改正によって新予防給付が創設され、対象者は認定の結果、要介護認定の結果「要支援」、あるいは「要介護

1」のうち心身状態の改善の可能性が高いと判定された者が対象となります。軽度の認定者について、従来の訪問介護サービスでは、ホームヘルパーが利用者に代わって家事を行なう、いわゆる家事代行型の訪問介護サービスを受け続け、かえって自分でできる機能まで次第に低下させ、家事が本当にできなくなったというようなケースが見受けられるところがございます。そういうことで予防型の訪問介護サービスでは、自分でできるところは自分でやるという意欲を引き出すような形に見直されるところがございます。予防型のデイサービスについては、現在の集団的で画一的なサービスから利用者の「こうしたい」、「できるようにになりたい」というような意欲を重視し、利用者一人ひとりの自己実現を意識した個別的なメニューが用意されることとなります。予防事業につきましては、具体的にあればというようなことでございますけれども、この具体的な内容につきましては、来年1月このメニューが示されることになっております。また併せて報酬単価も発表されることになっておりますので、これら国の動向等を見ながら適切に処理・周知をしていきたいというふうに思っております。

3番目に地域支援事業についてでございます。地域支援事業の対象者は、要支援や要介護になる前の段階のある程度元気な老人とされています。事業の内容は大きく特定高齢者施策と一般高齢者施策の2つに分かれております。特定高齢者施策の対象者はいわゆる虚弱高齢者とされており、要支援や要介護よりも軽い状態でありながらも全く元気高齢者でない、ハイリスクグループを念頭においた事業として考えられ、平成18年度は高齢者人口の約5%程度が特定高齢者として、事業の対象となっているところがございます。また介護給付費の約2%が地域支援事業の事業費となります。地域支援事業の内容につきましては、1番目といたしまして元気な一般高齢者施策として、公民館や福祉センター等での体力アップ体操など運動機能向上の事業。2番目といたしまして保健センター等で行なう基本健康診査をもととした特定高齢者の把握事業。3番目といたしまして、一般高齢者と特定高齢者の両方を対象とした栄養改善・口腔機能の向上、閉じこもりやうつ・認知症予防など事業等が挙げられるところがございます。特に特定高齢者事業は短期・集中的に対応が基本となり、個々の状態の特性を踏まえた目標や計画を設定し、評価するようきめ細かい対応が必要となります。地域支援事業の具体的なメニューにつきましては、介護保険事業計画策定委員会で審議され、現在公民館や保健センターで実施している介護予防・地域支え合い事業をもとに、再編されるところがございます。また地域支援事業は市町村が事業主体となっており、事業が効果的に行なわれているかどうかを市と地域包括支援センターで一定期間後に評価するということになっております。

次に、介護保険料の引き上げの見込みについてでございますけれども、これにつきましては先ほど前田議員の御質問の中でもお答えをいたしました。このたびの合併協

議の中で介護保険料については、新市において保険料改定年度、18年度でございますけれども統一を図るということで決定をなされています。介護保険料の引き上げの見込みは、先ほどの前田議員にも答弁いたしましたとおり、過去3年間の介護給付費の推移を見ますと、毎年伸び続けております。また給付費の財源の中で65歳以上の方が介護保険料で負担すべき割合が、今まで18%のものが18年度以降は19%に引き上げると、そういうようなことで介護保険料の引き上げはどうしても避けて通れない状況になっております。どのくらいの見込みになるかというような御質問でございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、現在給付費等の推計作業を実施している段階であり、また介護保険運営協議会等々に諮りながら3月にお示しができるものというふうに思っております。特に議員が心配しておられました合併前の介護保険料の基準額が旧市町間で高いところと低いところの格差があると、そういうところをどのような形で対処するかというようなことでございますけれども、確かに御指摘のとおり一番高いところと一番低いところの差が1,380円の格差がございます。今後こういう低いところの地区につきましては、介護保険料への負担感が相当生じるものと思われまので、地域住民の方々への説明を十分に行ない理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 田島議員の御質問にお答えをいたします。まず、障害者自立支援法の成立の遅れによる内容の変更と制度の実施時期についてお答えいたします。

議員も御承知のように、この法律は衆議院の解散に伴い一度廃案となりましたが、本年10月31日に成立したものであります。その法案につきましては、解散前の法案が踏襲されており、ほとんど変更はございません。しかし、成立までに数カ月の遅れが生じたので、施行期日が平成18年1月1日から平成18年4月1日に変更になりました。制度の内容につきまして申し上げますと、障害福祉サービスに係る給付その他の支援は障害者基本法第3条、「すべての障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」という基本的理念に基づき行なわれることと、障害者の範囲が身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する障害手帳を受けている者とが目的規定に明記され、また障害者の所得の確保に係る検討規定が追加されたところであります。これまでは障害者の医療費は障害の種類や年齢により、負担の割合や計算のしかたが違いました。これが一本化され、自立支援医療費となり、どの障害の人も医療費の1割を支払います。ただし所得に応じて上限が決められ、負担が重くなりすぎないような仕組みになっており、例えば1

8歳未満の人の育成医療につきましては、窓口で支払いが急に多くならないような経過措置がとられております。また生活保護世帯につきましては自己負担はございません。障害者福祉サービスにつきましても、24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ転換するためのサービスが日中活動と住居支援に分かれました。日中活動とは昼間の活動を支援するサービスで、内容は療養介護、居宅介護、住宅訪問介護、行動介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所等などでございます。また住居支援につきましては、生活の場としてのサービスの提供でございまして、共同生活介護や施設入所支援、共同生活援助などがあり、サービスを利用した場合は費用の1割を所得に応じて利用者が負担することとなっております。

次に、障害認定審査会についてでございますが、市町村審査会は障害程度の区分や支給要否費決定にかかる審査判定業務を行なうため、市町村に設置することとなっております。しかし、市町村が単独で審査会を設置することが困難な場合があるため、広域連合や一部事務組合での設置でも可能となっており、当市におきましては、有明広域行政事務組合での設置を計画し、今議会に一部事務組合の規約の変更を御提案しているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。今後のスケジュールといたしましては、委員候補者の選定、委員研修、審査会運営施行事業などを実施し、平成18年4月に審査会を設置する予定であります。

次に、生活支援事業の内容についてでございますが、生活支援事業とは在宅の障害者からさまざまな相談を受け、必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングなどを総合的に行なうことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。また地域生活支援事業としては、現在実施しております事業は、相談支援事業、日常生活用具の給付事業、移動支援事業があります。今後の課題としてはコミュニケーション支援、これは手話通訳などありますので検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に障害者自立支援法と介護保険法についてでございますが、介護保険制度につきましては、介護保険料徴収とサービス受給者の対象年齢の引き下げも検討されましたが、国民の理解が十分得られていないとして見送られております。ただ介護保険法の一部を改正する法律案、附則第2条には「社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討し、平成21年度をめどに所要の措置を講ずる」と明記されております。一方障害者自立支援法におきましては、具体的に統合に関することは明記されておきませんが、障害者の方々の自立を支える給付費用の財源安定化のため、利用者の1割負担、国の費用の2分の1の負担などの改正がなされたところでございます。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[2 4 番 田島八起君 登壇]

○2 4 番 (田島八起君) ただいま介護保険法の改正と障害者自立支援法について、御答弁をいただきましたけれども、この制度というのが一つは全く同じ仕組みとして、制度の中身が統一されてきておるといふふうに思います。そういう中で一つは先ほど申しましたように将来的に一体化されるんじゃないかという危惧をいささかしておるところです。また介護保険については、私は介護予防という、これは介護を予防するわけですから、当然介護にならないように、介護度が進まないようにするということが大変重要な取り組みであるといふふうに思いますけれども、特に介護予防事業の中身がなかなかはっきりしない。逆にやり方によっては軽度者の利用離れを促進するのではないかという危惧を少し持っておりますので、そういう意味でそういうことにならないようにですね、この介護予防事業について、特に家事援助、家事代行という形で今までやっておられた人たち、ここら辺の介護予防について、今の段階ではまだはっきりしていないといふふうなことです。いささか気にはなりますけれども、今後そういう点がないようにお願いをしたいといふふうに思います。

それから障害者自立支援法につきましては、認定審査会が設置されるわけですから、当然、障害者の人を障害の人を介護保険と同じような形で5つの段階に分けられるのではないかなあという受け止め方をしておったところ。したがって、そうなった場合それぞれのそのサービスの、その段階におけるサービスの内容がどのようになるのか、そういうことがわかっておたらちょっと御答弁をお願いしたいといふふうに思います。

以上の答弁をいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長 (松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長 (元田充洋君) 田島議員の審査会の審査の基準について申し上げたいと思います。今、私どもの手元にあります障害者自立支援法案の概要の中に、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村におかれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行なう障害程度区分の認定を受けることといふふうになっておるところでございます。これだけの資料しかまだございませんので、よろしく願いいたします。

○議長 (松田憲明君) 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

1 4 番 高村四郎君。

[1 4 番 高村四郎君 登壇]

○1 4 番 (高村四郎君) 有明クラブの高村でございます。午前中、前田議員が質問されたのと重複するかと思いますけれども、私なりに質問させていただきます。

先日の3日、玉名市の石貫と南関宮尾を結ぶ九州新幹線玉名トンネルの貫通式があ

りました。このトンネルは国の鉄道建設運輸施設整備支援機構、通称鉄建が総工費157億円を投じて掘削し、南関側2,500メートル、玉名側4,300メートル、全長6,800メートルにわたる九州で2番目に長い工事ですが、長いがゆえに各地で井戸水が枯渇あるいは田んぼに水を引く、農業用水、地域の防火用水に不可欠とされる河川が枯れてしまうという重大な影響が出ており、地域住民の生活圏まで奪われているという状態は御承知のとおりです。特に玉名市の石貫・三ッ川区では2001年2月に工事が始まった直後から渇水現象が起こり、2年前の2003年12月には地区を流れる延長4キロ、川幅2メートル、常に30センチの水かさがあった福山川が完全に干し上がってしまい、52世帯に上る農家が窮地に追い込まれております。山に横穴をぶち抜けば、当然水脈に当たり鉄建側はトンネル工事が原因であると認め、去る1月22日には地区公民館で説明を開き、地域住民側に万全な対策を講じることを約束しました。その内容を見ますと30年間にわたる施設維持費など保障を約束したわけですが、もちろん応急対策は完全とまではいかないとも、現在までその都度支障のないようにきちんとやっておりますが、地元の皆さんにとって最も心配なのは、この工事に伴う恒久対策が明確に打ち出されていないということであります。まだ時間的には余裕があると思いますが、地元住民の気持ちをお汲み取りになって、1日も早い時期に鉄建はもちろん地元行政に早急な対策をお願いするものであります。

そこで市長にお伺いいたしたいと思えます。新市長は、就任早々ですが、長年玉名市に居を構えられ、この実情は当然把握されておられると思うわけでありますが、市としてはどのような手順で鉄建運輸機構、その役割、かわりをもって恒久対策をお考えなのか、お聞かせください。

次に、建築物ビル等の施工検査についてであります。泥沼化する一方の耐震強度偽装問題についてお伺いします。この問題は全国各地に広まって、大きな社会問題に発展しております。昨日、国会の委員会では証人喚問がございました。政府も本腰を入れ、事態の推移を掴み、その対応に懸命になっております。関係する企業が県内にあるという事情から、もしや新玉名でもという不安の声が私どもの耳にも届いております。そこでお伺いしますが、市としては既に対応及び調査準備はできているのでしょうか。また検査方法、監理は誰がどのようにされているのでしょうか。今後のことも含めてお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 高村議員の新幹線玉名トンネル渇水に伴う恒久対策について、お答えいたします。

鉄道運輸機構が施工しております九州新幹線玉名トンネルは、ただいま議員から御

案内がございましたとおり、全長6,800メートルで南関町側の北工区2,525メートルと玉名市側の南工区4,275メートルに分けて工事発注がなされております。北工区は平成11年に工事に着手し、平成14年3月に北工区と南工区が合流する地点まで到達しており、既にトンネル内側をコンクリートで覆う覆工コンクリートと路盤の工事も完了済みと伺っております。また南工区につきましては、平成13年2月に工事に着工し、去る12月3日に貫通式が執り行なわれたところでございます。この玉名トンネル掘削工事に起因する湧水被害が石貫3区と4区、さらに三ッ川の西原区、福山区、石尾区において発生いたしており、事業主体の鉄道運輸機構が生活用水、農業用水等確保のためボーリングやトンネル湧水の活用等により応急対策が施されております。玉名トンネルは既に貫通しておりますが、現在トンネル内側の覆工コンクリートと、今後路盤の工事を進めながら鉄道運輸機構によってトンネルへの地下水の流入状況や各地区の井戸水の水位等を調査し、現況の変化等について把握を行ない、被害の状況を確認した後、住民の方々と十分な協議が行なわれ、生活用水の確保を初め、恒久対策としての施設となる、ため池や調整池の設置などが講じられることとなります。このような流れの中で市の役割といたしましては、地元の方々の意向は十分生かされた恒久対策のための施設が施されるよう鉄道運輸機構と交渉を行なうとともに、恒久対策の最善策について、先行事例等を参考にしながら調査・研究を行ない、市民の皆様の日常生活に支障がないよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の建築物、ビル等施工検査について、お答えをいたします。現在玉名市内では都市計画区域内に新築、増改築等を行なう建築物及び区域外に建築する建築基準法に定められた特殊建築物や大規模建築物等について、建築基準法により建築しようとする建築主は建築物の着工に先立って、熊本県玉名地域振興局土木部景観建築課の建築主事に対して確認申請書を提出することが義務づけられており、建築主事はこれに基づいて、建築関係の法令等への適合性を審査し、適合していれば確認済証を発行をされております。それから建築工事の進捗状況により中間検査を行ない、工事の完成後には完了検査を行なって、申請書どおり施工されているかを確認し、問題がなければ検査済証を発行されております。なお、市内の建物につきましては、構造計算書の偽装等の有無を景観建築課にお尋ねしましたところ、保存されている申請書等を再確認しましたが、問題ある建物はなかったと聞いております。

次に、本市が発注する建築工事での施工監理についてお答えいたします。本市でも県へ確認申請を提出し、確認済証を受理した後工事を発注いたしております。その後、建築士の資格を持つ職員等により工事の監理を行ない、工程ごとに建築資材の材料検査、鉄筋の配筋検査、柱・梁等の実測検査、コンクリートの強度検査等を適時実施して設計書と相違ないように施工されているかを順次確認をいたしております。また、請負者

には建設業法に基づき、建築士や建築施工管理技師の資格を有する社員を現場代理人あるいは主任技術者として現場に常駐させて工事の管理に当たらせております。それから工事の進捗に応じて行なう中間検査、出来形部分検査や完成時での竣工検査では、市長により任命された技術職員により設計書に準じた施工となっているかの確認検査を入念に行なっておりますので、昨今新聞等で報道されているような問題ある建物はないものと確信をいたしております。

以上で終わります。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 午前中に前田議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、高村議員の質問でございますので、改めて答弁をさせていただきます。

私は何年前でしたか、年次は定かに今わかりませんが、あの福山川の三ッ川地区に入っすぐのところに蛍が飛んでいるから見に行こうという友人の誘いがありまして、一緒に行きました。県内にも蛍の里というのがあっちこっちあると思っておりますが、この蛍には本当に驚かされました。大きな源氏蛍が川というよりも川岸の杉木立の中にクリスマスイルミネーションみたいに乱舞をしておって、感銘をもって眺めさせていただいた。翌年また、もう去年は今頃だったなあということで、また友人たちと連れ立って見に行きました。ところが全く飛んでおりませんでした。その場所には全く飛んでおりませんでした。やはりトンネル工事の影響だったろうと思われまして、また鉄道運輸機構側もそういうふうに認識をしておられるようであります。

地元の関係区域の皆様方の御迷惑あるいは心配、痛いほどわかるつもりであります。市の責任役割としては、地域の皆様と一緒に生活対策あるいは今後の農業対策、地域対策を含めて、一緒になって機構側と話し合いをしていく、あるいは中に入って調整役を果たしていく行政としての責任があると思っております。同時に機構側でもいろいろお考えいただいて、ルールを最近変更されて、30年にわたって責任を持つというように姿勢をはっきりしていただいたことはよかったなあと思っておりますが、そうであったとしても恒久対策の完了と同時に将来にわたっての維持管理等の御心配もあるわけでございますから、市が責任を持つという姿勢を明らかにしていかななくてはならないと思っております。そういうこの種の問題についての市の役割をきちっと認識をしながら地域の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 14番 高村四郎君。

[14番 高村四郎君 登壇]

○14番（高村四郎君） 答弁ありがとうございました。この地域は緑豊かな自然に恵

まれたところで、水がなくなることなど想像もできなかったことでしょう。住民の気持ちはこの自然を子孫に残してやりたいという思いであり、皆さんの総意は工事を担当している鉄建側から被害補償が地元へ託される維持管理費、名称は定かではありませんけれども、補償金を市が一括して管理し、市でもってその都度活用・運用してほしいという願いがあるやに聞き及んでおります。その辺の事情を考慮され、どうか市におかれましては最善の対策をお願いしたいと思います。

次に建物でございますけれども、安全・安心な建物を造って市民の皆様へ提供することが行政の役目であり、しっかりとした体制でやっていただくようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、高村四郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時34分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 有明クラブの吉田喜徳であります。早速入らせていただきます。島津市政の発足、市長の豊富と決意について。

激しかった新市玉名市初の市長選、市議選も終わり、この初市議会一般質問に登壇できる光栄を市民の皆さんに感謝し、まずもって島津市長に対し、改めて島津市政の発足を祝福し、7万市民とともに高大なる御期待を申し上げる次第であります。振り返って「新玉名の礎を市民とともに築く」をキャッチフレーズに高々と掲げられてまいりました。新市の基礎作りは5年や10年とかかり、県と連携したあるいは県の支援が欠かせない、それは昭和の合併が物語っております。そのような視点でとらえると島津市長は、県政大多数の議席を擁し、県政の主導的立場を持つ自民党県連の幹事長として、また県議会議長等県政の要職を歴任され、潮谷県政の誕生はもとより県政推進の原動力として活躍されたその功績は、国・県との大いなるパイプ役と、あるいは人脈を構築され、新幹線やバイパス等難問山積の数々の施策を必ず実現推進していかれるものと信じます。また島津市長には公約の実行も期待してまいりましたが、早々に収入役の廃止を実行されました。ちなみに旧玉名市の収入役の給与は月額59万7,000円の12カ月、716万4,000円、賞与は59万7,000円掛ける15%の3.3カ月分226万5,615円でありました。計942万9,615円でありまして、約1,000万円が削減され、市民生活に還元されるわけであります。なお一層公約の一つである行財政改

革の断行を、市長の公約であります足元からの改革を進められ、少数精鋭で市役所の空気を一新し、市民サービスの向上を図っていただきたいと思います。激動する市政を担当するにあたり今議会開会に招集され、招集あいさつの所信の一端で申されましたが、改めて新市の市民の皆様に対し、その豊富と決意のほどを承りたいと思います。

教育問題。まずもって教育委員長、教育長の御就任おめでとうございます。私は前玉名市議会時代に、教育はすべての問題を解決・充実・発展させる原点と、そういうことを目標に教育問題を取り上げ、毎回一般質問に登壇いたしました。新市議会においてもさらに調査研究を怠りなく、教育問題に取り組んでいきたいと思っています。教育委員会並びに関係各位の御指導をよろしくお願い申し上げます。

この教育問題では、これまで不登校と学校崩壊、家庭内暴力や非行の低年齢化、心の相談員、体罰、苦悩する教師の精神疾患と教師の相談員、教員初任者研修、複式学級と学級定員、P T A父母負担の軽減、読書と図書館充実、学校評議員制度、教室に教壇の設置、就労体験学習、総合学習と新学習指導要領、省エネ教育、習熟度別クラス編成、部活動、日本の歴史教科書検定、学校公開と学校安全管理、教育改革3法の成立と奉仕活動、学校敷地内全面禁煙、あるいは学力低下問題、食育教育、2学期制、学制について、そして教育基本法などなど提言あるいは一般質問を展開してまいりました。この中から数点取り上げ質問したいと思います。

今回は初の議会ということもあって、教育全般に取り組まれるに当たり、教育委員会を取り仕切られる委員長の教育基本法改正についての御所見をまずお伺い申し上げます。なぜなら、教育委員の基本的考え方や教育理念は、教育行政への姿勢にかかわると思うからであります。先の議会で取り上げました内容を引用して、少々私の教育基本法改正に対する見解を述べてみたいと思います。その歴史から振り返って、半世紀前の敗戦によりそれまでの帝国憲法に代わり、日本国憲法が制定されました。帝国憲法は明治22年の発布で長年の調査検討の末、当時の我が国の伝統にふさわしいものが制定されております。日本国憲法は検討の期間もなくGHQの介入のもと制定されました。昭和21年の公布です。翌年の昭和22年には米国の教育施設団の指示で教育基本法が制定されました。しかしこの昭和21年の憲法公布、昭和22年の基本法制定のときには、まだ教育に関する勅語が存在していました。この教育に関する勅語でさえも法律でないにもかかわらず、米国の圧力のもとに衆参両院で教育に関する勅語排除執行の決議がなされました。昭和23年のことです。このようなことで教育に関する勅語という宝物を戦後の私たちはなくしてしまいました。憲法も教育基本法も、この教育に関する勅語という国民精神の規範ともいべきものの存在が前提となっていました。憲法や基本法に即しているものが教育に関する勅語の中にありました。それがなくなったのであります。長い間には無理が来るのは当然です。戦後もしばらくは戦前の教育を受けた方々が

頑張ってくれました。しかし戦後教育を受けた人々が親となり先生となって、最近では教育に関する勅語は全く消え去ってしまったのであります。親には親孝行、兄弟に友にそして朋友信じ、夫婦相和し、恭儉己に持し、いわゆる人には優しく、また人を思いやる、人をうやうやしく自分には慎重に。そういうようなすばらしい教育勅語の内容、また特記を常時進んで、いよいよ関係あるときには理由公に奉じ、国を守るという精神、この精神は人類普遍のすばらしい教育の基調ではないでしょうか。皆さんいかがでありますでしょうか。

近年教育を取り巻く環境は青少年の凶悪犯罪の増加、学級崩壊やいじめ、不登校、生徒に対するジェンダーフリー教育や過激な性教育、家庭や地域社会での教育力の低下、教科書問題など極めて深刻な状況にあり、我が国の存立基盤をゆるがせない問題となっております。こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方についての答申を文部科学大臣に行ない、その中で教育基本法の改正に取り組むことを期待すると述べています。改正に当たっては伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心、宗教的情操の寛容、教育行政の国・地方の役割の明確化、教育振興基本計画の策定などを盛り込むことを提言しております。この60年間、今の教育基本法はそれなりに使命を果たしてまいりましたでしょう。しかし、半世紀以上という歳月は地球を世界を変え、とりわけ我が国の社会生活・社会構造を変化させたことは国民の等しく認めるところであります。先に教育に関する勅語のくだりをを申し述べましたが、要約すると我が国の古き伝統を称え、伝統文化を尊重し、父母、兄弟、友人、人を愛し、兄弟や国を愛する心と宗教的情操の寛容と公德心、そして家庭や地域社会での教育力の向上など教育の再建に向け、次代を担う青少年の健全育成を図り、国際社会で認められる国際感覚を併せ持った人材、次代を担う青少年の育成を図り、国や地域を愛おしく支えているという自覚の共有を、家庭の意義をもってまた充実などなど、新たな時代の教育の方向性を明確にして、経済大国からまさに道義大国、心の大国へと志の高い教育国家をめざす教育改革、教育基本法改正は喫緊の国民的課題ではないでしょうか。

政府与党は、来年の通常国会に教育基本法改正案を提出し、成立をめざすことが必至のようで、成立可能性が見えてきたことを歓迎したい。委員長の御所見を承りたい。

父母負担の軽減、テレビ会議システム、学校間の交流授業について等は後ほど申し上げたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 吉田議員に激励をいただいて感謝をしておりますが、同時に大きなプレッシャーも感じておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

市庁舎に入らせていただいて1カ月になります。午前中の質問にも各所に出てまいりましたが、改めて感じておりますのは、やはり1市3町、これまでの行政区分の中でそれぞれがそれぞれの流儀で行政運営がなされてきておったという事実であります。防犯灯一つの作り方にしても1市3町ことごとくルールが違います。先ほど話題になりました介護保険の計算の仕方もあると思いますが、現実には料金の違い、あるいはこれからまだまだ調整をしていかなきゃならんでありましょ保育料の問題、上下水道料金の問題等々各市町間の違いをどううずめながら、1日も早い一体化を図っていくかということは、合併後の市長としての大任を仰せつかりました私の最も大きな責任であろうと受け止めております。今、助役や教育長を初め、あるいは部長諸君を初めとして鋭意お互いに議論を交わしておりますけれども、どれ一つ取っても極めて大事な問題であるし、そして問題の煩雑さや複雑さを考えるときに、事の整理は私ども執行部の総力を上げて取り組まなければならない問題だと改めて意識をいたしております。

新幹線が5年半後に走ることは、あるいは玉名駅が開業することは、まず間違いないでしょう。これに向けての対応を考えますとき、駅前の整備、どういうイメージの玉名新駅ができて上がるのか。旧市時代に一つの構想は取りまとめていただいておりますし、また今日まで旧市執行部の皆さんが、一生懸命取り組んでいただいたということは、可として受け止めておりますけれども、現実問題としてあと5年の間にきちっとした玉名駅あるいは玉名駅前のイメージを描くことができるかといえば、私自身心細い思いもいたしております。整備に絡んで県市協定、熊本県の役割をこの新幹線駅前整備等の中で、どう役割を担っていただくかという問題についても、時間はないなあという実感です。併せて208バイパスの問題があります。先日招集日の本会議で新幹線開通に合わせた全線開通を目指して努力すると私は申し上げましたが、正直、大変な事柄であります。国交省の熊本工事事務所所長さんにも市長室にお入りをいただきました。先日は私どもの助役が担当課長さん方と一緒に熊本までまいりました。事務所の調査課長を初めとするそれぞれの皆さんと懇談をさせていただいております。4.2キロにわたる残されたバイパスの推進は、文化財の調査も絡んで極めて難航が予想されます。しかし、難航が予想されますけれども、あえて取り組み、そして私どもの地域の意欲や情熱を示すことが国の姿勢を動かす大きな原動力になるという自覚のもとで、執行部一体となって取り組んでまいらなければならないと思っております。

中心市街地の街路計画、これも合併協議の中であるいは旧市の街路計画の中で、計画を整備していただいておりますし、いよいよそこに向けての動きも始まっております。市庁舎に対する先ほども議論になりましたが、市民の関心の高さ等々とも併せ考えますときに、このこともまた1日もゆるがせにできない問題であろうと自覚をいたしております。一つ一つ取り上げますと本当に時間の余裕のない、しかも避けて通ることの

できない極めて重要な問題ばかりであります。果たしてこれらの重要問題について、その責めを十分に果たすことができるかと問われるならば、今はただ一身を投げ打ってこれらの問題に執行部上げて取り組んでまいりますとしか申し上げようがないと思っておりますが、逃げることなく正面から努力をしてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様方の格別の御理解と御協力をお願いをいたしておきます。

ただそういう中で私どもは1市3町の合併であります。玉名市内においても、必ずしもこの問題の中心地ばかりをにらんでいる地域がすべてだとは言えません。やっぱり合併によって7万3,000人の私どもは新しい市民になったわけでありますから、お話があっておりましたように合併してよかったなあと、みんなが実感できるためには、この大きな時代の流れとは言いながら、合併の効果がすべての地域、すべての市民に実感として受け入れられるためには、端っこにおいて大きな流れの中で軽んじられるのではないだろうか、忘れられるのではないだろうかと不安を感じている人があるとするならば、そういう地域があるとするならば、正面から向き合う姿勢を大事にして事に当たっていくことも、私どもに課せられた大事な姿勢・視点ではないかと思っております。心構えとしてそういう気持ちを失わないように、これからの市政運営に当たってまいりたいと思っております。どうぞ皆さんのお力添えをお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 教育委員長 坂本清一君。

[教育委員長 坂本清一君 登壇]

○教育委員長（坂本清一君） 吉田議員の教育問題の中の教育基本法改正についてお答えいたします。

昭和22年3月に制定されました教育基本法や学校教育制度を初めとする教育諸制度は、国民の教育水準を大いに向上させ、我が国の教育の発展の原動力となりました。しかしながら、今日、我が国の社会は大きな危機に直面しております。1つにはこれまでの価値観が揺らぎ、自信喪失感や閉塞感が広がり、2つには倫理観や社会的使命感の喪失が正義・公正・安全への信頼を失わせております。3つには少子高齢化による人口構成の変化が社会の活力低下を招き、4つには経済の停滞の中で離職を余儀なくされている人々が出ておりますし、新規学卒者の就職についても困難な状況が出ております。このような状況を脱し、我が国が長期的に発展する礎を築くためには、国の基本的な制度の抜本的な改革が進められております。日本の教育についても同様に根本から見直し、新しい時代にふさわしく再構築することが求められております。教育審議会はこの教育基本法に謳われている「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は憲法に沿った普遍的なものとして大切にしながら、これからの教育の目標を実現するために、1. 信頼される学校教育の確立。2. 家庭教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進。3. 公共に主体的に参加する意識や態度の育成。

4. 日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養など重要な理念や原則を明確にしました。私は今日の社会の大きな流れの中で、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指していくためには、今回の教育基本法の改正は必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市長の真剣なまなざし、そして力強い、豊富・決意の一端をお聞きしまして、大変頼もしく将来的に申し上げ、本当に力強く感じた次第であります。礎のいわゆる構築、礎に取り組みと、新市の礎、今申された中にいろいろ含まれておりますけれども、旧1市3町のいろいろな是正問題はともかくとしても、島津カラーを大いに出していただき、そして市民の付託にも応えていただきたいと要望するものであります。

教育委員長、御答弁ありがとうございました。

次に、父母負担の軽減、テレビ会議システム・学校間の交流授業について等お尋ねをいたします。ひところ特に昭和40年代後半から50年代にかけて、父母負担の軽減、今は父母を保護者と称すでしょうが、そういうのが強調されてまいりました。あれから数十年たった今、表面的には穏やかでも景気が低迷し、経済的に苦悩する家庭では、この保護者負担に対して非常に困っていられるのではないかと思います。エンゲル係数は生活費に対する食費の割合、今は生計の中の教育貧乏感が感じられ、教育立国、教育立憲として深く憂慮するものであります。今、本市での小・中学校での実情をまずもって報告してもらいたいと思います。教科書は無償ですが、しかし学級費その他の納付金、テストや宿題、参考書、実習費、制服、靴、セカンドバック、屋内ズック、スポーツ用品やユニフォームと枚挙にいとまがありませんが、プラスして部活の費用は家庭にとって莫大なものと思っております。旧13小学校、4中に対してはおおよそ把握しているものでありますが、3町の小・中学校が加わり、その対象としていかなることが現象として起きているか、格差はないか、この点についてもお尋ねをいたしたいと思います。

次に13小学校、つまり旧玉名市立ではテレビ会議システムを取り入れた学校間の交流授業がありますが、残り8小、つまり大野、睦合、鍋、高道、横島、玉水、小天東小や岱明、天水中等の現状と取り組みについてお尋ねをしたい。このようなシステムが設置されているのか、否かであります。なければ、どう取り扱われるのか、お尋ねをいたします。

開かれた学校と学校管理について。学校評議員制度が始まって、その成果も伺えま

すが、その発展的存在といわれる学校運営協議会の方向性、また学校は地域のコミュニケーションの場として広く活用され、まさに開かれた学校として地域と一体感となり、教育は学校・家庭・地域社会という構築の一助となって還元しますが、学校は自由に入れる施設という観念になると一面、不安が発生するのであります。その極端なものが池田小の児童殺傷事件であります。あれ以来、学校側は学校管理を重視し、警備員の配置、校内巡回を強化、学校敷地を守るフェンスの設置、あるいは防犯カメラの導入、インターホンと学校内危機管理のシステムの整備など、大変学校も危機管理に苦勞しておられます。開かれた学校と学校管理はまさに二律背反でありまして、非常に難しい問題で、しかし子どもたちのために避けて通れない問題であります。両面の市内小学校の現状と取り組みについてお伺いしたい。

4. 習熟度別クラス編成とT T教育授業について。ゆとりある教育、総合学習は学習指導の改定によりこれまでの知識の量で測る学力だけでなく、獲得した知識を使って自ら学び、自ら考える力、いわゆる問題解決能力を獲得すべき学力として掲げ、学び方や調べ方を身につけることを目標とし、これまでの画一的な授業を変え、一斉講義方式だけではなく、体験活動や研究発表などの多様な学習形態を取り入れようというもので、しかしこれがその成果を超えて学力低下問題がクローズアップされたのであります。教育効果を上げるため、T T教育が重視され、その成果が評価されているでしょう。できる子、できない子、天才、秀才型は稀として、幼稚園、保育園の幼児教育として小学1年生、スタートは同時なのになぜ1年2年3年と上級になるに従って学力差が出てくるのでしょうか。それは努力する子、勉強する子、しない子、単純にはそう当たり前と思われれます。そうであるならばT T教育を充実させて、学力向上につなげ、それでもとなれば学習習熟度別クラスあるいは教科授業編制をして、学力の差が広がらないよう、学力の差ができないようにすることが涵養かと思われれます。教育長の御見解と市内学校の現状と学力格差対策対応について、御答弁お願いいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の保護者の負担軽減とテレビ会議システム・学校間交流授業についてお答えいたします。

合併いたしまして、新玉名市における学校数は小学校が21校、中学校が6校の計27校になっております。その27校において、お尋ねのPTA会費であるとか、給食費、教材費などの保護者の負担の現状を見てもみますと、学校によりましてかなりの差が出ております。平成16年度の資料から紹介いたしますと、1年間にPTA会費は最低額が2,400円、最高額が7,200円でありました。この差は大規模校と小規模校の児童生徒数による差からきたものと思われれます。また、給食費につきましては、最小額

が3万9,000円、最高額が4万7,300円。この差は小学校と中学校の差が考えられます。教材費につきましては、最低額が3,000円、最高額が3万円でございます。このことにつきましては、学校によりましてかなり差がありますので、今後、教育委員会といたしましても、過剰な父母負担につきましては、軽減に努めてまいりたいと、それぞれの学校に指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、テレビ会議システム・学校間交流授業についてお答えいたします。旧玉名市におきましては、平成15年2月27日に玉名町小学校で地域イントラネット基盤整備事業開通式が行なわれました。それ以来、テレビ会議システムが活用できるようになっております。その活用方法につきましては、玉名市教育研究所情報教育部の研究授業などを通して、現在研究を進めております。テレビ会議システムを活用し、学校間の交流授業を通して、子どもたちはお互いに学んだ情報を発信し合い、学び合っております。特に小規模校におきましては、他校との交流授業を通して児童同士が考えるときに多様な考えを知る場としても、大変期待できるものであるというふうに思っております。現在、ハード面の整備につきましては、旧玉名市の学校と天水町の学校に導入されておりますので、今後は市内全域に広げられますように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、開かれた学校と学校管理についてお答えいたします。まず、開かれた学校づくりにつきましては、学校評議員制度と学校運営協議会制度というようなものがありますが、この現状について申し上げます。議員も御承知のとおりに学校評議員制度につきましては、市内の各学校に3ないし5名の学校評議員を委嘱しております。その目的は、学校が保護者や地域住民の意向を把握して、それを反映して協力を得るとともに、地域住民の信頼に応え、学校としての説明責任を果たすことによって、開かれた学校づくりの推進をし、学校・家庭・地域の連携及び協力を図り、三者一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくために委嘱しているものであります。各学校ともに、この学校評議員の活用にも努めまして、少しずつではありますが効果が上がっているというところでございます。

次に、学校運営協議会制度、コミュニティー・スクールとありますが、これについて申し上げます。この制度は保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する公立学校の新しい仕組みとして作られた制度であります。今年度より文部科学省がこの学校運営協議会制度の円滑かつ効果的な実施を図るため、コミュニティー・スクール推進事業を実施いたしております。この事業を推進するために、29都道府県、2指定都市において、小学校が46校、中学校16校、高等学校6校、幼稚園1園、養護学校1校を推進校として、指定をしております。熊本県におきましては小学校3校、中学校2校が指定を受けておりまして、その中に玉名市立横島小学校が指定を受

けております。横島小学校におきましては、保護者や地域住民の意向を適切に反映させるための学校運営協議会の効果的な実施体制の構築と、こういう研究主題のもとに今年度から18年度に向けて研究を始めたところでございます。今後の玉名市における学校運営協議会の導入につきましては、この横島小学校での研究の成果をもとにその方向性を検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、各学校の危機管理についてお答えいたします。学校は子どもたちにとって1日の大半を過ごす場所であります。したがって安全で楽しい場所でないといけないというふうに常々考えております。しかしながら、子どもたちを守るという課題が緊急かつ切実であるということが、今日ほど深刻に学校や社会に突きつけられたということはないと思っております。現在は学校が必ずしも安全な場所でなくなりつつありますので、学校管理につきましては、特に留意していかなければならないと考えております。議員御指摘のとおり子どもたちが犠牲となる痛ましい事件が後を絶ちません。各学校におきましても学校での安全管理はもとより、日頃から登下校や放課後における不審者の対応につきまして、子どもたちや保護者に注意を呼びかけているところでございます。しかし、学校だけの対応では校外での子どもたちの安全を確保することにつきましては、なかなか厳しい点もあり、限界もあろうかというふうに考えます。やはり学校と家庭そして地域が一体となりまして、このような事件への対応を考えていかなければならないというふうに思っております。

警備員の配置につきましては、玉名市におきましてどの学校におきましても現在のところ配置はしてございません。校内の巡回等につきましては、各学校において校長を中心とした指導体制を作り実施をしているところでございます。フェンスの設置につきましては、フェンスが設置してある学校とない学校がありますが、校内に里道が通っているなど、その学校独自の事情もありますので、それぞれ対応していかなければならないと、こういうふうに考えております。

防犯カメラや監視システム等につきましては、学校独自で設置を始めているところもあります。例えば、大浜小学校では防犯カメラを設置いたしておりますし、天水町の各学校には防災無線システムの導入がなされております。これはトランシーバーのような機器を担当が持ちまして、いざという場合には、校内放送もできるシステムであります。他の学校につきましても、このことにつきましては、学校と協議しながら今後取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

なお開かれた学校というのと学校管理という言葉を開きますと何か矛盾するような感じがいたしますけれども、それぞれの学校では安全管理に十分注意しながら地域に開かれた学校というのを目指して、現在鋭意努力を重ねておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、習熟度別クラス編成とTT教育（授業）についてでございます。議員の御指摘のとおり学力の問題につきましては、合併前の1市3町時代の教育委員会といたしましても、各学校に対し、学力の充実及び学力の向上については指導してまいりました。それを受けまして市内27校とも学校で創意工夫をし、教育活動を進めてきたところでございます。学力の充実・向上につきましては、今後も継続して指導してまいりたいと、このように思っております。習熟度別クラス編成についてでございますけれども、平成12年の11月15日付小泉内閣メールマガジンの第22号の中で、小泉総理が「クラス編成を弾力化して習熟度別の考えを取り入れていく必要があるのではないか」と、こう言われておりましたけれども、玉名市におきましては、少人数指導の実施に伴う習熟度学習は一連の学習の中の一部として採用いたしておりますけれども、議員が言われている学級そのものを習熟度別に編成をしたり、教科によって習熟度別にクラス編成をしている学校は現在のところありません。

また、ティーム・ティーチングによる授業につきましては、各学校とも学校の実情により、学年、教科を決めて実施しているところであります。1つの教室で2人の先生と一緒に指導しますので、よりきめの細かい個に応じた指導がなされているところでございます。

このほかにも、各学校におきましては、先生たちが個々に応じた指導の工夫やわかりやすい授業を目指して研究授業を実施し、自分の授業の改善をしておりますし、教育課程や日課の工夫によりまして、子どもたちの学力が充実し向上するように努めているところであります。

教育委員会といたしましても、このような各学校の取り組みをできるだけ支援してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 学校評議員制度と学校運営協議会との違い、これは私的に申し上げますれば、校長や学校経営者が提案したものを協議するという、字で読んでごときであります。そういうものかなあと。それから学校運営協議会は例えばでありますけれど、意見を教育委員会が校長に対して、意見を述べることができるのか、あるいは学校の教職員採用などについても、教職員採用などに教育審議会あるいは教育委員会に対して申すことができるのか、いろいろその辺の違いがあると思っておりますが、これからは開かれた学校の中で、学校運営協議会の方向が徐々に進んでいくんじゃないかと考えますので、より御研究方をお願い申し上げます。

今日のテレビや新聞では通学路へシフトされつつありますが、やはり学校安全につ

いては怠りなくしていかなければならないんじゃないかと考えるわけでございます。私はこの合併によって、旧3町と玉名市の児童・生徒がですね、玉名にあっては3町を学び、3町にあっては玉名を学ぶというような小学校3年生じゃないでしょうか、副読本、こういうようなですね、作成も徐々に進んでいるかなあとと思いますけども、合併の教育における問題もこういうところにもですね、やっぱり気配りをして、そういうようなことにも取り組んでいかなきゃならないんじゃないかなあと、このように思います。副読本には新市の地域性・伝統・文化・歴史・文化遺産と、あるいは3町、玉名、そういう間柄にあっての特色あるものを児童生徒が学び、郷土愛につなげるというような大事な教育観念があるんじゃないかと思しますので、副読本の作成等も進めていかなきゃならないんじゃないかと考えております。

習熟度別クラス編成、これはPTAや保護者とのあるいは地域社会とのいわゆる議論も協議も大いにさせていただきたい。結論は別として、どういうふうに着くかは別として、大いにやっぱり考えられるべき、これからの問題じゃないかと思えます。教育特区ということをお聞きになったと思えます。さまざまな教育特区を取り上げて、いろいろなことを取り上げて、つい先頃宇土市には、いわゆる英語科を全小学校に設置すると、1、2年においては35時間、もっと上学年にいけば50時間というような、これも特区で得た試みでございませぬ。習熟度別やもっと発展したTT教育について特区を考える提言をしていくことも、これから皆さんに、教育委員の皆さんに課せられた問題じゃないかと提言する次第でございませぬ。

安全で安心して暮らせる社会、通学路における悲しい事件と対策について。テレビの電源を入れれば、また新聞を開けば、通り魔事件、子が親を親が子を殺傷し、あるいは罪なき小学生の衝動殺人、誘拐殺人、教師が児童を、子どもたちの犠牲は枚挙にいとまがありません。実に悲しい事件が続発しております。平成16年にも大きな4つの事件が発生しております。長崎県佐世保市の小学校あるいは岡山県津山市での小3女児が自宅で刺殺された事件。また栃木県小山市にあって4歳と3歳の、これ児童ではございませぬが、兄弟が不明になった事件。昨年11月は奈良市の小1女児が下校途中に行方不明となって悲しい事件がまた発生しております。また5年の本年になっては、今取り上げられております広島市安芸区で下校途中の市立矢野西小学校1年木下あいらちゃんが殺害され、また12月は栃木県今市市で、1日午後市立大沢小学校1年吉田有希ちゃんが下校途中行方不明となり、2日後、午後2時頃60キロ離れた林道で遺体で見つかった悲しい事件。またまた10日にはいわゆる今度は塾によって悲しい事件が、宇治市市立神明小6年堀本紗也乃さんが殺害された事件、侵入者対策から通学路対策にシフトしつつありますが、実に難しい問題だと痛感して止みませぬ。特に下校時その安全対策が難しい主な理由は、私なりに考えたことですが、低学年と高学年とでは下校時間が

異なり集団下校がしにくい、校区が広く教職員だけでも網羅できない、集団下校していても家路まではわずかでも最後は1人になる、下校時は緊張した校内授業などから解放され気が緩むなどと思いますが、学校ではどう分析しておられるのでしょうか。どうして発生するのだろうか。しかし、諦めてはいけないことです。さてどうしたらいいのでしょうか。結局は行政・警察・市民、いわゆるパトロール隊とかPTAとかが協力して、行政・警察・市民が一体となって取り組まなければならないことは論を待ちません。

新玉名市内21小学校の通学路の総点検を実施されているのか、つまり危機箇所を積極的に洗い出して、テレビであぶりだしたという言葉も使われておりましたが、洗い出してもらえるのか、通学路マップの作成はいかがなものか。今回この2つの事件発生後、本市では各校どのような対応がなされたか、この難しい対策に玉名市独自の特出すべき対策を研究調査しておられるのか、妙案があればお聞かせ願いたい。県警や県教委も対策に懸命であります。県教委は事件発生後、安全確保を求める文書を県内10カ所の教育事務所に通達、その内容と対応についてお尋ねをしたい。

アスベスト対策について。今は耐震強度の偽造問題が話題の中心となっているようですが、マンション、公共施設あるいは施設の設備、一般住宅などアスベストが身近にあるような生活環境にあって、これでは安全で安心して暮らせる社会が作れるだろうかと、ここにもその不安を募らせています。公立小・中学校施設、社会体育施設、公立社会教育施設、保育所など児童福祉施設、公立玉名中央病院等の施設、そして市営住宅、あるいは機械室、ボイラー室、学校では体育器具室、どこにもここにもあるような気がして、この市役所も40年、50年前の建物、本当に徹底調査したのかと思われる昨今であります。県内関係でも熊日に毎日のように掲載され、市議会では八代、山鹿、宇土、菊池市議会でも取り上げられ、各自治体の苦慮が伺われております。調査の内容等について、玉名市としての調査方法と結果、そしてその対応についてまずお尋ねしたい。

次に、市営住宅に絞ってお尋ねしたい。市営団地は、玉名26団地1,104戸、岱明4団地113戸、横島2団地18戸、天水1団地6戸、計33団地が存在しているようですが、この中で玉名の糠峯団地は大規模団地で17棟268世帯、人口750人が居住し、しかも昭和48年、52年に建てられたものであり、建築された鉄筋4階建てが主であります。30年以上も経過した極めてアスベスト使用の可能性が高い団地であります。他の団地に対してももちろん目を配らなきゃなりませんが、まずもって一番世帯数の多い、この糠峯団地について徹底検証していただきたい。行政専門家そして住民一体となって、納得のいく調査をまず提案したいと思っております。いかがでしょうか。

終わりに立願寺南岩原線について。温泉の活性化、交通安全対策、大学へまた新幹

線へと重要な地点、立願寺南岩原線も地権者の方々の協力を得、来年度の完成目標に向かって進捗しているようですが、一番難所と言われている通称温泉5つ角、立願寺5つ角とも言うでしょうが、まだそのままの状態であります。これまで大型車はもとより車、バイク、自転車、歩行者、特に温泉客の散策にも影響があり、足湯公園に行くにもままならず、温泉客の皆さんがですね、加えて先頃大型施設の開業でますますその実情に危険性が増しているところでもあります。閉店になったお土産店等の対応、交渉具合、このお土産店の早期解体が実現されれば、見通しだけでもよくなり、交通安全がある程度確保され、また景観もよくなると思いますが、どうでしょう。今議会に約4億円計上されておりますが、具体的にはどのようなところから整備されていかれるのでしょうか。現在の状況と取り組み見通し等についてお答え願いたいと思います。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 通学路対策について吉田議員の質問にお答えいたします。通学路における幼い子どもたちの悲しい事件が全国で多発していることは大変痛ましいことであり、残念なことでもあります。玉名市におきましても、このような事件・事故を未然に防ぐために各学校、地域でさまざまな取り組みをしておるところでございます。学校内での安全対策は勿論ですが、下校時においてもどこに危険が待ち受けているかわかりません。子どもたちが安心して帰宅できるような対策を講じなければならないと考えております。通学路における危険箇所マップの作成、安全タスキや防犯ブザー等での対応も実施しております。朝の登校におきましては、集団登校がほとんどでございますが、下校時刻は学年によって違いますので、集団での下校指導には現在限界があります。今のところ低学年においては、職員が付き添って帰宅をさせ、集団下校をしたりしておりますけれども、1人での帰宅はさせないように現在指導をしているところでございます。また地域の方たちと連携をし、子どもたちが安心して学校から帰宅できるように、下校時刻に合わせて見回ってもらえるようなボランティアの協力要請や、散歩やジョギング等をされている方には、通学路をコースとして入れていただいております。老人クラブや地域婦人会への協力もお願いをしており、子どもたちの安全確保については、すべての学校で安心して子どもたちを学校に通わせることができる環境づくりに現在一生懸命に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 吉田議員のアスベスト対策についての御質問にお答えをいたします。

調査、分析方法と結果についてでございますが、本市の公共施設におけるアスベスト使用の有無につきましては、合併前より各市町においてそれぞれ調査を行ってきたところでございます。その調査方法といたしましては、1級建築士による建築図面での使用材の確認や不明な部分においての目視等、また民間の設計コンサル会社へ調査依頼を行なったところでございます。その調査により疑わしい施設につきましては、専門機関へのサンプル分析依頼といった形で進めてきたところでございます。その結果、11月末時点におきまして、アスベスト使用施設が5カ所ありました。1カ所伊倉小学校につきましては、既に除去を済ませております。また、1カ所の天水公民館につきましては正面をコーティングしてあり、飛散の心配がない箇所でございます。残りの3カ所でございますが、市民会館機械室、高津原第2配水地管理棟、横島湛水防除施設につきましては、人の出入りがめったにない機械室でございます。現在、職員には中に入るときには粉塵等を吸わないようマスク等を着用して入るよう指導をいたしているところでございますが、このように除去を行っていない施設につきましては、早急に除去の対策を講じていきたいと考えております。またこのほかに5カ所につきましては疑わしい施設がございます。今年度中に分析調査を実施する予定にいたしております。この施設につきましては、アスベスト使用が確認されましたならば、早急に除去等の対策を講じていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 吉田議員の御質問の市営住宅糠峯団地におけるアスベスト調査にお答えをいたします。

市営住宅におけるアスベストの使用状況の調査でございますが、熊本県の標準設計書をもとに設計された建築当時の仕様書や図面等により、飛散の可能性がある危険であると言われている露出して吹きつけたアスベスト等の有無を確認いたしました。使用した記述はございませんでした。また念のために現地においても確認をいたしました。糠峯団地を初め市営住宅には吹付けアスベスト等は使用してございませんでした。しかしながら、今後このような問題が発生した場合には議員の御指摘のとおり入居者の皆様が安心されますように、区長様や管理人の皆様方の御協力を得ながら調査等を行ない、結果についても皆様に御報告していきたいと考えておりますので、議員の御理解のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、立願寺南岩原線につきましては、お答えをいたします。都市計画道路立願寺南岩原線は、本市の温泉宿泊地である玉名温泉街を通る重要な幹線道路として、昭和38年に都市計画決定された道路でございます。現在温泉街を通過する市道を曲松立

願寺線は御承知のとおり、狭小で曲がりが多く、歩道もなく、通行の安全が確保できていない状況でございます。このような中、温泉街の交通の安全確保と温泉街の活性化策として、本路線の一部区間、延長580メートル、幅員16メートルで、平成9年度から事業を着手し、平成18年度未完了を目指し、事業を進めているところでございます。お尋ねの通称立願寺5ツ角の角地でございますお土産やさんと飲食店の棟続きの2軒の移転につきましては、地権者の御理解と御協力により用地及び建物補償費の契約締結を行っております。2軒の棟続きでございますので、1軒の方が現在建物を建築されておまして、引越されないと解体ができないということでございます。年度内に移転が完了する予定でございます。その後当該用地につきましては、交通危険箇所でもあるため暫定的に道路として、使用ができるよう速やかに仮舗装を施し、交通の安全を図りたいと考えております。全体事業計画といたしましては、17年度末で約90%の用地買収が完了し、18年度には残る用地買収、建物移転等を完了し、早期完成を目指し工事に着手する予定でございます。これらの状況を御理解いただき、議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 教育次長の答弁、少し具体性にかけていたんじゃないかなあ。私が質問をした内容について、あらかたなされたんじゃないかなあというような気がいたします。例えば提言になるかどうかわかりませんが、どっかで試みている徹底した通学路の点検、いわゆるあぶり出し、洗い出し、例えばある地域では学校の先生が1回か2回か回数はわかりませんが、全地域の通学路について行ってですね、児童とついて行って、そして点検をされる、そういうような試みがこの新市でやはり取り組まれているのかですね。教育委員の皆さんあるいはまた教育次長もなられたばかりでありますから、今後やはり学校の校長先生、学校側と提携していただいて、そういう真剣な取り組みが見られるようなことをお願いしなければ、実施されなければ、いつ起こるか分からないとも限りません。起こってからでは遅いわけなんですから、今少し真剣さをお願いしたいと、このように思います。

アスベストに関してはですね、先ほど総務部長やあるいは建設部長が答弁されましたけれども、行政だけで調査されるとですね、その御苦勞も本当にやっておられるのかなあという、住民の皆さんが実感として湧かないわけです。したがって、そういう調査あるいは研究その他をされるときにはですね、住民の代表の人も加えて、あるいはまたその結果でもいいから集会場等で説明をして、だから安心ですよというようなことをやはり実施されないと、ただやりました、あれしましたというようなことではですね、電話がかかってきても本当に安心されるだろうかという懸念をいたすわけでございます。

立願寺岩原線については、こういう解釈をしていいんでしょうか。いわゆる今年度中に解体ができるということですね。今年度中。わかりました。鋭意御努力方をお願いいたします。

終わりに市長答弁に対して、感想を申し上げたいと思います。失礼でありますけれども。3町の旧当時の町長さんたちの御答弁はわかりませんが、近年の歴代の市長にあっては、何となく棒読み、何となく部下が書いたもの、それをお読みになってたですね。しかし、島津市長にあらわれては、非常に先ほどまなざしが真剣で、あるいは強い口調で、そして体を挺して答弁しておられる、この姿に私は本当に感動を覚えました。敬意を表して私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、吉田喜徳君の質問を終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 皆さんこんにちは。本当に長時間にわたり、大変お疲れさまでございます。あと残すところ3人ですので、よろしく願いいたします。一人会派の無所属北本節代です。私は今年4年目の議員になります。初登壇から初心を忘れることなく、新人議員だから見えること、少数派だから見えること、女性だからこそ感じるものが山ほどあります。市民感覚を生かし、市民の皆さんに政治を身近に感じてもらうことが私の役割です。お年寄り、ハンディを背負った人たち、弱い立場にある人、言葉に出せない人が本当に大切にされるまちづくりのために、また子どもたちにみどりの地球、環境を残すために、この4年間、努力することを誓います。

今月7日、障害児を持つ玉名郡市の母親で作る「あおぞらクラブ」が玉名市の公立玉名中央病院の小児科医の増員を求める1万3,067名分の署名を玉名市長に提出しました。1名体制になった背景は皆さん御存じのとおり、慢性的な小児科医の不足と新人医師の臨床研修医制度の影響があります。今議会の冒頭でも玉名市長の言葉にもありましたが、関係機関と早急に話し合い、最大限の努力をすると述べられました。また一般質問の中でも誠意を持って答えられました新市長には、切にお願いを申し上げます。医師がいないとか、どうにもならないとか、諦めたその時点で進まなくなります。母親たちが合併前の7月7日、七夕の日に4,144名の請願署名を前市長に提出し、その

後新しい玉名市に、希望に向かって、諦めない姿勢を出されたのは、母親の真剣な小さい命と闘う子どもを思う思いです。そして、それを合わせると1万7,211名もの請願署名をくださった皆さんの思い、そして多くの市民が早期実現を願うばかりです。しかし、悲しい知らせですが、中心となって頑張ってこられたお母さんのお子さんが、昨日熊本市内の病院で亡くなりました。わずか4歳でした。御冥福を心からお祈り申し上げます。また、こちらの病院組合議員の方々にも、この病院議会での検討を切にお願いを申し上げます。

今、子どもたちは大変な時代にきています。今日の朝刊にも和歌山のマンションで3人の乳幼児の遺体が発見されたと記載されていました。子どもたちにとって安心な生活を守るために、我々大人たちは何をすべきなのか、これだけ大きな犯罪が毎日報道されるのを前に、ただ呆然とするばかりです。私たちは新玉名市において、安心して子どもを産み育てられるような地域になるために英知を出し、政策を進めていかなければならないと思っております。国は三位一体の改革の名のもとに学校の教職員の給与の2分の1から3分の1への移譲、児童扶養手当の削減、多くの補助金の削減、地方交付税の削減などが、現在地方側には負担は増えるばかりです。2004年8月に出された地方の要望は、わずか12%の実現にとどまっているとのこと。これからは地方の企画立案能力、外注の見極め、PFIの活用など真剣に地方の能力を発揮させることが重要になってきており、またそのことが市町村で格差が歴然とつく時代になりました。私は議員活動の中で6つの政策を進めてまいっております。今回の一般質問は中でも子どもと教育、子どもの人権が保障される社会づくりの質問と福祉一人ひとりが大切にされ、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりの質問をさせていただきます。前置きが長くなりましたが、一般質問を始めます。

初めに児童福祉の問題です。次世代育成支援対策が進められています。現在の玉名市の保育状況をお尋ねいたします。保育園の面接日が広報によって掲示されております。1つ目に現在の保育園の受け入れ状況また待機者はいないのか、条件の整備の見直しについては時間外保育を実施している園が少なく、なかなか希望が受け入れられない状況にあるとのこと、また送迎困難な児童に対しての対処をどのように考えられているのか。農業従事者や祖父母のいる場合は、入所の申し込みができないことなどの点の見直しについて考えられないのか、お答えください。2つ目に保育園、幼稚園に通っていない子どもたちについて。保育園、幼稚園に通っていない児童の把握はできているのか。例えば母親の虚弱によつての就労困難、定職を持たない保護者により保育園の入所が困難なケース、保育料などの問題、育児放棄の問題など保育サポート体制ができていくのか。3つ目に障害を持つ入園児について。障害を持っている児童の保育園についての保育支援、現在、玉名市での障害児の入園状況や希望園での入園また保育園の園拒否

があっていないのか。保育士の配置の問題で、障害児との人数の問題はないのか。以上、3つの点にお答えください。

また続いて教育問題に移ります。1つ目、学校整備のユニバーサルデザインについて、教育長にお尋ねします。熊本県では、あらゆる分野でUDが進められております。熊本県公立小・中学校の平成17年度5月の調査によりますと、小学校454校中エレベーター設置校25校、自動ドア設置校18校、スロープ設置校247校、多目的トイレ設置校178校、その他バリアフリーで設置がある学校が207校とあります。中学校では、さらに増え185校中にバリアフリーの設置校は143校、約90%の学校でバリアフリーが取り組まれているとのことです。近隣市では山鹿市で中学校6校中3校にエレベーター設置、小学校が1校エレベーター設置、階段昇降機設置また洋式トイレは1フロアに1カ所ついているのが17校に上っております。玉名市においてもユニバーサルデザインとはいきませんが、バリアフリーの考え方で障害児の入学希望があった学校、もしくは障害児の学級がある学校に設置されているようです。例えば梅林小学校での職員男子トイレを改築し、洋式トイレを設置など、随時なされている様子ですが、私は小学校においてはバリアフリーではなく、ユニバーサルデザインを入れてほしいと思っております。教育長の御所見をお願いいたします。また小・中学校の障害を持っている児童の受け入れ状況も質問いたします。

2つ目には、学校図書司書の問題です。現在玉名市におきましては、学校図書司書が設置されているところは、岱明町と横島町の小学校全校、岱明町の中学校1校、計6校が実施されております。旧玉名市と天水町では学校司書は現在いません。しかし、旧玉名市では小学校13校と中学校3校、それに有明中学校合わせると17校の巡回司書がありました。これは平成9年度からスタートしている巡回司書です。しかし、この合併を境に突然なくなったと聞いております。先日新聞にも載っておりましたが、お蔵入りになるはずだった紙芝居の披露ということで、月瀬小学校で創作紙芝居の披露が子どもたちを楽しませたとありました。旧玉名市で合併まで17校の小・中学校を巡回、そして図書館への新刊図書の搬入、本の手入れを行ない、また本の読み聞かせを行なっていました。それに伴い約1年前から地元の文化に触れてもらおうと、玉名の民話を題材に紙芝居制作に取り組んでおられたと新聞には書いてありました。巡回司書がなぜいなくなったのか、またそれに代わるものは考えておられるのか、現在は天水町と旧玉名市21校が実施されていないこととなります。先ほども言いましたが横島町と岱明町で実施されている校はわずかに6校です。またその学校の方からも具体的には数の原理から言って切り捨てられる不安な声も上がっております。玉名市の子どもたちの心の教育、本の読み聞かせなど、大変大切な時間は言うまでもありません。これからどのようにしていかれるのか。巡回司書の早期の実現をお願いしたいと思います。また学校図書法で

は12学級以上の学校は司書を置かなければならないことが決まっております。該当の学校はありますが司書の担当の先生、資格もお持ちで、もちろん図書館の司書の仕事をやりたい希望はありますが、学校の担任を持っていらっしゃる専科の先生であったり、実情では図書館の仕事は夏休みに回すか、休みの時間に回す以外には時間の確保がないと聞いております。

以上の質問、お答えになってまた次の質問に移らせていただきます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 北本議員の御質問にお答えいたします。まず保育園の入園の現状につきましては、公立保育所11園、私立保育園が9園、合計20園で、定員1,405人に対しまして、現在1,631人の児童を受け入れております。今年度は保育所の定員を90名増員しております。玉名市次世代育成行動計画の平成21年度までの目標事業量も1,405人となっているところであります。玉名市では待機児童はおりませんが、しかしこの中には希望の園の中には入れなかった方、あるいは延長保育を実施している保育園が公・私立で14園であり、希望に沿えなかった方もおられますので、平成21年度までにこれも玉名市次世代育成行動計画に基づき、現在の14園を18園に拡大し、また送迎困難な児童に対しましては保護者が送迎しやすい時間の設定など、延長保育等の制度をできるだけ利用できるよう考えてまいらなければならないと考えておるところです。また、休日保育等の保育内容につきましても検討してまいりたいと思います。

次に、保育所の入所基準につきましては、いろいろなケースが考えられますが、母親の虚弱によって就労困難な場合は、民生委員児童委員からの意見書を必要とし、65歳未満の未就労の同居祖父母がおられる場合は保育が可能であり、該当いたしません。65歳以上の同居祖父母の場合には、この限りではございません。さらに求職活動中及び仕事につきたいと考えておられる方の児童の入園も考えられますが、求職活動専念届などの書類を必要とします。今後も保育所の入所につきましては、より以上に周知してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、保育園や幼稚園に行っていない子どもたちの子育て支援についてでございますが、現在保健センターで実施しております乳幼児の月齢に応じた4カ月、1歳6カ月・3カ月の乳幼児健診、心身障害等の早期発見、また家庭における育児不安の解消や子育てサークルなどの育成・支援を行なう地域子育てセンターの充実、あるいは各地域の子育て交流会、玉名市子育てハーモニーへの支援の充実を図り、今後は民生委員、児童委員の方々や関係機関との連携により、つどいの広場事業、ファミリーサポートセンター事業など母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に取り組んでまいります。

次に、障害を持つ入園児につきましてでございますが、保育に欠ける軽度及び中度の心身に障害のある児童を保育所に受け入れ、通常保育の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性、情緒性の発達促進を図るなど適切な早期指導を通して障害児の福祉増進を図ることを目的といたしております。現在玉名市の保育園では、希望があれば全部の保育園で受け入れておりますが、中度障害児1人につきまして1名の保育士、軽度障害児2人につきまして1名の保育士を専属で配置しております。保育所施設におきましては、事故防止及び安全確保のため障害児の特性に応じて、洋式トイレなどへの設備改修を進めながら、安全管理に万全を期していきたくと思います。またその児童にかかわる保育士につきましても、知識・技能の習得のため適宜必要な研修を受けさせ、資質の向上に努めておるところであります。子どもの心身の健やかな成長に資する保育環境の整備、子どもなどの安全の確保等次世代育成支援行動計画をもとに、未来を担う子どもが健やかに育っていける社会、子育てしやすいまちづくりを図らなければならないと考えておるところでございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の学校整備のユニバーサルデザインについてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、このユニバーサルデザインというのは製品とかあるいは建物、環境を、あらゆる人が利用できるように初めから考えてデザインするという概念であります。障害とか年齢、性別、言語等人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなると、こういうことを前提としたものであります。熊本県におきましては、潮谷知事がこのユニバーサルデザインを積極的に進めておられます。一人ひとりの個性やニーズを尊重し、すべての人のためにという視点は学校教育でも大変必要だというふうに考えております。この玉名市におきましても三ッ川小学校の校舎建築の際、このユニバーサルデザインを取り入れて建築がなされております。しかし、他の古い校舎の学校におきましては、段差があるなど車椅子の人が利用できにくい状況もあります。このような段差などのバリアをなくすようにすることが、バリアフリーの考えであります。ただこれは後付けの方法でございますので、初めにバリアが存在していますから議員がおっしゃるように、これはユニバーサルデザインとは言えないわけです。現在ある玉名市の学校においては、基本的にはバリアフリーデザインという考え方で対応していきたくと、こういうふうに考えております。議員御質問の玉名市の小・中学校の段差の解消や洋式トイレの設置状況につきましては、障害を持っている子どもさんが入学予定となるような場合に、その児童の受け入れのための段差の解消や洋式トイレの設置をしまりました。今後も障害を持った児童の入学に合わせて、その障害にあった

設備を整備していく方向で考えてまいりたいと、このように考えております。

次に、学校図書館の司書についてお答えいたします。議員の御指摘のとおり、それぞれの学校に1人の司書を配置することが私も理想であるというふうに考えております。子どもの読書は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものでありまして、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要であると思っております。また学校において心の教育をする上でも、重要な役割を果たすものでありまして、本の読み聞かせ等につきましても小・中学生に有効であるというふうに思っております。しかし、現実的には1市3町が合併いたしまして、学校図書館の司書につきましてもそれぞれの市町で対応が違ってまいります。教育委員会といたしましても、新市での統一した対応をしていきたいと考えておりまして、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や県の「肥後っ子いきいき読書プラン」に基づきまして、新玉名市の学校における読書推進を進めてまいりたいと思っております。その一環として、学校図書館の司書につきましても検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 再質問にはならないと思いますが、保育園の問題で100%以上の希望にお応えしているという答弁で、お母さんたちも本当に安心をされたんじゃないかと思えます。待機児童がまたいないということも本当に素晴らしいことだと思います。保育園は待ったなし、今日、本当に預けたい保育園に子どもたちが入られるという一時預かりも含めてですが、待機児童がないというふうな言葉は安心しました。

しかし、先ほど私も申し上げました農業従事者の問題それから自営業の問題、60歳から65歳までというふうにおっしゃいました、就業されてない親が祖父母がいらっしゃる場合は、保育可能とみなされるというふうにおっしゃいましたが、やっぱり60歳まで働いてこられた祖父母の方たちが、今から自分の余暇を生かしながらいろんなことをやろうというふうなときに保育可能とみなされますということ自体はですね、就労していないというふうにおっしゃいましたので、余暇活動とかはそれには入らないというふうに思います。でも元気な高齢者を作っていくためにはもちろん孫のお守りも大切ですが、そのこと自体はもう少し真剣に考えてもらえないかなあというふうに思います。60歳まで働いて、働き終わったら今度は孫の世話というと、本当にずっとずっと自分の時間がない状況になるんじゃないかと思えますので、それは切にお願いしたいというのと、もう一つは、どうして市民の声と行政側に格差があるのかなあというふうに

自分も思っておりましたけど、担当課の職員の方がやっぱり勤め先の証明書がないとだめですよとか、高齢者がいる場合は無理ですよとか、いろんなことをやっぱりある程度の線がありますので、規定に乗っておっしゃられるのが、逆に言えば権力という形になって、小さい子どもを持っているお母さんたちには聞こえちゃうのかなあというふうに思います。それでなくてもやっぱりお願いに来ているというふうな形に市民側がなりまでするので、規定はあると思いますし、出さなくちゃいけない書類もあると思いますけど、まずは次世代育成でもありますように保育が中心で、いかに今のお母さんたちが子育て支援をお願いに来ているのかというお話を聞いていただいて、そして適切に処理をしていただきたいなあと常々に思いますので、それも要望をいたしたいと思います。

もう一つは、ユニバーサルデザインの考え方の教育長の答弁の中にありましたが、ユニバーサルデザインを玉名市としてはバリアフリーデザインの考え方でいきたいというふうな御答弁でした。かなり違いがあります。ユニバーサルデザインはやっぱり誰もがというふうなことです。私も障害を持って養護学校に7年間通わせていただきました。養護学校にいるとき、本当に地域がありませんでした。地域の中で子どもたちは育たないとだめだと思っております。地域の子どもたちが小学校1年生に行く場合、行った場合に、小学校にあなたが来たからここの洋式トイレができたのよでは、6年間その子はそのことを背負っていかなくちゃならなくなります。だからどうぞ入学の1年前でもわかっていれば2年前でもいいですので、その子が入学するからバリアを外すじゃなくて、せめてそのような配慮をしていただきたいなあというふうに思います。からって行かないでいいようにですね、ユニバーサルデザインの考え方ができないならば、入学前に同じ予算です、同じ予算ですので、そういった配慮をしていただけないだろうかというふうに切に要望をいたします。

図書司書の問題では、教育長の答弁にもありましたけど、前向きに考えていっていただけたらと私は含みおきましたので、各学校に1人ずつの図書の司書の配置がですね、できるようにお願いをいたします。

ちなみに八代市にお聞きしましたところ八代市は洋式トイレが、全校設置になっておりました。各階にですね。それから図書司書の設置も全校で、もちろん旧八代市ですけど、今は合併したばかりですから、旧八代市ですが、図書司書も全校に配置しておりました。よその町と比べてももうどうしようもないんですけど、少ない予算ですので、ぜひ子どもたちのところに予算をつけていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。安全な通学路の問題で、防犯灯の問題です。皆さん御存知のとおり日中に痛ましい事故が相次いで起こっております。通学路の事故です。玉名市におきまして、私の議会報告の折にも必ず要望が出ているものが通学路の防犯灯があります。また旧玉名市で市政懇談会の中で、いつも通学路の防犯灯の問題が

出ております。先ほどの前田議員の質問のお答えにもありましたが、旧玉名市では5年間の計画のもとで防犯灯の設置をPTAと要望箇所を協議し、そして順次進められているというふうにお聞きしています。初めにその達成率はどれくらいでしょうかということと、岱明町やほかの場所でも状況がわかれば、お答えしていただきたいなあと思っております。また、防犯灯にかかる電気代については、先ほど島津市長も何回も3町1市合わせるにはやっぱり本当に痛みを伴う改革が、厳しい改善点があるとは思っていますが、旧玉名市と3町では本当に、調べましたが違っております。岱明町の電気料の使用料は半額負担でございます。横島町におきましては、全額負担、旧玉名市には逆に全額、区が負担しております。そういった状況をですね、使用料、設置場所、管理者の問題をどのように調整していくのかお尋ねしたいと思います。

最後になりますが、やさしいまちづくりの福祉循環バスの提案です。旧玉名市独自には皆さんも御存知のとおり、玉名福祉センター行きの循環バスが出ております。各校区を回っております。1週間に1回、校区を福祉センターを御使用の方の高齢者65歳以上の高齢者のみが循環バスとして送迎無料です。無料で巡回されております。今日私が申します循環バスの提案は、九州看護福祉大学と駅を循環している、駅を中心に九州看護福祉大学までの右回りと左回りの10本10本ですね、計20本が運行されております。費用は玉名市と大学の方で持っているとお聞きしております。現在はもちろんキャンパスに向かってのバスですので、必要なバスでございますが、玉名駅をスタートし、大学の駐車場でUターンをしております。目的が大学生の輸送のための交通手段ですが、この経費を予算をもう少し有効に使えないかという提案でございます。

時間帯についてはですね、ほとんど空で帰って来ております。講義の時間もあるとは思いますが、空で動いているのが、右回り、左回り10本ずつ。特徴をつけて乗客を増やし、そして黒字になっていくようにならないかというふうな提案でございますが、石貫の方に循環バスがいったんUターンするのではなく、下りて、玉名市の方はわかられると思いますが、いったん下りまして、それから地域医療センター、たまきな荘を經由します。それからそのまま水道局の横を通りまして、いったん福祉センターの方に左に折れて下りてまいります。下りてまいったら福祉センター前、合同庁舎前、玉名市民会館前、そして保健センター前を通過をする道筋になります。それからまた元通りに循環をするというふうな、キロですればわずかなキロであると思いますが、そこをそういうふうな循環をしていただくことによって、かなりの利用があると思っております。

これはただ単に本数のことじゃなくて、介護保険が今、介護予防に変わろうとしております。保険を使わない高齢者を作ることが急務です。玉名市内だけではなくて天水・横島・岱明でもそうですが、路線バスの廃止がかなりあっておりますし、バスが通っていないところがかなりあります。病気の早期発見は重大なポイントで、交通手段は

その問題を不可欠だと思っております。現在ガソリンも本当に上がっておりますし、また地球温暖化の問題にもつながります。先日地域医療センターまでお見舞いに行きたいのですが、地域医療センターまでのバスがわずかに1日6本ぐらいしか通っておりません。検査入院やターミナルの皆さんの毎日のお見舞いや看病は大変な移動を強いられているし、金銭的な負担もあります。地域医療センターの入院患者さんは150、外来患者さんは年間1万4,000人と聞いております。ここを通るバスは南関行きのバスだけです。石貫校区の方々の交通手段にもなります。

私も現在、この議員提案をいたしますのは、福祉センター前のバス停がないというふうなことが要望にかなり上がっておりまして、福祉センター前のバスはもともと静光園があったところにあったのが、福祉センターが移動するとともにバス停が消えております。福祉センターのバス停の設置はもう不可能ですので、そういった循環バスにならないかなあというふうな議員提案です。隣町の長洲町でも荒尾市民病院までの循環バスが通っております。また菊水町でも、菊水町町立病院の町営バスが送迎バスが出ております。特に高齢者の病気の早期発見や介護予防につながるためにも交通手段を考える必要が切にあると思っておりますので、少ない予算でできないだろうかというふうなこと。また現在走っているバスの大型化が目立ち、本当に小型化で小回りもきき、燃料も少なく済みますので、バスの小型化も提案いたしたいと思っております。

また、バスの問題をこれだけ進めてまいりますと、必ずタクシーの業界とのいさかひがあります。これは現在菊池市で実施されてます廃止路線の代替の便利カー、あいのりタクシー、平成13年より市街地における交通機関網として整備をし、手がけておられます。平成14年から15年、試験運転期間を重ねて、廃止路線の代替バスを廃止し、あいのりタクシー菊池便利カーを走らせております。菊池便利カーは利用者数が菊池市が見込んだ見込み数よりも、2カ月も早く1万人を突破したそうです。合併して1つの市にはなりましたが、市民の交通手段は確保されていないところが本当に数多くあります。私も1市3町、旧1市3町ですね、くまなく走らせていただきましたが、ぜひこのあいのりタクシーを取り入れてみたらいかがでしょうか、ということの議員提案です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 北本議員の通学路の防犯灯についての御質問にお答えをいたします。前田議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、通学路の防犯灯につきましては、旧玉名市におきまして、周辺に住宅がないため、なかなか設置が進まない箇所の設置推進を図ることを目的として、平成15年度に各小・中学校単位で、学校・PTA・地元行政区等と協議の上、通学路の防犯灯設置要望を提出していただき、平成1

6年度から5年間を目安に予算化を随時行ない、設置を進めております。通常の行政区による防犯灯の設置も通学路の防犯灯設置も、いずれも設置主体はそれぞれの地域でございまして、正確な数値は把握できておりませんが、1,500灯ほど設置されているのではないかとと思われます。防犯灯、合計ですと、旧玉名市で1,500灯、それから旧3町におきましては旧岱明町で585灯、横島町で312灯、天水町で682灯ということでございますが、旧1市3町とも設置主体や管理及び費用負担に議員御指摘のように違いがございます。この点につきまして、合併協議の中で調整が図られてきたところでございますが、防犯灯の設置、維持管理のいずれも旧市町の地域において、現行のとおりで新市に引継ぎ、新市において区長等の意見を参考にしながら調整し、統一することで、決定をされております。いたしております。新市の区長協議会につきましては、本年11月24日に設立されたばかりでございますけれども、児童等に対する凶悪犯罪が、全国的にも顕著になりつつある中、防犯灯の協議も早急に進める必要があるとの認識から、近日区長協議会の役員会を御開催いただきまして、御意見を賜ることになっております。その上で、できるだけ早い時期に新市の防犯灯設置及び管理方法を一元化し、実施していきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） 北本議員の御質問にお答えをいたします。市内循環バスでございますが、これは玉名駅を起点に九州看護福祉大学でUターンし、玉名バイパスを過ぎ市民会館前を通る、いわゆる右回り環状線と、その逆の経路をたどる左回り環状線でございます。この循環バスは、大学開学の平成10年から玉名駅・九州看護福祉大学間を運行していたものを、平成12年に交通の利便性を考慮し、現在の運行経路に変更したものでございます。1日10往復運行し、今では大学・高校の学生だけではなく、地域住民の足として利用されているところでございます。

今回の御質問は九州看護福祉大学を経由したのち、そのまま広域農道を下り、小島橋を右折し、地域医療センターを経由するという路線変更と併せて、福祉センターに駐車場の新設をしてはどうかという御質問でございますが、現在地域医療センターに停車する運行バスは、玉名駅・南関線が7往復、また玉名駅・江田線が3往復、合計1日に10便が往復運行されておまして、朝7時半から夕方6時過ぎまでの間に約1時間間隔で運行されております。ただ利用状況を見ても、平均乗車人数は1台当たり玉名駅・南関線で2.2人、玉名駅・江田線で2.1人と高い利用状況ではございません。また路線変更した場合、1.8キロの延伸と約5分間の時間的延長が生じます。このことによりまして、現在の利用者にとって利便性が低下するデメリットも含んでおりま

す。さらに福祉センターの駐車場新設につきましては、現状では道路の幅員が狭く、市民会館前から市道に出るときの曲がり角でバスの運行に安全性が確保できない状況でもございます。また当該路線は都市計画道路といたしまして、平成18年度改良工事を行なうことになっております。平成19年3月末の完了見込みでもありますので、完成に合わせて路線変更と駐車場の新設を今後検討してまいりたいと考えております。

次に大学環状線を運行しているバスは車の長さが9.4メートルでございます。小型バスへの移行につきましても今後バス事業者との協議を図りまして、検討をしてまいりたいと考えております。

次に菊池市が実施しておりますあいのりタクシーの導入についてでございます。廃止路線の代替手段として運行されております。予約制で自宅前からも乗車でき、必要な場所で降りられるという利点がございますが、本市といたしましては廃止代替路線が11系統ございますので、今後、費用対効果を十分考慮して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） なかなかやっぱりうまくいかないんですが、本当に今私は介護保険の専門家です。介護保険が36億円、旧玉名市でですね、予算が本当にこれでもかというぐらい使われてきます。それは介護保険で健康な高齢者を作るということは、本当に必要なことなんです、バスで動けるといふうなことはもっと必要だと思います。生きがいを持って1時間に1本だったら、やっぱりあの普通熊本市内もそうですが、頻繁に来るからバスは利用します。頻繁に来ることをやっぱり今からどのように取り入れていくかということ早くやらないと、今やったところで成果が出るのは10年後でございます。バスに私たちもそうですが、ずっと運転されると思ったらやっぱり大間違いで、いつ脳梗塞になるかもしれません。そのために予防をやっていくんですが、なりたくてなっているわけではないと思います。循環バスも特に遠い方たちですね、車が本当に通らないところの部分の方たちの乗り合いタクシーは、本当にすばらしい提案だなあというふうに思っておりますので、今後ですね、さらに介護保険は足の便、それから生きがい、そしてそれを求めることが可能になるまちづくりをですね、切に私は思っておりますので、いかに100円で行けるバスがですね、遠くまで行けるといふうなところを考えていってほしいと思っております。

一般質問を私は終わらせていただきます。

○議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問を終わりました。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午後 4時48分 休憩

午後 4時58分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） こんにちは。新生クラブの松本でございます。7番目の登壇で皆さんお疲れのことかと思いますが、しばらくお付き合いのほどよろしくお願ひします。新玉名市発足後の初の定例会で、気分も新たに頑張ろうと思っております。それでは前語りなしで早速質問に入ります。

1番、市長の施政方針について。①玉東町との合併協議の見通しについてお尋ねいたします。去る11月2日の桃田の体育館で開催されました未来づくり公開討論会2005ローカルマニフェストの資料を拝見しますと、市長の重要施策の一つに玉東町へ新たな合併協議の申し入れを行なうとあります。確かに玉名市民も玉東町民の世論も玉名中央病院、火葬場、東部環境センターなど事務組合を組織している玉東町の参加がなかったことは、画竜点睛を欠く合併だと感じているところです。しかしながら玉東町長や町議会は当面は独立独歩で、きめこまやかな行政を推進していくといった手前、直ちに合併協議に応じられるのか気がかりなところであります。市長の思うところの合併の時期や形式など、早期の合併を実現させる自信があるのか見通しについて、お尋ねいたします。

次に、新庁舎建設構想についてであります。新庁舎建設についての文言は市民の利害も伴い、理解が必要とか、中心市街地活性化対策への整合性を図る必要があるとか、また新庁舎ありきという考えは持っていないと言いながら、規模、場所、建設費用など具体的な方針は1年以内に明確化する云々と実に多方面への配慮で、慎重な言葉選びを感じますが、これでは言語明瞭、意味不明だと思っておりましたが。これまでの答弁で建設の方向性だけはわかりました。新市建設計画では合併特例債270億円のうち、70億円を新庁舎建設資金にあて、旧1市3町の継続事業の借金約300億円を有利な特例債200億円を使って借り換えるという面白くも何ともない話で終わりということだったと思います。地方交付金に大ナタが振るわれる三位一体の改革で財政難に陥っている今日、特例債の3割は純然たる借金であることを考慮すればいたし方ない面もありますが、市民にとっては少しばかりの夢がなくでは、合併は何だったのだろうかということになります。新庁舎建設資金70億円については、たたき台というか、一石を投じるつもりで再度提言したいと思ひます。

旧玉名市の今年3月議会で、私は新庁舎建設資金70億円のうちに建設用地代も含

まれているのかと質問いたしました。執行部の答弁では庁舎建設費、用地取得費、用排水工事費、駐車場工事費などを含む総事業費として70億円を見込んでいるとの答弁でありました。以前、委員会研修で訪問した2カ所の市役所は7、8階建ての新庁舎で、双方とも50億円ぐらいだったと聞きました。現在の老朽化した市民会館を押し出して建設すれば、建設用地代、用排水工事、駐車場用地代及び工事代も浮いて、解体費を差し引いても20億円ぐらいは節約できると思います。そして合同庁舎とそのほかの公共施設と並んで広い行政ゾーンが形成できる。街路事業の立願寺横町線の着工で両側歩道や並木つきの16メートル道路が貫通すれば、新幹線新玉名駅、温泉街、行政ゾーン、中心市街地と等距離に位置し、208号線バイパスを交通体系の根幹とした、いい顔立ちの玉名市ができ上がるというものです。いずれ玉東町も合併に参加すれば、場所はそこしか考えられないと思いますが、どのような思いでおられるかお尋ねいたします。

3、新玉名駅（仮称）駅前整備事業とアクセス道路について。現在までに公表されている駅前整備事業は、バスとタクシー乗り場400台の駐車場という骨格的な事業だけで、このままでは地元の利用客だけの駅にとどまり、八代・水俣と同様に観光客は通過するだけの駅になるのは、誰の目にも明らかであります。そこで新庁舎建設資金で浮いた20億円を種金にして、民間資本も導入して市民会館を兼ねた大小のホールを持った演劇ホールを造ったらどうかというのが、私の提言でありました。逆転の発想で博多・熊本・鹿児島間の中に位置しているのを利用して、福岡の劇場の半額の使用料で人気アーティストの全国ツアーの九州公演、一流の商業演劇の興業を誘致すれば、絶対ヒットするはずであります。阪神甲子園球場が大阪・神戸間の中、西宮市にあるのもそういう戦略であり、阪急の宝塚大劇場もしかりであります。詳しくは昨年12月議会で述べましたので、これ以上は申しませんが、せっかく合併したんですから市民が田舎暮らしも楽しいじゃないかと、わくわくどきどきする目玉政策の一つもなくては、元気が出ないところであります。ぜひとも実現の方向に向かうことを願って止みません。

一方アクセス道路ですが、208号バイパスの立願寺から岱明開田までの4.2キロは、国交省から用地買収交渉を玉名市が委託を受けて、土地開発公社を窓口5年間の完成を目指して、全力でやるとの決意で進捗の方向へ動き出すのは、結構なことだと受け止めております。だが、もう一つ208号線と海岸線の501号線を結ぶ肋骨道路の構想があるのも忘れてはなりません。208号線のバイパス寺田口から伊倉駅方面を通過して、片諏訪の南で県道に接続する南回りバイパスであります。天水横島方面からスムーズに伊倉駅やバイパスにアクセスできる重要な道路で、これがなければ天水・横島地区を初め、菊池川左岸地区は合併の中で置き去りになってしまいます。現在の県道玉名熊本線だけでは、大橋口で信号待ち3、4回は当たり前、約10分近くロスしてしまいます。また伊倉にとっても現在の狭い町中の県道がダンプや大型トラックの産業道

路、またスーパーへの買い物や病院通いの生活道路、そして小・中・高生の通学道路と混然としており、児童やお年寄りには大変危険な状態となっております。208号線バイパス開通、新幹線開業となれば近道・抜け道としての利用がますます増加して、伊倉の町中は渋滞とパニックが予想されます。1日も早く産業道路と生活道路を分離して、交通安全な町にしてほしいというのが、伊倉町民の長年の悲願でもあります。新市建設計画の中では新幹線開業、新玉名駅整備事業が一段落した平成25年から着手する計画のようですが、財政難の中で立ち消えになることのないよう、合併推進道路としてしっかり認識しておられるか、お尋ねいたします。

以上の答弁を伺ってから次の質問いきます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） お答えをいたします。私がマニフェスト等に玉東町等との合併協議を申し入れたいと明確に書いておきました。書いてもおきましたし、今もその方がいいと自分で思っております。理由は申し上げなくても大体松本議員自身お触れになりましたような事柄がありますし、玉東の町長さんも合併は避けられないという見方をしておられると聞き及んでおります。町民の皆さんもまた合併の方向を多くの方が期待しておられるというふうにごうております。私どもの玉名市民もまたその方が自然であるというふうに受け止めている向きが多いと思うから、あえて合併の必要性を強調していると、こういうことでございます。ただ他町のこともあります。やっぱりこれが失礼になってはいけません。公の場所で私が時期でありますとか、形式でありますとかということについて、触れすぎることはいかがかなあとも思います。ただ自信があるかどうか問われると相手のあることですから、私は真摯に玉東町側も協議していただく時期が必ず来るというふうにごうております。まあ先ほど田島議員が1市8町の合併問題に触れた折に私はそうであるべきであろうと思うというふうにごうて田島議員の考え方は明確にわかりました。私のも言語明瞭意味不明な部分があるかもしれませんが、後でちょっと教えていただきたい。松本議員は玉東町とは合併した方が自然だと思いにしているのか、不自然だと思いにしているのか、また御示唆いただければありがたいと思っております。以上です。

失礼しました。庁舎についてお答えをいたします。時期や場所、規模、役割、こういうものについて広く市民の意見を聴取したい、その上でしかるべき時期、早い時期に市庁舎の建設の方向について、決断したいという旨のことを先ほども申し上げたつもりであります。ただ、ちょっと何かお触れになっていましたが、今1市3町の中での市庁舎のあり方を念頭において、市民の皆様の御意見を伺うという気持ちはありますが、玉東町の合併の問題があるから、それも含めて市庁舎の位置等々を考えるとこの方がいいか

でしょうか。今そういう判断基準には立っておりません。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 松本議員のアクセス道路についての御質問にお答えをいたします。本市が平成10年度に策定いたしました玉名都市計画マスタープランでは、国道208号線から国道501号線への連絡道路として位置づけをしているところでございます。議員御質問の道路は南部地区の補助幹線以上の道路の未整備が多く、他地区へのアクセスが悪い状況にあるため、地区の主軸である幹線道路網の整備を促進し、他地区へのアクセスの強化を図ることを目的とした新設道路でございます。これまでに再三にわたり県への要望並びに協議を行ってきたところでございますが、国の補助事業における事業採択の厳しさ等もあり、なかなか難しい状況でございます。しかしながら本路線は本市の南部地区、伊倉・横島・天水の広域的な交流機能の向上を図る外縁道路として重要な計画路線として位置づけられたもので、ルート検討も含め今後とも県を初め関係機関に対しましても、事業採択に向け強く働きかけを行なっていきたいと考えております。また合併協議の中の新市計画において、事業着手目標を平成25年度と予定しているところでございます。今後適切な時期に計画ルート等について検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 市長の質問にお答えいたします。玉東町との合併は私は自然だと思っております。玉東町との合併協議については、今年の2月初め、旧玉名市の合併推進特別委員会の会議中に玉東町の議長から全員協議会の結論として、玉名市との合併に参加したい旨の電話が入るという一幕がありました。特別委員会では、3つの組合を組織している玉東町だけには門戸を開いておこうということでしたが、1市3町の合併協議会でスケジュールが間に合わず、流れてしまったという経緯があります。一度冷めてしまったものをまた温めるといふには、世論の後押しがなければ困難かと思いません。話は少し変わりますが、県北の公立病院は軒並み赤字を抱え、自治体の財政を圧迫しています。聞くところによるとこれらを統合して、独立行政法人化する構想が浮かんでいるとのこと。そのためには玉東町との事務組合を解消しなければ話が進まないとも聞きました。世論は総論賛成の方向に風が吹くものと思います。この風を利用できるかどうか、市長の手腕が問われるところかと思えます。

また、新庁舎建設、新幹線駅前整備事業は新玉名市の百年の大計の基礎をなすものでありまして、後世の批判を浴びることのないよう大いに議論を重ねていかなければなりません。市長も歴史的観点から熟慮を重ね、よりよき方向で決断されることを願って

おります。

それから南回りバイパスの件は、伊倉の安全協会を初め、町民からも市政懇談会でたびたび発言があったところですが、県道のことなので県に要望しておきますとの返事ばかりで、20数年来放置されてきた問題です。このたびの合併で天水、横島地区が周辺部に置き去りにされることなく、新市の均衡ある発展に寄与できるよう一日も早く着手されることを願ってやみません。

以上、主に経済的な側面からお話をしてまいりましたが、対外的に玉名の魅力を発信するには本当は文化の力だと思っております。先日の12月4日、伊倉まちづくり委員会の拠点であります伊倉仁○加館において、二十歳のときですね、連合艦隊の航空母艦飛龍に乗り組み、真珠湾奇襲作戦、ミッドウェー開戦、ソロモン海開戦に参加された人の手記をまとめて朗読会を開催したところ、想定を大きく超える60名近い人が熊本市や遠くは阿蘇からやって来られました。まちづくり委員会の例会では、いつも十名足らずなので、驚いてパニックになりましたが、第1級の資料的価値のある話には人の心を惹きつけ、感動させるものがあるのだと実感させられました。その後も新聞を見たという問い合わせが続き、語り尽くせなかったので、来年4月に続きをやるということにしております。そういう意味から一流の興業がうてる市民文化ホール建設は田園文化都市玉名の象徴として、また観光の面でも存在感を発揮できるものと確信いたしております。以上のことを申し上げて、次の質問に移ります。

AED（自動体外式除細動器）の設置について。心筋梗塞など心臓突然死する人の数は年々増加傾向にあります。心肺停止患者の救命率は欧米諸国に比べ、極端に低いというのが我が国の現状であります。この救命率の低さは救急車を呼ぶだけで何もしない。あるいはどう対処したらよいかかわからないと、発見者またはそばにいる人の救命措置への参加意識の低さと、心肺蘇生法など救命知識の不足が大きな要因となっています。日本における突然死は年間約8万人と推定されています。その半分は心臓病による突然死で亡くなっています。そして心臓突然死のほとんどは心室細動が原因と言われております。心室細動を起こすと3秒から5秒で意識を失い、呼吸が停止してしまいます。心臓停止患者は3分間放置しただけで、死亡率は50%となり、5分後にはさらに高率となり、心肺停止患者にとって救急隊が到着するまでの、このわずかな時間が生死を左右し、また社会復帰できるか否かを左右すると言われております。AEDは心臓に電氣的ショックを与え、心室細動の治療に使用します。患者に電気ショックが必要かどうかを自動的に判断し、必要と判断されない限り、ショックボタンを押しても電気ショックは実行されません。2004年7月1日、厚生労働省が都道府県や関係省庁に通知した報告書には、心停止した人のいる現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても医師法違反に当たらないと明記しました。さらに国民が救急車到着前に救命に積極的に取

り組みを、全国各地で3時間程度のAED使用講習会を開いて、知識を普及するよう求めています。これにより野球場、サッカー場、空港、駅、デパート、スーパー、オフィス、学校など、多くの人の集まる施設への設置が進んでいます。AEDは小型で持ち運びができ、値段は30万円から50万円ぐらいで、レンタルもあるそうです。今年9月には熊本市役所1階ロビーに導入を設置されました。先日、議会開会日の9日に熊本市役所で講習会が開かれるとテレビで案内がございました。城北の拠点都市、健康都市を標榜してる玉名市も財政難とはいえ、市民の命には代えられんと早急にレンタルでも設置すべき事柄かと考えますが、いかにお考えのことか、お尋ねいたします。

それでは最後の質問にいきます。電子黒板の研究、導入について。最近のマルチメディア対応のコンピュータは視聴覚機器として重要な位置を占めつつあり、さまざまな形で研究実践が行なわれています。特にインターネットと結びつくことで新たな可能性が切り開かれようとしています。パソコン・携帯電話を初め、薄型テレビ・デジタルカメラなど私たちの身の回りの生活用品の革命的な技術進歩はめざましいものがあります。一方学校の授業風景は、先生が黒板にチョークで書いていくという基本は、私たちの子どもの頃とあまり変わらぬ風景だと思っていました。ところが先日電子黒板なるものがテレビで紹介されているのを見て、驚くと同時に当然だろうなと感想を抱きました。黒板が画面となっており、国語、英語、数学、理科、地理、美術などあらゆる学科に対応しており、瞬時に例文や地図・絵画が表示され、図形やグラフは立体的に変化させることもできます。先生が黒板に書く時間のロスがなくなり、授業効率のアップと映像文明に慣れ親しんだ生徒たちの興味・集中力・理解度も向上して、目に見えて成績アップにつながっていることが報告されておりました。電子黒板を利用することで授業のわかりやすさはどうですかというアンケートでは、1. 大変わかりやすいが46%、2. わかりやすいが40%、3. 普通が10%、4. かえってわかりにくい0%、5. 全くわからない0%、その他無回答が4%という結果は、生徒が理解できるまで画像をプレイバックして、何度もチェックできる復習効果の高さにあるようです。ちなみに値段は30万円から100万円ということでした。茨城県つくば市では、今後2年間で市内の小・中学校に電子黒板を導入する計画ということで、各地から先生たちの視察が相次いでいる風景が放送されておりました。学習ソフトの開発が一段と進み、裕福な都市の学校や塾、有名私立校で導入が進めば地方の学校との学力差はさらに広がり、田舎の学校は少子化とのダブルパンチで存在感がなくなってしまうのではと、危機感を抱いた次第です。教育委員会の新しい先生方を拝見いたしますと、最も苦手な分野の課題かと存じますが、ここは文教玉名の発展のためにも研究していただければと思います。教育長の御意見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 松本議員のAED（自動体外式除細動器）の設置についての御質問にお答えをいたします。

AED（自動体外式除細動器）とは、議員御案内のとおりコンピュータを利用した医療機器で、傷病者の心電図を自動解析し、電気ショックが必要となる心電図の波形を高い精度で判断し、通電を行なう機能を持っております。AEDの使用は医師や救急救命士に限定されておりましたが、平成16年7月1日に厚生労働省通知により、取り扱いも簡単であり、救命効果も高いことから一般の人も使用方法を受講することなく、使用できることになりました。心臓突然死の原因は、心室細動が主で心臓が痙攣をし、ポンプの役割を果たせず、助かるチャンスは1分経過するごとに10分ずつ失われ、10分後にはほとんどの人が死に至ると言われております。市といたしましても、有明広域行政事務組合消防本部からAED設置の依頼もあっております。救急車が到着するまでの救急処置であり、救命率が向上するものと考えております。今後たくさんの人が集まる公共施設へのAED設置につきましては、十分検討してまいりたいと考えておりますので、議員御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 電子黒板の研究、導入について、松本議員の質問にお答えします。

学校におけるIT、情報技術の活用は、溢れる情報の中から子どもたちが必要な情報を主体的に選択、活用できる能力などの情報活用能力を育成し、自ら学び自ら考える力を育成することを目的としております。一方、各教科においてこのITを効果的に活用し、「分かる授業」を実現することは子どもたちの「確かな学力」の向上を図ることにつながります。お尋ねの電子黒板のことについて考えてみますと、黒板と同じように手書きができ、書いたページを次々と送ることが可能で、また前の画面にすぐ戻すこともでき、画面をタッチするだけでコンピュータを操作したことになりますので、操作が簡単でありまして、教師がコンピュータを使っていることを意識せずに活用できるという利点があります。御指摘のように児童・生徒が理解できるまで何度も繰り返し指導ができることが可能で、学習効果が上がることも予想されます。しかしながらこの電子黒板を導入している学校はまだ県下でも本当に少なく、効果も十分認知されていないのが現状でございます。今後、教育委員会といたしましてもこの電子黒板につきまして、十分研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 御答弁ありがとうございました。AEDについてはこれからの高齢化社会においては、人の集まる場所には常備されて然るべきものかと思います。電子黒板の研究については、今日の映像文化全盛の今日、生徒たちに読書を奨励しても持続力の乏しいものには長続きしない面もあります。読書よりテレビというのが一般的で、若者の国語力の衰えは気になっているところでもあります。理数科離れも深刻と聞きます。義務教育の中で等しく基礎学力を身につけさせる方法として、映像で集中力・興味を持たせるのも一つの方法かと思います。学問とは物事の本質を見極め、科学する力を養うものです。その中から善悪の判断も自ずと身につくものだと思います。

昨今、教育・社会・経済面において、倫理観のない短絡的な事件が相次いでおります。日本人の資質の低下を嘆かずにはおれません。家の仏壇や神棚に手を合わせるという習慣や、罰が当たるという素朴な宗教心が身につけていたならば、いくつかの事件はなかったのではという、そういう思いを述べて私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、松本重美君の質問を終わりました。

19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 最後の質問者になりました市民クラブの永野忠弘でございます。お疲れのところもうしばらくおつき合い願いたいと思います。少々緊張しております。

新幹線建設についての今後の取り組みについてですが、前3人の議員の方が新幹線関連に関してですね、質問をなさいましたが、私は私なりの質問をさせていただきます。まず、初代新玉名市長になられました島津市長に、この場をお借りしまして、お祝い申し上げます。さて、本市は10月3日に誕生したばかりで今後7万余の市民の期待のもと、執行部、市議会は連携し、県北地域の拠点都市間競争、これまでになかった厳しい行財政問題が山積しております。それまでの対応においてはこれまでになかった新しい視点、大胆な発想、そして何よりリーダーである市長の強力なリーダーシップが求められていると考えております。それでは質問に入ります。

本市において、多々課題はございますが、自分のこれまでいろいろかかわってきた国家プロジェクトである新幹線問題を取り上げたいと思います。事業自体は支援機構、用地取得は県で取り組まれ、本市も新玉名駅前広場の整備を進められております。これまで新幹線の開業効果については、時間短縮、流入人口の増加など賛美するものが多々言われておりますので、本日はあえてそれがもたらす影の面を取り上げたいと思います。騒音・振動の問題、日照の問題、湯水の問題などはこれまで本市議会でも取り上

げられ議論されておりますが、あまり取り上げられていない大きな問題が残っております。それは本市をほぼ南北に貫き地域を分断する高さ幅とも約10メートルの新幹線高架橋が、各地域の土地利用や住民生活に与える影響です。住宅地、農用地などこれまで先祖代々形成されてきた住民の土地、そして地域がいびつな形態に分断されることで、土地利用に支障を来すことが予想をされ、今後住民は未来永劫そのような土地、地域で暮らし、また管理していかなければならないということです。のどかな農村住宅地域に不似合いなコンクリート高架橋など景観も台なしになります。買収される土地については金銭補償があると言われますが、一時的なものでしかなく、多くの不利益を受け、地元住民の多くは泣く泣く事業に協力というのが現状ではないかと思っております。

そこで市長にお尋ねします。このような新幹線沿線地域のいびつに分断される土地利用形態、そしてそのような土地を未来永劫維持管理していかなければならない沿線住民の気持ちを踏まえて、新玉名市として沿線住民の土地の資産価値、利用価値を高める方策、地域住民が後々多少の迷惑はあるが協力した甲斐があったと話していただけるような、魅力ある地域社会の実現に向けた方策を早急に立案すべきではないかと考えております。今のままでは当地域は農村地域が多いため、ますます人口の過疎化が進行し、地域は衰退するのが目に見えており、早急な対策が求められております。今後の対策の方向性として、考えてみますと、ただ箱物施設を造るばかりでは、あまり効果は期待できないと思います。沿線地域を改めて見ますとまだまだのどかな田園風景が残り、雄大な菊池川があり、里山があり、温泉施設も整備され、そして古い町並みと素材は多種多様、盛りだくさんにあります。そして何より新玉名駅も建設されます。このような素材のよさを生かし、それらを巧みに連携させる施策事業を官民連携し、皆さんの知恵を出し合い、大胆に展開することで地域全体の魅力をかさ上げすることが可能かと考えております。そして、それらの取り組みにおいて、重要な視点になるのが地域景観の維持向上、そして地域住民の生活の利便性の向上だと考えております。そのことが地元若者の地域定着、ひいては県外からの流入、交流人口の増加、そして定住にもつながり、新幹線開業効果をより高めることにもなり、ひいては市、玉名市全域にもその効果は及ぶものと確信しております。このように考えておりますが、それらのことについての市長の所見と今後どう進めていこうと考えられているのかを、具体的にお答えいただきたいと思っております。

次に新幹線新玉名駅より東側の迫間地域の側道の件について。地元地権者においては今なお側道の必要性を訴えておられます。このことが用地買収の遅れとなり、建設に取りかかれない要因となっているようですが、この件については支援機構、熊本県玉名市の事業として何か解決の道を見出し、早急に解決したらどうかと思っておりますが、このことについてどう考えておられるのかお答え願います。島津市長の新幹線に関連したごあ

いさつを何回かお聞きしましたが、新幹線事業での影の部分にも大変理解していただいているように受け止めております。ぜひリーダーシップを発揮していただき、何とかスムーズに解決できないものかと願っております。最後に12月21日に新駅予定周辺での安全祈願祭も行なわれる予定のようで、着々と進んでいるところは進んでいるようですが、大坊トンネル出口より迫間地区までの今後の工事のスケジュールを詳しくお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えをいたします。私事で恐縮ですが、私は昭和58年に県議会に出させていただきます。昭和59年に新幹線の駅及びルート案が発表されました。県議会に在籍しております間にいくらかの紆余曲折がありながらも、新幹線問題は県議会の重要なテーマでございました。財政の厳しい折にも新幹線は県民の悲願であるという思いもあり、鹿児島の方から尻尾の方から生えてきたという恨みもあって、いろんな議論もございましたが、一貫して私どもは新幹線の開通に向けて努力をしてきたと感じております。

その中で玉名駅の問題でございしますが、当時発表された頃には玉名駅というのはルートの中に乗っていなかったように記憶しております。また、県議会の中でもその実現性について100%の自信を持っていた者は誰もいなかったと思い起こします。そういう状況の中で、地元においては誘致期成会をお作りになって、強力に、新幹線が通って玉名に駅がないのでは何のための新幹線かということにもなりかねないし、県南、県北のバランスから言っても、どうしても玉名市に駅を造るんだという玉名地域の皆さんの熱い気持ちがあったことを思い起こします。取り分け当時の市長であった松本市長さんの、このことに寄せられる強い政治家としての信念とリーダーシップに私どもは深く敬意を表したのを思い起こします。今、この問題が動き始めるときに、私にリーダーシップをしっかりと発揮しろという御激励をいただきましたが、そのことと併せ考えますと、私にあれほどの政治家としての信念なり、あるいはリーダーシップがあるのかと自らに問えば、いささか心もとないなあ、しっかりしなきゃいかんなあ、そういうふうにあります。

新幹線の開業がいよいよ我々にもイメージとして浮かぶような時期になってまいりました。午前中の質問にも前の質問にもお答えをいたしましたが、今、執行部においても鋭意駅前広場の整備を中心として御努力をいただいておりますが、よっぽどしっかり対応していかないと新幹線の方が走り越してしまう、地元の準備を通り越してしまうのではないかと心配もいたしております。当初言われた35ヘクタールの壮大な構想もありますが、今は現実的に4ヘクタールなり7ヘクタールなりの駅前整備に向けて、

今全力を集中していかなければならんのかなと感じております。

新幹線事業がもたらす影の部分について、感じ方を言えというお話がありました。新幹線事業に限らず、大きなプロジェクトが進められる場合にその事業によって、将来に大きな希望を持つ地域、発展の可能性を膨らませる地域があるし、人があると思います。同時に何の事業でもそういう部分と併せて、御指摘があったような影の部分を常に事業というのは内包しているように思います。新幹線は大筋によってみんな必要だと思っている。そのことが地域の将来にとって欠くことのできない事柄であるという認識も持っている。しかし個人個人という立場から見れば、先ほど御指摘があったように自分の大事な田畑が分断されることであるとか、あるいは騒音が気になるとか、電波障害もあるんだよとか、また前にもお互いが関心を持っておりますように、三ッ川地区等の濁水被害が出るとか、個々の立場から見ればそのことによって不安を禁じえない、あるいは不満を禁じえない地域や人もあるということをしっかり犠牲者としてとらえていく、そして真正面からそのことに向かうということも、政治の姿勢のあり方として私は持たなければならんと自らに言い聞かせているつもりでございます。そういう意味では御指摘があったような問題に逃げることなく対応して、ある場合には懇願をお願いをする、ある場合には一緒になって機構や県に働きかけていく、そういう責任があると思っております。

側道部分等々の具体的な事例については部長の方から答弁をさせていただきますが、気持ちの持ち方として姿勢として、確実にそういう姿勢で臨みたいということを申し上げて、答弁にさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 永野議員の迫間地区から上がっている側道要望についてお答えいたします。

新幹線では田畑を分断し、鉄道を建設するため、鉄道運輸機構が袋地となる田畑への往来を行なう目的で鉄道沿いに機能回復するための道路を計画されておりますが、あくまで田畑への往来を容易にする目的の道路であり、鉄道沿いにすべて側道を設けるといえるものではございません。本市では以前、玉名校区の区長会の御要望を受けて、これらの機能回復道路をつなぎ、鉄道沿いに連続した道路を整備してもらうよう鉄道運輸機構や熊本県に働きかけてまいりましたが、一部は要望が満たされました。その後迫間地区の方々から側道をさらに延長するような要望が出され、本市も再三にわたり要望をいたしました。鉄道運輸機構や県ではこれ以上の対応は不可能とのことでございます。機能回復道路は田畑への回復を図るため、ジグザグの形状箇所もあり、不自由な面があると存じておりますが、本市といたしましては、地域の生活道路として位置づけられる

市道の整備事業の中で、この可能性を検討いたしております。

次に、大坊トンネルから新玉名駅間の新幹線工事説明会についてお答えをいたします。鉄道運輸機構によりますと、大坊トンネルから新玉名駅の間は2つの請負業者が受注し、工事が行なわれるとのことでございます。まず、新玉名駅部につきましては去る11月15日玉名の岡公民館において、鉄道運輸機構と請負業者主催で工事説明会が開催されました。議員お尋ねの大坊トンネルから新玉名駅部までの区間の工事説明会でございますが、既に鉄道運輸機構と請負業者との間で契約が11月中旬に完了したということで、今後12月中旬に地元区長の皆様に説明会の事前協議を行ない、来年1月の中旬に関係者の皆様を対象に工事説明会を開催したいとのことでございます。その際工事の概要、工事の工程、工事中の道路や水路の切り回し、安全対策や環境対策などについて説明を行ない、地元の御意見を伺い、工事に着手したいとのことでございます。また工事の開始時期といたしましては、2月初旬を予定しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 今市長の答弁をいただきましたが、本当に何か原稿をお読みでなく、自分のお考えで答弁なさっているようにお見受けしまして、大変嬉しく思います。その中で逃げることなく責任を持って対処するというふうに私は受け止めました。本当にありがとうございます。地元でもありますね、非常に今からまた、今土地交渉問題等が暗礁に乗り上げておりますが、今からまた工事も始まります。非常にいろいろ問題が出てくるとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ迫間地域の側道についての回答ですが、可能性を検討しておるといふことですが、何か具体的に可能性という具体的なことがあるのでしょうか。実はこの地域の問題が解決しなければ玉名平野地域での工事中の道路がですね、3カ所しかないのに1カ所しか使用できないようになります。その道路とは大坊寺町線ですが、非常に混雑し、通学路でもあり、生活道路でもあるところなんです。事故にもつながる危険性が高くなることは間違いありません。そういうことでありますので、この迫間地域の要望の件に関してはですね、早急に何か解決の糸口が見出せないのかというふうに思ひます。その辺を強く要望しておきたいと思ひます。

それでは次の質問にまいりたいと思ひます。新玉名市における家庭教育憲章の取り組みと教育長の教育方針について、お尋ねします。毎日のようにマスコミ・新聞等で賑わっている子どもを巻き込んだ事件も低年齢化、凶悪化の傾向にあり、日本も犯罪大国になってしまうのではと思ひるのは私だけでしょうか。地域の資源の一番は人であるという思ひから教育問題に興味のある者です。旧玉名市議会で人間が安心して生活でき、教

育・文化・環境の整った教育に力を入れた教育立市を目指したらどうかと質問したもので、今でもその思いは変わりません。旧玉名市では、平成17年4月1日、玉名市家庭教育憲章が施行されました。憲章の趣旨を前教育長は次のように述べられました。「悪質な少年犯罪の増加と低年齢化、犯罪に巻き込まれる子どもの増加、児童虐待など、子どもを取り巻く環境は年々悪化の傾向があります。また自閉症、情緒障害、引きこもりなども社会的問題となっていることは、皆さんも危惧されていることではないかと思えます。そうした実態は子どもというより大人の問題としてとらえるべきです。親という立場の大人が強く責任を感じ、自らの行動を反省して子どもたちが心豊かに育ち、安全・安心した生活ができる環境をつくるべきであります。全国で唯一東京都に児童虐待白書が出されていますが、児童虐待の6割が2歳から8歳までで、しかも加害者の82%が実父母ということが報告されています。熊本県でも加害者の60%は実父母だと聞いています。それは親の「しつけ」の名のもとに虐待を認めないというのが現状です。これは家庭教育の狭い部分の状況ではありますが、家庭教育は子どもが母親のお腹の中に宿ってから、子どもが親から独立するまでを考えなければならない」と述べられています。

親の意識改革の第一歩として、玉名市教育委員会は家庭教育の大切さを強く訴えるために玉名市青少年市民会議の御協力を得て、「玉名市家庭教育憲章」を策定して今年4月に施行されたものであります。しかし、子どもを取り巻く荒廃した現在の社会を取り戻すには30年かかるのではないかと、30年後に玉名市家庭教育憲章が制定されてよかったと思える啓発活動をしなければならないと考えます。旧玉名市においても、教育長は憲章の意義を講演して回り、10月3日には合併の後も「教育の日」を利用して、家庭教育の大切さを市民に訴えてこられました。新市になっても家庭教育の大切さは変わらないと考えますし、継続すべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

また新教育長として新玉名市の教育方針をお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 永野議員の質問にお答えいたします。近年の青少年の問題行動や低年齢化、凶悪化、家庭での児童虐待、また大人の引きこもりなど、家庭や地域を取り巻く社会環境がいろいろ問題も多発しており、家庭・地域の教育力の再生というのが緊急の課題と現在なっております。このような中、親という立場の地域住民のすべてが子育てに対して、責任を持つということを強く自覚をし、行動しなければならないと、こういう意識改革が必要でありまして、その第一歩となるように本年4月1日、旧玉名市におきまして、玉名市家庭教育憲章が制定、告示されました。これまで家庭教育

の大きな柱として、この憲章の意義を理解していただくため、各種団体等の御協力を得ながら市民への啓発に努めてまいりました。新市におきましてもこれまでの経緯、取り組み等を踏まえながら、教育委員長を初め各委員の御理解をいただき、再度教育委員会内で内容等を検討いたしまして、玉名市家庭教育憲章の制定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、教育長の教育方針ということでございますが、中国の古典「管子」の中に「1年の計は、穀を樹うるに如くはなし。10年の計は、樹を樹うるに如くはなし。終身の計は、人を樹うるに如くはなし。」と、こういう言葉があるということを聞いております。御承知のとおりこれは、「1年の計画を立てるとしたら、穀類を植えるがよい。10年の計画を立てるのなら、木を植えるがよい。一生涯の計画を立てるつもりなら、人を育てることである」と、こういう意味で人材を育成することの重要性を説いた言葉であります。この「管子」にいう「人を樹うる」という重要な仕事を担うのが学校教育であろうというふうに思っております。戦後我が国は新しい教育理念に基づく、新しい教育制度を出発させ、その後約60年が経過し、今日に至っております。この間、社会は大きく変化し子どもたちを取り巻く教育環境もまた大きく変化をいたしております。しかしながら、教育においてはどんなに社会が変化しようとも「時代を超えて変わらない価値のあるもの」、これを不易なものといっており、例えば豊かな人間性、あるいは正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心、自らを律しつつ他人と協調し他人を思いやる心、自然を愛する心などこうしたものを子どもたちに培うことは、いつの時代にも大切にされなければならないと思っております。そしてまた教育は同時に社会の変化に無関心であってはならず、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題等「時代の変化とともに変えていく必要のあるもの」流行に対応していくことも大事なことだと思っております。このように教育における「不易」と「流行」を十分見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があると考えております。このことはこれからの時代を拓いていく人材の育成という視点から重要ということだけでなく、子どもたちがそれぞれ将来自己実現を図りながら、変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質や能力を身につけていくという視点からも重要だと思っております。

熊本県では、教職員一人ひとりが「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標の下、児童・生徒一人ひとりを大切にする熊本の教育の確立を目指し、健全な心身の育成と学力の充実に努めております。また平成12年の9月に策定された熊本県教育改革大綱に基づき、教育改革に取り組んでいるところであります。

玉名市におきましても、それらを受けて、玉名市の教育目標を定め、鋭意努力を重ねているところでございます。

私は、学校の基本的な姿といたしまして、次の3つを考えております。1つは、学

校は勉強し、学力をつけるところだということです。学力とは単なる知識の詰め込みではなく、「基礎・基本をしっかりと学び、自ら考え、自ら行動できる」主体的な知力を持つことを指しています。したがってこの学力の中には「生きる力」とか「学ぶ力」なども含まれます。2つには先生方と友達等との対人関係を養い、それらを通して社会性を身につけさせるということです。よりよい社会人となるための基礎的、基本的事項をしっかり身につけさせるためには、(1) 教え込んでおくこと (2) 理解した上で行動させること (3) 自主的な判断で実行させることなど内容・方法を明確にすることが大切であると思っております。3つには、学校は子どもたちが1日の活動時間の大半を過ごす場所であり、したがって安全で楽しい場所であればならないと思っております。現在は学校が必ずしも安全な場所でなくなりつつありますので、この安全管理につきましては、特に留意していかなければならないと考えています。これからの学校教育は学校が考えていることを保護者・地域の方々に十分理解していただき、保護者・地域の方々の声をよく聞き、学校と保護者・地域の方々との限りない信頼と深い愛情のもとに築いていかなければならないと考えております。とにかく子どもたちの健全育成のために誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の先生方の御協力もお願い申し上げます。

以上、教育に対する基本的な考え方の一端を申し上げまして永野議員の答弁に代えさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 教育長大変ありがとうございました。玉名市もですね、新教育長に任せて大丈夫だろうというふうに感じました。

家庭教育憲章が市民にどれだけ浸透しているのかを調査しましたところ、あるまちづくりグループが家庭教育の啓発活動を起こされています。毎年秋を目指して玉名市内で4カ所、高瀬蔵、岱明町ふれあいセンター、横島公民館、天水公民館などを会場として候補に挙げて、プレママ・プレパパや乳幼児の親を中心として、地域の方を対象にした家庭教育イベントを計画されています。民間でこうして活動されていますが、行政ではそういう行動計画はあるのでしょうか。今後そうした行動計画に移していただき、定着させていただきまして、この家庭教育憲章をですね、ぜひ定着させていただくように希望いたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明16日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 6時10分 散会

第 3 号

1 2 月 1 6 日 (金)

平成17年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成17年12月16日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 27番 堀本議員
- 2 11番 青木議員
- 3 7番 近松議員
- 4 25番 田畑議員
- 5 3番 宮田議員
- 6 13番 内田議員
- 7 9番 福嶋議員

日程第2 議案の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 27番 堀本議員
 - 1 市長選時の公約等に関して
 - (1) 市庁舎の建て替えについて
 - (2) 入札に関して
 - (3) 1市8町への合併推進について
 - 2 教育問題に関して
 - (1) 地産地消への取り組みの現状について
 - (2) 豊水小学校の改築問題
 - 3 地域の特徴を生かした町づくりに関して
 - (1) 旧マルショク跡地を中心とした活性化は
 - (2) アサリ貝等水産振興については
 - (3) 公有財産（空き地）を生かした町づくりについては
- 2 11番 青木議員
 - 1 玉東町との合併構想について
 - 2 医療・福祉について
 - (1) 乳幼児医療費無料化に伴う現物給付
 - (2) 小児救急医療体制の確立

- 3 安心・安全の環境確保について
 - (1) 高齢者への緊急通報システム
 - (2) 高齢者虐待防止・介護者支援法の運用
 - (3) 子どもたちを守る体制づくり
- 3 7番 近松 議員
 - 1 子どもの読書活動推進について
 - 2 乳幼児医療と子どもの健康について
 - 3 子育て支援について
- 4 25番 田畑 議員
 - 1 政治倫理条例について
 - 2 新市における政治倫理条例は
- 5 3番 宮田 議員
 - 1 合併による住民サービスの向上及び地域経済の発展について
- 6 13番 内田 議員
 - 1 三位一体改革による玉名市財政への影響と新市建設計画との関連について
 - (1) 国庫補助金（負担金）の削減に当市において該当する事業と補助率等の変動について
 - (2) 当市における負担増についての試算は
 - (3) 負担増と所得譲与税の配分について
 - (4) 平成18年度地方財政計画における地方交付税の当市における見込み等
 - (5) 依存財源の圧縮・削減に伴い平成18年から平成27年までの10年間の新市建設計画の見直しが必要か
 - 2 通学路等の安全確保対策について
 - (1) 学校の取り組みについて
 - (2) 保護者の取り組みについて
 - (3) 地域の取り組みについて
 - (4) 行政の取り組みについて
- 7 9番 福島 議員
 - 1 新しい玉名市における農業の位置づけについて
 - (1) 低迷する農業を活性化する打開策をどうするか
 - (2) みかん価格の暴落で苦しむみかん農家に対策はあるか

2 玉名市の下水処理方法について

(1) 下水道、農業集落排水、合併浄化槽等があるが、市町村設置型の合併浄化槽について

3 熊ノ岳（二ノ岳）遊歩道計画について

(1) 草枕温泉と実山公園の観光ルートであるが、遊歩道の計画はあるのか。その進捗状況は

日程第2 議案の委員会付託

日程第3 議員提出議案上程

議員提出第6号 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置について

議員提出第7号 玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について

議員提出第8号 議会報編集特別委員会の設置について

日程第4 質疑・討論・採決

日程第5 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任

日程第6 調査事項の委員会付託

日程第7 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君

27番 堀本 泉 君
29番 杉村 勝吉 君

28番 松田 憲明 君
30番 中川 潤一 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根 政明 君	事務局次長	梶山 孝二 君
次長補佐	中山 富雄 君	書記	和田 耕一 君
書記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務部長	谷口 強 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	荒木 澄人 君
市民部長	田上 敏秋 君	福祉部長	元田 充洋 君
産業経済部長	前濱 健一 君	建設部長	島崎 正 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼岱明 地域自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼横島 地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼天水 地域自治区事務所長	望月 一晴 君
企業局長	中原 早人 君	教育委員長	坂本 清一 君
教育長	菊川 茂男 君	教育次長	杉本 末敏 君
監査委員	高村 捷秋 君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） おはようございます。御承知のとおり久しぶりの登壇でございまして、古い玉名市のときにおかげで1年間議長をさせていただきましたこともありまして、議長は質問ができませんので、耐えがたきを耐えて1年間泣かず飛ばずでおりましたので、久しぶりです。興奮しておりますので、よろしく御理解をお願いします。私の持ち味を生かして、時間いっぱい、「そがん長うするとかい」と今隣の議員さんから怒られましたが、できるだけ短くという気持ちを入れて頑張ってみます。特に市長は昨日、与野党複数の議員さんからお褒めをいただかれた立場でもございますので、私にもより入念な御答弁をお願いしたいと思います。通告の順に従いまして、質問をいたします。

まず、第1番目に市長選時の公約等に関してと題しております。いくつかの質問をさせていただきます。まず市庁舎の建て替えの問題をテーマに市長と論を交えたいと思います。市長は公約的にはできるだけ早く市民と話し合っ、決めていきたいと発言をされておられるようであります。招集あいさつの中にも、まして昨日答弁にも2回ほどありましたけれども、各地域の人々との会合やフォーラム等を開き、早い機会に結論を出したいと言っておられます。市民の幅広い意見を聞いてその上で決定するという、いかにも民主主義の本論を表に出した形で、無難なようなお答えでございしますが、ならば市長個人としての意見はどこに表れるのか、お尋ねをいたします。

合併協議の話し合いの中で、庁舎は旧玉名市のどこかにと、周辺の当時の町の理解をいただいております。今のところに、ここですよ、今のところに再建することに特に何かがあるとすれば、まあ皆さん御承知のとおり駐車場の問題、あるいはアクセスからの侵入と申しますか、南側からの侵入経路の問題、大まかにはこの2点以外にはほとんど問題はないと私は思います。今日までの町並みの歴史、ここに庁舎が決まったときのいきさつ、中心市街地に対する存在感といいますか、諸々からも市民が、いや市長が決断されれば、それでスムーズな出発ができるのではないかという感を持っておりま

す。市長自身の考えはいかがでしょうか。もう既に昨日の市長の御発言が熊日さんあたりに載っております。まあ抽象的と申しますか、その中で取り上げられたことがちょっと狭いかなあという感じは持っておると、別にそれを取立てするニュアンスじゃなかったと私は思いますが、言葉の上に記事になればですね、今のところじゃ狭かて市長が言わしたけん、どっかに行くじゃなからうかと、そういう噂になって、今朝2人の方が家まで来られました。市役所は市長は直さすとだろうて。おっどんは何でそがん人ば入れたんだらうかとか、やっぱり180票の差だったもんでですね、市長。だっでん、俺が入れてやったけん上がらしたと思うとるけん、それはしょんなかですもんね。わしゃ何ごつかなあと言うたところが、ちょっと今日あんた言うたらうと。今日は質問はしますよと、だけん行きよった。市長がわかるかなあて。もうしょんなかって。頭から言うたらどうこうかならすとだろうかと、こうなります。それがやっぱり今の電波力と申しますか、広がりやすさと思えます。私は仮にこの地でだめだというのを言われるならば、複合的にトータル的と申しますか、それに連なる公的機関諸々もこの新しいところに流れるのか等も含めて、慎重な発言が必要だと思えますが、狭かとおっしゃったのは、事務所が狭いのか、この敷地が狭いのか、まあたった1カ月というとは何だが、私どもは30年近く通っておりますが、駐車場は職員の人たちがあきるねということはいませんが、中で働いておられる人たちの距離感が狭いという意識は今まで持ったことはありません。ただ今回の合併協議会の事務所、出張した事務局員が数字的と申しますか、通り一遍のレイアウトをしたために、一番広く取らなければいかんような現場、土木課あたりが狭わんになり、ここの2階は広々として、今話題の姉齒さんがやっているホテルのロビーみたいな感じで、今も行ってきましたが、事務所としての緊迫感に欠けるんじゃないかかて、市長は何か言わしたかいということをやってきました。あれじゃあふんぞり返って遊んでおるといような、今でもそうですが、何ばしょとだろうかといいようなそういう広さです。あそこにはもう1課詰めていいぐらい。私はそういう意識を持っています。申し上げますように、公的機関が市役所につんのってはってたときはどうなるのか。あるいは残された商店街についての配慮はどうなるのかも含めて、市長はどのくらいの気概を持っておられるか、改めてお尋ねをします。申し上げますように現場が狭いということならば、誰かが言うように周辺を買収して、例えば東の商店、その川端の商店街を買収したり、いろんな方法はあると思えますが、位置的にだめだということなら、また話は別でございます。然るべきお答えをいただきます。

それとですね、これからは私と市長の掛け合いと申しますかなと思えますが、今も申し上げますように玉名市も例に漏れず、日本国も世界もそれもそうですが、代表制民主主義、市長も議員で6期もおられましたのでわかると思えます。市民から選ばれたあるいは県民から選ばれた議員の立場というのは、かなり自分自身もそうでございますが、市

民も重くみていると思います。その中であって、冒頭からフォーラムをしてみたりあるいは座談会をしてみたりというふうになればですね、このことは逆に言えば、我々議員としての立場を市長は軽く見ておるのかなあという気にもなります。やはり市長が一番に発せられる言葉は議会とも相径って凶ってとか、議員の皆さん方の意見もよく聴視しながら、それでも納得のできないところは市民の皆さんの意見を聞いてと、こう2段階になるのが筋だろうと思います。議会制民主主義、我々議会をどのように市長はお考えか、この点も併せてお尋ねいたします。また併せて県議会はどうか、例えばあのへんぴな今の健軍に、今はそうじゃないですけども、中心街から県庁は移転したとき、我々も桑畑の中に県庁ば建てらしたいということで反対をしましたが、その当時県議会はどんな動きだったか。やはり県知事の相談相手は私は県議会だったという面を今勉強させてもらいましたが、県議会で侃侃諤諤の議論をした上で住民の方に訴えたというふうに聞いておりますが、玉名市だけはやはり市民をまず第一に区長会を第一に、そういう形でいくのか、議会の重みについて先ほどから聞いておりますが、県議会の問題と比べてですね、御感想をいただきたいと思います。まあ昨日・今日の新聞だけではなく、日本的現象と申しますか、モータリゼーションの変化で、中心市街地が空洞化してきているのは事実でございます。玉名市はそれ以上の大きな問題になっているようでございます。この中心市街地に関連して、いかに活性化をするかは、この市役所の存在云々に大きな影響があると思いますので、それこそ御慎重なお答えをいただきたいと思っております。お答えをいただいて、後またついていきますが。

次に、入札に関してと題しております。私は建設委員を拝命しておりますので、当然所管事項として建設委員会でこの詳細についてはやるべきで、本来一般質問でやるのは邪道だという声もあるということは覚悟いたしております。しかし、この問題は市長の方針にも影響しますので、この一般質問でお尋ねをさせていただきます。先般の市長選に当たり高崙前市長の予想以上の、今ひやかしましたけれども事実ですね、百数十票の差、予想以上の健闘ぶりは私をして目を見張るところであります。が、その中身の中心になっている、いわゆるポイントは何で勝ったかというポイントは、競ってきたかというのは、彼の努力で入札率が低くなり、市民は年間数億円の儲けをしたというような話法と申しますか、宣伝のあり方であります。いわゆる市民はまやかしによる洗脳を受けたものであります。これは放置するわけにはまいりません。少なくとも来年の5月末出納閉鎖までは1市3町の形で入札が別々にあるということも聞いております。これは先ほどの横島の入札の問題で、その直前1週間前の玉名市の入札99.32%ですか、玉名市の方は88.何%ですか。同じ同業者による同じ建物、金額は3分の1と違っておりますが、そういう入札率で入札がっております。この状態が今後も続くのかどうかについてですね、話によれば、私も素人だからわからんが、入札だけは今まで決まっ

た各町の形でやると、予定された執行をすると、そして新年度から18年度から統一した形態になるというような話は聞いております。中身がわからないので、この内容は建設委員会でももちろん協議をいたしますが、ここでわかる範囲はですね、先ほどの入札をみるまでもなく、郡部の入札の落札率と2ウエイのシステムになりかねんだろうと思いますが、市長はどの時点でそれを意図的にですね、高嵯さんの真似をしてまちっと下げんかいとか、もうちっと上げんかいとか関与をされるつもりかどうかをお尋ねしておきます。

私は高嵯市政当時から市がいわゆる上意下達的に入札率を90%以下にしてくれと、指導することは一つの入札への官による介入である、公取法はもとより官制政談合の疑いもあるとして一般質問あるいは建設委員会の中で、ここにおられる何人かの部長関係者あたりに追及をいたしてまいりました。市長の考えを聞かねば、前に進められない事柄でもあると思います。あえて申しますように一般質問いたしますが、調整という言葉はこと入札に関してはあるのか何かですね、これは島崎部長が課長だった当時ですね、文書、公文書も出して組織に入っておらん人は寄っていただいて、それなりの指導、言葉はいろいろありますが指導をされております。この指導自体が法的に許されるものかですね。先日も県あるいは県の監理課あるいは総務市町村室ですか、3カ所に聞き取りをいたしました。少なくとも行政が入札残を予算的に見積もるということは、これは触法だと、法に触れるんだというような意見は聞きました。名前はあえて申しません。反論があれば担当の部長から反論をいただきたい。市民は単純にああ税金の無駄遣いが、無駄遣いじゃないわけですけれども、いいことをしてもらったと、高嵯さんはえらいというような単純な論法になりがちです。現にその結果が先ほどからひやかしております結果になったんだろうと思います。その逆にそれが法的に許されるとすればですね、島津市長も当時選挙のときは、今言うところの腹の立つように、建設業界はそれこそわあわあ言うて築森さんにいって、あたには反対だったわけだから、遠慮会釈なくですね、もう90%ってあるかって、83%でしなさいと言え、市民なまたわあ島津さんなたいしたもんで、やっぱ思うとったごつやり手ばいと、こうなると思いますが。それをやられるかどうかですね、やられるならば、せっかく高嵯さんがわあわあ言うて下げたやつが、また周辺の、横島はと言うちゃいかんが、横島入札方式で高止まり、99.8とか98.5になったときはですね、島津はキックバックをもらおうたつだろうと、すぐ癒着したと、こういうふうになるだろうと思います。4年先どころか来年頃不信任が出るとじゃなからうかと思えます。気分もよかじゃいかんけれども、どっちみちこの際許されるならばですね、財政不明の件もありまして、業者に泣いてもらうということで85%ということではいかがでしょうか。これは私が提案をいたします。要は県下でも1、2番といわれる低入札が市の介入によりでき上がった事実をですね、市民が喜ばし

いという風潮で取る以上はですね、これをどこかで払拭しなければ、今後の公平な入札には移行しないという感を持っております。そのタイムリミットと申しますか、時期は今だろうと思います。熱いうちに打て、反対派だったからということじゃなくてですね、やはり2ウエイでやるシステムを是正するという立場から、何らかの手法を用いていただきたいと思います。介入をされるか、されないか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

以上2点伺いまして、お答えいただいてからまたあとで。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。まず堀本議員の市庁舎の問題についてお答えをいたしますが、昨日も何人かの議員さんが取り上げになられまして、議論をしたところでございますが、それだけにこの問題については市民の関心が非常に高いがゆえに議員の皆様も一般質問でお取り上げになる機会が多いのかなあと受け止めております。

ところで昨日の私の答弁、あるいは新聞に今日ちょっと出ておりましたが、そういう雰囲気からちょっと堀本議員の質問の折に、私が何か皆さんそうお聞きになりましたか、現在地ではいかんというニュアンスで答弁をしたというふうに、お受け取りになった方がおありでしょうか。私はそういうニュアンスの部分は全くなかったのではないかなと自分で思っております。昨日申し上げたなかに、ここに入らせていただいて30日になりますが、実感として狭いなあという感じを持っております。こういうふうに申し上げました。それは仕事をしていく上での狭隘さでございます。例えば今堀本議員は、あの課はゆっくりしているじゃないか、まだもういっちょどま入れてよかぞというようなお話がございましたが、例えばちょっとした会議をしようといっても、その会議をする部屋がなかなかないんですね。今、分庁方式になっていますからお座りの支所長さん方、あるいは教育委員会の皆さんが議会の日等々は本庁にお見えになっておられますが、どこかに入って待っていただくというような部屋もございません。対外的に外の方々をお招きをして会議をするというケースもあると思うんですが、そういう際にこの市庁舎の中でそういう会議を持つということが非常に無理な状態というのを痛感をいたしました。そういう意味ではこの業務執行上やはり狭隘かなというふうに感じたのが、私の実感であって、だから市庁舎の建設計画も早く市民の皆さんのお声も伺って、そしてもちろん当然のことで、後で触れますが、市庁舎建設の方向性を早い時期に決めるべきだろうと、そういうニュアンスで昨日はお話を申し上げた、私の考え方を申し上げたと私は思っております。それでもう一つ。それが一つ。

もう一つは、市民の声フォーラムなどをやることは市長自身の考え方が見えないではな

いかというお話がありました。そうですかね、やっぱり市民の関心が非常に高いことゆえに、市民の皆さんが、それは位置だけの問題じゃありませんよ。大きさですとか、機能ですとか、雰囲気ですとか、新しい庁舎にどういうものを期待するかという市民の声をお伺いをする。そのことが私自身の責任においてものを考えることの逃げに映るんじゃないかというような御指摘はどうかと。私はやはり関心の高いことゆえにフォーラムという形も一つの手段であります、市民の皆さんの広範な意見を聴いて、判断の大きな基礎材料にしていくということは、事柄の手法として決してそう大きく間違っているというふうには思いません。

もう一つ議会との関連性ですが、これは自治区の問題とも絡んで合併の中で、私どもの玉名市は県下の合併区の中で自治区という方式をとることになりました。このことも、議会との整合性をどうつけるかということについては、この自治区行政の推進に当たって、私の大きな関心事でもあります。堀本議員がおっしゃいましたように私も議会育ちできた人間であります。県議会、市議会の違いはあっても議員として今日まで行政にかかわってまいりました。何よりも議員が、首長が民意を受けた公職の立場にあるとすれば、議員も同じように民意を受けた法的な立場にある。そして議会の意志が市政の大事な決定に大きな影響というよりも決定権を持つことは明らかであります。そのことと市民の意見を聞いたから議会の権威、議会の立場を軽視するということと同一にお取りになるということは、また時間のあるときにお二人でゆっくり議論を戦わせないといかんので、私自身はそういうふうには思っておりません。昨日もちょっとリーダーシップの話が出ましたが、そういう諸々の市民のお考えを聴いた上で自らの責任において決定する。決定しきらんときに初めてリーダーシップのなさをひとつ御叱りをいただきたいと思っております。

入札に関しましては、担当部長からお答えをすることになっておりましたが、市長はどう思うかということがあえてお尋ねになりましたので、介入するのかもしれないのかというような非常にわかりやすい率直な御質問もございましたので、具体的なことは担当部長にお願いするとしても、私の考え方を申し上げます。玉名市のこれまでの入札の方式といいますか、今、この場でつまびらかにすることは控えさせていただきますが、入札という行為自体、行政が介入をしたり、指示をしたりしてその値段が決められる性格のものではないと思っております。入札の一つの基準のあり方について、市長としてあるいは市の行政として、これこれに入れなさいとか、これこれの範囲内にしなさいとかいう介入は、それはすべきでない。私はそれが当然のこととして受け止めております。

同時にこういうルールをいつまで続けるのかというお話でございしますが、ただ一方、議員自身がお認めであるように、市民の感覚からすれば、かつての玉名市政のやり方でいいじゃないか、非常にいいことをやってきたと、そういうふうを受け止めておら

れる市民の方々がたくさんおられることも事実でありますから、このことにも配慮するといえますか、気を使うといえますか、どう対応していくかということを考えるのも、政治家としての私のスタンスであると自分で思っております。ただ率直に申し上げまして、旧3町の場合の入札の慣行と旧玉名市内の慣行がこれまで違っておったわけで、既に玉名市としての入札行為が行なわれる中で大きな矛盾が明らかになってきたことは事実であります。新年度に移行する折には、この矛盾はどうしても解消しなければならない。その折にある部分、説明不足の点もあって、市民の皆さんの御批判を受けるということになったとしても、行政の責任者としてけじめをつける時が必ず来ると自分でも思っております。今後執行部の諸君ともよく協議をして、この矛盾をどの時点で調整をするか、そして新市の姿勢を明らかに、業界の方々やあるいは市民の皆さんにお伝えする時期を図っていかなければならんというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） 堀本議員の入札に関する質問にお答えをいたします。

平成17年の10月3日、1市3町合併後それぞれの慣習の違いを考慮いたしまして、新たな格付けの基準は行なっておりません、このため1市3町、それぞれの地域での工事については現行の格付けルール・業者で行なっております。合併後から11月30日までの建設工事等の入札は25件でございます。その中で最高落札率は98.16%、最低落札率は70%でございました。なお、玉名市における当時の政策といたしまして、過去3年間経費節減目標を掲げ、業者に協力をお願いし、低落札率を実現したことについては、公正取引委員会に問い合わせましたところ、このことは全国的に例がないので、よい悪いの判断はできない。ただし節減目標を掲げることで、目標値付近に入札額が偏り新たな談合が生まれる恐れがあるとの見解で、もっと競争性が高まるような入札方法の導入が適当であるとのことでもございました。このため、本市におきましては現在熊本県それから熊本縣市町村共同利用型電子入札システム部会に加入をいたしておりますが、共同利用の検討を行なっておりますので、これと併せまして競争性がより高まるようないろんな入札方式等の検討をしてまいりたいと考えております。

また今後における旧玉名市と旧3町との落札率の格差是正については、入札はあくまで業者が設計書に基づき独自に積算し、損益を考慮して入札するものでありますので、このことを発注者があえて関与すべきものではないと考えております。また平成18年度をめどに新市における統一の格付けルールの作成を目指し、公平性・公正性・透明性・競争性の向上に努めていく所存でございますので、よろしく願いをいたしま

す。

○議長（松田憲明君） 27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 担当者にお尋ねいたします。今のお答えを聞く限りにおいては、ならば玉名市としてはいいことをしたという印象なのかですかね、どちらが本筋でしょうか。そういう指摘も受けておると、高止まりか安止まりかしらんが、そういうきらいもあるとか。善し悪しについては言い切らんと、いいことという褒め手はないということですね。いわゆる私が言うのはその辺が介入に類するんじゃないかという質問をやっておるわけです。それについては、市長は介入はしない方がいいだろうとおっしゃってて、担当者としては過去の歴史の方ですね、いいことか悪いことかわからん。婦人会のEM菌のような答えでございませうがね。やはりはっきり間違っておつとは、間違っておつたのはそこまですべきじゃなかったとかですね、あくまでも自主的な判断に期待すべきだったとか。でないとですね、県も指導しきらん、建設担当者もしきらん、そこまで言い切らんとというやつをやって、日本で6番目だとか何とかマスターベーション的に喜ぶのはおかしかっじゃなかですか。いかがでしょうか。その件については、はっきり今までのやり方を是とするか非とするかですね。一遍お答えをしていただきたいと思います。その後で、後でいきます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これはその当時の政策として行なわれているわけでございますので、御了承いただきたいと思えます。政策。

○議長（松田憲明君） 27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 注意をいたしますが、一問一答になった形になりましたが、このことは重要な案件と思いましたので、特に一問一答をいたしました。前市長がいわゆる手柄として自信を持って、今後当選をしたなら玉名市民は30数億円のメリットがあるんだということで、得点を重ねてきている。新市長はそれを、まだ市長でないから言えない、そのギャップが百数十票になったわけです。これを私は主張したい。私に言わせれば、市長の職権、いわゆる職権利者が指名入札を持っておる者ですね、これは高かぞ、例えば堀本建設ちょっと来んかいて、ちょっと高かじゃなかか、もうちょっと下げんかいと云うなら誰でん下げますよ、これは。これが即入札介入だという見解を私はしておるわけです。それをやってきておつて、県に伺いをしたら、県はいいとも言えん、悪いとも言えんと言ひよる。ならばどっちがいいかを自己判断をすべきなのが行政

の立場じゃないですか。そのリスクを後任の市長に、行政の継続だから止むを得んとしても、後任の市長にリスクを委ねていくと、それは担当者として不適切じゃないですか。あるいは市長いろいろ検討しましたが、ちょっと間違いのこともありますとか、あらよかことだけん私が堀本さんの言うように83%ぐらいまでもうちょっと下げてよかばいたとか、提言・進言するのが皆さんの立場じゃないですか。そうでないと前任者の功績を美化する形で推移して、これがちょっとでも曲がったら新市長はあごぼっかりで何言いきらんだった、堀本と同じこととこうなりはせんですか。笑いよんなはるがそういうことですよ。これは今後の4年間では重大な問題となります。私が予言しておきます。玉名のあてっすぼじゃなかばってんですね、あとは市長がどう判断されるかが、見ものですけどもですね。私は常識的な人間と言うならば、高止まり。もう島津さんな言いきらっさんばんと、何なら必ず上がりますよ。だっでん生活ですけんね。私はその辺は前任者の子分でがばだした皆さんがですね、どこかでヘルパーをすべきだと思います。善し悪しの判断を近いうちに、今度委員会でもやりますけど、よろしく願いいたします。

さて、庁舎の問題は市長が後で対談をしたいということですから、いつか忙しか中にも時間を割いていただけたらと思いますので、それまで私も待ちます。

1市8町の合併についてという命題を出しております。私は、個人的な話をする場ではございませぬけれども、市長の仲間たちといろいろマニフェストづくり等々にも、いささかのタッチはしてきましたけれども、選挙当時から市長は1市3町の合併は小手先に進みよるとじゃないかと。本来ならばやっぱり城北市というか、自信満々というか、大きな道州制を見通した形です、近い将来も含めて大きなまちづくりをこの際すべきだと、私は説得をされたことがございます。しかし当時私は皆さんの中から選ばれてましてですね、1市8町では玉名市独自のリスクがありすぎると。これはなぜかという、ここでいう話じゃないかもしれませぬけれども、いわゆる新市計画の中に持ち込む事業費が、玉名市の出している額は大きすぎる。20億円から40億円減額せんなら合併はせんというのが、北部の皆さんたちの御意見でございました。玉名市だけよくなるようになつと税金ば出されるかということでございました。しかし、私は現場でも反論をしましたけれども、玉名市は私自身、坪100万円からの評価のあるものを少々であるが持っておると、町長さんあた方はいくらの土地を最高のものを持っておるか。それを工事するとき費用の投入は皆さんが想像される何十倍とかかるのが、今の玉名市の状況だという説明をしましたが、結果的にもう間に合わんならば、合併特例債ももらえんぞと、玉名市は破産するぞという意見が先行しまして、堀本ば議長に出して破壊工作をさせる、あれならしきるぞということで私は議長にされていったわけです。寂しい限りです。自分の首を取るために一生懸命1市3町あるいは4町を主張してですね、解

体をしました。願いかなったその前には町長さん、市長さん方からつるし上げをくらいまして、詰問状、質問状、詫び状を書け、連判状がきました。ところが1市3町の合併ができたらすね、一言もないです。どういうもんだらうかと嫌になりまして、もう市会議員どま辞めたということを行いました。しかしそれじゃいかんて、島津が出るなら島津を応援してぬしは憎まれ役でやれと言われまして、出たら上がりましてです、今日があるわけです。そのために憎まれ役で島津さんをたたくわけですが、この玉名市の築地に居を構えながらです、郡部の代表で県議に6期も、議長もされ、幹事長も2期もされた実績の島津さんがおられる。当然、1市8町あるいは2市8町の組織づくりは意のままぞという自信はあったと思います。しかし、当時は相手は小心者と申しますか、私のあんまり好かん前市長の高嵩さん。結局求心力がなくてです、合併協議会の会長も1市8町の時も首、1市3町もあわや大浜の吉田町長が決まっておるものを高嵩先生がまた私を阻害すると、もう合併にはかたらんと言うて腹かくもんで、私は中に入りまして、岱明の秀美さんやら吉田さんたちと話をしまして、会長を玉名市の高嵩さんにとすることで、その晩密会というか岱明の町長方で会合がありまして、決まりました。ところがどっこいそのことは後段にも触れますが、今度はようやくその20億円40億円減らせという話から逃れて、仲よしこよしの1市3町で作ったところかです、会長の問題で段取りをつけられまして、玉名市はまた20億円、市長はもう聞いとらるっと思いますけど、20億円の減額を申し渡されております。記録はないです。なぜ玉名市が20億円のいわゆる将来計画の減額がぼつと浮かび上がって決定したかの記録は一切ございません。議員の中で御存じなら教えてもらいたい。そのために関連して銭の足らんどつなるぞということで、豊水の小学校あたりは6年も先送りになったといういきさつがございます。そこで県の局長あたりにも1市8町にはもうさじは投げた形、その頃は高木、今県の次長をやっている土木部次長の高木さんだったですか、今の駒崎さんになる前ですけども、さじを投げた状態で行きました。申しましたようにこのままでは数百億円の国の支援、合併特例債等々支援金をもらえなくなるというようなことが先行しました中で、島津市長ならば、本当にでくっとなかなかろうか、できたっとなかなかろうかというのが昨日の質問者にもあったと思います。私は誠に島津市長から、1市3町はちょっとまやかしいじゃないけれども、1市8町の方が本物ばいと言われるのは残念しごくですので、その辺にちょっと気持ちのあれがありはせんかと思っておりますので、よければ私の残念心を払拭してもらいたいと、そうでなかなら特攻隊でやったのが惨めになりますから。御理解をいただきたいと思っております。それとともにあなたがマニフェストの中の最上段に掲げられました新玉名市の礎、礎づくりの礎はです、新玉名市になってよかったという7万3,000人の市民のためのいわゆる幸せのための礎づくりなのか、1市8町あるいは2市8町の将来に備えた礎づくりなのか、その辺を

明確にしてもらいたいという気持ちがあります。

次に、教育に関してと題しております。今はやり言葉の地産地消の一端、学校給食への玉名米の投入の件であります。この件に関しましては、数年前よりJA、県、給食会等と協議し、市長選の折も市長は御記憶と思いますが、島津市長は今まで歴代でけんだったつば、あたがマニフェストに載せてはどうですかという提言もいたしたことはございます。現況の報告、市長との打ち合わせの状況などを伺います。また米以外に地産の物の納入等々についてのよければ参考意見に付言をいたしていただきたいと思えます。

次に、今申しました豊水小学校の建て替え問題について、伺います。この件は申しますように本来ならば、今年度からの杭打ち等の基礎、そして18年度には本体着工の予定だと伺っておりました。高崙市政の最後の土壇場に金がない、今申しました事情で金が足らんぞというようなことで、延びたいきさつと聞いております。校区の皆さんに聞きましたところ、1日でも早く子どもたちが安心して勉強ができるように期成会を作って、会長何とかとおっしゃいましたが、頑張っている、議会の方もよろしく御協力というような言葉もいただきました。いわゆる市長が代われば、ひょっとすれば時期も早うなるとじゃなかろうかという期待を込めて、町民の皆さんも投票を島津勇典と書いた方もおられるかとも思いますので、市長はもう一遍決まったことは不可能とされるのか、それともちっとでも加勢しようかなあという、いわゆる煩惱をかけられるかですね、その辺のいわゆる気持ちの推移を聞かせてもらいたいと思えます。話に聞きますと、学校の耐用年数も過ぎているようだし、特にここ近来は子どもの安全問題が表題になっておりますので、よろしく御配慮あるお答えをいただきたいと思えます。

地域の特徴を生かしたまちづくりの件、私は旧マルシヨク跡地を中心としたまちづくりと題しまして、論を交えたいと思えます。今どこの町も申しますように中心市街地の寂れ方、空洞方が話題になっております。特に玉名市の場合、談議処、あるいは錦館等々の旧錦館等の付近は、中心市街地とは表現するにも恥ずかしいぐらいですね。猫が鳴き、犬が走る哀れな状態ではありますが、高崙さんの一時尊敬しておられた関さんという方が助役でおられた当時ですね、マルシヨクの危険度を個人的にも提言をいたしまして、何日も現場にあのばらばら荒れてくるとを見ながらですね、協議をしましたが、結果的には所有者の熊本ファミリーに相談をしましたところ、何千万円かけて解体して更地にして、付加価値を上げるという理屈が通りました、現在に至っております。私も御承知のとおり、そばで商売をしておりますこともありまして、この辺の活性化には我が事以上に関心もあります。支店長とも議長室で2回ほど会議をしまして、いくらなら売ったかいたという詰めまでしたこともございます。まあ高崙さんではしきらんだったことをですね、今申します理由で島津先生ならしきらすかもしれんと、しらごつを言い

ましてですね、票を取りましたこともありまして責任を感じております。できればいっちょ前向きな取り組みをしてもらいたいと思いますが、ただいま立願寺横町線の都市計画道の来年度着工という前段に立ちまして、私の家も全家屋解体撤去という通達を受けておりますし、周辺にも7軒ぐらい解体・移転の必要ある家が出てきております。この移転先をどうするかも含めてですね、マルショクはどがんなっとだろろうかという関心が特に地元で太いようでございます。話を聞きますと、開発公社というのも今度はバイパス関係で活動に入るといことも聞いておりますが、振り替え、建て替え用地としての開発公社での買収計画等々は表に出ないのかどうかですね、できればこの席で決断をいただきたいものと思います。

アサリ貝等の水産振興でございます。等と書いております。ただいま時期としては滑石も今日も新聞に載っておりますが、海岸端はノリの最盛期ということでございます。海の幸は玉名市民の経済活性化に大いに寄与すること大であります。このアサリの振興それからもちろんノリの振興等も含めて、市長の見解をいただきたい。

時間もちょうど1時間ですか、最後に公有財産、これは市長のマニフェストにあります、第3番目の基盤整備の推進という項の中に遊休地を活用した中心市街地の活性化を進めます。因縁つけるのが上手な堀本でございますが、この中心市街地という軸があるから私はマルショクのことだろうと、公有地じゃなくてですね、民地の問題だろうと思っておりましたが、改めてですね、マルショクの問題は別件で聞いておりますので、この遊休地というのはどの辺を対象に計画を立てておられたのかですね、御無理でしょうが、どういうところが遊休地とあるのかですね、過年私は水小屋の団地やるところも含めまして、玉名市の高嵩計画は甘いということで担当者を何回もねじっておりますので、市長がいわゆる遊休地というのはどういうところがあるのかですね、念のため伺って後へいきます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） お答えをいたします。まずあの1市3町の礎をつくるのか、2市8町の礎をつくるのか、まあそういう趣旨でございましたかね。昨日も御質問がございましたが、玉名地域1市8町の合併協議会、4年以上の月日と大変な御苦勞を重ねて、合併協議が進んでおりました。その時点で私が、1市8町がこれからの玉名地域の発展のためにベターな合併の枠組みではないかというふうに感じておったことは事実でございます。その方が玉名地域の将来像を考えると色々な発展の可能性を広げることができるのではないかなあというふうに受け止めておったことは事実であります。その後、細かく私が触れることはいかがかと思いますが、1市8町が崩れていきました。それで1市3町という合併の実現に至りました。この時点で堀本議員自らおっしゃ

いましたように、場面場面では泥を被られた部分もあるのかなあと受け止めております。そしてまた同時に1市3町の合併の実現のために、堀本議員が当時の議長として果たされた役割があることもよく承知をいたしております。決してそのことを無視したりあるいは軽々しく受け止めてはおりません。1市3町に、昨日ちょっとどなたでしたかね、玉東町が参加できなかったことは画竜点睛を欠くというような感じがするというお話がございましたが、堀本議員がおっしゃるようにはあなたは1市3町の市長になったのではないかと、まずは1市3町の礎をきちっとつくるのがあなたの役割ではないか、こういうふうな御指導なり、御指摘があっているんだらうと思います。それは私自身もそのとおりに思いますし、そういう心構えで事に当たっていかなければならんと思っております。ただその中で昨日も話題に出ましたが、玉東町さんがこれに参加していただければ、もっともっと新市としての姿が両方の町民・市民にも理解しやすい、より自然な姿になったのではないかなあと思っていることも事実でございますし、そういう思いの中で市政の運営に当たってまいりたいと思っております。

最後の部分でしたかね、公有地という言葉を使っておったかどうか、空き地、遊休地という言葉であって、それが公有地と同義語だとは思っておりませんが、その指摘の中に、それはマルシヨクの跡地がその一つとして頭の中にあったことは事実でございます。

以上です。あとは関係部長が、担当部長がお答えをさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 堀本議員の質問にお答えいたします。地産地消についてお答えいたします。

地域で生産された農作物を地域で消費することを基本とし、地域文化、健康・環境等の地域の魅力を生かすことにより豊かな活力に満ちた生活を目指す取り組みと考えております。玉名市におきましても玉名中央・岱明・天水町の3カ所の給食センター、それに単独校で2校がございます。各センター、学校とも地元納入業者と連携をし、地元の農産物を1品でも多く学校給食へ提供していく必要性を考えながら今回業務を行なっているところでございます。納入物資につきましては、納品伝票等に産地名を書くことを義務づけをしております。努めて地元産を納めていただくように御指導を行なっているところでございます。

続きまして、冷凍野菜等についてお答え申し上げますと、割合といたしましては、前野菜の1割程度でございます。主な製品といたしましては、グリーンピース、枝豆、インゲン豆等でございます。そのほかの里芋等が10%、カボチャ等が30%は生の食材の使用を特に心がけています。もちろん葉物野菜につきましてはよりよい新鮮なもの

を納入業者と協力体制の中で取り組んでいるところでございます。今後も主食、副食ともに品質の保持、向上に努めていく方針でございます。先ほど堀本議員さんの中で市長との打ち合わせの件でございますけれども、現市長との協議は行なってはおりません。その前に農協との一応協議を行なって、そのような中で特に主食であります米につきましては、本年12月よりJAたまなの地元産米を県給食会を通しまして、安定供給が確保できる納入を行なっております。新玉名市となり学校給食の主食である地元の米を地元の児童・生徒が実感して食べることは、地産地消を推進する上で大きな前進と考えております。この場をお借りし、議員の御尽力に対し感謝を申し上げます。これからも安全・安心な学校給食の提供を目指し、給食センター一体となり積極的に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、豊水小学校の改築問題について御答弁申し上げます。豊水小学校は、昭和38年7月建築、鉄骨2階建て一部木造の建物で、建築後42年を経過しております。平成12年11月豊水小学校校舎改築期成会により陳情を受け、また平成12年12月に市議会陳情採択をいただいたところでございます。このようなことで改築については議員御指摘のとおり耐用年数が経過をしており、建設時期がまいてありますが、市といたしましては、新市計画及び年次実施計画に基づき改築計画を推進しているところでございます。今後、合併後の状況を踏まえながら、最優先課題として取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

〔産業経済部長 前濱健一君 登壇〕

○産業経済部長（前濱健一君） 堀本議員御質問の旧マルショクの跡地を中心とした活性化につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

議員御承知のとおり、本市におきましても全国の例に漏れず中心市街地を取り巻く状況は消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化、車社会の進展などに加え、大型店の郊外化やロードサイド店の進出などにより、都市機能の分散化が進み、その結果中心市街地では空き店舗が増加するなど商業機能が低下をし、空洞化が進んでおります。かつてのマルショクは、高瀬地区の商店街において商業機能の中心であったと理解をしております。平成9年の閉店から平成14年の解体工事、そして2度の競売の手続を経て、現在に至っておりますが、この跡地対策には玉名商工会議所が中心となりまして、幾度となく協議を重ねてきていると聞き及んでおります。この旧マルショク跡地対策を図ることは中心市街地の活性化を図る上で、大変重要なことと認識をしているところでございます。今後整備が急がれます九州新幹線（仮称）ですけれども、玉名駅周辺の整備や玉名温泉の活性化、これを取り巻く道路網の整備などと併せ、早い段階で民意の

意見を集約をしながら跡地活用策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いをいたします。

次に、議員のアサリ貝の水産振興についてお答えをいたします。国内で流通するアサリ貝は年間約9万トンと言われております。そのうち外国産が約6割と言われております。この一部が当市地先におきましても蓄養されており、現在の蓄養面積は約25.4ヘクタールでございます。年々減少をいたしております。また持込み量・水揚げ量につきましても、現在流通経路等が複雑でありまして、今のところ把握ができないのが現状でございます。次に、地元アサリにつきましても、旧玉名市においては昭和50年後半がピークで年間12億円の生産額があり、平成7、8年度は皆無でありましたが、徐々に回復の兆しにあります。1市2町の生産額は平成15年から年間5億円を超えるまでに回復をいたしております。これも、各漁協で取り組んでこられた事業の成果だと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 経済部長ですかね、お尋ねします。今あの通り一遍と申しますか、マルシヨクの跡地の開発は新幹線の駅前あるいはそれらアクセス道路とリンクしたようなお答えだったと思いますが、そうだったと思いますがですね、私はマルシヨクの跡地そのものについてお尋ねしておいてですね、新幹線のどうこうということとは、全然関係なくですね、市としてどういう、熱いうちに打てという言葉も使いましたがですね、今こそと土地に対するタイミングだろうと、市長も代わったし、何かありはせんかと、そこに付带的に都市計画道路の開通に伴う履行が来年から、再来年ですか。再来年で予算3億数千万円ですか、来年は3,000万円ですか、もう事が動いて現場の人間は説得に回るととですね。私どもも2遍も3遍も全家屋立ち退いてくれと、どこなっと見つけてくれと、もう何年もそういう動きがあっている。だからマルシヨクをどうこうするのは今がその旬ではないか、旬というか時期じゃないかという話をしよっとだから、5年先にどうのこうの、それとは全然次元が、リンクさせ方が間違っと思っておりますが。マルシヨクをどうするか、私は具体的に開発公社も再開して、バイパスを市長が代わったけん、県が市に移管して市で買いなさいと、5年間で買うてしまいなさいというぐらいの信頼度は、自由民主党の力で信頼度はできたんだから、市長は動けるようになったんだから、それを機を熟して開発公社の中にマルシヨクの跡地対策で、いわゆる交換地、換地、昔やった建て替え用としてですね、買収は今なら可能だと、玉名市の銭は一銭も使わんでもそれで起債を起こしてでくっじゃないかという意見を、ちょっと低能とまで言わんが、ちょっとずれておっとなかなかかなと思うがな。そういう答え

方じゃせっかく新生玉名市の市長が生まれてな、我々も灰の中から上がってきておっただから、楽しみはなかばいた。窓際族じゃなかつたからもう少し前向きな取り組みを、答えを出してもらいたいと、改めてお尋ねします。

それからアサリ振興。アサリ振興についてはですね、確かに数億円の水揚げがあるって、今朝も組合長あたりもあいさつに来たがですね、皆さん喜ばしいことと思います。兼ねて申し上げておりますように、海岸線の活性化即玉名市の中心市街地の活性化にもつながる。郡部の人たちが玉名市に喜んで出てくる。まず出てくるような、そういう例えばリンクしたバスの運行、昨日誰かがおっしゃっておったですね、何も福祉だけがそういうことじゃなくしてですね、そういう循環型バス等も含めて動きを加速してもらいたいという希望を言いよるわけです。アサリの云々についてはですね、今、滑石海岸という看板はあちこちに立っるとは御存じですかね、部長。御存じですか。あれは何のため立っるとか御存じですか。私は地元の議員もして漁師ですが、知りませんが御存じですか。ほらみれどっこいという。振興策というのはどこにあるかと、その辺ですね。あの境川をのぼって、国道501に行く際にですね、立っています、1枚。ところが邪魔になってですね、車が見えんですね。あそこでは死亡事故まで入ると4件ぐらい今、私が記憶しております事故がですね。その辺にもあの看板、豊1枚の看板が滑石海岸のところにある。何のためですか、あれは。市役所がそがんとば知らんで振興策が云々でできるもんですか。私には説明はないです。付帯的に申し上げますと、もともとですね、滑石の海岸を玉名市民の憩いの魚場に開放して、無料でアサリ貝を採らせると、その原資、貝は誰が巻くか、それを飼料費の一端で、玉名市に年間50万円ぐらいの費用で種を増やすための元手に巻いちゃどうかという案まで出したことがある。議員さんが笑わしたです、そのときは。ところが今看板が、滑石海岸という看板が私がおるだけで6カ所ぐらいだったですね。奇異な感じを持っております。冬のさなかに滑石海岸で猿股いっちょで歩くようなわけではなかしですね。何の意味があるか御存じなかつたですか、ほんなこて。それで水産振興が云々されるかということでございます。ちょっと調べておってください、後で結構です。

それから申し上げますようにマルシヨクの跡地に関してはですね、どうこうしたいというところまで、言を受けたいと思いますが、新幹線の5年先の話と一緒に私は納得できません。再検討お願いします。

以上で終わります。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 私の方から答弁をさせていただきます。マルシヨク跡地に対する対応でございますが、確かにあの周辺、堀本議員のお店も含めて動き始めておりま

す。大きな変化が現れてくるし、これはぜひ市街化道路、今まで積み上げてきていただいていた旧市の方々の御努力にも敬意を表しますが、ぜひ1日も早くそのことが進んでいくことを私も熱望しております。その一環の中でマルシヨク跡地の問題が関心を呼び、議論を呼ぶわけですが、率直に申し上げて、今、この跡地を何に利用する、今ちょっと代替用地云々という話も出ましたが、そういうことだろうか、あるいはそのこと自身、あの地域を周辺商店街とのかかわりの中でどう使うか、というような結論なり議論の集約というのは正直に、私も就任して30日ですが、いたしてはおりません。いたしてはおりませんが、御指摘がありましたように新幹線が通った後考えると、そういう悠長な話でもないという認識は、私も執行部の諸君もみんな持っております。近いうちに必ずこの跡地の考え方について、議会の皆さんにもあるいは周辺の皆さんにも御相談を申し上げて、市としての方向性、対応をはっきりさせたいと思っておりますので、御了解をいただきたい。そしてまた御理解と御協力をいただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、堀本泉君の質問を終わりました。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告の順に一般質問をいたします。

まず、初めに玉東町との合併交渉についてとありますが、去る11月13日の市長選挙におきましては見事勝利をおさめ、初代の玉名市長に就任をされました島津市長に、改めましておめでとうございますと、敬意を表すものであります。我が国は現在戦後続いてきた社会、経済体制の大きな変革期にあります。中央集権から地方分権推進のための市町村合併、また三位一体の改革、地方自治体の行財政運営についても従来の発想を正し、大きな改革が求められております。市長におかれましても、さまざまな改革に向けて、困難な課題に向かわれると思っておりますが、今後4年間の御活躍を期待いたすところでございます。

本題に入ります。島津市長は今回の市長選におきまして、ローカル・マニフェストを市民にお示しになりました。そのなかですぐ行なう重要施策として優先順位の3番目に新たな市町村合併の申し入れとして、こう述べられております。中央病院、ごみ処

理、火葬場の一部事務組合の解消を図り一体的な地域づくりに向けて、さらに強固な基盤をつくるため玉東町へ新たな合併協議を申し入れますと、御提示されておりました。そもそもローカル・マニフェストとは、市長町長が行なう選挙の際の実現性を端とした具体的な公約のことであります。合併は自治体同士のいわば結婚ともいえるべき大事業であります。相手があり、このたびの1市8町から今日の1市3町の合併実現まで幾多の難関を乗り越えて到達いたしました。そこで玉東町との合併交渉について市長はいかに進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

2番目に医療・福祉についてお尋ねします。ここでは2点お尋ねしたいと思えます。1番目に乳幼児医療費無料化に伴う現物給付、ここからの質問はこのたびの選挙で数多くの皆様方から要望を受けた事柄について何点かお尋ねをいたします。少子化傾向に歯止めがかからない原因の一つに子育てにかかる経済的な負担の大きさが指摘をされております。子育て支援の一環としまして、乳幼児の医療費を無料にする制度が現在全国の都道府県で何らかの形で実施されるようになってきております。しかし、国としての制度がないため自治体で実施内容に大きな差があり、早期に国の施策として実施することが望まれております。実施内容は大きく分けると対象年齢、所得制限の有無、入院、通院、歯科適用の差などです。仕組みは健康保険が適用された場合、窓口で払う自己負担金を自治体が助成して、自主的に無料にするというものです。この支払い方法は2通りあって、医療機関窓口で一度払った後で支払った医療費を役所に請求する償還払い方式と、窓口の支払いのない現物給付方式であります。玉名市は償還方式になっております。先日の選挙で乳幼児を抱えるお母さん方と懇談する機会がありました。そのなかで乳幼児の医療費が償還方式のため、その後の手続に子どもを連れて申請に行くのは時間も手間もかかり煩雑であるとの声でした。そのほかにも医療費を払いながら交付申請をしない場合もあるとお母さんの声もありました。

今年5月時点のデータですが、現物給付を行なっているのは、30都道府県で全国の60%ほどです。市町村でも多くの自治体で行なっているようです。残念ながら現在国は現物給付を行なわない考えであります。少子化対策を推進しながら一方で逆行した制度を継続しています。しかし、一人一人の子どもは社会の宝であります。この無料化の目的は少子化に歯止めをかける対策でもあり、乳幼児の健康保持、増進対策でもあり、さらには感染症の可能性が高い乳幼児における早期診断、早期治療を進めることで重度化を防ぎ、医療費抑制にもつながるものです。若い両親が安心できる制度を作るためにも償還方式から現物給付方式へ変更を求めるものですが、当局の展開をお尋ねいたします。

2番目に小児救急医療体制の確立についてお尋ねをいたします。今、全国的に大きな社会問題になっている小児救急医療についてであります。核家族が進む一方で共稼ぎ

世帯も増加し、育児不安に悩む親が増えていることが一因と言われておりますが、近年夜間や休日に救急外来を訪れる子どもが増加しているようであります。ところが必ずしも小児科医が診察してくれるわけではなく、内科や外科の医師しか急患の子どもに対応できない救急病院が少なくないのが現状であります。しかし、幼児は自分で症状を訴えられず、また病状の進行も早いため、一見何でもないようにみえて、実は重い病気であったり重大な結果に至るケースも発生をしております。また、小児救急の受け入れ態勢そのものが少なく、親を不安がらせております。このため、各地の医療関係者もこのままの推移でいくと数年後には小児救急は手に負えない状況になる恐れがあると一様に述べております。特に小児科医のマンパワーの不足が最大の問題点であると言われております。その要因の一つとしても小児科医の仕事がきつい、なり手が少なくない、他の部署に比べて採算性が低い等の理由が挙げられております。厚生労働省は平成11年から全国360地区の医事医療圏ごとに小児救急病院を確保する小児救急医療支援事業に乗り出し、さらに平成14年からは複数の医事医療圏をまたがる小児救急医療拠点病院を新たに50カ所整備する方針であります。小児救急の充実は少子化の時代にあって、安心して子どもを育てるため、大事な子育て支援策でもあります。玉名市にありましても安心の小児救急医療実現に向けて、さらなる取り組みを願うものであります。現状と今後の対策について御所見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 青木議員の質問にお答えをいたします。

昨日、今日の一般質問で何人もの議員の皆様が玉東町との合併問題についての質疑がございました。改めて合併問題は行政を進めていく上で、最も基本的な事柄であるし、極めて重大なことであるということが一つ。今一つは私自身がマニフェストに記載をした市民の皆様にお約束をしたということで、私に大きな責任があるということを変更して自覚をいたしております。玉東町との合併を実現していくことが、町民・市民の目から見ても自然であるというふうに申し上げてまいりましたが、私はそういうふうに思っております。しかし、この種の問題は極めてデリケートな部分も含んでおります。玉東町には玉東町の行政としての立場がございまして。私どもはまた1市3町という、先ほども堀本議員の質問のなかで出てまいりましたが、歩み始めたばかりでございましてから、まずは市長の責任として心の持ちようとして、1市3町の足元をきちっと固めなさいという御意見があることもよく踏まえながら、その上でやはり玉東町の皆さんともう一遍話し合いの場を持ちたい、そしてでき得るならば玉東町も含めた地域づくりに進ませてもらいたい、そういう思いを持っておりますが、その申し込みの方法でありますとか、時期でありますとか、この辺は今しばらく私自身に熟慮させていただきたい、そ

ういうふうに思っております。

ただ先ほどから申し上げておりますように非常に基本的に大事な事柄であるし、政治家としても市民の皆様の前に公にしたことでもございますから、私自身の大きな責任を自覚しながら、玉東町の皆さんにも十分配慮という言葉おかしいですかね、気を使いながら、その方法なり時期を図ってまいりたいと思っておりますので、その旨受け止めていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 青木議員の御質問にお答えいたします。乳幼児医療費制度につきましては、御承知のとおり少子化が進むなかで疾病率の高い乳幼児に対する適切な医療を確保するため、就学前までの乳幼児の自己負担額を漸次拡大しながら全額助成しているところでございます。無料化に伴います現物給付でございますが、現在の償還払いを行っております理由は、同月内の医療費合計が高額になった場合、後で高額療養費や各種健康保険組合の付加給付金からの支給制度があり、二重払いにならないように適正に支給するためのものでございます。また国民健康保険制度の補助金に関連したのもございます。現物給付のみを実施している自治体は熊本県内にはございませんが、償還払いと国民健康保険や付加給付のない保険組合など一部の対象者に現物給付を併用しているところがございます。またこれは償還払いの制度でございますけれども、熊本県、熊本県医師会あるいは自治体が連携し、医師会加入の医療機関に申請者が一月1医療機関に100円の負担金を払うことで、医療機関が市への申請を代行するシステムがございます。このシステムを実施しますと申請者の手間や市への窓口提出が不要になりますが、申請者の負担金あるいは関係機関との調整が必要でございますので、慎重に協議してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の質問にお答えいたします。

小児救急医療体制の確立についてでございます。小児救急医療体制につきましては、近年少子化が進むなか、安心して子どもを産み育てる環境を整備するために始まった制度でございます。まず、救急医療体制の現状についての御質問にお答えいたします。有明保健所管内の時間外診における現状について御報告を申し上げます。公立玉名中央病院におきましては、日曜、祝祭日の午前10時から午後10時まで診療し、熊本大学附属病院からの派遣小児科医が対応をいたしております。地域保健医療センターでは月曜から土曜日までの午後7時から午後10時まで診療をし、小児科医を含む内科医、耳鼻科医、一般外科医が対応をいたしております。荒尾市民病院においては24時間

体制で診療し、荒尾市医師会及び当直内科医が対応をいたしております。菊水町立病院におきましては、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までと第3土曜日については午後5時15分から午後11時まで診療し、当病院の小児科医が対応をいたしております。

議員御指摘のとおり県下全域において小児科医の勤務医数が絶対的に不足しているのが現状であり、今日まで公立玉名病院が救急告示病院として地域住民の皆様の要望に応えてきましたが、小児科医の確保が困難となり、平成17年4月から2名体制が1名体制となりました。小児科医の常勤医が1名というのは異常事態であり、既に本市といたしましても中央病院を通して県や大学医局に対して要望をしているところでございます。今後の対策についてでございますけれども、玉名郡市医師会、荒尾市医師会及び公立玉名中央病院、荒尾市民病院及び菊水町立病院との連携体制を推進するとともに、小児科医師の不足による地域の小児科救急医療体制を補うものとして、本年度から小児科、内科医などを対象として診療に対しての診療能力の向上と急患の様態変化に対応できるために、小児救急地域医師研修事業が実施をされております。このようなことを推進し、救急医療体制の充実を図りながら小児科医の確保にも努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 玉東町との合併問題、私自身も急激な変化は今避けるべきだと考えております。しかしながら、この合併問題は将来必ずよい結果になると思うし、またそう期待をしているところでございます。

あと乳幼児の無料化の現物給付につきましては、大変難しい問題で、この現物給付に切り替えることで、国保会計や付加給付の問題や医師会や国保連合会の問題など、また交付金のカットや市町村の財政負担が高まるなどの数々の問題点は承知しております。ただ昨日からの話にありますように、1市3町の制度の違いがある、そのなかでやはり岱明町が合併までは現物給付に近い形で行なわれてきた。そうになると岱明町の方は合併してなんだと大変な思いをするんじゃないか、そういう制度の違いも昨日からいろいろなところで見せております。これも含めて、いくつかの課題はあるかと思っておりますけれども、その課題を一つずつ克服して、この現物給付、どうか強く要望してまいります。また小児救急医療の問題についても、これはもう全国的な問題で、この間ちょっと本を見ました。小児科医学会の会長である江藤さんという会長の方がおられます。その方が少子化に伴う小児医療の問題として小児科医の経営が極めて難しいんだと、医師の不足、深刻、診療報酬が低い、病院の小児科病等が閉鎖される、そういう環境が劣悪であるということもおっしゃっております。しかしながら、安心して子どもを産み育てら

れる医療の環境整備は絶対避けて通れない大きな問題であるとも指摘をされております。どうか小児救急医療、どうか前進するよう私もお願いを申し上げます。

3番目の質問に移ります。安心・安全の環境確保についてでございます。1番目に高齢者への緊急通報システム、高齢化対策の一環として高齢者の一人暮らし、いわゆる独居世帯に緊急通報システムが全国的に普及をいたしております。玉名市においても同様に導入されておりますが、利用状況及び利用件数の現状についてお尋ねをいたします。緊急通報システムを現在いろいろと多様化されて、単に緊急的な連絡手段としてではなく、さまざまなサービスを提供するシステムを確立されております。そこで玉名市の緊急通報システムの運用上の課題は何でしょうか、お尋ねをいたします。1市3町の合併後は当然の如く、市区域も拡大し、それによる高齢化率の増加、独居世帯の増加等で、さらに緊急通報システムの需要が増加すると予測されますが、いかがでしょうか。次に緊急通報システムの機能は第一に急な病気のときの通報であります。第2に安否の確認であると思えます。しかしながら、通報のなかには誤作動、また夜間における長時間にわたる身の上の相談的な通報もあるに聞いております。このような状況のなかで専門的な判断や的確で迅速な対応も必要とされます。従来緊急通報システムに新たなサービスを付加するシステムを確立するためにも民間委託等もありますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

2番目に高齢者虐待防止、介護者支援法の運用についてお尋ねをいたします。お年寄りの権利を守るため、高齢者の虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待防止・介護者支援法が11月1日に成立し、来年4月1日施行されます。厚生労働省が昨年発表した高齢者虐待に関する全国実態調査によると、虐待を受けている高齢者の1割が命にかかわる危険な状態に陥っているほか、虐待者の54.1%は虐待をしている自覚がなく、逆に29.8%の高齢者に虐待を受けているとの自覚がないことが明らかになりました。こうした深刻な実態を踏まえ、高齢者の人権を守るため、虐待防止とその養護者への支援を盛り込んだ高齢者虐待防止法が成立した意義はきわめて大きいと思えます。高齢者虐待防止法では、これまで曖昧だった高齢者虐待について、5種類に分けて定義をいたしました。そして高齢者が虐待され、命や重大な危険が生じている場合、発見した人に対しては市町村への通報を義務付けておりますが、実際玉名市についてはどういった受け入れ態勢をとられるのか、まずお尋ねをいたします。また、義務付けをされておりますが、通報を故意に行なった場合には罰則規定等はあるのでしょうか。さらに虐待の通報があった場合には市町村長には自宅に立ち入り調査できることを認めておりますが、誰がどういった調査をされるのか、お尋ねをいたします。一方高齢者を養護する人への支援としては介護などの負担を軽くするために、市町村は相談・助言するようになっております。また、養護者の負担軽減のために緊急の場合、市町村が

高齢者を短期間養護する部屋を確保することを定めておりますが、市はどのような対応をされるのかお尋ねをいたします。

3番目に子どもたちを守る体制づくり、これは特に通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。広島市及び今市市において下校中の女子児童が事件に遭遇し、殺害される大変痛ましい事件が発生しました。警察庁が全国の警察を通じてまとめたところ、今年の1月から6月だけで小学生が被害に遭う事件は1万2,768件起きたそうであり、1998年1月から6月に比べると5年間で約2,000件も増えております。警察に被害届を出していない事件もあることから、本当はまだこの数は大変増える可能性もあります。文部科学省としては、これまでの学校の安全対策に取り組んできたところではありますが、特に登下校時の児童・生徒の安全確保という観点から、1番、早急かつ迅速に通学路の要注意箇所の把握を行なうこと。2番目に登下校時の幼児・児童・生徒を極力1人にしないという観点から、学校の状況を踏まえた安全な登下校方策等を実施すること。3番目に幼児・児童・生徒に危険を予測し、回避する能力を身につけさせるよう実践的な安全教育を進めることなど、登下校時における安全確保対策を取りまとめ、平成17年12月6日付で都道府県教育委員会を通じて、学校の設置者等に対し要請を行ないました。現在、各市で登下校の幼児・児童・生徒の安全確保についていろいろな試みがされております。なかでも街路灯の設置で効果を上げている仙台市では、街頭犯罪が激減したとの報告にありました。宮城県警察生活安全課は道を明るく照らすことで、街頭犯罪を抑止している成功事例と語っております。文部科学省は今回の事件を受けて、通学路で人通りの少ない危険と思われる場所や学校の校門付近に防犯カメラの設置を検討しております。そこでこの際、危険と思われる場所に効果が期待される街路灯の設置について、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。また、教育委員会、警察との連携また地域、家庭などに、いかなる対策を講じられているのかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 青木議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き、青木議員の一般質問を続けます。

市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の御質問にお答えいたします。高齢者の緊急通報

システムについてでございます。

この緊急通報システムは議員御承知のとおり、高齢者及び重度の身体障害者の急病、災害等の発生時における迅速かつ適正な対応を構築しておくことにより、日頃安心して在宅生活を送れるように緊急通報装置の設置を行なう事業でございます。まず、お尋ねの玉名市の利用状況及び利用件数についてでございますが、玉名市の利用件数につきましては、旧1市3町合計で617台、その内訳を申し上げますと、旧玉名市415台、旧岱明町77台、旧横島町63台、旧天水町62台でございます。利用状況につきましては、平成16年度の実績で1,069回の通報がっておりますが、このうちいわゆる正しい通報というものが火災、緊急救済等の緊急性のある通報が55件、実に1,014回が誤報、いわゆる緊急性のないもの、間違い通報、子どもやペットによるボタンの操作による通報、それと電池切れ等の警告でございます。次にシステムにおける課題点でございますけれども、現在のシステムにおいて、利用者に支障はないものと考えておりますけれども、高齢であるがために設置から撤去まで電池代を除いてはすべて無料であるがために、自分の家に緊急通報装置が設置してあることすら忘れておられ、いざというときにシステムを利用できないという方もなかにはおられるようでございます。それと先ほど申し上げました誤報、あえて言えばこういうのが課題ではないかというふうに思います。

次に、合併に伴う需要の増加の見込みでございますけれども、旧1市3町におきましては、すべて同じ条件により実施されておりますから、前年までの増加率と同等であると考えております。新たなサービスを付加して民間委託ができないかというような御質問でございますけれども、議員も御承知のとおり緊急通報装置設置に対する介護予防地域支え合い事業の補助金が今年度から一般財源化されることから、今後別なサービス等々と組み合わせを行ないながら、補助事業ができないものか模索中でございます。

続きまして、高齢者虐待防止・介護者支援法の運用についてでございます。まず、高齢者が虐待され、重大局面にある場合、それを発見したものは市町村への通報義務があるが、市の受け入れ体制はどうかという御質問でございますけれども、議員も御承知のとおり高齢者虐待防止法は、今年の11月1日成立をし、来年4月1日から施行となっておりますので、現在の市の状況等も含めながらお答えをいたしたいと思っております。虐待の通報があった場合、基幹型在宅介護支援センターが中心となり、関係各課や関係機関と連携をとりながら対応をしております。迅速かつ適切に対応するため、相談等に応じて必要なメンバーの招集、地域ケア会議を開催し問題の共有、改善に向けた対策や役割の確認を行ない進めております。なお、平成18年度からは介護保険法の改正に伴い、介護保険法においても高齢者虐待の対応や高齢者虐待防止ネットワークの構築、青年後見制度の活用等の権利擁護の業務等については、地域包括支援センターが担っていくこ

とになっており、市は高齢者虐待発見時に的確に対応できるように支援をしていきたいというふうに思っております。また、本市においても、平成17年10月3日の合併時におきまして、玉名市虐待及びDV防止支援ネットワーク設置要綱を設置をしているところでございますけれども、この要綱に基づきまして、関係機関によるネットワークを構築し、高齢者虐待の早期発見及び早期対応を図っていきたいと思っております。

次に、通報義務を怠った場合の罰則についてでございますけれども、高齢者虐待防止法においては、高齢者虐待対応協力者等が知り得た秘密を漏らした場合や正当な理由がなく、高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認める場合に立ち入り調査を拒んだり、要介護施設従事者等が虚偽の答弁等をした場合は規定がありますけれども、通報義務を怠った場合の罰則についてはございません。

次に、通報を受けた場合、市町村には虐待をする自宅などに立ち入り調査ができることを認めているが、実際どのような手法で行なうかという御質問でございますが、高齢者虐待はさまざまな状況が想定され、原因も複雑に絡み合っていることから、対応の仕方により今後の改善に大きく影響することが考えられますので、慎重に対応していく必要があります。相談者の内容はその人の主観によるところが大きいため、状況を客観的に把握することが必要であり、相談は相談として受け止め、地域包括支援センター職員や高齢介護課の専門職員などと調整をしながら、家庭訪問を通して、客観的な情報を収集するようにしていきたいというふうに思います。またかかわる職員が客観的な情報収集やかかわり方等のシステムを研鑽していく必要があると思っております。また必要に応じて適切に警察に援助を求め、立ち入り調査をすることができるようになっております。

次に、居室確保により緊急の場合は高齢者の入居ができるようになるが、その受け入れ体制についてはどうかというような御質問でございますけれども、虐待により生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、特別養護老人ホーム等に入所させる措置制度が老人福祉法に規定がありますので、この規定等に迅速に措置できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 青木議員の子どもを守る体制づくりについてお答えいたします。昨年は奈良県でごく最近では広島県、栃木県で下校途中の1年生女子児童が、また京都におきましては塾の中で6年生の女子児童が殺害されるという、本当に痛ましい事件が続けて発生しております。私どもも大変悲痛な思いをいたしております。亡くなら

れた子どもさん方への御冥福と御親族の心中を察し、哀悼の意を表したいと思っております。

議員も御承知のとおりこの痛ましい事件を受け、文部科学省及び警察庁より通知が出され、熊本県教育委員会は12月7日県下の教育事務所長、指導課長を集め緊急会議をするとともに、12月8日には臨時の教育長・校長合同会議が開かれました。そして各市町教育委員会及び各小学校へ通知文を出したところでございます。このなかにはすべての学校において実施することとして、1つ定期的な通学路の安全点検を実施する。2つ幼児・児童・生徒一人一人の安全な登下校策を策定し、実施をすると。3つには通学路安全マップを作成し活用する。4つには本通知の内容等を保護者及び地域の関係者へ周知する。そして学校や地域の実情に応じて実施することとして、1つ学校内外の巡回警備をする学校安全ボランティア等の組織化を推進する。2つに学校・家庭・地域・警察が連携した連絡協議会を開催する。3つに県警察本部が配信している県内不審者情報のユッピー安心メール等について、保護者等に情報提供をすると通知されております。玉名市教育委員会といたしましても、玉名市においていつでも起こり得る事件だと考え、各学校に重ねて指導し、早急な調査をいたしております。そのなかから議員御質問の集団登下校、小学校周辺のパトロール、地域住民による防犯活動の強化、防犯カメラ等の設置、防犯灯等の新たな設置、通学路の危険箇所の把握についてお答えいたします。

現在のところ、集団登下校については、市内小学校21校のうち、集団登校している学校が20校、集団下校している学校が16校あります。保護者地域ボランティア等による防犯パトロールをお願いしている学校は小・中学校合わせて27校のうち23校あり、教職員による防犯パトロールをしている学校は25校になります。具体的に申しますと、低学年の下校は職員が付き添って集団下校したり、高学年へは集団での下校を指導したり、1人で帰ることがないように呼びかけをいたしております。また、地域の方々には子どもたちが安心して学校から下校ができるように、下校時刻に合わせて散歩やジョギングをしていただくようお願いをいたしておりますし、熊本県警が民間の警備会社に依頼しているスクールガードリーダーが各担当区域内を巡回いたしております。

次に、通学路の危険箇所の把握についてでございますが、危険箇所を把握するために通学路の再点検を実施した学校は27校全校になります。マップにつきましてもほとんどの学校で作成をいたしております。防犯カメラ等の設置、防犯灯等の新たな設置につきましては昨日も申し上げましたように、学校や地域の実情により協議しながら検討してまいりたいと思っております。学校・PTA・地域・警察等との連携につきましては、各学校で強い連携の絆を結んでおります。学校と警察とは学校等に警察連絡協議

会が設置されておりますので、以前よりも増して連携が強化され、情報の交換等が盛んに行なわれておりますし、県警からのユッピー安心メールによる不審者情報等が登録者に配信をされております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 救急通報システムでございますけども、やはり非常に誤報率が高いわけです。95%以上が誤報であるという状況でございます。また、この緊急通報を引き受けるその方々がやはり、今後ですね、専門的な分野にいろいろ入ってくるといってお話を聞きました。それは何かというと95%以上が誤報で、なかでも要するに一番多いのはよろず相談であるとか相談事がかなり悩みとかあるそうでございます。そういう対応についてはやはり心理学の研修もしておかなきゃいけないし、またそういう習得もしていかなきゃいけないと思うわけでありまして。また、先ほど話がありましたけど、そういうメンテナンス部分についてもきめ細かい対応ができるようなそういう体制が今後私は必要だと思っております。それで民間委託がどうかというお話をしたのでございますので、その辺もどうか加味をしていただきたいと思います。

それと虐待防止法については、この虐待防止法の法律ができていないのは、ないほうが本当はいいんでしょうけども、アメリカとか韓国と日本だけなんですよね。そういう意味でこれから来年4月ですけれども、実際に対応するときの市の連携体制も強化して、また人材の確保、課題を乗り越えて、その法律をどうかきちっと運用できるようお願いしたいと思っております。

それで最後の子どもの安全確保でございますけれども、私もいろいろメールで見ました。この間起きました栃木県の今市市の大沢小学校、この地域では8年前から避難の家、またスクールガード、いわゆる学校安全ボランティアを対応していると、大変進んだ地域にもかかわらず、今回ああいう事故が起きた。学校関係者は全く機能しなかったというような大きな反省を持っております。どうか二度とこういうことがないよう玉名市においても対応をよろしくお願いしたいと思います。ちなみに教育長は先ほど言われたユッピー安心メールは登録されていますか。されてない。ぜひ登録をしていただきたいと思います。私も登録していますが、かなり細かい情報でいつどこでどんなことが起きて、変質者がおったか、またその変質者はどんな格好してたか、背は何センチかという細かい情報がメールで入ってきますので、どうか登録の方もよろしくお願いしたいと思います。

今回いろいろ質問しました。私も1市3町の皆さんと集まって懇談したなかでいろいろ出てきた要望を、今回その皆さんの声の代弁者として質問をさせていただきますし

た。そして1市3町集まりますと本当にお一人お一人制度がみんな違うと、また利用料も違うという話をつぶさに私も聞きました。ただ一つ私が皆さんにお話したことは制度を調整しておりますけれども、どうか1市3町は心だけは一緒にしようよと、これだけはお金がかからないんだから、まず1市3町は皆さん心だけは一つにして何とか、本当に合併してよかったと言えるような町づくりをしようという確認をしました。

どうか今後ともよろしくお願いを申し上げまして、一般質問終了します。

○議長（松田憲明君） 以上で、青木壽君の質問を終わりました。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。次から次へと大事な子どもをターゲットにした忌まわしい事件の報道が相次ぎ、心を痛めております。なぜ子どもが狙われるのか、それは子どもが弱者であるからであります。人は自分が苦しくなるとはけ口を弱い者に向けがちです。自分の弱さを苦しさを話せる場があり、聞いてくれる人がいるならば、そしてそれを共感してくれる人が1人でもいるならば、犯罪はもっと減るに違いないと私は確信しております。明治、大正生まれの日本人は今と違い、憂いや悲しみなどの感情を持つ人を優れた人間として理解されていたそうであります。かつての日本人は陰影が濃く、よく涙する国民性であったが、しかしその後、富国強兵の過程で暗愁という言葉は廃れ、敗戦後はプラス思考一辺倒の乾いた世の中になったと作家の五木寛之氏は言われておりました。私もプラス思考の無理強いや強くあらねば、負けてはならないという社会のありようがひずみをつくっていると感じております。強気一辺倒の価値観ではなく、感じる心を大事にする社会でありたいと思います。私はこのような信念のもと玉名市の子どもたちが泣いたり笑ったりしながら、元気に育つお手伝いをしていきたいと思っています。このことに関連して3つの質問をいたします。

第1番目は子どもの読書活動についてであります。平成13年12月に子どもの読書活動推進法が成立し、翌年の平成14年8月には子どもの読書活動推進基本計画が閣議決定されました。また、平成14年の2月に文部科学大臣が文化審議会に対し、これからの時代に求められる国語力について諮問しています。そこでの検討の結果は少子化や核家族化により、従来家庭や家族でできていた子どもたちへの言語教育が低下していると現状を分析した上で、都市化・国際化の時代に多様で円滑なコミュニケーションを実現するためにはこれまで以上の国語力が求められるとしてあります。そしてこの国語力を高めるには、考える力、感じる力、想像する力、あらわす力の4つの力が重要であり、これらは基本的には読書などの方法を通じて形成されるとしてあります。このようにあらゆる立場から読書の力が見直されております。しかし、今の子どもたちの周囲に

はテレビやビデオ、ゲームなど努力しなくても手にはいり、楽しめるものが増えてきたため、読書離れは進む一方です。平成12年に行なわれたOECDの調査によれば趣味としての読書をしないと答えた生徒はOECD平均では31.7%ですが、日本では55%と日本の子どもの読書離れは特に進んでいます。子どもの読書活動推進法では具体的方策として、家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供、図書資料の整備などの諸条件の整備充実、学校図書館などの関係機関、民間団体等が連携協力した取り組みの推進、社会的機運醸成のために普及・啓発となっておりますが、今回は小学校における読書推進状況についてお尋ねいたします。

まず1点目は蔵書数についてであります。学校図書館整備5カ年計画では、蔵書の充実のために650億円を地方交付税として措置、具体的には小学校1学級当たり2万3,200円が従来の図書費に上乗せされることになっているそうであります。しかし、使い道が限定されない地方交付税によるものであるため、ちゃんと図書費に予算化されているかどうかの問題とされています。そこで玉名市の各小学校では、学校図書館、図書標準は達成されているかどうか、そして15年以降は図書費が増額されているかどうか、また購入する本の選定はどのようにしているかについてお尋ねいたします。

次に、読書活動推進が現場でどのように進んでいるかについてもお尋ねいたします。国の子どもの読書活動推進計画ができてから既に3年が経過しました。昨日北本議員からも図書司書の件についてお尋ねがりましたが、私もこの司書の雇用を訴えるために玉名市内の各小学校、岱明、横島、天水、旧玉名市の小学校を尋ねてみました。また小学校における図書の貸し出し利用状況を調査していただきました。その結果を見ますと、児童1人当たりの貸し出し数は、一番少ない学校が1年間に平均6.5冊でありました。1年間に6.5冊といいますと、ほとんど借りてないに等しい状況ではないかというふうに思います。一番たくさん借りている学校で1年間92.6冊と非常に大きな差がありました。本は数さえ読めばよいというものではないということは十分に認識をしておりますが、この実態も含めて実際どのように取り組んでおられるのか、その成果をどのように評価なさっているのか、今回のこの学校図書館貸し出し利用状況のこの調査の結果も含めてお伺いいたします。

最後に読書の意義について教育長にお伺いいたします。このことを今さら専門家に伺うのも失礼な話とは思いますが、今回いくつかの学校の図書館を見せていただきまして、古びた本や破れた本、汚れた本、さらに本の貸し出し状況、どういうレベルの本を子どもたちが読んでいるのかということを見せていただきました。その結果、私は本当に教育の現場で読書というものが大事であると認識されているのだろうかと、本当に疑問に思った次第であります。この2、30年の間に玉名地域は随分発展し

てまいりました。各地域におけるそれぞれ個人に家も立派になってきました。しかし、学校の図書館においては私の育った30年前と何ら変わらないじゃないかと思うような学校も見られました。そこで本当に教育活動の中で、読書というものをどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、そして今後どのように進めていかれるお考えであるかをお伺いいたします。

以上、答弁をいただきましてから次の質問に移ります。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の子どもの読書活動推進についてお答えいたします。まず、図書購入費について申し上げます。

1市3町が合併いたし、現実的な問題として図書購入費について差があるということも事実であります。各校の蔵書数につきまして、学校図書館図書標準の達成率からみますと、予算の差によるものもあると思いますが、例えば小学校では旧玉名市で平均して90%達成しており、100%以上達成している学校は6校となっております。岱明町では平均が117%に達しており、100%以上達している学校は3校となっております。しかし、100%に達成していないからといって、すぐに読書活動に支障を来すということはありません。古い本を廃棄したために達成率が低くなった学校もございます。

議員お尋ねの平成15年度以降の図書購入費の増額についてはなされておられません。また本の選定につきましては、配分した予算の中で各学校が必要とするものを購入できるように学校に一任をいたしております。今後もこの基本姿勢を通していきたいと、かように思っております。各学校の貸し出し調査結果につきましては、全体での1人当たり平均が33.1冊で、少ない学校が6.5冊、多い学校が92.6冊と大幅な差があります。各学校での取り組み方にもこういった差があるということは否めない事実であります。こういったことに関しましては、校長会議であるとか、あるいは教頭会等で今までにも指導してきたところでもありますけれども、このことをさらに真摯に受け止めて、今後さらに校長会議を初めとする諸会議で各学校の読書活動の推進を図るよう指導してまいりたいと、こういうふうに思っております。平成18年度よりこの読書活動の推進につきましては、27校で同じ目標を持って取り組んでいきたいと考えております。昨日も申し上げましたように、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や県の「肥後っ子いきいき読書プラン」に基づきまして、具体的な活動目標等の検討を進めてまいりたいと、かように思っております。

子どもの読書活動の意義を教育長はどのように考えているかということでございますが、読書活動は子どもたちに豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育む大切な営

みであると、こういった認識を持っております。学習指導要領においても、楽しんで読書をしようとする態度や幅広く読書しようとする態度、読書を通して考えを広げたり深めたりする態度などを育てることが国語の目標として掲げてあります。平成14年度からの新学習指導要領の狙いは、自ら学び自ら考え、よりよく問題を解決する能力や豊かな人間性等の生きる力を育てていくことを重視しており、このような教育を進めていく上にも、この読書活動の果たす役割は極めて重要であるというふうに考えております。今後の各学校の読書活動の推進につきましては、これまで学校が独自の創意工夫をしているところでありますので、教育委員会といたしましても学校の取り組みを尊重しながら先ほども申し上げましたけれども、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」とか県の「肥後っ子いきいき読書プラン」に沿って、玉名市の教育目標達成の中に重点取り組み事項の一つとして読書活動の推進を掲げ、校長会等で指導し、積極的に取り組んでまいりたいと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） ただいま本の蔵書に関してはかなり足りているというふうな御答弁いただいたと思いますが、私、実際見てみましてかなり古い本、破れた本、それも含めてのことではないかというふうに感じておりますので、どうぞ各小学校の図書館を御覧になりまして、今回は十分な図書予算を、きちっと交付税措置もされていることでもありますので、十分な図書予算の確保をお願いしたいというふうに思います。それから 見てみますと新しい本であっても全然借りられていない本もあります。ただ、今の貸し出しの仕組みが自分の個人カードに名前を書いていく形なので、どの本がどのくらい読まれているのかというのがわからないんです。以前の例えば文化センターの本でしたら後ろに日にちがありましたので、これは非常に人気がある本だなとか、これは1人も借りてない本だなというのがわかったわけですけども、学校の場合にはその形をとってないので、購入したけども一度も手に取られてない本がどのくらいあるのかということがわかっておりません。私は図書司書等図書館業務に携わる人を投入している図書館ではぜひそれをその方式を取り入れられて、大体満遍なく読まれているのか、どの本が人気があるのか、その辺のところもきちっと把握していただきたいなあというふうに思っております。さらに購入に当たっては、やはり子どもの本に非常に詳しい人の意見も取り入れてしていただいたら、もっと効率よく読まれるんじゃないかというふうに思っております。今、読み聞かせをしている団体もありますので、その辺をどうぞ御検討よろしく願いいたします。

それから今、各学校で出していただきました本の貸し出し状況の調査結果、どのよ

うに考えられましたかということをお伺いしたんですけれども、多いところ、少ないところ、それを加味して今後指導していきますという御回答でございましたが、私はこの調査を何のためにいたしていただいたかといいますと、私は岱明で獲得しました図書指導員をさらに雇用継続して、そしてさらに新玉名市の学校に広めていきたいという思いのもとで、雇用している学校と雇用していない学校とで図書の貸し出し数に差があるかどうかを調べたくて、これを各小学校にお願いしたわけでありまして。そういう形で私はこれを分析してみました。なかなかぱっと見たときには雇用しているところと雇用していないところとあまり差がないじゃないかということで、一体旧岱明町の図書指導員は何しているんだというふうに思ってしまったんですけれども、非常に詳しくいろいろ工夫して検討してみましたところ、学校の規模別に、出していただいた20校の学校を規模別に集計してみました。そうしましたところ100人以下の学校では非常によく読まれておりました。そして規模が大きくなりましたときに、150から200人規模の学校では、図書指導員を雇っているところでは平均の貸し出し数が35冊、雇っていないところでは19冊でした。また200から250の規模の学校では、図書指導員を雇っている学校では、貸し出し数は約37冊、雇っていない学校では17冊、つまり半分しか読めてない、借りれてないということです。250人以上の学校では図書司書を雇っているところでは42冊、司書教諭という形で兼任で対応しているところでは28冊、やはり図書館に人がいるということは、こんなに違うものかといことを改めて見せていただきました。ちなみに旧岱明町では司書ではありませんで、普通の本にちょっと関心がある普通の素人の方を図書指導員として臨時雇用しているわけでありまして、それでもいない学校と比べて2倍の差があります。

このことから、本当に子どもたちを本に親しむようにしていくには図書指導員、また図書司書、そういう形で図書館に人を雇用することが、人を置くことがとても大事だというふうに私は考えております。昨日北本議員の方からも質問がありましたけれども、本当に今まで雇っていた方は雇用を継続していただくよう、そしてさらにかなり人数がいる学校においては、新たに設置していただくように要望したいと思います。このことについて、どういう御計画をお持ちか改めて重ねてお伺いしたいと思っております。

それからどうして私が図書指導員が必要かというふうに非常に強く思っているかと申しますと、子どもを本好きにするためには面白い本があるということと、それを面白い、これが面白いんだよって教えてくれる人の存在、2つがとても大事なんであります。子どもたちがいくら本がたくさんあっても、どの本が面白いかがわからないんです。自分の読解力、自分の心にあった状態の本を読めない、たまたま取った本が面白くなければ本好きにならないわけです。そういった面でちゃんと図書館にある本を全部読み込んでいて、どの本が面白いかがわかって、あの子にあの年代の子にこれを薦めたら

喜んだからこの子にも薦めてみようとか、それができる人がいないと、今の子どもはなかなか本に食いついていかないということです。それと子どもはとても小さいですから、1メートル足らずの子どもが大きな部屋に入ったとき、誰もいないときにやっぱり行く気がするかといいますと、やはり温かみがある、人間がいる、人がいるということがまず本に親しむ第一歩である、そのように考えております。その意味から温かみがある図書館、それからの確に本を紹介することができる、手渡すことができる、その存在の必要性を感じて図書指導員、図書司書の雇用を望むものであります。

もう1点御質問いたします。私はその貸し出しカードを見せていただきまして、絵本からひよっとした次の段階からストップしているんじゃないか、いわゆる教育長が今言われました子どもの読書の意義・感性を豊かにする、思いやりを深い子どもにする、それにつながるような本を今の子は読んでいるのかどうか。私は疑問に感じます。本の数は確かに多いけども、その質の問題、読書力の問題になりますと、非常に心配なことが多々あります。そこで絵本から物語、児童文学への質の方に転換するにはどういうふうに橋渡しをしていくというふうにお考えか、その辺をお伺いしたいというふうに思っております。今の子どもはゲームで育っていますから、ゲーム感覚の展開の早い本しか読まないということをよく現場の方から聞きます。クイズとか粗筋だけをさっさっとしているか、そういう中で本当に心に響く本を子どもが手に取るために、そして読めるようになるために、読書の力、本の質、その問題をどういうふうに解決していかれるか、その辺を2点お伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。図書指導員とかあるいは司書をそれぞれの学校に置くということが大切であるということは私も十分認識をいたしております。この学校図書館の司書につきましては、昨日、北本議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、新市での統一した対応を今後していきたいと、こういうふうに思っております。今後十分に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

もう1点の絵本から児童文学への橋渡しをどうしていくかという御質問でございます。このことに関しましては、現状から申し上げますと小学校に上がるまでに家庭において、本に触れていない児童が現在やや増えていると、同時に入学時にすらすらと本が読めるようになっている児童もまた多くなってきているというような現実があります。保育園や幼稚園では読み聞かせや紙芝居、あるいはパネルシアター、これは布に紙を貼りつけながらお話を進めていくというようなことが行なわれておるところもあります。小・中学校では全校一斉読書の日を設定いたしまして、週に1、2回程度、朝自習時間

なんかにですね、担任も一緒に思い思いの本を読むようにしているところもあります。低学年では担任による読み聞かせをしているというところが多く、中・高学年、中学校では児童・生徒が読みたい本を読んでいる状態であるというところがございます。小学校では、保護者・ボランティアによる読み聞かせが行なわれているところが多いと、こういうふうに聞いております。また年間の貸し出し冊数等については、学年が上がるにつれて少し減る傾向にあるというふうに聞いております。それが一部の現状ではあるかもしれませんが、私が聞きました現状でございます。

ところで絵本から児童文学への橋渡しをどうするか、これにつきましては就学前から絵本の読み聞かせをすとか、絵本の世界に親しませるというか、浸らせるというか、大体子どもというのは読み聞かせが大好きでございます。本を読み始めますと自然と集中をして、それに没頭するというようなこともあります。小学校低学年ではたっぷりと昔話や絵本の読み聞かせをしてやるといいと、小学校の2年生から3年生にかけて童話に移っていく児童が多くなってまいります。なかなか移行できない児童もいるようですので、そういった場合には2年生の後半から児童文学の読み聞かせをしてやると。やや話が長くなりますので、興味を持たせたところで続きはまた次の機会というような方法をとって、話を何回かに分けて読み聞かせをすると、興味がある児童は続きを読み始めるというようにございませう。児童が興味を持ちやすい本を選ぶというのも効果的な方法ではなかろうかと思っております。これは中学生とかあるいは高学年の児童に効果があるのではなかろうかと思っております。また本の一部分だけ読んであげるなどしてですね、何冊かの本を紹介するのもいい方法ではなかろうかというふうに思います。

ここ最近では、それぞれの学校において読書推進部なんかをつくりまして、児童の読書を推進を行っております。保護者・ボランティアでは、朝の読み聞かせを行なっているところが多いというふうに聞いておりますので、そういったことについてはまたいろいろとお世話になることがあろうというふうに思います。昨年度の玉名市の巡回図書による中学校での朝の読み聞かせも大変好評であったというふうに聞いております。とにかくできるだけ小さいときにたくさんの本に触れさせ、本は楽しいと、読めば何か感じるものがあると、何か得るものがあると、そういうことを感じさせることが大切であると思っておりますので、保護者の啓発をするとともに学校において、そのようなことを考えながら今まで以上に、今申し上げたことを含めて今後学校を指導してまいりたいというふうに思っております。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（松田憲明君） 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 本から児童文学への橋渡しについては、保護者への啓発また授業を通しての子どもたちへの読み聞かせ、ブックスタートなどを工夫してくださるということで、成果を今後期待していきたいというふうに思っております。図書指導員並びに図書司書については予算も伴うことから、明確な回答をいただけませんでしたけれども、サービス低下になりませんように。合併したことでこれがなくなりますと、この地域では何のために合併したのか、よくなるために合併したのではないかという、そういう声が住民の方から出ます。下の方に揃えないように、やはり前向きに効果のあるところに引き上げていくように、ぜひよろしく願いいたしたいというふうに思っております。ある程度の規模のところにはやはり人を配置していくということを再度お願いしておきます。

次に、乳幼児医療についてと子どもたちの健康についてお尋ねいたします。昨日、前田議員からもそして先ほど青木議員からも質問がありましたが、また角度を変えて母親の立場から御質問いたします。乳幼児にかかる医療費の助成対象が合併によりゼロ歳から6歳までとなったことは子育て中の親にとって大変ありがたいことであります。しかし、その手続の煩雑さに多くの保護者から不満の声が噴出しております。先ほど青木議員から旧岱明町では現物給付でしたので、旧岱明町の住民から非常に不満の声がということでございましたけど、私は旧玉名市内のお母さん方からもこの方法ではとても利用できないということを言われております。合併直前に揃えましたので、旧岱明町議会でもこのことを取り上げましたが、償還払いがどんなに大変なことか担当課の方は御存じでありましたので、再度説明させていただきます。昨日執行部の方よりも多少の御答弁伺いましたが、私としましてはやはりまだまだ男性には働く女性の大変さがわかっていただけてないんだなあというふうに感じました。それでどうして償還払いだと困るのかをより具体的に説明させていただきます。これはとんでもないことだというふうには思っているんですけども、そこの認識が一致しませんと前に進まないと思っておりますので。

まず子どもが具合悪くなったとします。急いで病院に連れて行きます。受診し、薬をもらい、治療費を支払います。翌月その治療費の請求書を病院にわざわざもらいに行き、さらに医薬分業の場合には病院でもらった用紙をさらに薬局に持って行き、そこで先月分を記入してもらって、それからまた役所に持って行って提出するのであります。大体共働きの場合、子どもが具合悪くなるとまず、さあ困った誰が休むか、あなたが休むか、私が休むか、そういうことが家庭の中で会話されるわけです。さもないければ親に預けるか、とにかくさっと病院に連れて行って薬だけでももらって、親に預けようとか、職場に迷惑がかかるけれども仕事を休もうかとか、思い悩むわけでありまして。このように子どものことと職場の板挟みに苦しみながら、若い方は仕事を続けているわけ

であります。子どもが病気をしたって、簡単に休める状況ではないのです。それなのに病気でもないときに仕事を休んで病院に請求書をもらいに行く暇などない、というのが多くの女性の声であります。自分が休みのときは病院も休みなわけです。休めば日当が減るから、それだけ生活に響くから、もう休んでまではもらいに行かないという方がいます。病気になった子どもさえ、保育をする時代であるのに、仕事を継続しながら子育てもできるように病後時の保育もしよう、そういう時代であるのにどうしてこの医療費の助成をしながら、この手続に1日休まなくてはいけないのか、これは私としてもどうしても納得できません。

昨日、県下償還払いの市町もたくさんあるとのことでしたが、それはきっと女性の声が届いていない市町なんだろうと私は、市と町のことですね、思います。どうして熊本市や宇土市など、病院の窓口で証明カードを出せば無料で受診できるところもあるのに、玉名市はこんなに不親切なのかと言われております。また女性が働いていなくとも昨日申されましたように、幼い子どもを抱えた母親がぐずぐず言う子どもを連れて、車に乗せて病院に行き、記入してもらおうのを待って、また車に乗せて次に行くということは大変なことでもあります。合併前、旧岱明町では国保世帯は現物給付でありましたし、組合健保であっても受診当日発行された領収証を役所の窓口へ提出すればよかったので、休んで病院に連れて行ったついでに用紙を持って役所に行けばよかったので、1日余計休まずに済んだわけです。そういうことで大きな不満はありませんでした。今回合併したことでこの請求手続が煩雑になったことは、子育て支援の機運に逆行しているのではないかというふうに私は思います。外来だけでもせめて現物給付にならないのか、外来だけですと付加給付の件数はどのくらいあるのか、国保だけでも現物給付にならないのか、組合健保は領収証添付で請求できないものか、また請求書を医療機関から役所に請求していただくことはできないのか。このことについてお考えを聞かせてください。また、旧岱明町の資料でございますが、今年の4月から8月までの乳幼児医療費の患者負担額は181万9,002円、約182万円でありましたが、実際に請求が1カ月ずれますので、5月から9月の間に支所の窓口へ請求があったのは117万4,621円でありました。つまり64万円、3分の1の方が請求できてないということでもあります。この実態をどのように受け止められているのか、医療費助成の目的は達成されてないこのことをどう考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目は乳幼児の健康についてであります。夜間の小児救急医療体制の整備も待たれるところではありますが、子どもたちが健やかに育つことこそ、我々の願いであります。乳幼児の医療費助成も大事なことでありますが、それと同時に健康づくりも力を入れてもらいたいと思います。私は2、30年前と比べて今の子どもたちは何か弱くなったんじゃないかというふうに感じております。2、30年前旧岱明町で200人生まれ

ておりました頃、子どもが入院するとか肺炎になるとか点滴とかいう言葉は私はほとんど聞いたことがございませんが、最近は出生が減りまして半分の100になりまして、それでも子どもが入院、肺炎、点滴という言葉を書くようになってまいりました。これは私の主観なのか、実際弱くなっているのかどうか、受診状況それからこの医療費、健診の結果、このあたりで子どもたちの疾病罹患状況について教えてください。また子どもへ健康づくりへの取り組みについてもお尋ねいたします。

最後は子育て支援についてであります。念願の子育て支援課ができまして期待しているところであります。今は合併したばかりのところ旧市町のやり方を整理するのに精一杯の時期かもしれませんが、子育て支援課としての抱負、どのようなところに力を注いでいかれるのか、お答えください。また子育て支援センターの機能、どのように運営されていくかについて、お考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

○福祉部長（元田充洋君） 近松議員の乳幼児医療費についてお答え申し上げたいと思います。それと子育て支援、この件についてもお答え申し上げます。一部市民部にわたっての内容もありますけれども、総括的に私の方からお答え申し上げたいと思います。

乳幼児医療費についてでございますが、先ほどもそれから先日も御答弁いたしましたとおり、償還払いを行なっておりますのは、助成金と付加給付金及び高額療養費との二重払いの防止や国民健康保険の補助金の関係、あるいは申請書に過誤が生じてないかを確認するなど、適正に運営していくためのものでございます。医療費助成の申請は、両親が就労され、時間が取れなかったり乳幼児を連れての行動などが大変であるため、子育てしやすい環境を整備するためには、乳幼児医療制度の改善は必要であるというふうには考えております。熊本県内におきましては、国民健康保険加入者などでは現物給付を実施し、付加給付のある保険組合加入者につきましては償還払いをする併用制度を実施している自治体が8月1日現在で28自治体ございます。このように併用制度も研究しなければなりません。今の償還払いでの制度での利便性を最大限に向上させる方策といたしまして、熊本県あるいは熊本県医師会などの関係機関と連携をしなければなりません。また申請者に一部負担が生じますので、慎重に協議しながら検討してまいりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。それから外来だけで付加給付の対象になったのが何件だったかというお尋ねでございましたが、これは17件付加給付の対象で、外来の分は17件でございます。それと岱明町の資料を詳しくお知らせいただきましたが、これにつきましては117万4,621円、この解釈でございますけれども、乳幼児医療費を申請いたしますには、受診いたしまして1年間の猶予があります。

その間に受診証を持参していただくということもございますので、あるいは祖父母の方、家族や親戚による方の代理申請もできるということもございますので、こういうふうなことが一つの要因じゃないのかなと、その差が出た要因じゃないのかなあというふうに思っているところでございます。

それと次に、子どもの健康についてでございますが、現在保健センターでは次世代を担う乳幼児を支援するため、元気でいきいき育つまちづくりを柱に次のような取り組みを行っております。乳幼児の心身障害等の異常を早期に発見し、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児検診を月1回実施しており、医療機関や療育機関などが必要な子どもには各連携期間と連携をして支援をいたしております。また保護者が子どもの月齢に応じた育児ができるように家庭訪問、育児学級、子育て相談、子育て学習会、地域での子育て交流会などにおいて、子どもの健康づくりなど家庭でも実践できるような工夫もなされております。最近では地域交流を閉ざし、育児不安や産後うつ病を抱えておられる保護者が増加する傾向にあります。このようなことを踏まえまして、今後は家庭訪問などを充実させて、保護者を支援し、子どもの健康づくりにつながる体制づくりに努めていきたいと考えております。

それから子育て支援課としての抱負ということもございますけれども、子育て支援につきまして、その対策でございますが、子どもに関する問題に柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでございます。国の制度によります児童手当、児童扶養手当、母子家庭医療費助成、乳幼児医療費助成などの手続や保育業務を行っているのが現状でございます。あるいは児童虐待、DV防止支援及び子どもの相談業務などの充実も図っております。また新生玉名市の新しい地域づくりの基盤となります玉名市次世代育成行動計画を指針といたしまして、次世代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を積極的に進めてまいらなければならないというふうに考えております。具体的には子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人の会員制の一時預かり総合援助活動でありますファミリー・サポートセンター事業は、目標値を設定をいたしまして、家庭の事情や就労などから子どもを十分に育てることができないということがないようにしたい、というふうに考えているところでございます。また子育て支援センターやつどいの広場で地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児に対する悩み・不安・ストレスを解消できる環境づくりを行ない、子育ての責任を母親一人きりで背負うことなく夫婦や地域の中で子育てができるような支援体制が必要であるということも考えているところでございます。この玉名の自然の中で親も子も伸び伸びと生活ができ、子育てが楽しいと感じられる環境を整備できたらというふうに考えているところでございますので、御助言のほどもよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 乳幼児医療について国保の補助金の問題もあるという回答でございました。私は以前、老人医療費は窓口無料でありました。なぜ老人医療費のときは窓口無料なのにこの子どもを連れた、そして就労しながら子育てをしている母親、保護者に対して乳幼児医療費を無料にしても、このような請求を煩雑な方法にするのかということに対して、非常に憤りを感じております。どうぞ市長が国へのパイプを生かして、この声を国に上げて改善していただきたいと切に強く願うものであります。

次に、先ほど私がお伺いいたしました点でお答えいただけていないので、このことをもう1回お伺いしたいと思います。子どもは病気が増えているかどうかということを知りたいということ。それで国保の医療費の変遷、医療費がどのくらい年度ごとにかかっているか、そのことを知りたいということで先ほどお伺いしたつもりですけれども、抜けてましたのでそこを回答いただきたいというふうに思います。

それからもう一つ先ほど私がお尋ねいたしました、医療費の患者負担181万円に対して請求が117万円しかされてないから3分の1は請求できてないじゃないかということをごここで申し上げましたら、1年間の猶予があるから1年の間に請求するからまだ何ともいえないんじゃないかというふうな回答であったと思います。ではどこで、毎年毎年違うわけですね、4月にかかった人は5月、その方たちは来年の3月まで請求する権利があるわけですけれども、どこの時点でどのくらいこれがちゃんと請求がなされているか、判断し、評価していかれるのか、その辺をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長(元田充洋君) まず岱明町の乳幼児医療費の負担額、これで今おっしゃいましたけれども、私たちが思っておりますのは、乳幼児の保護者の皆さんには乳幼児医療費の助成制度を出生時に窓口や広報誌あるいはインターネットで周知しておりますけれども、申請制度であるため申請漏れや申請しない方もいらっしゃるということが推測されるということでございます。おっしゃいましたようにじゃあどこでその時期が増えてくるのかということになりますと、これまた詳しく分析しませんとわからないことではございますので、誠に申しわけございませんけれども、今日はその辺の答弁は勘弁していただきたい、このように思っておりますのでございます。

それから国民健康保険に伴います乳幼児の医療の件でございますけれども、これも資料を持ち合わせておりませんので、御答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 子どもの病気の健診に関しては、私前もってお願いしたと思っていたんですけども、十分伝わってないようですので、また後日お伺いしたいと思っております。健康づくりについてお答えいただきましたけれども、私はやってるや
ってる、この事業をやっているというだけでは、本当にその事業が有効なのかどうか
いうことを評価できないというふうに思っております。ですから医療費の面できちっと
見ていって、子どもの医療費が増えているのか、10年前と違って非常に1人当りの医
療費は増えているなら増えているで、原因が何なのか、環境なのか、どうなのかとい
うことをきちっと評価して対策を立ててもらいたい。そのために医療費の動向をきちっ
とつかんでいてもらいたいというつもりで今日お伺いしましたので、今後どうかよろしく
お願いいたします。

実は先ほどもいろんな意味で財政難でもあるのでという声も出ておりますけども、
私も乳幼児の医療費が無料になったことはいいんですけども、鼻水一つ咳一つで薬で
治す、そういうふうな風潮になってきていることに非常に危惧しております。医療費の
請求書を子どもを連れて役所に持ってきた折に、鼻水をたらした子どもが冷たいジュ
ースを片手に持っているような光景も見てまいりました。そういう意味での健康づくり
そして指導をお願いしたいという、そういう意味でおります。その意味でも私は健康づ
くりの視点に東洋の養生法も取り入れていただきたいということを思っております。夏に
クーラーをきかせた部屋で過ごしていて、冷蔵庫の氷水ばかり飲んでいるような子ども
が、秋になって涼風が吹きますと咳や鼻水が出てきます。それが薬で治るのか、やは
り体が温まる食べ物を飲んだり体を温める、そんな昔の家庭だったら当たり前のよう
な養生といいますか、そういう昔の人の知恵が忘れられている世の中ではないかと思
います。母親が忙しくて親子の触れ合いが不十分になりがちな昨今であるだけに、温
かみのある家庭での養生法を見直していただきたい、そういうふうに思っております。

今回は子育て支援センターの機能についてもお伺いいたしましたけれども、子ども
が弱くなったのは我々の生活が自然から遠ざかってきたということも一因ではないか
というふうに思っております。子どもたちは大きな声を出して走り回る、そこには水が
あり土があり草木がある、虫がいる。子どもは笑い、泣き、怒る、そんな感情表現を
受け止めてくれる大人がいる。お腹がすいてたっぷり食べる、疲れてたっぷり寝る、
そのときに絵本を読んでもくれる大人がいる。保育園で過ごす子どもでも、家庭に
いる子であってもこんな環境でたくましく育ってほしいと私は考えております。
子育て支援センターの運営もさまざまありますが、旧玉名市内のお母さん方からは
子どもと遊ぶ公園が少ないという声を聞きます。確かにアパートが多い中心部には
公園がありません。私は子

育て支援センターというのは、庭がありそこに砂と水があり子どもたちが目を輝かせて遊ぶ、そんな姿を親が見れる、そんな場であってほしいと考えております。戸外で遊ばせると子どもはいきいきし、よく食べ寝るようになります。家庭で子育てしているお母さん方に、こんな子育てが大事であることを体験を通して学べる場所であってほしいと思っております。心を育てる絵本の読み聞かせや読書、体を丈夫にする戸外での遊び、体調不良のときには温もりのある家庭での手当て、そんな細やかな子育て支援もぜひ今後御検討くださるようお願いいたします。

乳幼児医療については、各議員からも、私も本当にしつこく申し上げましたけども、いろんな問題は多々あると思いますけれども、おかしいんじゃないかと、どうしてもおかしいよというのが私の考えであります。どうして働いている人が用紙をもらいに行かなくちゃいけないのか、じゃあ申請主義なら申請できないのはいいのか、3割の人も行けなくてもいいのか、それをどうしていくのか、じゃあ3割の人は1年のうちに行くはずですよって、じゃあ行けてるのかどうか、どこで評価していくのか、その辺をきちっと忘れないうで検討していただきたい。やはり併用法というものを私は取り入れていただきたいということを切に願ひまして、また市長には国へ働きかけをぜひお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問を終わりました。

議事の都合により、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時31分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

25番議員 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 有明クラブの田畑久吉でございます。新市における一議席を与えていただきました市民の皆さん方に大変感謝をしておりますけれども、同時に以前に増して責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、10月3日、1市3町が合併をいたしまして、新しい玉名市がその将来を見据えて一步を踏み出したわけでございます。合併に夢と期待を持ってまずは市民の皆さん方がこの市政と市議会に大変強い視線を向けられております。合併を機にして市政は何をやるべきか、議会は何をなすべきか、市民の声に、その期待にどのように応えていくべきか、市民の思いと期待はさまざまではございますけれども、時限の違いはありましても新市政、新議会に対する市民の期待は大変なものがございます。我々も議員としてまた議会としてどのような形で応えていくべきか、行政がまず執行すべき課題、議会が

改革すべき課題、今後、合併はしたが、それぞれ難問題が山積みしているように見受けられます。昨日の議員各氏の質問の中にも多々ございました。今日私の前に立たれた議員の質問の中にもそのような点がたくさん見受けられたわけでございます。

さて、そのような現状の現在の中で、私自身あるいは議員として自らその意思と姿勢を示す、そういった意味では新市における政治倫理条例の早急な確立は大変重要であり、まずは我々が最初に市民の前に形で示すべき課題ではないかと、そのように思うところでございます。行政の速やかな事務履行のための専決事項とは別にいたしまして、専決事項として調整できなかったこの政治倫理条例の今後の取り扱いはどうなっていくのか、1市3町の合併前に条例が存在していたことは周知のとおりでございますし、岱明町が平成6年3月議員条例、そして横島町も前後して議員条例が成立しております。玉名市におきましては、平成9年12月、執行部三役を含んだ政治倫理条例が確立されました。天水町においては平成7年7月に要綱が成立したようでございます。このような状況の中で立派な条例・要綱があるなかにもかかわらず、合併と同時に政治倫理の精神を確立された条例問題が人目に触れることなく置き去りにされていくことは、市民に対しても非常に申しわけないことであり、私としては政治倫理に取り組む姿勢からして、背徳行為のような気もいたします。なぜならば1市3町の条例と要綱の目的第1条にその真意を明記してあります。第1条の内容あるいは条例をここで読み上げることの無駄な時間は避けましても、それは議員の皆さん方は既に認識内のことでもございます。旧玉名市においては三役と議員、ほかの旧3町においては議員それぞれ自らが議会で議決した重要な、市民に対してその精神の証となっているからでございます。早急に市町の条例の調整を行ない、新市において条例の施行が必要であり、これを避けて通ることはできないと考えております。

調整の必要がある専決事項として処理解決できなかったこの重要な条例に対して、どのような方法で今後対処されるのか、その方向性を示して願いたいと思うところでございます。旧玉名市の条例が議員間だけの条例ならば、この議場で問う問題ではございませんけれども、三役を含んだ条例でありますので、あえてその真意をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 田畑議員の貴重な示唆にお答えをいたします。新市における政治倫理条例の制定については、1市3町の合併協議会において設置された議会議員の定数及び任期等に関する小委員会、この委員会において検討はなされたようであります。その委員会では各市町間に制定されている政治倫理に関する条例または要綱において、対象者、範囲及び審査会の有無等に差異があることから、旧玉名市の条例を基本に新市

において策定する。こういうことに申し合わせがなっているようであります。今後はこの小委員会の意見を尊重してといいますか、基本にして条例制定に向けて議会の皆さんの方で大いに議論を深めてほしいし、私どももまたその制定に向けて御一緒に協議をさせていただきたいと思っております。どこかの町でいつのときか、その条例の内容について実行について玉名の管内で裁判になった事例もあったように覚えておりますが、実効性のある市民の目から見て理解しやすいといいますか、そういう条例の制定がなされることを期待しておりますが、ぜひ議員の皆様方を中心にして協議が進んでまいりますように期待をいたします。もちろん玉名の場合に三役もその列に入っているようでありますから、私どもの問題も含めて検討をしていかなきゃならん事柄であろうと受け止めております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 25番議員 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 過去の旧玉名市の条例が三役を含んでおりました関係で、あえてここで発言をさせていただいております。市長ほか三役を含んだこの玉名市政治倫理条例の精神はですね、島津市長の選挙時それぞれの局面で発言、また新市の市長としての所信表明などを聞く限り政治倫理の精神とその姿勢を読み取ってはおりますけれども、この政治倫理条例は市政運営のためにも大きな役割を示していると思っております。玉名市そして玉名市民のためになるのは、この人しかいないと思って私は倫理の逆風にさらされながら島津支援をやってきました。つい先日1カ月前ですけれども、一点の曇りもない島津勇典玉名市長が誕生しました。島津玉名市政誕生への一端を担った議員の1人として大きいことは言いませんけれども、今後も曇りが発生しないことを願うし、議員倫理の精神を忘れることなく7万3,000人玉名市民のために、また地域、市、町のためにも過去そして県議会議員を通じて培ってこられた経験と知識を惜しみなく出していただいて、玉名市発展のために全力投球されることをお願いしまして、私の時間を終わりたいと思っておりますけれども、この思いは私だけでなく、議員の皆さん方も市職員の皆さん方もそして市民の皆さん方も同じ思いではなかろうかと思うところでございます。

島津市長、何かもう一言発言していただきたいことがありましたらちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、この際田畑にぜひ一言言っておきたいなということがありましたら、よろしく願います。そして政倫条例をですね、せめて新年度には間に合わすとか、その辺のこともですね、区切りとしては考えていただかなければいかんのかなということもござります。委員会結成とかいろんなこともござりますけれども、総合的にその辺の発言もひとつよろしく願います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） これまでの市町の各市町のこの条例のでき上がり方はいかがであったのかということをつぶさに承知をいたしておりませんが、これは執行部提案になるのか、議員提案になるのか、その辺、議長を初め議運の委員長さん方とも御相談をさせていただいて、まず手順を整えて条例制定に向けた協議を続けたらいかかかなと思っております。2つ目にはその手順が決まりましたら、今御指摘がありました時期の問題、一つの目安としてはやっぱり新年度からはきちっと条例を成立をさせて、そして市民の前に明らかにすると、これも一つの考え方ではないでしょうか。いずれにしろ、執行部提案でいくのか、議員提案でいくのか、議員の皆様方との協議が大事なことであろうと思っております。

そういう意味でぜひ議運の委員長さんあたりでひとつこの問題を受け止めていただいて、私どもも含めて協議に入らせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

3番議員 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番有明クラブの宮田です。よろしくお願いいたします。私は通告書の方に合併による住民のサービスの向上及び地域経済の発展についてと書いております。よってそれについて質問いたします。

私たちは10月3日合併する町、しない町のある中で、合併をする方を選びました。旧市町はいずれも厳しい自主財源のもとで、財源を国へ大きく依存しながら増大する行政需要に対応している状況にあったことも踏まえ、我々は合併をいたしました。一方、国の財政状況も年々厳しくなっているため、国の財政に地方を支える余裕はなくなってきており、地方交付税等の国からの財源が将来にわたって同じように確保されることは極めて厳しいと考えられております。このため私たちは現在の行政サービス水準を将来にわたって維持していくためには、従来行なわれてきた行政経費の削減に引き続き取り組むと同時に、抜本的な対策を講じるようにしなければならないと思っております。また合併によって財政基盤を強化するとともに、議員、職員の人員削減や組織の再編を行なうことで行財政の効率化を図り、必要な行政サービスを維持していくことが必要と思われれます。

以上のようなことを念頭に置きながら、私たちは住民サービスの向上を図る必要があると思っておりますが、このことを新市計画にのっとり質問をいたします。

まずはこのことについて答弁を願います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。今日の各議員の質問を伺いませただけでも、旧市町間の住民サービスの違いがよくわかります。学校図書の司書の問題、私も初めて承知をいたしましたけれども、やっぱり行政間で相当の違いがある。あるいは小児医療費の給付のありように、受け止め方についての違いもある。2つあると思います。合併の時点で私どもが随分合併協議の中で協議は続けていただいたといいながらも、多くの問題が残っております。サービスの均一化、ある町では合併をしたことによってかえってサービスが落ちてくる、そういう問題もあるかもしれません。しかしやっぱり合併の一つの方向として、住民サービスは均一化していくのが妥当なことではないかなと思います。同時に負担の問題があります。先日から皆さんも議員の方々も大きな関心を寄せておられるように、介護保険料の問題あるいは国民健康保険税の問題等々負担の問題も、いずれ一元化していくべき性格のものだろうと思います。

私は先般部長会の折にだったと思いますけど各部ごとにその辺の差異を整理していただけないかということをお部長さん方をお願いをいたしております。ただ、庁議の席でしたか、お願いをしてあります。ただ、引き続いて議会にも入ってまいりましたので、そういう時間的な余裕もなく、今すぐもうこの間お願いしたのはできましたかというのは、ちょっと時期が早すぎると思っておりますが、既に庁議の席で部長さん方に各部ごとにこの各市町間のサービスの違い、住民サービスの差異、そして負担の差異について整理をしてみてくださいということをお願いをしてあります。その上でいろんな分野がございますから、大変な作業になると思っておりますが、新年度までに一元化できるものは一元化を果たさなければならんし、ただ昨日話題になりましたように、今一元化することによってかえって住民の皆さんに不信感や不満感を与える、あるいは不安感を与えるようなことがあってはならんという問題については、一両年の時間をおかなきゃならん部分もあるかもしれません。お互いにそういうことを鋭意積み上げながら、新市としての一体化を図っていく必要があるのだろうと思っておりますので、議員の皆様におかれましても御理解をいただいて御協力いただくようお願いを申し上げておきます。

○議長（松田憲明君） 3番議員 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番宮田です。次にですね、合併による地域経済の発展についてを質問いたします。

新市の産業別就業人口は、まず第一次産業の人口は6,847人、全体の19.6%、第二次産業が1万559人、全体の30.2%、第三次産業が1万7,498人、全体の50.1%。合わせて3万4,904人、これはですね、いわゆる生産年齢人口ですね、ということです。熊本県の就業人口構成比と比較しますと、新市の第一次産業及

び第二次産業人口の割合は高く、農林水産業及び商工業が果たす役割は大きいと言えます。そこでですね、この新市計画の予想及び目標というものがありますので、それをちょっと見てみたいと思います。まず、平成12年の国勢調査を用いた推計では平成22年の総人口は約7万2,000人、平成27年には約7万1,000人まで減少すると、この新市計画には想定をされております。このため、既存の産業の育成や新産業の創出、都市機能の集積による魅力あるまちづくりを進めて、目標年次の平成27年には人口が7万5,000人となるように計画が取り組まれております。この7万5,000人になるですね、まず予想は7万1,000人、目標は7万5,000人にするというこの目標設定に対しての裏付け、この辺のところをですね、お聞きしたいと思います。これは地域経済が発展をすればですね、いわゆる人が増えてくるということですので、その辺のところを含めましてよろしく願いいたします。

まず、このことについて質問いたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） この話はですね、ちょっと今初めてお聞きしましたものですから、御答弁は控えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（松田憲明君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時07分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き会議を開き、宮田議員の一般質問を続けます。

3番議員 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番宮田です。地域経済の発展についての質問を再度繰り返します。これは合併によって、特例債が生まれますが、合併といいますのは皆さん御存じのように1つの町だけでできる問題じゃありません。まずは隣町でも結構ですし、隣の市でも結構です。とにかく2つの町以上のものが合併をするということですね。ですからそれによって合併の特例債というのがまいてきます。その特例債をいわゆる使って、いわゆる新しい町おこし、また起爆剤にしてやっていこうというふうなところが多いんじゃないかと思っております。ですが、この特例債といいますのは、皆さん御存知のように国からくれるわけじゃありません。いわゆるそこはしっかりした借金でございます。ですからこの借金に対しては、費用対効果をしっかり皆さんと考えながらや

っていかなければならないことは重々皆さんわかっておられることと思います。ですから私は申し上げたいのは、いわゆる中心部に偏らない新市の均衡ある発展を願っております。ですから新庁舎建設も結構です。新幹線の開通に伴う新玉名駅の周辺整備も結構です。しかし、我々が本当にやらなきゃいけないのは、住民サービスを下げることなく地域経済の発展をさせることじゃないでしょうか。そのためには18年度予算についてしっかりした考えで取り組んでほしいと思いますので、市長、部長さん方々には、またその各位の方々にしっかり申し上げたいと思います。その答弁を願います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたします。宮田議員が指摘をされた事柄、合併に当たって各町部が持った一つの率直な心配であったろうと私も受け止めております。今、1日も猶予にならない切羽詰った大事な事柄として新幹線が5年半後に開通する、駅が開業するという時点で我々は立っておりますから、これに向けて駅前の整備でありますとか、あるいは取付道路ですとか、国道208号のバイパス道は単なるバイパスではなくて、新幹線開業もにらんだ大事な事業でありますし、市街化の中心市街地の整備の問題あるいはそれに伴うこの新市庁舎の問題、どれを取りましてもやはり非常に大きな財源が必要な事業ばかりでございます。だからといって、これ避けて通れない問題であります。そういう中心部への集中投資、これも避けて通れないのかなあとと思いますが、そういう時点の中で周辺の、これは町村部だけではないと私は思います。玉名市内、旧玉名市内の中でもやはり周辺にある校区でありますとか、集落の中には、中心部ばかりに集中投資がなされて、我々の部落だって大きな問題を抱えているのに置き去りにされるんじゃないかと、心配しておられる地域も、旧市内にだってあると思います。

ですから政治や行政のありようとして先日も申し上げましたが、そういう地域や人に対してしっかりと向き合って我々がいくという姿勢を、まず堅持しなければならんのではないかなあと考えております。その上で次年度の予算編成に当たらなきゃならんわけではありますが、新市計画というものが準備されておりますから、このことを大事な下敷きにしながら、そしてまた総合支所等から吸い上げてくる地域の要望もにらみながら御指摘のあったようなことを強く意識して18年度の予算編成に当たらせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○経済産業部長（前濱健一君） 事前に宮田議員の方から通告があってございましたので、合併による住民サービスの向上及び地域経済の発展についての中の農業振興につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。議員御承知のとおり、近年の農業を

取り巻く情勢は、農業後継者の減少、担い手の高齢化、長引く不況による低価格志向等大変厳しい状況にあります。このような中でトマト、イチゴを中心とする園芸作物につきましてはおおむね順調に推移をいたしておりますが、もう一方の主要作物でありますミカンにつきましては、相次ぐ台風の襲来による樹体の被害、天候不順による品質の低下、消費量の低迷等により厳しい状況が続いております。本年は特にこれまでにない低価格の状態が続いていることをございます。このような中、市といたしましても、国・県の補助事業や市単独の補助事業等を活用するとともに、県・農協等の関係機関との連携を図りながら認定農業者の育成や生産基盤の整備など各種の生産体制、販売対策を推進し、農業所得の向上を図りたいと考えております。またミカン、イチゴにこだわらない今後の農業振興はとのことですが、県の経営普及課等の指導を受けながら新規作物の検討、試作も必要かと考えます。いずれにいたしましても、新市は農業を基幹産業とする市でございますので、地域の特性を生かした農業振興を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、宮田知美君の質問を終わりました。

13番議員 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番内田でございます。3番の天水町の宮田議員の質問で少々時間が過ぎたようでございますので、簡単に質問を申し上げたいと考えております。

まず、三位一体改革における玉名市財政への影響と新市建設計画との関連について質問をいたします。過去約3年間にわたりまして地方6団体と政府との交渉によりまして補助金、負担金の削減、地方交付税の見直し、それに伴う税源移譲の3点を同時に進める三位一体の改革が、今年11月に一応の合意がなされております。私たちの地方自治体にとりましては、いずれも厳しいものとなるものと予想しておりますが、1点目に国庫補助金、負担金の削減に伴いまして、玉名市において該当する主な事務事業とその補助率負担の変動についてお尋ねをしたいと考えております。また2点目に補助率・負担率の変動に伴いまして、それぞれの事務事業における玉名市財政への負担増の試算がなされておりますならば、公表をいただきたいと考えております。さらに補助率・負担率の変動に伴いまして、市財政にとって負担増となるものであれば、負担増加分の税源移譲として所得譲与税の配分がなされることとなっておりますが、負担増に見合うその配分がどの程度見込めるものかお尋ねをいたします。さらに政府は地方財政計画の圧縮をと考えているようでございますが、地方財政計画において約2兆円の削減案が浮上しているとの報道がなされておりますが、平成18年度の玉名市の地方交付税の見込みは

どの程度になるものか試算をされておりますれば、公表をいただきたいと考えております。5点目にいずれにしましても国の財政、地方財政にとりましても厳しく長い道のりになるものと想定をしておりますが、1市3町の合併協議会におきまして策定されました新市建設計画は、その根源ともいべき財政計画により成り立っているものと認識をしております。三位一体改革により財政計画ひいては新市建設計画の見直しが必要となりはしないかと危惧をしておりますが、財政当局の見解をいただきたいと考えております。

次に、昨日吉田議員から一般質問があつておりまして、また先般青木議員から一般質問もあつておりますが、一部重複することになります。通学路等の安全確保について質問いたします。昨年11月奈良県において、また今年11月には広島県、さらには栃木県におきましてそれぞれ小学生が被害者となる事件が下校中に発生をしております。保護者や学校関係者のみならず私たちにとりましても、安全で安心して暮らせる地域社会の再構築が強く求められております。このようなたび重なる事件を受けまして、玉名市内の各学校におかれましては、それぞれ通学路等の安全確保について危機感を持って真剣な取り組みがなされているものと考えておりますが、まず1点目にそれぞれの学校の取り組みにつきまして、2点目に保護者の取り組みについて、さらに3点目に地域の取り組みについてお尋ねをし、また行政の取り組みにつきましては、最近警察の指導によるものと思われませんが、犯罪への抑止力の観点から青色回転灯付きのパトロールカーが各自治体において配備をされつつありますが、県内の配備状況と当市の配備状況について、また今後当市としての配備計画についてお尋ねを申し上げます。さらに犯罪・事故・災害等から子どもや一般市民を守り、安全な地域社会の実現を図ることを目的としまして、生活安全条例がそれぞれの自治体で制定、施行されまして、防犯に対する意識の高揚または潜在する犯罪に対する抑止力としての効果が上がっていると伺っております。県内市町村の制定状況と、これについての玉名市の今後の方針について担当部長の見解をいただきます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 三位一体改革による玉名市財政への影響と新市建設計画との関連について、内田議員の質問にお答えいたします。

まず、国庫補助金及び負担金の削減に当市において該当する事業及び補助率等の変動についてでございますが、平成18年度における国庫補助負担金改革で本市に影響があるもののうち大きなものとして、児童扶養手当給付費負担金が4分の3から3分の1に、児童手当国庫負担金が3分の2から3分の1の負担率に引き下げられ、また公営住宅家賃対策等補助金が2分の1の補助率からゼロとなる見込みでございます。

次に、本市における影響でございますが、平成17年度並の予算で試算をいたしますと児童扶養手当給付費負担金におきまして、約9,400万円、児童手当国庫負担金におきまして約9,300万円、公営住宅家賃対策等補助金におきまして約2,300万円となり、合わせますと2億1,000万円を超える国庫補助負担金の減額となる見込みでございます。

負担増と所得譲与税の配分につきましては、国は総額ベースとして児童扶養手当給付費負担金及び児童手当国庫負担金における国庫支出金の減額分の100%、公営住宅家賃対策等補助金における減額分の99%が所得譲与税で補てんされる見込みとなっておりますが、人口による配分のため玉名市への影響についてはまだはっきりしておりません。

それから平成18年度地方財政計画における地方交付税の当市における見込み等の件につきましては、現段階におきまして、まだ地方財政計画が示されておられませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、地方交付税総額といたしまして1兆円から2兆円の削減が予想され、かなり厳しいものになるものと考えております。

最後に財源の削減による新市建設計画の見直しでございますが、三位一体の改革は平成18年度が第1期、これは15年度から18年度でございますが、最後の年度となります。この期間につきましては、何らかの財源手当が予想されますが、平成19年度以降の第2期の三位一体の改革につきましては、国庫補助負担金改革とこれに合わせた税源移譲や交付税額の算定に関する方向について、まだ具体的に定まっておらず、依存財源の圧縮・削減に伴う新市建設計画の見直しが必要かどうかははっきりいたしておりません。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 内田議員の通学路等の安全確保対策につきましてお答えいたします。昨日吉田議員と本日青木議員にお答えいたしましたので、重複することになるかもしれませんが、内田議員の質問の視点からお答えを申し上げます。

まず通学路の安全確保のために学校が取り組んでおりますことは、集団登校や集団での下校でございます。具体的には低学年においては職員が付き添って集団下校したり、高学年においては集団での下校を指導して1人で帰ることがないように呼びかけをいたしております。その際、安全タスキや防犯ブザーを着用して登下校するように指導している小学校は18校あります。通学路危険箇所マップにつきましては市内のほとんどの学校が作成いたしております。数校できておりません学校につきましては、早急に作成するように指導をしているところでございます。また子どもたちが安心して学校から帰宅できるように、下校時刻に合わせて見回ってもらえるように地域の方々にボラン

ティアの協力要請をしたりしている学校も23校あります。老人クラブや地域婦人会へのお願いをして、散歩やジョギングをされている方に校区の通学路をコースに入れていただいて、そのようなこともいたしております。

通学路等の安全確保等ということでございますので、この安全管理に対する私の考え方を若干述べさせていただきたいというふうに思いますが、学校の危機のなかには、学校の教育活動のなかで予測可能な危機とあらかじめ予測することが困難な突発的に生じる危機があります。学校としては日常的には予測可能な危機に対することを基本にしながらも突発的に生じる危機にも対応すべく、学校挙げての危機管理が必要でありまして、日頃から危機に対する予見能力と回避能力を高めておくということが大切であろうというふうに思います。学校の危機管理は子どもの命の安全確保に尽きると思います。そのためには教育委員会が全面的に学校を支援するとともに、地域では地域住民全体で学校を守るという意識が大切であり、そのための対策を講じる必要があると考えております。

次に、保護者の取り組みについてお答えいたします。保護者の取り組みにつきましては、旧1市3町の各PTA連絡協議会が、それぞれの地域で子どもを事故から守るために、子どもが身の危険を感じたときに駆け込める子ども110番の家をお願いしたり、「子ども110番」の、のぼり旗やタスキを購入し、通学路に面した協力員の家に設置をしたり、通学時間に合わせて校区のパトロールを行なうなどの安全確保の強化に取り組んでおられます。

また特記すべき事例といたしまして、先日開催されました玉名・荒尾地区児童生徒の安全対策会議のなかで本市の大野小学校の事例が紹介されました。そこでは学校と保護者が一体となって不審者出没の防止に努めてきました。例えば、不審者撲滅の看板の設置、学校から保護者へ不審者情報の配布、防犯ブザーの購入並びに着用のお願い、臨時の保護者会議において、下校時間帯の具体的な取り組みとして安全パトロールの実施と安全パトロール中のステッカーの配布、全児童のランドセルには「防犯ベル持ってるよ」のステッカー添付、子ども110番の家の再確認等々、数多くのことを実施いたしております。通学路等の安全管理対策につきましては、すべての学校がそれぞれの実情に応じて、真摯な対策をとっておりますので、今後教育委員会といたしましても校長会等を活用し、情報交換の場を設定するとともに、これまで申し上げましたような事柄につきまして、地道に継続して取り組んでいくよう指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 内田議員の行政の取り組みについての御質問にお答えをいたします。まず、地域での取り組みについてでございますが、平成15年12月全国的に地域住民による防犯活動意識が高まりつつあるなか、玉名市ではJ R玉名駅周辺の街頭犯罪抑止を目的としてJ R玉名駅のすぐ近くに玉名駅前パトロールセンターが開設されました。以後、隣接する玉東町の木葉駅前、市内の大野下駅前と次々とパトロールセンターが設置されてきました。また六田地区など行政区の住民単位での防犯パトロールが実施されるなど、地域住民による防犯意識と活動は確実に広がりを見せてつつあります。こういったことで学校・家庭・地域社会の連携が図られてきているということで、私たちが大変期待をいたしているところでございます。いずれの団体も通学路に限定した活動ではございませんが、当然その活動は子どもたちの下校時の安全確保にも主眼を置かれておるところでございます。

次に、青色回転灯パトロール車の県内と当市の配備状況についてでございますが、平成16年11月、全国的に厳しい犯罪情勢のなか、犯罪の発生を抑止し、国民の不安を解消するために警察の活動のみならず、地域住民の自主防犯活動を活発化し、連携を図ることを目的として一定の要件のもと、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することが認められてきました。これを受けて、熊本県警察本部でも各警察署単位での推進が積極的に図られ、県下全域において取り組みが進められております。青色回転灯装着車につきましては、現在県内で35の団体、台数にいたしまして68台が青色回転灯を装着いたしまして、防犯パトロールを行なっているところでございます。このうち玉名市内でございますけれども、合併前の旧市町をそれぞれ申請者として申請をして、認められておりますので、旧団体としては4団体、青色回転灯装着車は6台でございます。青色回転灯装着車は申請の段階で、車両はもちろんのことパトロール実施車やエリアなどがあらかじめ定めてありますので、新市の区域全体へのエリアの変更や実施者の増員、活動内容の充実など今後新市としてさらに有効に活用ができますように変更申請の手続を行なう予定でございます。

次に生活安全条例の県内の制定状況と当市の方針についてでございますが、現在県内では犯罪や事故、防災、都市環境美化や保全、また青少年や高齢者、障害者等の生活安全等、幅広い意味での地域の安全・安心のなかからそれぞれの自治体の状況に即した形で、24の自治体が生活安全条例を制定をいたしております。当市におきましても、警察を初め関係機関の御意見をいただきながら確実に増加しつつある地方犯罪を抑止し、地域住民の生活安全に寄与することを目的として、早急に条例の制定を図る予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 13番議員 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番(内田靖信君) 新市建設計画に見通しにつきましては、肝心の地方交付税制度が地方財政計画がいまだに示されておらず、不透明との見解というふうに理解してよろしいですかね。この新市建設計画は国及び地方財政の逼迫するなかに1市3町のそれぞれの市民の皆さんに安心して、そして希望を持って合併すべく作成をしております。またたび重なる地域住民説明会をも開催をしております。産業、福祉、環境、文教、防災等々にそれぞれ11年間にわたり重要な施策を展開するものとしております。執行部におかれましては、行財政改革に邁進され、財政の動向やあるいは財政運営につきましては、細心の注意を払われ新市の均衡ある発展のためにも、この新市建設計画が平成18年度の予算編成を含めまして順調に進展しますよう期待をさせていただきます。

また、子どもからお年寄りまで学業やそれぞれの仕事に専念するよう、安全で安心な地域社会の再構築は政治や行政の果たすべく大きな使命の一つと認識しております。各関係機関の皆様方にはこの機会にこの課題に全力を挙げて取り組まれますよう切望申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で、内田靖信君の質問を終わりました。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時47分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

9番議員 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番(福嶋譲治君) 有明クラブまた有明クラブの名前の提案者でもあります、9番福嶋譲治です。新市になっての最初の定例議会、一般質問で15名の質問者のいよいよ最後となりました。執行部の皆さん長い長い2日間だったと思います。お疲れさんでした。お疲れのこととは思いますが、もうしばらくよろしくお付き合いください。ただ宮田議員のときに私にとりましては想定外のことが起こりまして、ここで平常心で質問が続けられるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。旧天水町議会とは質問の方法、形式が違いますので、非常にとまどいもあるわけですが、自分なりに質問したいと思います。極めてシンプルに行ないます。3つほど大きな項目で挙げております。新しい玉名市における農業の位置づけについて、小さな項目として(1)低迷する農業を活性化する打開策をどうするか。(2)ミカン価格の暴落で苦しむミカン農家に対策はあるか、という点で、まさに流行語大賞となった私にとりましては想定外のこと

だったのは、この1番の質問であります。大きい項目として市長にひとつ答弁もお願いしたいと思いますので、一通り質問いたします。

新しい玉名市における農業の位置づけについて、合併によりまして商工業地域を多く含む旧玉名市と農業また水産業なども含みますが、中心である旧天水・横島・岱明、それが1つになったわけですが、新しい玉名市の発展と方向づけを考えるとときに農業また農業地域は新市の中でどういう位置づけとして考えられておられるのか、どういう方向に向かえばいいと考えておられるのか、これは島津新市長の考えをお聞きしたいと思います。また、低迷する農業を活性化する打開策をどうするかという点とミカン価格の暴落で苦しむミカン農家に対策はあるかという質問ですが、先ほど3番議員のときに答えられましたが、一通り質問いたします。町小校区ほか一部地域以外はほとんど農業地帯が多いわけですし、それでも農業の生産性というのはほかの産業に比べて低いわけです。広い面積を有している割には生産性が低いわけです。また最近の農業の低迷の理由としましては、先ほどの部長の答弁にもありましたように資材の値上がり、燃料の高騰、また世界の中での農業ということで日本農業ということで、構造的な農業事情、また台風、異常高温など気象障害での収量の低下、また施設園芸トマトの黄化葉巻病、イチゴの炭素病等々の病虫害による収量の低下、また価格の低下ですね、後継者不足など理由はたくさんありますが、この右肩下がりの農業の低迷は玉名市全体の活性化には非常に悪影響を与えるものと思います。これからの玉名市としての打開策はあるかという点で、まず1の質問です。

次に、2の質問。私もミカン専業農家であるわけですがけれども、今1番で言いました農業の中でもミカン農家の不況は非常に厳しいものがあります。2年連続で干ばつ、台風等の被害が続きまして、また本年におきましては販売のスタート時より非常に低価格で推移しております。現在の販売価格は生産費を割るのではないかという、まあ具体的にはキロ単価20円、30円という単価で推移しております。旧天水町時代はミカン産業が町の産業の中心ということで、非常に緊急に対応をしていただきまして、利子補給等の対策が即、行なわれていたわけですがけれども、玉名市においてもそういった対応がなされるのか、お願いと質問ということでお願いします。

2番、次に玉名市の下水処理方法について、という見出しで質問を通告しております。下水処理に関しましては、旧1市3町それぞれ財政面、地域性、自然条件等でそれぞれ旧玉名市や旧岱明町は下水道、横島町・天水町は農業集落排水また合併浄化槽等で対応しておりますが、今日私は、今回旧天水町で取り組まれております市町村設置型の合併浄化槽について、質問します。市町村設置型の浄化槽というものは、個人設置型の浄化槽と違いまして、合併浄化槽と違いまして旧町が発注するという方法をとっております。それで個人個人で申し込むのと違いまして、個人の申し込みのいくつかが揃っ

た時点で発注する、業者に発注するというので、申し込んでおいてもなかなか施工してもらえないという状態があるそうです。例えば家は建っているのに、もう住める直前までなっているのに浄化槽が、合併浄化槽が設置されないということで住めないというような状況があるそうです。そういう状況に対してどういった対応がなされるのか、またなされてきたのか、また新市でも下水道設備が届かない地域では市町村設置型の合併浄化槽などを推進されるのか、それとも個人設置型の合併浄化槽などで対応されるのか、まず今の1、2の2つについて質問いたします。3番目はまた後で質問いたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたします。想定外という言葉がはやっているようですが、想定外でございまして、部長答弁ということで準備をしておったわけですが、御指名がございましたので、認識だけ申し上げたいと思います。

1市3町の合併によって、数字は今ちょっと正確ではありませんから申し上げませんが、これまでの旧玉名市の農業就業人口が全体に占めている割合が大幅に合併によって高くなりました。それは合併をいたしました3町がやはり農業が中心になる地域町村であったということが言えると思います。同時に私の認識では国道501号沿い天水まで含めて、国道501号沿いの地域は、天水のミカンもそうではありますが、私どものずっと大浜、滑石も含めた海岸線沿いはイチゴ、トマト等のハウス園芸を取り上げて全国に誇ることでできる優秀な生産地だと言っていると思います。農業が極めて厳しい環境の中にはありますけれども、私は常々専業農家の青年諸君との交流がございしますが、その諸君との会合の折にも申し上げてまいりましたが、自信を持って進むべきだ、我々の地域の農業が成り立たないときには日本全部の農業が成り立たないときだ、これぐらい生産環境に恵まれた地域はない、みんな自信を持って進もうということを常々に、青年諸君に申し上げてきたつもりであります。確かに厳しい状況ではありますけれども、恵まれた生産環境の中でみんなしっかり踏ん張っていると思っております。これからも決してその国道501号沿いだけが農業地帯とは申しません。もちろん北の方というか北部の地域にも農業を大事にしながら一生懸命取り組んでおられる優秀な専業農家がおられることもよく承知をいたしております。しかし、地域一帯として考えた場合には国道501号沿いの地域は今後に向けてもやはり申し上げたように、全国に誇ることでできる生産地帯であるという認識の中で、行政も含めて対応していかなくてはならないかなというふうには受け止めております。

ミカンの問題について、2番目におっしゃってましたが、天水町はこれまで生産者農協そして行政当局が一緒になって、このミカンの販売に力を注いできておられること

を承知をいたしております。前町長がよく申しておりました。年に2回ぐらいですかね、関西でありますとか東京あたりに生産者の方々と一緒にミカン売りに出かけて行っていました。私が市長に就任するということになったときに、島津さん、私はそういう形でミカン売りに行くことができなくなったが、あは私に代わってしっかりミカンを売りに出かけていってくださいよということを私は申し渡されましたが、天水町時代と同じようなルール雰囲気の中で行政が生産者、農協の方々と一緒に行動できるかどうかは決めてはおりませんが、私個人の気持ちとしては同じような気持ちで皆さんと一緒に、あるいは先頭に立って、その振興なり販売のために頑張りたいと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） 福嶋議員の低迷する農業を活性化する打開策につきまして、お答えいたしたいと思います。

議員御心配のとおり農業を取り巻く状況は現在開かれておりますWTOの会議でも議論をされておるように、大変厳しいものでございます。このことを踏まえ、国は本年3月に食料、農業、農村を巡る情勢の変化などに対応するために平成12年に策定をされました基本計画を見直し、今後重点的に取り組む課題や施策を明らかにする新しい基本計画を策定いたしました。このようなことから玉名市におきましても、施設園芸等の集約的農業を推進をする一方で、土地利用型農業生産構造の強化推進として、地域農業の担い手を育成確保するとともに、農用地の利用集積の促進を加速していく必要があります。また、農村が持つ多面的機能や農村に対する期待の高まりに対応するために地域住民だけでなく、都市住民を含めた交流の機会も必要だろうと考えております。さらに消費者ニーズの多様化、高度化に対応するため、施策についても検討をしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、玉名市は農業が主体の市でございますので、農業振興につきましては全力で取り組みたいと考えております。

それから次に、ミカン価格の暴落で苦しむ農家に対策はあるかというような質問にお答えをいたします。本年度のミカンの価格は9月の末日頃販売価格でキログラム当たり200円でありましたが、12月中旬にはキログラム当たり100円の大暴落に陥っている状況でございます。これも恒常的な生産過剰基調となっており、これを踏まえて量から質への転換を図り、品種の構成、不適地園の改植を軸に、需要の動向に応じた果樹生産体制の再整備等を推進し、農家の経営安定と所得の向上を図り、有利に販売できる果実生産の展開を図ることにより、地域に密着した足腰の強い生産物作りを目指すことが価格変動に対しても抵抗力のある生産体制であろうかと考えております。

また、価格の低迷による農家の負担への融資制度ですが、農協による農家経営安定

緊急特別対策資金融資要領が立案されており、市の利子補給制度につきましても今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 福嶋議員の質問の市町村設置型の合併浄化槽についてお答えいたします。

市町村設置型の合併浄化槽は本市におきましては、天水町の農業集落排水区域外の天水町の全域を対象としまして、平成17年度から事業に着手しております。本年度はこれまで5人槽3基、7人槽16基の計19基について竣工しております。また合併後、設置申請を11月まで4件受け付けており、この工事につきまして、現在発注の準備をしているところでございます。本事業は個人設置型と異なり、市が設置し管理するものであり、町民からの設置申請が提出されてきて工事を施工するため準備期間が必要となりますので、これまでは2カ月分をまとめて発注してきたところでございます。議員御指摘の、家が建っても浄化槽が設置ができないのではないかとという点でございますけれども、これにつきましては今後御指摘の点を考え、市民の皆様方に迷惑ができないよう協議をしていきたいと思っております。それから市町村設置型の合併浄化槽を天水以外の地域で行なうかという質問でございますけれども、これにつきましては岱明町、玉名市の公共下水道事業、天水町、横島町の農業集落排水事業、それから天水・横島それから玉名市・岱明町で行なっております個人設置型の合併浄化槽、この下水道の基本計画の見直しを行ない、市町村設置型でやるべきかそれとも個人設置型の合併浄化槽で施工した方がいいのか、いろんなことに関しまして計画を行ない、その結論を見出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 9番議員 福嶋讓治君。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 市長の前向きな答弁を聞きまして、私を含め農業者非常に心強いものと思っております。また、部長よりの答弁にも前向きな答弁でありまして、非常に喜ばしいことと思っております。また2番の質問の合併浄化槽につきましては、それぞれの地域、それぞれのニーズに合ったもので進められて水の浄化に非常にいいわけですので、どんどん進めていってほしいと思います。

次に、3番目に熊ノ岳遊歩道計画についてという質問をいたしております。草枕温泉と実山公園の観光ルートであるが、遊歩道の計画はあるのか、その進捗状況はということで、旧天水町議会におきまして私はこの熊ノ岳遊歩道について質問してありまし

て、継続しての質問となります。少し経緯をお話します。

私の住んでいるところは天水町の下有所というところでありまして、熊ノ岳の標高150から200メートルぐらいのところに位置する集落であります。毎年私たちの集落で元日に、30日に登山道を整備して、山を切り開いてですね、上りの登山道を整備して、元日に8合目程度に地域で祭ってあります権現様に登って参る、お参りする習慣を持っております。その際、その熊ノ岳に皆さん二ノ岳という名でも知っていらっしゃるかと思いますが、その熊ノ岳の頂上にも登ってみるわけですが、これは道なき道に分け入って大変苦勞して登るわけですけれども、頂上まで登ってみると、我々は非常に苦勞して登るわけですけれども、熊本市側からは70代と思われるおばあさんたち、おばあさんという失礼、御婦人方の団体が簡単に登ってこられるわけです。玉東町側からは三ノ岳を通して、子ども連れの家族さんたちが簡単に楽々と登って来られておりました。ちなみに私たちのグループもよその子どもではありましたが、連れて登ったわけですけれども、下りには道がないおかげで道を迷ってしまいました。携帯でどこを下りたらいいんだといっても、携帯が繋がらないわけです。といいますのも、旧天水町側から玉名市側からですね、その登山道、遊歩道がないからなんです。頂上からの眺めはもう素晴らしいものですので、もう絶景です。遠くは長崎雲仙普賢岳、もう下手すると鹿児島長島まで見えるんじゃないかというような眺めのよさで、佐賀の山々、福岡、大牟田まで見えますし、近くは当然小岱山あたりも見えますし、有明海を含め長洲港、荒尾グリーンランドの観覧車、玉名平野の町、小倉あたりの町々も見えます。それに水田地帯のハウスビニールの波ですね、それと眼下には草枕温泉、実山公園等々が箱庭の如く眼前に広がるわけです。この素晴らしい眺望を我々玉名側からも簡単に登れて楽しめないかということで、何回か質問してきたわけですけれども、また市外からもそういうトレッキングとかそういったので非常に流行ですので、人が海側から登れるということで、呼び込めないかということで、それで上からの眺望を眺めた後眼下に見えた草枕温泉にちょっと入っていこう、向こうに玉名温泉があるから玉名温泉に入っていこう、入って帰ろう、立ち寄ってもう帰りに玉名の農産物を買っていただく、名産品を買っていただく、そういった経済効果も望めるものなんです。

また、今質問しました低迷するミカン農家の荒廃園なんかの転換にも役立つんじゃないかと思います。地域の区長さんが素晴らしいアイデアを持っておられまして、そういった遊歩道ができればすぐ脇の荒廃園に山菜を植えたり薬草を植えたりして、町から人を呼んで薬草狩り、山菜狩りをさせようじゃないかというようなアイデアも持っておられます。実際、旧天水町当時、産業振興課長また草枕振興課というのがありましたんで、その課長も協力していただきました。また地元の区長さん、熊本森林管理所よりの参加で現地の確認方々登ってみたなかで、熊本森林管理所の方からも立木を極力伐

採しない形でなら可能であるし、また国有林についても住民の理解を得るためにも非常にいいことだという意見もいただいております。最小の経費で可能ではないかと思いますので、その実現に向けての進捗状況などについて質問いたします。

○議長（松田憲明君） 天水総合支所長 望月一晴君。

[天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長 望月一晴君 登壇]

○天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長（望月一晴君） 福島議員の熊ノ岳遊歩道計画についての質問にお答えいたします。答弁書の中に書いていたことをほとんど議員がしゃべられましたので、単刀直入に私の方はお答えいたしたいと思えます。

議員もおっしゃられましたようにですね、旧天水町側からの登山ルートがないということでございまして、草枕温泉それから実山展望公園と遊歩道で結び、観光資源の一つとして整備する内容の御提案をいただいております。議員御質問の現地は国有林であり、これまで管理者である熊本森林管理所とも数度の協議を重ね、以下のようなことを確認いたしております。1つは現地は国有林のほか、保安林また金峰山県立公園に指定されており、開発の際はこれらとの協議が必要であること。2つ目、伐採や土地の改変を行なわない簡単な整備で、しかも町の負担で行なうのであれば可能性は考えられること。3つ目、旧天水町側からのルートは非常に急峻な箇所であり、ルートの造成の困難が予想されること。この3つを確認しているところでございます。この3つの課題を踏まえ、また新市の総合的観点から今後も実現の可能性を模索していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 9番議員 福嶋讓治君。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 私としましてはもう少し、非常に前向きな答弁で「よし、実現できますよ」というような答弁をいただきたかったですけれども、可能性があるということで前向きな答弁と受け取ります。ぜひ実現に向けて当局の努力もお願いします。

また先ほどの答弁の中にちょっとここで皆様にお知らせしておきますが、部長よりの答弁の中に販売価格で200円と100円の数字が出ましたけれども、私の20円30円と偉い違いがあるじゃないかということとお思いかもしれませんが、これは販売価格と手取り価格の違いでありまして、販売価格を言うと数字が大きいからあと思うんですが、手取り価格が20円、30円ということで、ここで皆様にお伝えしておきます。

これで今回の一般質問、最後の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、福島讓治君の質問を終わりました。

これにて一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に、議案を付託いたします。

議第38号平成17年度玉名市一般会計予算から議第58号市道路線の変更についてまでの議案21件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第38号 平成17年度玉名市一般会計予算
(総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第4表地方債)
- 議第45号 平成17年度玉名市土地取得特別会計予算
- 議第51号 玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
- 議第53号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第54号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 議第55号 有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

産業経済委員会

- 議第38号 平成17年度玉名市一般会計予算
(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑩災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費・第3表債務負担行為(4)(5)(6))
- 議第42号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
- 議第56号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

建設委員会

- 議第38号 平成17年度玉名市一般会計予算
(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑩災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費・第3表債務負担

行為（１）（２）

- 議第４３号 平成１７年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第４４号 平成１７年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第４６号 平成１７年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第４７号 平成１７年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第４９号 平成１７年度玉名市水道事業会計予算
- 議第５０号 平成１７年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第５７号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第５８号 市道路線の変更について

文教厚生委員会

- 議第３８号 平成１７年度玉名市一般会計予算
(歳出の部、②総務費中３項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔１項保健衛生費中９目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中５項文教施設災害復旧費・第２表継続費・第３表債務負担行為（３）)
- 議第３９号 平成１７年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第４０号 平成１７年度玉名市老人保健事業特別会計予算
- 議第４１号 平成１７年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第４８号 平成１７年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計予算
- 議第５２号 玉名市男女共同参画推進条例の制定について

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

議事に都合により、休憩いたします。

午後 ４時 ２１分 休憩

午後 ４時 ５８分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

議員提出第６号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置について、議員提出第７号玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について、議員提出第８号議会報編集特別委員会の設置についてを日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置について、議員提出第7号玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について、議員提出第8号議会報編集特別委員会の設置についてを日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第3 議員提出議案上程

- 議長（松田憲明君） これより、議員提出議案の審議に入ります。

議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置について、議員提出第7号玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について、議員提出第8号議会報編集特別委員会の設置についての3件を一括議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置についてから、議員提出第8号議会報編集特別委員会設置についてまでの議案3件は、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置についてから、議員提出第8号議会報編集特別委員会の設置についてまでの議案3件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） 議員提出第6号から議員提出第8号までについての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置についてから、議員提出第8号議会報編集特別委員会の設置についてまでの議案3件は、原案のとおりこれを設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第6号新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の設置について、議員提出第7号玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について、議員提出第8号議会報編集特別委員会の設置についての議案3件は原案どおり設置することに決定いたしました。

日程第5 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任

○議長（松田憲明君） ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。各特別委員については、職員に朗読させます。

○議長（松田憲明君） 議会事務局次長 梶山孝二君。

〔議会事務局次長 梶山孝二君 登壇〕

○議会事務局次長（梶山孝二君） 命によりまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会の委員の氏名を朗読いたします。

まず、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、中尾嘉男議員、前田正治議員、内田靖信議員、高村四郎議員、江田計司議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、田畑久吉議員、堀本泉議員、中川潤一議員。次に玉名バイパス建設促進特別委員会、萩原雄治議員、作本幸男議員、福嶋讓治議員、竹下幸治議員、林野彰議員、本山重信議員、吉田喜徳議員、田島八起議員、小屋野幸隆議員、杉村勝吉議員。次に議会報編集特別委員会、宮田知美議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、青木壽議員、森川和博議員、大崎勇議員、松本重美議員。以上のとおりでございます。

○議長（松田憲明君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました以上の諸君を各特別委員会委員に選任することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を各特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 調査事項の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に調査事項を付託いたします。

お諮りします。新幹線鹿児島ルート早期完成、早期開業促進を図るための調査事項を新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に、また玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るための調査事項を玉名バイパス建設促進特別委員会に、議会報の編集、発行等に必要の調査のための事項を議会報編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。さように決定いたしました。

付託を決定いたしましたので、特別委員会におかれましては、正副委員長の互選及び審査のため直ちに関係の委員会を開会の上、その結果を議長に報告願います。

次に、お諮りいたします。議会報編集特別委員会に付託いたしました議会報の編集、発行等に必要の調査のための事項につきましては、今期４年間、調査が終了するまで、継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さように決定いたしました。

正副委員長互選及び審査のため休憩をいたします。

午後 ５時０７分 休憩

午後 ７時０５分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会委員正副委員長互選結果報告

○議長（松田憲明君） 各特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長に堀本泉君、副委員長に江田計司君。玉名バイパス建設促進特別委員長に小屋野幸隆君、副委員長に萩原雄治君。議会報編集特別委員長に松本重美君、副委員長に横手良弘君がそれぞれ就任されましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

２５日までは委員会審査のため休会し、２６日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 ７時０７分 散会

第 4 号

1 2 月 2 6 日 (月)

平成17年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成17年12月26日（月曜日）午前10時開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 委員長報告

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

日程第4 質疑・討論・採決

日程第5 委員長報告

玉名バイパス建設促進特別委員長報告

日程第6 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 委員長報告

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

日程第4 質疑・討論・採決

日程第5 委員長報告

玉名バイパス建設促進特別委員長報告

日程第6 質疑・討論・採決

日程第7 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第8 意見書案上程

意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第2号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について

日程第9 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根政明君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	谷口強君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	荒木澄人君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	前濱健一君	建設部長	島崎正君

地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁 廣 君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	望月 一 晴 君
企業局長	中原 早 人 君	教育委員長	坂本 清 一 君
教育長	菊川 茂 男 君	教育次長	杉本 末 敏 君
監査委員	高村 捷 秋 君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第2 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の御報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） おはようございます。去る12月19日の日に総務委員会を開きましたので、その報告をいたします。総務委員会に付託されました案件は、議第38号平成17年度玉名市一般会計予算の中で付託されました分、議第45号玉名市土地取得特別会計予算、議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、それから議第54号有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、及び議第55号有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての議案6件であります。審議の経過と結果について報告をいたします。

まず、議第38号平成17年度玉名市一般会計予算中、付託分についての歳入歳出の予算、地方債であります。1款市税は27億3,127万6,000円で、主なものは個人市民税で8億3,743万1,000円、法人市民税は3億1,535万4,000円でございます。固定資産税につきましては、12億6,512万4,000円であります。それからたばこ税は2億2,619万9,000円あります。2款地方譲与税は3億6,879万9,000円で国の三位一体の改革としての国庫補助負担金が一般財源化され、それに伴いまして、その財源補てん措置として所得譲与税が1億2,592万7,000円、自動車重量譲与税が1億8,380万1,000円あります。3款利子割交付金は1,231万2,000円。それから4款の配当割交付金は1,565万7,000円。5款株式等譲渡所得割交付金は259万3,000円。それから6款の地方消費税交付金は2億8,002万3,000円。次に7款ゴルフ場利用税交付金は2,084万2,000円。8款自動車取得税交付金は6,785万2,000円。10款地方交付税は26億1,242万1,000円。次に11款交通安全対策特別交付金は550万4,000円。12款分担金及び負担金は2億6,114万4,000円を計上してあり、主

なものは老人保護措置費負担金が3,737万8,000円。また保育所運営費負担金が2億1,444万4,000円。次に13款の使用料及び手数料は2億3,163万3,000円を計上し、市民会館使用料が691万1,000円、墓地公苑永代使用料が1,008万円、また住宅使用料が1億1,558万4,000円、一般廃棄物処理手数料がごみ袋販売分として3,588万6,000円などが主なものでございます。次に14款の国庫支出金は23億3,765万3,000円で、主なものは知的施設支援費負担金が1億6,105万4,000円、保育所運営費負担金が1億6,009万2,000円、被用者・非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金が7,197万6,000円、児童扶養手当負担金が7,667万9,000円、次に生活保護の各扶助費に対する負担金が2億9,595万5,000円、道路・街路事業分で地方道路整備臨時交付金が3億7,257万円であります。次に15款の県支出金は18億8,140万2,000円、主なものは保健基盤安定負担金が2億5,622万1,000円、保育所運営費負担金が8,500万3,000円、被用者・非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金が1,842万1,000円。市町村合併特別交付金が過年度分を含めまして6億490万円です。重度心身障害者医療給付費補助金が6,420万円、農村総合整備事業補助金が1億2,537万5,000円、大浜及び滑石両漁港修築事業の漁港事業補助金が9,750万円、並びに大正開漁港改修事業費補助金が9,750万円、熊本県議会議員選挙費委託金が1,891万8,000円であります。16款財産収入は5,934万8,000円で、土地売却収入の5,330万9,000円が主なものでございます。17款の寄附金は費目予算で1,000円でございます。次に18款の繰入金は13億2,703万円を計上しておりまして、主なものは財政調整基金繰入金5億5,907万9,000円、市有施設整備基金繰入金5億9,994万1,000円などがございます。20款諸収入は24億1,876万円を計上しており、貸付金元利収入が1億7,236万6,000円、また旧1市3町の決算剰余金の清算繰入金18億9,108万2,000円が主なものでございます。21款市債は36億4,530万円を計上しており、複合施設整備事業債が6億8,300万円、水産基盤整備事業債が9,440万円、道路橋りょう整備事業債が繰越分を含んで4億8,140万円、地方の財源不足の補てん措置として臨時財政対策債が9億9,480万円などであります。

次に、歳出につきましては1款の議会費が1億936万7,000円。2款の総務費が総額で32億4,419万1,000円が計上されており、当委員会関連の予算は、主なものとして市民会館費が事務所、会議室棟改修工事請負費が2億6,209万8,000円、横島町の複合施設整備事業費の7億4,244万円、電算システム統合事業費が5億7,516万5,000円などが含まれております。次に、9款の消防費4億9,304万3,000円で有明広域行政事務組合消防事業負担金が3億8,624万円、また

消火栓等の設置費を含む消防施設費4,040万円などが主なものでございます。12款の公債費は16億2,727万2,000円。13款の諸支出金は費目予算で1,000円でございます。14款の予備費は2,000万円を計上してあります。次に、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定められております。委員からは旧1市3町の最終の予算総額や玉名市福祉センター使用料の収入増に対する方策、災害被害額、選挙費用の予算関係、選挙ポスター掲示板の設置業務委託、それから納付書や封筒等に関する印刷製本費等の質疑がっております。執行部より旧1市3町の一般会計の9月末における最終予算の合計は298億1,800万円程度だと。今回も上程予算は平成16年度の繰越額の約13億円が含まれるなど、合併年度における足し込み予算編成によると。それから災害復旧事業債は台風14号の被害にかかるもので、土木災害復旧費で山田中島線の631万6,000円。それから河川災害復旧関係で八嘉坂門田川の238万3,000円。農林水産施設災害復旧費で永徳寺の頭首工が1,446万2,000円、被害総額で2,300万円程度になるとの答弁がありました。選挙に関する職員の時間外手当対象者は市長選挙で投票事務を340名、開票事務を150名予定しているが、市議会議員選挙・県議会議員補欠選挙の同時選挙になったのでその中で対応し、予算の執行については県議会議員補欠選挙に県の委託金が付いているので、優先的に執行していく。このことによって一般財源の支出を抑えたいと。また、311箇所の選挙ポスター掲示板設置業務委託は随意契約なのか入札なのかの質疑に対しては、本来ならば契約検査課を通しての入札が適当であると考えるが、今回の選挙に対しては初めての選挙でもあるし、旧1市3町の地域の特性もあり、選挙管理委員会による見積もりあわせによる委託としたと。今後は契約検査課を通しての入札になることを考えているとの答弁がありました。情報管理課の印刷製本費の1,513万6,000円の内訳については、市県民税、法人市民税等の納付書等が約50種類、また、封筒も新しく印刷をした経費であるとの答弁に対し、ある自治体ではその封筒に業者のコマーシャル等を載せて経費を節減しているとの例もあるが、その考えはないかとの質疑に対して、今後、市全体で検討すべき課題と考えるなどの答弁がありました。議第38号については、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第45号玉名市土地取得特別会計予算であります。公有財産購入費として、5,000万1,000円が計上されており、旧岱明町、天水町が有していた特別会計である旨の答弁がありました。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてであります。執行部より地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことにより、今般の条例を制定する旨の説明があ

りました。複数の委員から選定委員会の委員のメンバー、対象施設、公募の方法、応募団体の資格、指定管理者の指定に係る手続の時期、例外規定、委託期間等の質疑が執行部にありまして執行部より答弁の後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について。次に、議第54号有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、並びに議第55号有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。執行部より、それぞれ説明があり全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 産業経済委員長 永野忠弘君。

〔産業経済委員長 永野忠弘君 登壇〕

○産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。今回、産業経済委員会に付託されました案件は、議案3件であります。審議の経過と結果について御報告いたします。

議第38号平成17年度玉名市一般会計予算中、付託分についてであります。6款農林水産業費は13億7,824万9,000円の計上であります。主なものは小規模土地基盤整備事業補助金、県営農業農村整備事業負担金、横島排水機場アスベスト処理委託料、水田農業経営確立排水対策特別事業負担金、市土地改良事業補助金、また農村総合整備事業費及び漁港建設費は大浜・滑石・大正開漁港修築事業費などであります。7款商工費は2億5,641万8,000円の計上であります。主なものは商工会議所・商工会補助金、工場等設置奨励費補助金、企業誘致促進費、草枕交流館整備事業と観光客誘致宣伝委託料などあります。11款災害復旧費の農林水産施設災害復旧費が1,739万7,000円の計上であります。委員から、各地区の農業委員で温度差があると思うがどうなのかという質疑に対し、執行部よりそれぞれの各地区においても温度差があると感じる。また今は認定農業者の育成の促進に力を入れ、市でも取り組んでいる旨の答弁がありました。さらに農業委員の研修費について質疑があり、執行部より宮崎県の小林市を予定していたが、現在の農政改革の進み方にかんがみ、取り組み事例を精査し、研修することとし、農業委員の資質の向上を図っている旨の答弁がありました。また、委員から就農を志している人たちに補助金は考えられないかという質疑に対し、執行部より農業は大変厳しい状況である。手助けできるところは一生懸命やっていきたい。県の農業普及指導課等と協力して、農業経営・融資・税金関係の指導を行なっていきたいとの答弁がありました。ほかにアスベストについて、畜産担い手事業、商工会補助金などについて質疑がっております。議第38号については、全会一致で原案どお

り可決いたしました。

次に、議第42号平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を1,853万9,000円とするものでございます。歳入は使用料及び手数料が主なものであります。歳出は玉名市自治振興公社への施設の管理・運営の委託料、起債の元利償還金が主なものであります。議第42号については、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議第56号土地改良事業の概要を定めることについてであります。市が土地改良事業を実施する場合には、土地改良法第96条の2第2項の規定により、事業の計画の概要について議会の議決を経る必要があるためです。議第56号土地改良事業の概要を定めることについては、全会一致で原案どおり可決いたしました。最後になりましたが、午後よりJAたまな中央集荷センター、北牟田・小田線、大浜漁港及び末広排水機場の現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長（中尾嘉男君） おはようございます。建設委員会に付託された案件は議案9件であります。審議の経過と結果について御報告いたします。

まず最初に、議第38号平成17年度玉名市一般会計予算中、付託分についてであります。歳出の部、8款土木費は28億2,883万4,000円、主なものは道路新設改良9億1,245万円、橋りょう新設改良費が2,500万円、街路事業費が立願寺南岩原線ほかで4億556万円、下水道事業会計補助金が5億2,169万6,000円。また都市再生整備事業費が立願寺横町線や新玉名駅公園・駐車場整備事業ほかで4億8,520万5,000円。それから住宅管理費が公営住宅ストック総合改善事業を含めまして1億901万9,000円であります。11款災害復旧費は2,821万5,000円であります。委員から新幹線周辺の用地購入の進捗状況、住宅課の職員の配置、委託料、市民会館の会議棟の建てかえ移転の件につき、議会に対して相談がないとの御意見が出されております。議第38号中付託分については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第43号平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,092万4,000円とするものであります。まず歳入の主なものを申し上げますと、2款使用料及び手数料で使用料が3,000万3,000円。3款県支出金は農林水産費補助金が2億606万5,000円。5款繰入金は一般会計繰入金が1億3,645万3,000円。8款市債は農業集落排水事業債で2億1,080万円あります。次に1款総務費は事業運営のための人件費など

で1,022万6,000円。2款事業費は建設事業費が4億1,140万1,000円。3款維持管理費が5,743万2,000円。4款公債費は起債の元利償還金で9,260万3,000円であります。委員から、1款総務費中の積立金57万円について毎年積み立てるのか、またその使用目的等について質疑があり、執行部より毎年積み立てをし、将来の機械機器の損耗、その他の経費に充てる旨の答弁がありました。また委員から、菊池川左岸地区の下水問題について、どうするか質疑がありましたが、執行部より今後検討しながら環境整備を図りたいとの答弁がありました。議第43号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第44号平成17年度玉名市簡易水道事業会計特別予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,918万8,000円とするものでございます。まず、2款使用料及び手数料で使用料が1,026万7,000円。3款国庫支出金は簡易水道事業国庫金が1,142万円。9款市債は簡易水道事業債が2,380万円であります。次に、歳出の主なものは、1款総務費は事業運営の経費などで930万9,000円。2款営繕費が1,654万円あります。委員から、5款予備費2,339万9,000円と2款営繕費中の積立金848万7,000円と合わせて3,000万円以上の資金が遊んでいるのに、簡易水道事業費で2,380万円の歳入計上に対し、予備費・積立金を残さなければ起債しなくても資金は足りるのではないかとの質疑がありましたが、執行部から起債歳入は工事の特定財源にあたり、工事については9月までの実績で2,855万円の支出は済んでいるが、合併前の旧事業の打ち切り決算時点では、その工事の補助財源である起債の受け入れは済んでおらず、今回の本予算で歳入歳出総額を一致させるため、その分を予備費で調整している旨の答弁がありました。議第44号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第46号平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ758万4,000円とするものであります。まず、歳入の主なものは、1款財産収入で不動産売払収入が453万4,000円。2款諸収入で、清算繰入金が305万円などあります。次に、歳出の主なものは1款宅地開発費で一般管理費が758万4,000円あります。委員から、一区画の面積や値段また未販売の残りの区画など、どのようにするか質疑があり、執行部より早めの完売を図るとの答弁がありました。議第46号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第47号平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,779万6,000円とするものであります。まず、歳入の主なものは、1款分担金及び負担金で浄化槽市町村整備推進事業負担金が320万円。3款国庫支出金で浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金が1,836万

円。6款市債は浄化槽整備事業債で3,120万円であります。次に、歳出の主なものは、1款総務費が事業運営のための経費で208万5,000円。2款事業費は浄化槽整備費で4,614万円などであります。委員から特に質問はなく、議第47号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第49号平成17年度玉名市水道事業会計予算についてであります。第2条の業務の予定量ですが、給水戸数1万8,895戸、年間総給水量227万4,349立方メートル。1日平均給水量1万2,496立方メートルであります。第3条の収益的収入及び支出の予定額は収入におきまして、水道事業収益3億9,770万7,000円で、内訳といたしまして給水収益等の営業収益で3億3,914万1,000円。他会計補助金等の営業外収益で5,856万4,000円等が主なものであります。支出におきましては、水道事業費用4億180万5,000円で、内訳といたしまして、原水、配水、給水の施設維持に要する経費、事業運営管理に要する総係費、固定資産の減価償却等の営業費用で2億9,890万円、企業債利息等の営業外費用で1億93万2,000円等が主なものであります。続いて、第4条の資本的収入及び支出の予定額は収入におきまして、資本的収入1億654万2,000円で、内訳といたしまして工事負担金及び国庫補助金等の資本剰余金3,254万1,000円、水道未普及地域解消事業及び第4次拡張事業の企業債7,400万円が主なものであります。支出におきましては、資本的支出2億6,063万3,000円で、内訳といたしまして建設改良費1億7,066万円と企業債償還金8,997万3,000円が主なものであります。なお、第4条の資本的収入額が資本的収支額に対し不足する額1億5,409万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,285万4,000円、当年度分損益勘定留保資金480万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額642万8,000円で補てんする予定であります。委員から特に質疑もなく、議第49号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第50号平成17年度玉名市下水道事業会計予算についてであります。第2条の業務の予定量は、排水件数1万550件、年間総排水量169万595立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、管きよ、ポンプ場及び下水処理場整備事業で6億3,489万1,000円であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益6億5,206万9,000円で、内訳といたしまして、下水道使用料及び一般会計負担金を主とする営業収益で3億4,653万7,000円、一般会計補助金を主とする営業外収益で3億552万9,000円が主なものであります。支出といたしましては、下水道事業費用5億9,197万6,000円で、内訳といたしまして管きよ、処理場の設置維持管理に必要とする経費、下水道事業費の管理運営に要する総係費及び固定資産の減価償却費を主とする営業費用で3億

9,593万8,000円。企業債利息一時借入金利息を主とする営業外費用で1億9,196万円が主なものであります。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして20億2,963万円で、内訳といたしましては建設改良事業に伴う企業債4億4,750万円、国庫補助金及び一般会計補助金で5億912万7,000円、他会計借入金で10億7,300万円が主なものであります。資本的支出といたしましては、17億2,610万6,000円で建設改良費が6億3,489万1,000円で、内訳といたしまして工事請負費及び浄化センターの改築に伴う委託料などの5億5,368万1,000円が主なものでございます。借入償還金につきましては、企業債償還金3億1,716万6,000円、他会計借入償還金7億7,404万9,000円でございます。委員から当初平成14年度、下水道事業が公営企業会計に移行するにあたり交付税の算入が毎年1億円あるという話ではなかったかの質疑がありましたが、執行部より移行に当たり交付税の算入は長期財政計画に含んでおり、毎年1億円でなく10年ほどをならせば各年度で1億円ぐらいになるとの答弁がありました。また累積赤字を何年かで解消することを試算した計画書に基づき、今現在事業をやっており、ここ3年の決算では交付税も入ってきて、毎年黒字の出た3条予算の方で累積赤字の解消に努力している旨の答弁でありました。また1款下水道事業収益中における一般会計負担金4,966万5,000円と一般会計補助金3億552万4,000円について、その目的について質疑がありましたが、執行部より一般会計負担金については雨水処理ということで公費負担すべき金額を計上、次に一般会計補助金は維持管理に要する経費として、一般会計から補てんをしてもらっているとの答弁でした。また委員から、一般会計からの1億円の補助増額について質疑があり、執行部から平成14年度から立願寺地区雨水事業の取り組み等ほかに当時抱えていた8億3,000万円の累積赤字を解消し、経営健全化を図る目的で1億円の増額をお願いしたとの答弁でした。議第50号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第57号市道路線の廃止及び認定についてであります。今回廃止する路線は都市計画道路立願寺横町線改築に伴う4路線で、また認定する路線は、同都市計画道路改築に伴う既設4路線、新規1路線の計9路線であります。委員から、市道認定のやり方等について質疑があり、執行部より今後認定の要項等について検討する旨の答弁がありました。議第57号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第58号市道路線の変更についてであります。今回変更いたします路線は、九州新幹線建設事業に伴い1路線であります。委員から、特に質疑はなく議第58号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案6件であります。審議の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第38号平成17年度玉名市一般会計予算中、付託分についてであります。歳出の部、2款総務費中3項戸籍住民台帳費は1億1,577万6,000円。3款民生費は48億7,407万9,000円で主なものは、国民健康保険事業特別会計繰出金が5億9,356万5,000円、重度心身障害者医療給付費が7,080万6,000円、身体障害者施設訓練等支援費が1億1,197万8,000円、知的施設訓練等支援費が1億7,725万8,000円、老人保護措置費が5,616万7,000円、老人保健事業特別会計繰出金が6億1,571万円、介護保険事業特別会計繰出金が7億5,789万2,000円、公立・私立分の保育所運営のための経費などで9億1,952万4,000円、また児童扶養手当を含む児童手当費が3億1,668万1,000円。それから生活保護の各扶助に要する経費が4億6,524万9,000円などであります。4款衛生費は13億1,827万6,000円で、主なものは各種予防に要する経費が7,122万3,000円、基本検診他の老人保健対策費が8,141万1,000円、公立玉名中央病院事業負担金ほかの保健管理費2億3,082万4,000円。また、ごみ減量化対策事業費ほかの塵芥処理費が2億7,700万7,000円。し尿処理費が5,638万7,000円などあります。10款教育費は21億160万5,000円で、主なものは語学指導外国青年招致事業費が6名配置分で1,580万1,000円、学校給食センター費が調理・配送業務委託料ほかで、1億2,715万9,000円、玉陵中屋内運動場・天水中建設のための中学校建設費が10億998万5,000円、永安寺東西古墳保存整備事業ほかの文化財保護費が6,795万1,000円、公民館建設事業費が1,958万円、総合体育館ほかの体育施設の管理・運営に要する経費が3,176万2,000円などあります。11款災害復旧費中5項文教施設災害復旧費は費目予算で、第2表継続費は、天水中学校建設事業の総額及び年割額を定めるものであります。第3表債務負担行為は自立支援法施行にかかるシステム改修事業で、期間及び限度額を定めるものであります。委員から、保育所の民間委託について質疑があり、執行部より三位一体改革の中で、一番最初に公立保育園の運営費負担金がカットされ、一般財源化されており現在は交付税に算入されている。したがって、全国的な流れはこれが民間委託ではあくまでも公の運営だということで、国庫負担金はカットされるが、民設民営となると負担金の補助対象となっている。今後、玉名市はどう進めるかということ、合併して11園となっておりそれぞれの市・町の考えがあるため、まずはこれをまとめる必要がある。と同時に全体的な行政改革をどう進めるのか、やがて行政改革大綱もまと

まるため、検討していくことになるが、あくまでも全国的な流れは民間である旨の答弁がっております。また委員より、予防接種についての現状について質疑があり、執行部より合併して増えた市内の小中学校において、校舎や体育館など学校施設で目立って老朽化したところはないのかという質疑に対し、執行部より町小の講堂並びに岱明中の体育館が昭和36年建築のため、建てかえの時期にきている。また天水中も昭和36年の建設、豊水小についても38年建設のため随時新市建設計画にのっとり、早急にやっていただきたいと教育委員会としても市の執行部に対し要望していきたい旨の答弁がっております。議第38号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億4,394万8,000円とし、歳入の主なものは1款国民健康保険税が16億2,019万4,000円。3款国庫支出金は療養給付費等負担金及び財政調整交付金などで20億3,410万8,000円。4款療養給付費等交付金は7億4,207万3,000円。6款県支出金は高額医療費共同事業負担金及び県財政調整交付金で2億3,442万8,000円。8款繰入金は5億9,356万5,000円などであります。歳出の主なものは、1款総務費が事業運営のための人件費などを含めて8,996万8,000円。2款保険給付費は31億2,007万7,000円で、主なものは被保険者の療養給付費及び療養費などが27億8,221万3,000円。被保険者の高額医療費が3億3,192,000円などであります。3款老人保健拠出金は医療費拠出金及び事務費拠出金で8億4,489万円。4款介護納付金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として2億3,317万9,000円。5款共同事業拠出金は高額医療費拠出金などで1億2,303万円。6款保健事業費は健康づくりなどで経費で3,754万円であります。第2条一時借入金については、借り入れの最高額を5億円と定めるもので第3条歳出予算の流用については、給料、保険給付費などについて予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものであります。委員から、予備費並びに基金積立金について余ったのなら市民に還元すべきではないかという質疑に対しては、執行部より基金の大きな目的は何かの病気の流行により急激に医療費が高騰した場合、それに充当するのが基金の趣旨であり、ただ保険料を下げるための基金ではない旨の答弁がっております。議第39号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号平成17年度玉名市老人保健事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,894万1,000円とし、歳入の主なものは、1款支払基金交付金が医療費交付金などで29億6,118万2,000円。2款国庫支出金が医療費負担金などで13億9,930万3,000円。3款県支出金が医療

費負担金で3億3,643万1,000円。4款繰入金は一般会計からの繰入金で6億1,571万円であります。歳出については、1款総務費が1,448万9,000円。2款医療諸費が51億5,386万8,000円、内訳として医療給付費及び医療支給費が51億3,429万4,000円。審査支払手数料が1,957万4,000円であります。委員から、合併したことにより高齢化率が上がっているだろうが予算的にはどのようになっていくのかという質疑に対し、老人保健制度については平成14年10月に大きく制度が改正され、年齢が引き下げられた分、今現在対象の人数は減少しているから一たん病気になられると医療費が高くなっているため、横ばいより若干増えているのが現状である。また、政府与党の医療改革大綱によると平成20年に大きく制度改正される予定である旨の答弁がっております。議第40号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,273万5,000円とし、歳入の主なもの、1款保険料は第1号被保険者保険料が4億4,782万5,000円。3款国庫支出金は介護給付費負担金及び調整交付金などで7億5,432万2,000円。4款支払基金交付金は介護給付費交付金で9億9,059万円。5款県支出金は介護給付費負担金などで3億7,542万9,000円。7款繰入金は7億5,789万3,000円で、内訳として介護給付費繰入金並びに職員給与等繰入金で7億5,789万2,000円あります。歳出の主なもの、1款総務費が事業運営のための人件費及び介護認定審査会費などで9,487万3,000円。2款保険給付費は32億1,220万2,000円で、内訳として介護サービス等諸費が29億4,768万9,000円、援サービス等諸費が1億4,740万8,000円、特定入所者介護サービス等費が8,703万9,000円などあります。6款諸支出金は5,474万5,000円、第2条地方債については、介護保険事業について起債の目的、限度額を定めるもので第3条一時借入金については借り入れの限度額を5億円と定め、第4条歳出予算の流用については、給料、保険給付費などについて予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものであります。委員から、介護費用適正化緊急対策事業費について質疑があり、執行部よりケアプランのチェックをするもので、2カ月に2件から3件行ない、居宅介護支援センター、事業所と適切なケアプランが作られているのか勉強を行なうものである旨の答弁がっております。また委員から、介護保険料で滞納繰越分は滞納額の約10%を計上してあるとのことであるが、処理はちゃんとされているのかという質疑に対しては、執行部より滞納額については滞納された方に催告書を出して納めていただくよう努力をしており、平成12年度からスタートして旧町については、そのまま滞納額として残っているが、旧玉名市については3年を経過すると該当者を調査し、欠損で

落としている旨の答弁がっております。委員から、旧町についてもそのままではなく適切な対応をすべきではないかとの意見に対し、執行部より1市3町で処理の食い違いを生じているが、平成18年度で旧玉名市に合わせ事務を統一するよう進めている旨の答弁がっております。議第41号につきましては、委員から、デイサービスにおける10月からの給食費と住宅費の有料化は認められないとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,099万9,000円とするものであり、歳入は4款諸収入が清算繰入金で1,099万9,000円であります。歳出の主なものは、3款予備費が1,093万7,000円であります。委員から特に質疑はなく、議第48号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第52号玉名市男女共同参画推進条例の制定についてであります。これは男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、条例の整備を図るもので、内容といたしましては男女の個人としての尊厳が重んぜられ、能力を発揮する機会が確保されること、社会における制度または慣行について、できる限り中立であるよう配慮されること、家族を構成する中での男女の相互の協力などを基本理念に掲げているところであります。男女共同参画社会を実現するために、職場、家庭、地域及び学校において実現すべき姿を示し、あわせて市、市民及び事業者が連携協力して進める必要があることから、それぞれに努力義務を課しており、また男女共同参画社会の形成を阻害する人権侵害に対し、市民または事業所からの相談の申し出があった場合の被害者の救済策として、国及び県との連携を図ることなど必要な措置を講ずるよう明記されており、附則としてこの条例は公布日から施行されるものであります。委員から特に質疑はなく、議第52号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいままでの各委員長の報告について質疑ありませんか。

27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番(堀本 泉君) 先ほどの委員長報告の中で、2番目に産業経済委員長の報告にお尋ねをいたしたいと思います。まず、最初に農業委員会に対する質疑の様子を報告をされております。その中に委員の中に1市3町間で温度差があるというような御指摘の報告をいただきました。もともとこの温度差というのは、どういう意味での、間違いだろうと思いますがですね、その1市3町の委員さんで、委員会傍聴か何かをされた人が発言されたのか、委員さんが1人おられる、委員さんなのかですね。2回ほど委員会を経験した中で、温度差とはどういうものだったのかということをお尋ねしたいと思います。それといまひとつ漁港関係でですね、直接の云々はされませんが、長洲町にできかかっている焼却場に関してですね、地域振興費として岱明町の2つの港に数億円の補助金が出ているという事で、今長洲町が異議申し立て等を行っておりますし、滑石大浜漁協もそれらしい動きを行っておりますが、今回数億円の工事費が計上されております。この辺についてはダブル支援というか、二重のもしも岱明町の港の築造建設の費用ならばですね、二重に金が行くようなことはなりやせんかと思うわけですが、大体この2億数千万円の工事費はどこの港にどう面倒でもですね、よければ詳細の報告を追い込んでいただきたいと要望します。

○議長(松田憲明君) 産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長(永野忠弘君) 堀本議員の農業委員で温度差があるということに対する質問でございますが、これは議員からの質問だったと思いますが、内容についてはですね、議員に聞かんとちょっと私じゃわかりませんが、議員からの質問だったと思います。内容についてはですね、その議員さんに聞かんとちょっと詳細にはわかりかねます。それと長洲の焼却炉に対してはですね、そういう質問はこの問題に対しては質問ありませんでした。

[堀本議員が遠くで発言]

○議長(松田憲明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) おはようございます。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議案の中で、議第41号平成17年度介護保険事業特別会計予算、

議第50号平成17年度下水道事業会計予算、議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について。以上について反対をいたします。

介護保険事業特別会計におきまして、多くの高齢者は収入に対する負担割合が大変大きな介護保険料の負担に苦しんでおります。取り分け市民税非課税の高齢者からも月々1万5,000円以上の年金を貰えば容赦なく天引きするなど高齢者の日々の生活をも脅かしております。そして、10月からはデイサービスや施設利用者には居住費や食事費が新たな負担となって、介護サービスを受けることさえ自ら制限せざるをない状況を作り出しております。新玉名市の18年度からの介護保険見直しによる保険料の設定が幾らになるのか、市民の大きな注目を寄せているところであります。しかし、今以上の保険料引き上げは高齢者の暮らしをさらに追い詰めて、介護保険の財政基盤にも影響を与え、介護保険そのものの存続さえも危ぶむこととなります。介護保険料の軽減は多くの高齢者の共通の要望であります。

次に、指定管理者の指定の手続についてであります。保育所、公民館、図書館など地方自治体の公の施設の管理運営に民間営利企業も指定できる、つまり参入できるようになるのが、この制度であります。公の施設の本来の目的は住民の財政負担で住民の福祉の増進のためにつくっているものでありまして、住民皆が平等に利用できなければなりません。しかし、民間企業が参入することによって、これが儲けのために歪められることとなります。地方自治体の施設やサービスについて本来のあり方、目的と違う目的と全く違う方向に利用される危険性があります。また、指定管理者の導入によりまして、今まで委託されていた公的団体の雇用と労働条件が破壊されることにもつながります。

次に、玉名市税条例の一部を改正する条例につきまして、この条例改正は今まで実施されてきました定率減税を半減、そして廃止するものであり、また65歳以上の高齢者で年間の所得が125万円以下の者に対する住民税非課税の処置を年々と縮小して平成20年度からは全廃するものでありまして、これは絶対容認することはできません。

以上のような理由から申しました議案につきまして、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第41号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第50号 平成17年度玉名市下水道事業会計予算

以上の予算関係議案2件については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第38号 平成17年度玉名市一般会計予算

議第39号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第40号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計予算

議第42号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算

議第43号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算

議第44号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計予算

議第45号 平成17年度玉名市土地取得特別会計予算

議第46号 平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計予算

議第47号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第48号 平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計予算

議第49号 平成17年度玉名市水道事業会計予算

以上の予算議案11件については、各委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第41号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算については異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第41号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第41号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、原案どおり可決いたしました。

議第50号平成17年度玉名市下水道事業会計予算については異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第50号平成17年度玉名市下水道事業会計予算については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第50号平成17年度玉名市下水道事業会計予算については、原案どおり可決いたしました。

議第51号 玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

議第53号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例関係議案2件については、異議ありますので、後に譲り採決いたします。
議第52号玉名市男女共同参画推進条例の制定については、委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第51号玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、原案どおり可決いたしました。

議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決しました。

議第54号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

議第55号 有明広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第56号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第57号 市道路線の廃止及び認定について

議第58号 市道路線の変更について

以上の議案5件については、各委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決をいたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 委員長の堀本でございます。議長より御指名を受けましたので、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

去る12月16日に委員会を開催し、執行部から今までの経緯及び新駅周辺の整備計画についての説明がありました。合併前は旧玉名市プロジェクト推進総室が担当しておりましたが、現在は建設部新幹線推進課に所管が移ったとのことで紹介がありました。九州新幹線鹿児島ルートは、御承知のとおり博多駅から鹿児島中央駅まで全長257キロメートルであり、新玉名駅（仮称）は博多駅から76キロ、新大牟田駅から17キロメートルに位置する予定であります。玉名市内10.24キロは玉名トンネル、大坊トンネル、高架橋、橋梁等により建設が進められ、新玉名駅（仮称）舎とともに国の鉄道建設運輸施設支援機構が担当し、用地買収は熊本県が委託を受けて実施しております。玉名市は地元や各関係機関との連絡調整、要望、協議等の役割を担っております。

次に、新玉名駅（仮称）周辺整備構想についてであります。段階的な整備を進めるとの説明がありました。まず平成22年の新幹線工事の完成にあわせ、新駅を中心とする実施計画4ヘクタール、この部分を玉名市が買収など直接整備し、その後基本計画7.2ヘクタールの残りの部分を平成28年度までに市が直接整備するというものであります。また、構想区域の残りの部分については、その後民間活力の導入を視野に入れながら、引き続き検討するとのお話でありました。今後の課題といたしまして新玉名駅周辺整備実施計画の用地買収、埋蔵文化財調査、実施、設計等の多岐に渡ることば予想されます。それぞれ進捗状況を見ながら慎重審議を期するため、引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定をいたしました。

以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わります。

- 議長（松田憲明君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

- 23番（吉田喜徳君） 直接新幹線の特別委員会に関してではないと思うんですけれ

ども、以前から恒久渇水対策協議会が開催する否か、あるいはどうなっているかということについて、議論があったのか。あるいはまた（仮称）、（仮称）とトンネルのお祝い、あるいは先だつてのまたお祝い等に、もうそろそろ（仮称）、（仮称）という名称はどうかあと思えますけど、その辺の委員さん方の質問なり、あるいは意見なりがあったかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

〔新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇〕

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 新議会の中での最ベテランと目される吉田先生の御質問でございますが、まず最初の渇水対策云々というお言葉でございますが、その辺について今後慎重に地元と打ち合わせするということまではいつておりますが、議題としての取り上げ方はなっておりません。それと（仮称）、（仮称）というじゃないかということで、私自身も個人的にはもう「新玉名駅」でというような主張はやっておりますけれども、議題としては全然話になっておらんし、もう既に（仮称）そのものは本称ではなかろうかというような委員さんたちの印象は受けております。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） これにて、質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決をいたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

[玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇]

○玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） ただいまから、玉名バイパス建設促進特別委員会の報告を申し上げます。

正副委員長の互選のあと、執行部より一般国道208号玉名バイパス整備の目的及びこれまでの経過について説明がありました。玉名バイパスの整備は交通混雑の緩和、国道安全の確保及び新玉名駅までのアクセス道路とすることを目的とし、起点玉名市寺田榎原から終点玉名市岱明町開田までの延長8.5キロメートルのうち、暫定供用が2.3キロで、現在新玉名大橋（仮称）などの工事、玉名市立願寺から玉名市岱明町開田までの4.2キロについて測量、地質調査着手中とのことでありました。一般国道208号玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るための調査事項を今後慎重に審議を期するため、次回の委員会は執行部と協議し、付託されました件につきましては、継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、付託された案件の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告を終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部企画財政部及び地域自治調整室の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会市民部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員

長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。なお、追加議案がありますので、午後1時から議会運営委員会を開催いたします。

午前11時59分 休憩

午後 3時17分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（松田憲明君） 日程の追加についてお諮りいたします。

玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

意見書案第1号 議会制度改革早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第2号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について

を日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、

玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

意見書案第1号 議会制度改革早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第2号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について

を日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

玉名市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行いません。本選挙は地方自治法第182条の規定に基づき、有権者の中から各4名を選ぶものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

玉名市選挙管理委員会委員に、平嶋幸一君、美崎實雄君、西山幸郎君、竹原久幸君。補充員に、木下孝一君、上潟口康恵さん、平川玄悟君、川原守君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしましたとおり、それぞれの4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま、議長において指名いたしました平嶋幸一君、美崎實雄君、西山幸郎君、竹原久幸君が選挙管理委員に、木下孝一君、上潟口康恵さん、平川玄悟君、川原守君が補充員に当選されました。

なお、この際補充員の順位について、お諮りいたします。1番木下孝一君、2番上潟口康恵さん、3番平川玄悟君、4番川原守君、以上のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第8 意見書案上程

○議長（松田憲明君） これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第2号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について

の意見書案2件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案2件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君）

意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第2号 真の地方自治改革の確実な実現に関する意見書の提出についての意見書案2件については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についての意見書案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり可決いたしました。

次に、意見書案第2号真の地方自治改革の確実な実現に関する意見書の提出についての意見書案については、異議がありますので、起立によって採決いたします。意見書案第2号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第2号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出については、原案どおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 初めての定例会の閉会に当たりまして、年末でもございますので、一言御挨拶をお許しをいただきます。今議会、提案をさせていただきました各議案に対しまして、御審議をいただき、また議決、承認をいただきましたこと御苦労様でございました。ありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思います。議会の皆様方も初めての合併、そして選挙後初めての議会ということで、議会の構成あるいは含めてもろもろと御苦労が多い今議会であったかと思いますが、それぞれに調整を凶っていただいてスムーズに各議案の審議なりあるいは議決がなされたことを非常に貴重に受け止めております。どうぞ今後ともいろいろと厳しい問題が続きますが、議会の皆様方の格

別の御指導御協力を重ねてお願いを申し上げます。風邪もはやっておりますので、この年末御自愛の上に新年をお迎えいただき、2006年が玉名市にとりましても、皆様方にとりましても健康に恵まれた良い年でありますように御祈念を申し上げて、お礼の御挨拶にさせていただきます。御世話様になりました。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） これにて本会議を閉じ、平成17年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松 田 憲 明

玉名市議会議員 宮 田 知 美

玉名市議会議員 北 本 節 代